

2016（平成 28）年度  
点検評価報告書

西南学院大学

# 目 次

序 章	1	経営学研究科	15
学長・全学点検評価委員会委員長		文学研究科	15
K. J. シャフナー		経済学研究科	16
		神学研究科	16
		人間科学研究科	16
		国際文化研究科	16
		法務研究科（法科大学院）	16
第 1 章 理念・目的	5	(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。	16
1. 現状の説明	5	大学全体	16
(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。	5	神学部	17
大学全体	5	文学部	17
神学部	7	商学部	18
文学部	7	経済学部	18
商学部	7	法学部	18
経済学部	8	人間科学部	19
法学部	8	国際文化学部	19
人間科学部	9	大学院全体	19
国際文化学部	10	法学研究科	20
法学研究科	10	経営学研究科	20
経営学研究科	10	文学研究科	20
文学研究科	10	経済学研究科	20
経済学研究科	10	神学研究科	21
神学研究科	11	人間科学研究科	21
人間科学研究科	11	国際文化研究科	21
国際文化研究科	11	法務研究科（法科大学院）	21
法務研究科（法科大学院）	11	2. 点検・評価	22
(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。	12	(1) 効果が上がっている事項	22
大学全体	12	大学全体（建学の精神から現場業務につながる一貫性）	22
神学部	13	大学全体（自校教育）	22
文学部	14	大学全体（新入生アンケートの実施）	22
商学部	14	(2) 改善すべき事項	22
経済学部	14	3. 将来に向けた発展方策	22
法学部	14	(1) 効果が上がっている事項	22
人間科学部	14	大学全体（建学の精神から現場業務につながる一貫性）	22
国際文化学部	15	大学全体（自校教育）	23
法学研究科	15		

大学全体（新入生アンケートの実施）	23	人間科学部	42
（2）改善すべき事項	23	国際文化学部	43
4. 根拠資料	23	大学院全体	43
<b>第2章 教育研究組織</b>	<b>25</b>	法学研究科	43
1. 現状の説明	25	経営学研究科	44
（1）大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。	25	文学研究科	44
（2）教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。	31	経済学研究科	45
2. 点検・評価	31	神学研究科	45
（1）効果が上がっている事項	31	人間科学研究科	46
チャペルアワー	31	国際文化研究科	46
新分野の教育・研究組織の検討	32	法務研究科（法科大学院）	47
新研究科設置の検討	32	（2）学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。	47
共通教育センター設置の検討	32	大学全体	47
エクステンションセンター設置の検討	32	神学部	48
教育研究組織の適切性の検証	32	文学部	49
（2）改善すべき事項	32	商学部	49
3. 将来に向けた発展方策	32	経済学部	50
（1）効果が上がっている事項	32	法学部	50
チャペルアワー	32	人間科学部	51
新分野の教育・研究組織の検討	33	国際文化学部	51
新研究科設置の検討	33	法学研究科	52
共通教育センター設置の検討	33	経営学研究科	52
エクステンションセンター設置の検討	33	文学研究科	53
教育研究組織の適切性の検証	33	経済学研究科	53
（2）改善すべき事項	33	神学研究科	53
4. 根拠資料	33	人間科学研究科	54
		国際文化研究科	54
		法務研究科（法科大学院）	54
		（3）教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。	55
		大学全体	55
		神学部	56
		文学部	56
		商学部	57
		経済学部	57
		法学部	58
		人間科学部	58
		国際文化学部	59
		大学院全体	59
		法学研究科	59
		経営学研究科	60
		文学研究科	60
<b>第3章 教員・教員組織</b>	<b>35</b>		
1. 現状の説明	35		
（1）大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。	35		
大学全体	35		
神学部	39		
文学部	39		
商学部	40		
経済学部	41		
法学部	41		

経済学研究科	60
神学研究科	60
人間科学研究科	60
国際文化研究科	61
法務研究科（法科大学院）	61
言語教育センター	61
（4）教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。	61
大学全体	61
神学部	63
文学部	63
商学部	64
経済学部	64
法学部	65
人間科学部	65
国際文化学部	65
法学研究科	65
経営学研究科	66
文学研究科	66
経済学研究科	66
神学研究科	66
人間科学研究科	67
国際文化研究科	67
法務研究科（法科大学院）	67
（5）教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に検証させ、改善につなげているか。[本学独自の点検・評価項目]	67
大学全体	67
2. 点検・評価	68
（1）効果が上がっている事項	68
大学全体	68
経済学部	69
（2）改善すべき事項	69
大学全体	69
3. 将来に向けた発展方策	69
（1）効果が上がっている事項	69
大学全体	69
経済学部	69
（2）改善すべき事項	69
大学全体	69
4. 根拠資料	70

## 第4章 教育内容・方法・成果

### 1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針 73

1. 現状の説明	73
（1）教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。	73
大学全体	73
神学部	73
文学部	74
商学部	75
経済学部	76
法学部	77
人間科学部	78
国際文化学部	80
大学院全体	80
法学研究科	81
経営学研究科	81
文学研究科	81
経済学研究科	82
神学研究科	83
人間科学研究科	83
国際文化研究科	84
（2）教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。	85
大学全体	85
神学部	85
文学部	87
商学部	91
経済学部	94
法学部	98
人間科学部	101
国際文化学部	105
大学院全体	108
法学研究科	108
経営学研究科	108
文学研究科	109
経済学研究科	109
神学研究科	110
人間科学研究科	110
国際文化研究科	111
（3）教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。	111

大学全体	111	人間科学部	120
（４）教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。	112	国際文化学部	121
大学全体	112	大学院全体	121
神学部	112	法学研究科	121
文学部	112	経営学研究科	122
商学部	113	文学研究科	122
経済学部	113	経済学研究科	123
法学部	113	神学研究科	123
人間科学部	113	人間科学研究科	124
国際文化学部	113	国際文化研究科	124
大学院全体	113	（２）教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。	125
法学研究科	114	大学全体	125
経営学研究科	114	神学部	125
文学研究科	114	文学部	126
経済学研究科	114	商学部	127
神学研究科	114	経済学部	127
人間科学研究科	114	法学部	127
国際文化研究科	115	人間科学部	127
2. 点検・評価	115	国際文化学部	128
（１）効果が上がっている事項	115	大学院全体	128
人間科学研究科	115	法学研究科	128
（２）改善すべき事項	115	経営学研究科	129
3. 将来に向けた発展方策	115	文学研究科	129
（１）効果が上がっている事項	115	経済学研究科	130
人間科学研究科	115	神学研究科	130
（２）改善すべき事項	116	人間科学研究科	131
4. 根拠資料	116	国際文化研究科	131
		（３）教育課程の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。[本学独自の点検・評価項目]	132
<b>第４章 教育内容・方法・成果</b>		大学全体	132
<b>2. 教育課程・教育内容</b>	<b>117</b>	2. 点検・評価	132
1. 現状の説明	117	（１）効果が上がっている事項	132
（１）教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	117	神学部	132
大学全体	117	文学部	133
神学部	118	法学部	133
文学部	118	神学研究科	133
商学部	119	人間科学研究科	133
経済学部	119	（２）改善すべき事項	134
法学部	120	3. 将来に向けた発展方策	134
		（１）効果が上がっている事項	134

神学部	134
文学部	134
法学部	135
神学研究科	135
人間科学研究科	135
(2) 改善すべき事項	135
4. 根拠資料	136

## 第4章 教育内容・方法・成果

### 3. 教育方法 137

1. 現状の説明	137
(1) 教育方法および学習指導は適切か。	137
大学全体	137
神学部	138
文学部	138
商学部	140
経済学部	140
法学部	141
人間科学部	142
国際文化学部	142
大学院全体	143
法学研究科	143
経営学研究科	143
文学研究科	144
経済学研究科	145
神学研究科	146
人間科学研究科	147
国際文化研究科	148
(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。	148
大学全体	148
神学部	149
文学部	149
商学部	150
経済学部	150
法学部	150
人間科学部	151
国際文化学部	151
大学院全体	151
法学研究科	152
経営学研究科	152
文学研究科	152

経済学研究科	153
神学研究科	153
人間科学研究科	154
国際文化研究科	154
(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。	155
大学全体	155
神学部	155
文学部	155
商学部	156
経済学部	156
法学部	157
人間科学部	157
国際文化学部	158
大学院全体	158
法学研究科	158
経営学研究科	159
文学研究科	159
経済学研究科	159
神学研究科	160
人間科学研究科	160
国際文化研究科	160
(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。	160
大学全体	160
神学部	161
文学部	161
商学部	162
経済学部	162
法学部	163
人間科学部	163
国際文化学部	165
大学院全体	165
法学研究科	165
経営学研究科	166
文学研究科	166
経済学研究科	166
神学研究科	166
人間科学研究科	166
国際文化研究科	167
(5) 教育内容・方法等の改善を図るための責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、そ	

の検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。[本学独自の点検・評価項目]	167
大学全体	167
2. 点検・評価	167
(1) 効果が上がっている事項	168
神学部	168
法学部	168
(2) 改善すべき事項	168
3. 将来に向けた発展方策	168
(1) 効果が上がっている事項	168
神学部	168
法学部	169
(2) 改善すべき事項	169
4. 根拠資料	169

## 第4章 教育内容・方法・成果

### 4. 成果 173

1. 現状の説明	173
(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。	173
大学全体	173
神学部	174
文学部	174
商学部	174
経済学部	175
法学部	175
人間科学部	175
国際文化学部	176
大学院全体	176
法学研究科	176
経営学研究科	176
文学研究科	176
経済学研究科	177
神学研究科	177
人間科学研究科	177
国際文化研究科	178
(2) 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。	178
大学全体	178
神学部	178
文学部	178
商学部	179

経済学部	180
法学部	181
人間科学部	181
国際文化学部	182
大学院全体	183
法学研究科	183
経営学研究科	184
文学研究科	184
経済学研究科	186
神学研究科	186
人間科学研究科	187
国際文化研究科	187
2. 点検・評価	188
(1) 効果が上がっている事項	188
法学部	188
経営学研究科	189
神学研究科	189
人間科学研究科	189
(2) 改善すべき事項	189
3. 将来に向けた発展方策	189
(1) 効果が上がっている事項	189
法学部	189
経営学研究科	189
神学研究科	190
人間科学研究科	190
(2) 改善すべき事項	190
4. 根拠資料	190

## 第5章 学生の受け入れ 191

1. 現状の説明	191
(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。	191
大学全体	191
神学部	191
文学部	192
商学部	194
経済学部	196
法学部	197
人間科学部	199
国際文化学部	201
法学研究科	202
経営学研究科	202

文学研究科	203
経済学研究科	203
神学研究科	204
人間科学研究科	204
国際文化研究科	205
法務研究科（法科大学院）	205
（2）学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。	206
大学全体	206
神学部	208
文学部	209
商学部	209
経済学部	209
法学部	210
人間科学部	210
国際文化学部	210
大学院全体	210
法学研究科	213
経営学研究科	214
文学研究科	215
経済学研究科	217
神学研究科	218
人間科学研究科	219
国際文化研究科	220
法務研究科（法科大学院）	221
（3）適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	222
大学全体	222
神学部	223
文学部	223
商学部	223
経済学部	224
法学部	224
人間科学部	224
国際文化学部	225
大学院全体	225
法学研究科	225
経営学研究科	225
文学研究科	225
経済学研究科	225
神学研究科	225
人間科学研究科	226

国際文化研究科	226
法務研究科（法科大学院）	226
（4）学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。	226
大学全体	226
大学院全体	227
法務研究科（法科大学院）	227
2. 点検・評価	227
（1）効果が上がっている事項	228
神学部	228
法務研究科（法科大学院）	228
（2）改善すべき事項	228
大学全体	228
人間科学部	228
大学院全体	228
3. 将来に向けた発展方策	228
（1）効果が上がっている事項	228
神学部	228
法務研究科（法科大学院）	228
（2）改善すべき事項	229
大学全体	229
人間科学部	229
大学院全体	229
4. 根拠資料	229

## 第6章 学生支援 231

1. 現状説明	231
（1）学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。	231
（2）学生への修学支援は適切に行われているか。	232
（3）学生の生活支援は適切に行われているか。	241
（4）学生の進路支援は適切に行われているか。	247
（5）学生支援の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織・権限・手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。[本学独自の点検・評価項目]	249
2. 点検・評価	249
（1）効果が上がっている事項	250



障がい学生に対する修学支援	250
国際交流機会及び支援育成制度の提供	250
留年・休学・退学防止の対処	250
教職員による奨学金	250
学生相談体制の充実	250
進路支援と学部教育との連携	250
(2) 改善すべき事項	250
補習・補充教育	250
インターナショナルハウス	250
3. 将来に向けた発展方策	251
(1) 効果が上がっている事項	251
障がい学生に対する修学支援	251
国際交流機会及び支援育成制度の提供	251
留年・休学・退学防止の対処	251
教職員による奨学金	251
学生相談体制の充実	251
進路支援と学部教育との連携	251
(2) 改善すべき事項	251
補習・補充教育	251
インターナショナルハウス	252
4. 根拠資料	252
<b>第7章 教育研究等環境</b>	<b>255</b>
1. 現状の説明	255
(1) 教育研究環境の整備に関する方針を明確に定めているか。	255
(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。	255
(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。	260
(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。	264
(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。	266
(6) 教育研究等環境の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。[本学独自の点検・評価項目]	268
2. 点検・評価	268
(1) 効果が上がっている事項	268
キャンパスグランドデザイン	268
施設・設備の安全性・利便性	269
図書館の充実	269

研究業績の公開	269
教育 IP、研究 IP の取組	269
(2) 改善すべき事項	269
3. 将来に向けた発展方策	269
(1) 効果が上がっている事項	269
キャンパスグランドデザイン	269
施設・設備の安全性・利便性	269
図書館の充実	269
研究業績の公開	270
教育 IP、研究 IP の取組	270
(2) 改善すべき事項	270
4. 根拠資料	270

## 第8章 社会連携・社会貢献 273

1. 現状の説明	273
(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。	273
(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。	273
(3) 社会連携・社会貢献の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。[本学独自の点検・評価項目]	282
2. 点検・評価	283
(1) 効果が上がっている事項	283
公開講座等の実施	283
ボランティア活動の充実	283
西南子どもプラザの諸取組	283
諸施設を活用した地域貢献	283
(2) 改善すべき事項	283
3. 将来に向けた発展方策	284
(1) 効果が上がっている事項	284
公開講座等の実施	284
ボランティア活動の充実	284
西南子どもプラザの諸取組	284
諸施設を活用した地域貢献	284
(2) 改善すべき事項	284
4. 根拠資料	284

## 第9章 管理運営・財務

### 1. 管理運営 287

1. 現状の説明	287
(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。	287
(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。	287
(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。	290
(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。	292
(5) 管理運営に関する検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。[本学独自の点検・評価項目]	293
2. 点検・評価	294
(1) 効果が上がっている事項	294
大学運営全般	294
スタッフ・ディベロップメント	294
(2) 改善すべき事項	294
3. 将来に向けた発展方策	294
(1) 効果が上がっている事項	294
大学運営全般	294
スタッフ・ディベロップメント	294
(2) 改善すべき事項	295
4. 根拠資料	295

## 第9章 管理運営・財務

### 2. 財務

1. 現状の説明	297
(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。	297
(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。	301
(3) 予算配分と執行プロセスの明確性・透明性及び監査の方法・プロセス等の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。[本学独自の点検・評価項目]	303
2. 点検・評価	303
(1) 効果が上がっている事項	304
財務全般	304
(2) 改善すべき事項	304

3. 将来に向けた発展方策	304
(1) 効果が上がっている事項	304
財務全般	304
(2) 改善すべき事項	304
4. 根拠資料	304

## 第10章 内部質保証

1. 現状の説明	307
(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。	307
(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。	309
(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。	312
2. 点検・評価	314
(1) 効果が上がっている事項	314
自己点検・評価体制の整備	314
財務情報の公開	314
法科大学院における外部評価制度の導入	314
(2) 改善すべき事項	314
外部評価制度の検討	314
3. 将来に向けた発展方策	315
(1) 効果が上がっている事項	315
自己点検・評価体制の整備	315
財務情報の公開	315
法科大学院における外部評価制度の導入	315
(2) 改善すべき事項	315
外部評価制度の検討	315
4. 根拠資料	315

## 終章

副学長（総務担当）・全学点検評価委員会幹事長

石森 久広

## 大学基準協会提出資料 評定一覧 [様式3]

## 序 章

---

## 1. 西南学院大学における自己点検・評価の方針

本学では、自己点検・評価の方針を、下記のとおり定めている。

### [目的]

西南学院大学は、教育研究水準の向上に努め、教育研究活動の活性化を図るとともに、その社会的責務を果たしていくために、教育研究及び大学管理運営の状況について、自己点検・評価を行うことを目的とする。

(西南学院大学自己点検・評価規程第1条)

### [活動の目的（何のために行うのか）]

本学の目指す姿の追求と教育・研究の質向上に資する改善・改革を、自己点検・評価活動を通じて強く促進し、本学の永続的発展に寄与するとともに、活動を通じて社会的信頼を獲得する。

### [活動の基本方針]

- (1) 本学の理念・目的の達成に向けた活動
- (2) 自主的な取組
- (3) 第三者評価の尊重
- (4) 内部質保証の重視（PDCA サイクルによる改善活動）
- (5) 大学設置基準等教育関連法の遵守
- (6) 積極的な情報公開と説明責任の履行
- (7) 公益財団法人大学基準協会による認証評価との連動

(西南学院大学自己点検・評価実施要領)

## 2. 自己点検・評価の経緯

### (1) 第1期認証評価まで

本学は、1992（平成 4）年に「西南学院大学点検評価規程」を制定するとともに、自己点検・評価体制を整備して、1993（平成 5）年から学内各機関（学部、大学院、部署等）で点検・評価の取組を開始した。

1995（平成 7）年度以来、年間の点検・評価結果をまとめた「西南学院大学 現状と課題-1996-」（1992-1994 年度）、「西南学院大学 現状と課題-1999-」（1995-1997）の作成・公表を実施してきた。

法令等の改正を受けて、2001（平成 13）年度に「西南学院大学点検評価報告書」（1998-2000 年度）を作成、2002（平成 14）年度に大学基準協会の相互評価を申請し、翌 2003（平成 15）年 3 月に「大学基準に適合している」との認定を受けた。

2005（平成 17）年度には「西南学院大学点検評価報告書」（2002-2004 年度）、2008（平成 20）年には「西南学院大学点検評価報告書」（2005 年度-2007 年度）を作成・公表した。また、2007（平成 19）年度には、「西南学院大学 法科大学院の現状と課題」（2005 年度-2007 年度）を作成し、日弁連法務研究財団から翌 2008（平成 20）年 3 月に「法科大学院評価基準に適合している」との認定を受けた。

2009（平成 21）年度に「西南学院大学自己点検評価報告書」を作成、2010（平成 22）年度に大学基準協会の認証評価を申請し、翌 2011（平成 23）年 3 月に「大学基準に適合している」との認定を受けた。

### (2) 第2期認証評価

2011（平成23）年度開始の第2期認証評価において、大学基準協会が、大学の自律的改善をより一層支援するための「内部質保証システム」を重視した、新しい基準に基づく評価を始めたこと、及び第2期法科大学院認証評価においても、法科大学院の自己改革が更に重視されたことに伴い第三者評価を導入するなど、本学においても、新しい自己点検・評価、認証評価のあり方を目指して検討を行った。

その結果、2011（平成23）年度に「西南学院大学大学院法務研究科自己点検・評価規程」、2012（平成24）年度に「西南学院大学自己点検・評価規程」及び「西南学院大学自己点検・評価規程細則」を制定し、自己点検・評価を行う責任主体・組織、権限を、西南学院大学自己点検評価実施要領に明示した。これらの規程に添って、現在、自己点検・評価を行っている。

### 3. 自己点検・評価の体制と取組

本学では、全学的及び各部門単位での自己点検・評価活動を実施するために以下の通り、組織体制を整備し、「西南学院大学自己点検・評価規程」に則り、以下の組織が関連しながら、自己点検・評価活動を行っている。

まず、全学的な自己点検・評価を実施する機関として、学長を委員長とする「全学点検評価委員会」を設置している。この全学点検評価委員会の下に、全34委員会から構成される「個別点検評価委員会」を設置している。個別点検評価委員会は、各学部研究科等及び部局センター等の委員会から成り、その役割は、自己点検・評価の主体機関として、当該部門の自己点検・評価を実施することであり、全学点検評価委員会に報告を行う。なお、34の個別点検評価委員会からの報告を取り纏める作業等の支援は、副学長（総務担当）を幹事長とする「全学点検評価委員会幹事会」が行う。全ての個別点検評価委員会の自己点検・評価結果は、全学点検評価委員会において確認する。こうして毎年度、自己点検・評価を行い、纏めた自己点検・評価結果は、学内で共有するとともに、大学ホームページを通じて社会に公表している。

### 4. 前回の認証評価を踏まえた改善・改革の取組み

2010（平成22）年度に申請した大学基準協会の大学評価において本学は、同協会の大学基準に適合しているとの認定を受けた。評価結果においては、長所として評価される事項があった一方で、助言等の有益な示唆を得ることができた。本学ではこれを真摯に受け止め、全学点検評価委員会、部長会議、連合教授会、常任理事会、課長会議等で報告するとともに、毎年の自己点検評価活動で改善への取組を続け、改善状況の把握及び共有を図っている。

具体的には、2014（平成26）年7月に大学基準協会に改善報告書を提出し、2015（平成27）年4月に改善報告書に対する評価結果が示された。評価結果においては、「2010（平成22）年度の本協会による大学評価に際し、問題点の指摘に関する助言として11点の改善報告を求めた。今回提出された改善報告書からは、これらの助言を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることが確認できる。」との評価を受けた。しかし一方で、「ただし、次に述べる取り組みの成果が十分に表れていない事項

については、引き続き一層の努力が望まれる。」との示唆があったため、引き続き改善に向けた取り組みを進めた。

前回指摘された項目のうち、シラバスの記載内容が一部の科目で不十分であるとされた件、学位授与方針の明示が一部の研究科で不十分であるとされた件、専任教員 1 人あたりの学生数が多い学科があるとされた件については、対応済である。神学部における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が 0.86 と低く改善が望まれるとの指摘を受けていた件については、0.98 と改善傾向にある。人間科学部社会福祉学科における編入学定員に対する編入学生数比率が 0.40 と低いとされた件及び大学院の収容定員に対する在籍学生数比率に関して、法学研究科で 0.20、経済学研究科博士前期課程で 0.36 と低いので引き続き改善が望まれるとされた件については、今回の 2016 年度点検評価報告書に、改善すべき事項として掲げ、それぞれ将来に向けた発展方策を記述している。

学校法人西南学院は、1916（大正 5）年、米国人宣教師 C.K.ドージャーによって福岡市に設立された。創立者の遺訓“Seinan, Be True to Christ.－西南よ、キリストに忠実なれ－”は、学院の建学の精神として、現在もなお大切に受け継がれている。

西南学院は、2016（平成 28）年 5 月に創立 100 周年を迎えるにあたり、「西南学院ビジョン 2016-2025」を策定した。今後も建学の精神を守り、さらに発展し続けるために、建学の精神、及び建学の精神を踏まえて策定した 5 つのビジョン「人間育成：キリスト教精神に基づいた隣人愛の実践」「教育研究：確かな教育力と新たな知と価値の創造」「国際感覚：異文化を受容し、行動できる国際性の修得」「地域貢献：進化する福岡とともに歩む学院としての自覚と協働」「経営基盤：永続的な変革と発展を支える柔軟な組織の構築」を指針としながら、自己点検・評価活動を行い、また外部からの評価も受けながら、さらに続く 100 年にむけて、今後も一歩ずつ着実な歩みを進めていく所存である。

2017（平成 29）年 3 月 27 日

学長

全学点検評価委員会委員長

K. J. シャフナー



## 第 1 章 理念·目的

---



1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

**大学全体**

本学は、1916（大正5）年4月にアメリカの南部バプテスト派宣教師 C.K.ドージャーによって創立された私立西南学院によって1949（昭和24）年に開設された。

開設当初は、学芸学部のみ単科大学であったが、神学部、文学部、商学部、経済学部、法学部、人間科学部、国際文化学部と学部学科の新設、編成を行い、現在は7学部13学科を擁する人文社会科学系総合大学となるに至っている。また、大学院についても、1971（昭和46）年の法学研究科の設置以降、経営学研究科、文学研究科、経済学研究科、神学研究科、人間科学研究科、国際文化研究科に各々博士前期・後期課程の設置、更に2016（平成28）年4月には人間科学研究科に臨床心理学専攻（修士課程）を設置して、現在は7研究科8専攻を擁している。加えて、法曹養成に特化した教育を行う法務研究科（法科大学院）を設置している。

創立者 C.K.ドージャーの一貫した教育理念は、「キリスト教主義に基づく人格教育」であった。創立者の遺訓“Seinan, Be True to Christ.－西南よ、キリストに忠実なれ－”【資料1-1 p.9】は、建学の精神として受け継がれている。

本学では、学校教育法第83条第1項及び学校教育法第99条第1項を踏まえて、大学、大学院及び法務研究科（法科大学院）の理念及び目的を「西南学院大学学則」【資料1-2】、「西南学院大学大学院学則」【資料1-3】及び「西南学院大学大学院法務研究科学則」【資料1-4】に定めており、いずれにおいても建学の精神及び目指すべき方向性等を明確に示している。

**大学・大学院・法務研究科（法科大学院）の理念・目的**

◇西南学院大学学則第1条【資料1-2】

西南学院大学は、キリスト教を教育の基本理念とし、深遠な学術研究とそれに立脚した教育を基盤に、学術文化の向上に寄与するとともに、地域、日本、そして世界に貢献できる教養豊かで深い専門知識と創造性を備えた人材を育成することを目的とする。

◇西南学院大学大学院学則第2条【資料1-3】

大学院は、本学の建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、研究者としての深い学識及び卓越した能力を培い、また高度の専門性が求められる職業を担うための高度の専門的知識・能力及び卓越した指導力を育成し、文化の進展に寄与することを目的とする。

大学院は、前項の目的を達成するため、創造性豊かな優れた研究・開発能力をもつ研究者、確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員、高度な専門的知識・能力をもつ高度専門職業人、地域等の基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある教養人、などの人材を養成するものとする。

◇西南学院大学大学院法務研究科学則第2条【資料1-4】

法科大学院は、本学の建学の精神に基づき、法学分野における学術の理論及び応用を教授研究し、法曹に求められる深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

## 第1章 理念・目的

本学では、理事会を中心として、建学の精神である“Seinan, Be True to Christ.－西南よ、キリストに忠実なれ－”を現代的に解釈する作業を継続しており、構成員へ建学の精神の理解を促すとともに、学院運営及び行動の指針として提示し、活用している。近年では、以下のとおり、「西南学院の使命」【資料 1-5】、「西南学院ビジョン 2016－2025」及び「中長期計画 2016-2025」【資料 1-6】を策定した。

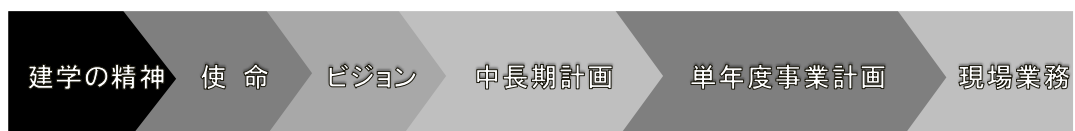
- (1) 「西南学院の使命」：1999（平成 11）年 3 月 定期理事会において決定  
学校法人西南学院は、「キリストに忠実なれ」の建学の精神に基づいて真理の探求及び優れた人格の形成に励み、地域社会及び国際社会に奉仕する創造的な人材を育てることを使命とする。【資料 1-5】
- (2) 「西南学院ビジョン 2016-2025」：2014（平成 26）年 12 月 臨時理事会において決定  
2016（平成 28）年 5 月に学院創立 100 周年を迎えるにあたり、現代の視点で建学の精神を見つめ直すことによって、本学院の構成員が 1 つの将来像に向かって共通の目標を持ち、創立 100 周年以降も前進し続けることを目的に策定されたものである。【資料 1-6】

### 「西南学院ビジョン 2016－2025」【資料 1-6 p.5～8】



- ・人間育成：キリスト教精神に基づいた隣人愛の実践
- ・教育研究：確かな保育・教育力と新たな知と価値の創造
- ・国際感覚：異文化を受容し、行動できる国際性の修得
- ・地域貢献：進化する福岡とともに歩む学院としての自覚と協働
- ・経営基盤：永続的な変革と発展を支える柔軟な組織の構築

### 建学の精神から現場業務まで繋がる一貫性



- (3) 「中長期計画 2016－2025」：2015（平成 27）年 12 月 策定  
「西南学院ビジョン 2016-2025」を具現化するため、本学院が擁する保育所、幼稚園、小学校、中学校・高等学校、大学、大学院、法科大学院が、ビジョン実現に向けた課題とアクションプランをまとめた計画である。【資料 1-6 p.9～34】  
「中長期計画 2016-2025」は、大学をはじめとして各学校・園・保育所の構成員が各組織において検討を重ね、各構成員の意向を可能な限り反映して、実現可能性を重視している。

本学の各学部及び研究科の理念・目的は、大学学則、大学院学則及び法務研究科学則に、以下のとおり定めている。

### 神学部

神学部は、聖書やキリスト教思想・哲学・芸術を中心とする学びを通して、キリスト教精神の本質を究明するとともに、この精神を担い、日本、そして世界の精神文化の形成、倫理・道徳の向上、平和と福祉の促進に貢献する人間を育成するために、「神学コース」と「キリスト教人文学コース」の2コースを置き、キリスト教界の指導者、教会の伝道者・牧師などの専門職業人、並びにキリスト教精神を基盤として社会に貢献する人を養成することを目的とする。 西南学院大学学則第1条(1)【資料1-2】

### 文学部

文学部は、英語とフランス語に関する語学的知識の修得や実践的運用能力の養成を重視し、言語の本質や機能、英語圏やフランス語圏の文学・文化・社会のあり方、人間関係、等について豊かな識見を養うことによって、グローバルな視野に立って日本のみならず世界で活躍できる人材の育成を目的とする。

この目的のもとに、「英文学科」、「外国語学科英語専攻」、「外国語学科フランス語専攻」を置き、異なった社会・思想・人間のあり方を多様な観点から総合的に理解しつつ自己認識を深め、幅広い教養と高い見識、旺盛な知的好奇心、自発性と創造性、等を涵養するよう努める。

#### (1) 英文学科

英文学科は、英語、英米文学・文化の教育・研究を通して、実践的な英語運用能力、広く深い教養と専門知識、豊かな感性と想像力、等を陶冶することに努め、グローバル化した社会の要請に応じうる人材を育成することを目的とする。

#### (2) 外国語学科英語専攻

外国語学科英語専攻は、英語学・英語教育、コミュニケーション学、ビジネス英語、言語文化を教育・研究の柱とし、実践的な英語運用能力の育成を図るとともに、英語と文化や社会との関係を認識する能力を養い、英語の特性を科学的に分析する能力を涵養し、その研究成果を教育に活かす能力を育成し、社会の発展に寄与する自発的で創造性豊かな人材を育てることを目的とする。

#### (3) 外国語学科フランス語専攻

外国語学科フランス語専攻は、実践的なフランス語運用能力の育成を基礎として、より総合的で創造的なコミュニケーション能力の修得へと導きながら、言語を取り巻く社会や文化のありようを理解し、自己と異なる他者を発見してこれと積極的に対話を行ない、国際化・情報化する世界の中で知的行動力をもって活躍しうる人材を育成することを目的とする。 西南学院大学学則第1条(2)【資料1-2】

### 商学部

商学部は、建学の精神に基づいて、高い倫理観と深い思考力を備えたビジネス・パーソンの育成を目的とする。具体的には、キリスト教・商学・会計学・経営学・経営情報学の分野における高度な学術理論の教育と研究を通じて、経済社会に生起する問題の本質を正しく認識し、高度な倫理観に支えられた論理的な思考力をもって、新たな環境を積極的に創造する志の高いビジネス・パーソンを育成することで、広く社会への貢献を目指す

す。

### (1) 商学科

商学科では、商学と会計学の分野における高度な学術理論の教育と研究を通じて、商取引に関する正しい理解を深めさせる。モノとカネの効率的配分や円滑な流通を目的とする商学と企業成果の計算・公表を目的とする会計学について教育することで、問題設定能力とその解決能力を有するとともに、経済社会に柔軟に対応でき、かつ、高い倫理観と高度な専門知識を身に付けたビジネス・パーソンの育成を目指す。

### (2) 経営学科

経営学科では、経営学と経営情報学の分野における高度な学術理論の教育と研究を通じて、企業経営に関する正しい理解を深めさせる。現代の経済活動の重要な一翼を担っている企業の経営について、思想・戦略・組織・ヒト・モノ・カネ・情報・国際・環境などの観点から多面的に教育することで、高度な倫理観・理解力・構想力・表現力及び対人関係形成能力を備えた優れたビジネス・パーソンの育成を目指す。

西南学院大学学則第1条 (3) 【資料1-2】

## 経済学部

経済学部の理念は、経済学の基本的知識と特有の思考法を基礎とした、現代社会を生き抜く力の涵養であり、教育の目的は、社会における重要問題の所在を自ら発見し、それに関して必要となる事項を自ら調べる能力、そして、その結果を簡潔かつ明瞭に報告し、さらに問題に的確に対処できる能力を身に付けさせることを基礎として、社会の変動を正確に理解し、その展開過程に積極的に参画できる企業人、公務員その他の社会人を養成することにある。

### (1) 経済学科

経済学科は、経済学の理論体系、実証分析、政策分析、経済の歴史的分析及び現実経済の把握に関する諸分野の科目を有機的かつ総合的に教授し、日本と地域社会を中心とした経済の仕組みの論理的構造と実態とを理解させるとともに、データを科学的に分析し、先入観にとらわれない合理的結論を導き出す経済学的思考方法を鍛錬することによって、種々の経済社会問題に対する実践的解決法を見出す能力を有する人材を育成することを目的とする。

### (2) 国際経済学科

国際経済学科は、先入観にとらわれない合理的な経済学的思考方法の研鑽に加えて、国際社会の変化と国際経済及びビジネスのグローバル化の諸現象と相互の関連性、並びにそこから派生する諸問題の分析手法と対処方法立案の考え方を教授し、歴史・伝統・習慣・文化・宗教等の異なる諸外国との交流に役立つ語学力を基礎とした幅広い国際感覚を養成することによって、社会の国際化に寄与しうる人材を育成することを目的とする。

西南学院大学学則第1条 (4) 【資料1-2】

## 法学部

法学部は、法学及び政治学の専門学智を基礎に、多様な価値観の理解と、批判的思

惟の力を育み、変容する現代社会の秩序構成に寄与できる識見を養うことを目的とする。

### (1) 法律学科

法律学科は、法学及び政治学の専門学智を修め、伶俐な識見を養うとともに、多様な価値観への理解を促し、公共の精神の涵養に努め、変容する現代社会に対する批判的思考力を育み、多方面にわたる社会活動に貢献できる人格の育成を図ることを目的とする。

### (2) 国際関係法学科

国際関係法学科は、社会の国際化に起因する諸現象を法的・政治的観点から学術的に深く掘り下げて理解しうる識見を養い、普遍的な視野と共生の精神の涵養に努め、多様な活動の場において国際共同社会の課題に取り組み、異文化交流に貢献できる人格の育成を図ることを目的とする。 西南学院大学学則第1条 (5) 【資料1-2】

## 人間科学部

人間科学部は、キリスト教主義による人間教育の理念に基づいて、幅広く高い教養と人間に関する諸分野の学術的成果を習得させることによって、人間の生涯に亘る成長と発達についての深い理解、他者を受容し共感する能力、ならびに地域社会、わが国と世界についての主体的思考力と総合的な判断力をもった個人を育成するとともに、とりわけ教育、保育、福祉、心理の各分野において優れた働き手として貢献しうる専門家を養成することを目的とする。

### (1) 児童教育学科

児童教育学科は、キリスト教主義による人間教育の理念に基づいて教育を行い、教育・保育の分野に関する専門的知識と技能の習得を通じて、これらの分野の専門家である保育士、幼稚園教諭、小学校教諭などを養成するとともに、これらの専門的知識と技能を活かして社会に貢献しうる人間を育成することを目的とする。

### (2) 社会福祉学科

社会福祉学科は、キリスト教主義による人間教育の理念に基づいて教育を行ない、社会福祉の分野に関する専門的知識と技能の習得を通じて、これらの分野の専門家である社会福祉士、精神保健福祉士、保育士などを養成するとともに、これらの専門的知識と技能を生かして社会に貢献しうる人間を育成することを目的とする。

### (3) 心理学科

心理学科は、キリスト教主義による人間教育の理念に基づいて教育を行ない、心理学の分野に関する専門的知識と技能の習得を通じて、様々な事態において人の心を科学的に調査及び分析できる専門的な知識技術をもつ人材を養成するとともに、人間関係調整能力等を持ち、応用力を備えた人材を育成し、グローバルな視点から社会に貢献しうる人間を育成することを目的とする。

西南学院大学学則第1条 (6) 【資料1-2】

### **国際文化学部**

国際文化学部は、人類が今までに生み出し発展させてきた古今東西の文化を、地域文化、比較文化及び表象文化の視点から歴史的・総合的に捉え、地域と世界、文化と芸術に関する専門的知識と国際的かつグローバルな視野を持つことによって、地域社会及び国際社会に貢献し、現代世界において活躍する職業人及び文化の継承・発展と新たな文化の創造をなしうる学者・芸術家などを育成することを目的とする。

西南学院大学学則第1条(7)【資料1-2】

### **法学研究科**

法学研究科博士課程（前期及び後期）は、法学、政治学の広範な領域に亘る通時的、共時的視野に立つ教育研究を通して、基礎法学、国内実定法学、国際関係法学及び政治学の各分野において、精深な学識をもって創造的学術研究を担う卓越した研究能力と教育ニーズに応え得る確かな教育能力を備えた研究者を養成するとともに、今後の知識社会の基盤を担う人権感覚と批判精神に富んだ知的人材を養成する。

西南学院大学大学院学則第2条2-1【資料1-3】

### **経営学研究科**

経営学研究科博士課程（前期及び後期）は、グローバルな視野と高度な専門性に裏付けられた独創的な知見と倫理観を備えた研究者や高度専門職業人の育成を目的とする。そのために、経営学・経営情報学・商学・会計学の各学問領域において、経営学研究科の伝統と特色を生かしつつ、現代社会の要請に応えた専門知識を教授することを通して、時代を先導するリーダーとして大学・研究機関及び産業界の発展に寄与する人材を養成することとしている。

西南学院大学大学院学則第2条2-2【資料1-3】

### **文学研究科**

文学研究科英文学専攻博士課程（前期及び後期）は、英語を中心とする言語、文化及び表象に関わる学術の理論及び応用の基礎的及び先駆的な教授・研究の推進を通して、高度の専門的知識・能力を身につけ国際社会に貢献できる優れた研究者及び専門的職業人、などの人材を養成する。

西南学院大学大学院学則第2条2-3【資料1-3】

文学研究科フランス文学専攻博士課程（前期及び後期）は、フランス語の深い知識及びテキスト読解を基礎として、フランス語圏の社会・文化的諸事象に関する専門的知識を涵養し、深い人間性の理解及び国際的視野を備えた優れた教育・研究者及び高度専門職業人、などの人材を養成する。

西南学院大学大学院学則第2条2-4【資料1-3】

### **経済学研究科**

経済学研究科博士課程（前期及び後期）は、国際社会のグローバル化に伴い国内社会の将来像が急速に不確実化する中、様々な職業分野で経済に関する高度な専門的知識に基づく意思決定が求められる時代的要請に応えるため、経済理論、経済政策及び国際経済に関する幅広く深い学識の涵養を図り、研究職を含む高度専門職を担う優秀

な人材を養成する。

西南学院大学大学院学則第2条 2-5【資料 1-3】

#### **神学研究科**

神学研究科博士課程（前期及び後期）は、聖書及びキリスト教思想・哲学を中心とする文献の研究を通じて、広い教養、高い倫理性及び総合的な判断力を身につけ、現代における人間の心、宗教及び社会の諸問題に柔軟に対応する優れた研究者並びに社会において中核的な役割を担いうる人材を養成する。

西南学院大学大学院学則第2条 2-6【資料 1-3】

#### **人間科学研究科**

人間科学研究科人間科学専攻博士課程（前期及び後期）は、現代社会の人間に関わる諸課題に取り組むことのできる高度な専門的知識及び研究能力を教授し、教育、社会福祉等の分野で、総合的判断力を要する高度専門職業人、先進的かつ総合的な課題に取り組む研究者、などの人材を養成する。

西南学院大学大学院学則第2条 2-7【資料 1-3】

人間科学研究科臨床心理学専攻修士課程は、複雑な現代社会において、臨床心理学の立場から、教育、福祉、医療などの分野において、幅広い人間理解ができる視野を有し、かつ人間関係調整力をもって柔軟に支援ができる優れた専門家を養成する。

西南学院大学大学院学則第2条 2-8【資料 1-3】

#### **国際文化研究科**

国際文化研究科博士課程（前期及び後期）は、人類がこれまで創造してきた伝統的な文化を地域文化及び比較文化の視点からとらえ、地域及び文化に関する高度な専門的知識と国際的視野を有して、国際社会に貢献でき、基礎的、先駆的な学術研究を推進する優れた研究者及び高度専門職業人、などの人材を養成する。

西南学院大学大学院学則第2条 2-9【資料 1-3】

#### **法務研究科(法科大学院)**

前述（p.5）の理念・目的に加えて、下記の通り「教育の理念」を定めている。

法科大学院は、充実した教育を通じて専門知識や技能において第一級の優秀な法曹を育てることを目指している。また、キリスト教主義に立脚した教育という本学の基本理念を法曹養成教育においても貫いて、豊かな人間性と寛容さ並びに博愛と奉仕の精神を養うことに力を注ぐ。

この「教育の理念」のもとで、「養成する人材」の備えるべき資質として本学が特に重視する「4つの要素」を明確に示している。【資料 1-7 p.4～6】

- (2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

### 大学全体

大学・学部・研究科等の理念・目的は、「西南学院大学学則」【資料 1-2】、「西南学院大学大学院学則」【資料 1-3】、「西南学院大学大学院法務研究科学則」【資料 1-4】に規定しており、以下の媒体を通じて、大学構成員（教職員及び学生）に周知するとともに社会に公表している。

〔掲載媒体〕学生便覧【資料 1-8 p.25～26】、大学院学生便覧【資料 1-9 p.1～2】、法科大学院学生便覧【資料 1-7 p.4,64】、大学ホームページ/教育研究基本情報/教育研究上の目的【資料 1-10】

大学・学部・研究科等の理念・目的を、大学構成員（教職員及び学生）に周知して、理解を促すとともに、以下の手段で広く社会に公表している。

- (1) 「ビジョンと中長期計画」パンフレット【資料1-6】：2015（平成27）年12月作成
  - ・「建学の精神」、「西南学院の使命」、「西南学院ビジョン 2016－2025」を掲載。
  - ・パンフレットを全教職員に配付し、学生・一般の方には自由配付している。
  - ・大学ホームページ【資料 1-11】に、ビジョン及び事業計画とともに掲載し公表している。
- (2) 「SEINAN GAKUIN VISION 2016-2025」（名刺サイズの印刷物）【資料1-12】に、「建学の精神」等の内容を記載。
- (3) 「C.K. ドージャーの生涯」【資料1-13】：西南学院百年史編纂委員会による編纂
  - ・初版発行 1979（昭和 54）年 5 月 11 日。第 2 刷発行 2015（平成 27）年 3 月 10 日。
  - ・教職員へ配付。学生の卒業記念品として配付。
- (4) 「ドージャー～西南学院の創立者C.K. ドージャー夫妻の生涯」【資料1-14】：西南学院百年史編纂委員会による編纂
  - ・第 1 刷発行 2016（平成 28）年 5 月 15 日（創立 100 周年記念日）。
  - ・西南学院中学・高等学校の生徒全員に配付（高大接続の重要性を考慮）。
  - ・創立 100 周年記念式典の全来場者に記念品として配付。

- (5) 西南学院100周年ロゴマーク：上記のいずれの冊子にも西南学院創立100周年ロゴマークが裏表紙にあしらわれている。ふたつの「輪」の組合せと「輪」の中に配した世界に、これからを見据えたグローバルな人間教育への想いが込められている。



- (6) 「キリスト教学 I・II（全学生必須科目）」及び「キリスト教人間学（自由選択科目）」の開講【資料1-15 p.11～12】
- (7) 「西南学院史（共通教育科目；人文科学）」の開講【資料1-16】

本学院の歴史・伝統・建学の精神に触れることにより、本学で学ぶ意味を考え、自信と誇りを持ち、自己認識を確立する機会を提供。
- (8) チャペルアワー【資料1-15 p.5～6, 10, 36】（第2章・第8章に詳述）

授業開講期間中の毎週火曜日から木曜日の 10 時 35 分から 11 時に開催。週



テーマに基づき、学内外の講師及び学生等の講話を提供。学生、教職員及び一般市民を対象としている。

(9) ボランティアセンターの諸活動【資料1-17】(第8章に詳述)

建学の精神の具現化並びに大学の社会貢献の1つと位置付け、学生及び教職員等によるボランティア活動を支援・促進。

(10) 西南学院史資料センター【資料1-18】

2016(平成28)年10月西南学院百年館「松緑館」内に設置 創立者 C.K.ドージャー及び本学院関係者の事跡並びにその歴史を明らかにし、建学の精神の涵養、歴史への理解とその継承を図ることを目的として、資料の収集・保存及び調査・研究を行い、広く公開する。

(11) 教職員への周知と理解の促し

- 「西南学院月報」【資料1-19】(毎月1日発行)：院長の巻頭言や各学校等の教職員によるリレー随筆などによって、定期的に理念・目的に触れる機会としている。
- 以下の研修会を開催し、建学の基盤であるキリスト教についての理解を深めるなど、学院の理念・目的に立ち返り、自覚を新たにする学びの機会としている。
  - i 大学教員対象：宗教部主催のファカルティ・リトリート【資料1-15 p.7】
  - ii 職員対象：夏期修養会【資料1-15 p.36～37】

各学部・研究科においては、大学・学部・研究科等の理念・目的を、大学構成員(教職員及び学生)に周知し、よりよく理解を促すとともに、広く社会に公表するために、以下の複数の手段を採用している。

### 神学部

神学部は、「理念・目的」を以下の媒体に掲載して、教職員、学生に周知するとともに、受験生及び社会一般に広く公表している。

〔掲載媒体〕学生便覧【資料1-8 p.85】、ホームページ【資料1-20】

神学部独自の対応は、以下のとおりである。

(1) 神学部チャペル、神学部ロングチャペル【資料1-21】

- 神学部チャペル：毎週1回月曜日に行われる神学部独自の1時間のチャペル
- 神学部ロングチャペル：2016(平成28)年度はミッションデーを加えて合計5回開催。外部にも公開している。

(2) 「キリスト教神学への招待」【資料1-22】

神学部キリスト教人文学コース必修科目、オムニバス授業。学生に学習の動機付けと神学の研究・教育全体への見通しを与え、それによって入学後の学習意欲の強化を図っている。

(3) 神学部新入生オリエンテーションキャンプ【資料1-23】

初年次教育の一環として、「神学部で学ぶということ」というテーマを設定して学部の特徴やミッションステートメント等についての講話を通して丁寧に教育している。

(4) 「神学部報」【資料1-24】

神学部が年に一度発行し、バプテスト連盟の諸教会に一万部を送付している。

### (5) バプテスト連盟総会

年に一度開催される機会に、教派神学校としての神学部の報告を行い、その理念・目的等について、不断の真剣な討論をとおして周知徹底を図っている。

### (6) 神学教育協議会

本学の創立母体である日本バプテスト連盟の代表者との間で年に一度開催し、神学部の理念・目的・教育の検証及びそれらの全国的な周知の機会としている。

## 文学部

文学部は、学部全体、英文学科、外国語学科英語専攻及び外国語学科フランス語専攻の「理念・目的」を以下の媒体に掲載して、教職員、学生に周知するとともに、受験生及び社会一般に広く公表している。

〔掲載媒体〕 学生便覧【資料1-8 p.97, 107, 113】、ホームページ【資料1-20】

## 商学部

商学部は、学部全体、商学科及び経営学科の「理念・目的」を以下の媒体に掲載して、教職員、学生に周知するとともに、受験生及び社会一般に広く公表している。

〔掲載媒体〕 学生便覧【資料1-8 p.125, 137】、ホームページ【資料1-20】

商学部独自の方法は、以下のとおりである。

初年次教育段階の以下の科目等で、担当教員が学生に周知している。

- ① 必修講義科目（商学入門、会計学入門、経営学入門、経営情報学入門など）
- ② 少人数クラス（基礎演習など）
- ③ ビジネスツール科目（基礎簿記、ビジネス情報処理基礎など）

## 経済学部

経済学部は、学部全体、経済学科及び国際経済学科の「理念・目的」を以下の媒体に掲載して、教職員、学生に周知するとともに、受験生及び社会一般に広く公表している。

〔掲載媒体〕 学生便覧【資料1-8 p.151, 152】、ホームページ【資料1-20】

## 法学部

法学部は、学部全体、法律学科及び国際関係法学科の「理念・目的」を以下の媒体に掲載して、教職員、学生に周知するとともに、受験生及び社会一般に広く公表している。

〔掲載媒体〕 学生便覧【資料1-8 p.169, 170】、ホームページ【資料1-20】

## 人間科学部

人間科学部は、学部全体、児童教育学科、社会福祉学科及び心理学科の「理念・目的」を以下の媒体に掲載して、教職員、学生に周知するとともに、受験生及び社会一般に広く公表している。

〔掲載媒体〕 学生便覧【資料1-8 p.191, 193, 219, 239】、ホームページ【資料1-20】

## 第1章 理念・目的

人間科学部独自の対応は、以下のとおりである。

- 入学時（4月）のオリエンテーション【資料1-25】：履修指導における、学科の教育理念、3つのポリシー、カリキュラムの特色の説明

### 国際文化学部

国際文化学部は、「理念・目的」を以下の媒体に掲載して、教職員、学生に周知するとともに、受験生及び社会一般に広く公表している。

〔掲載媒体〕学生便覧【資料1-8 p.255】、ホームページ【資料1-20】

国際文化学部独自の対応は、以下のとおりである。

- 研究旅行奨励制度【資料1-26】：2008（平成20）年度より、日本、韓国、タイ、アメリカ合衆国、ヨーロッパ諸国など、13か国の様々な地域に学生が赴き、政治、歴史、芸術など幅広いテーマで調査研究を行って教育の理念を体現している。

「新入生アンケート結果」【資料1-27 p.9】：

各学部・学科の理念・目的が、広く社会に浸透している状況を把握する指標として、2016（平成28）年度の新入生アンケート結果がある。本アンケートの設問である進路決定の際に重要視した項目として、「学部・学科の特徴」だと回答した結果は、以下のとおりであり、全学部において、学部・学科等の理念・目的が確かに浸透している証であると考えている。

学部	肯定回答の割合	学部	肯定回答の割合
神学部	72.7%	法学部	69.9%
文学部	89.5%	人間科学部	79.8%
商学部	58%	国際文化学部	89.1%
経済学部	56.6%	全学部平均	70.0%

### 法学研究科

法学研究科は、「理念・目的」を以下の媒体に掲載して、教職員、学生に周知するとともに、受験生及び社会一般に広く公表している。

〔掲載媒体〕大学院学生便覧【資料1-9 p.1】、大学院要覧【資料1-28】、  
ホームページ【資料1-29】

### 経営学研究科

経営学研究科は、「理念・目的」を以下の媒体に掲載して、教職員、学生に周知するとともに、受験生及び社会一般に広く公表している。

〔掲載媒体〕大学院学生便覧【資料1-9 p.1】、大学院要覧【資料1-28】、  
ホームページ【資料1-29】

### 文学研究科

文学研究科は、「理念・目的」を以下の媒体に掲載して、教職員、学生に周知するとともに、受験生及び社会一般に広く公表している。

〔掲載媒体〕大学院学生便覧【資料1-9 p.1~2】、大学院要覧【資料1-28】、  
ホームページ【資料1-29】

#### **経済学研究科**

経済学研究科は、「理念・目的」を以下の媒体に掲載して、教職員、学生に周知するとともに、受験生及び社会一般に広く公表している。

〔掲載媒体〕大学院学生便覧【資料1-9 p.2】、大学院要覧【資料1-28】、  
ホームページ【資料1-29】

#### **神学研究科**

神学研究科は、「理念・目的」を以下の媒体に掲載して、教職員、学生に周知するとともに、受験生及び社会一般に広く公表している。

〔掲載媒体〕大学院学生便覧【資料1-9 p.2】、大学院要覧【資料1-28】、  
ホームページ【資料1-29】

#### **人間科学研究科**

人間科学研究科は、「理念・目的」を以下の媒体に掲載して、教職員、学生に周知するとともに、受験生及び社会一般に広く公表している。

〔掲載媒体〕大学院学生便覧【資料1-9 p.2】、大学院要覧【資料1-28】、  
ホームページ【資料1-29】

#### **国際文化研究科**

国際文化研究科は、「理念・目的」を以下の媒体に掲載して、教職員、学生に周知するとともに、受験生及び社会一般に広く公表している。

〔掲載媒体〕大学院学生便覧【資料1-9 p.2】、大学院要覧【資料1-28】、  
ホームページ【資料1-29】

#### **法務研究科(法科大学院)**

法務研究科(法科大学院)は、「理念・目的」を以下の媒体に掲載して、教職員、学生に周知するとともに、受験生及び社会一般に広く公表している。

〔掲載媒体〕法科大学院学生便覧【資料1-7 p.64】、法科大学院講義要綱【資料1-30 p.8】、  
法科大学院パンフレット【資料1-31 p.3~4】、ホームページ【資料1-32】

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

#### **大学全体**

本学では、大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性を検証するための責任主体・組織、権限を、西南学院大学自己点検・評価規程【資料1-33】及び西南学院大学自己点検・評価規程細則【資料1-34】に定めている。

大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性を検証する責任主体として、基本問題点検

## 第1章 理念・目的

評価委員会及び各学部・研究科の点検・評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」に、その権限、手続を明記している。

基本問題点検評価委員会及び各学部・研究科の点検・評価委員会において、定期的に大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性を検証し、抽出された課題を改善している。

手続の詳細に関しては、毎年度作成している「西南学院大学自己点検・評価実施要領」【資料 1-35】に記載されている。毎年、目標設定シート【資料 1-36】に目標を記載し、5月1日現在の根拠資料に基づいて事務局が点検・評価を行い、当該点検・評価結果(案)を個別点検・評価委員会である基本問題点検評価委員会、及び各学部・研究科の点検評価委員会において検証し、抽出された課題を改善することとなっている。

また、各学部等では、毎年度「学生便覧」作成の際に、各学科主任等を通じて理念・目的の適切性の検証を行っている。以下のとおり、検証の結果、2015（平成 27）年度に、神学部、文学部及び国際文化学部の学則改正を行っている。

### 神学部

神学部の理念・目的の適切性を検証するための責任主体・組織、権限は、西南学院大学自己点検・評価規程【資料 1-33】及び西南学院大学自己点検・評価規程細則【資料 1-34】に定めている。

神学部の理念・目的の適切性を検証する責任主体として、神学部点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」に、その権限、手続を明記している。

神学部では、検証の結果、2015（平成 27）年度に学則第 1 条の適切性の検証を部長会議、学部教授会において実施し以下のとおり改正している。これは学生を社会的に有為な「材料」としてではなく建学の精神に通ずる心の通った人間として育ていこうとする主旨によるものである。その他、毎年度「学生便覧」作成の際には、神学部の学科主任を通じて確認をしている。

改正後	改正前
(1) 神学部 キリスト教界の指導者、教会の伝道者・牧師などの専門職業人、並びにキリスト教精神を基盤として社会に貢献する <u>人</u> を養成することを目的とする。	(1) 神学部 キリスト教界の指導者、教会の伝道者・牧師などの専門職業人、並びにキリスト教精神を基盤として社会に貢献する <u>人材</u> を養成することを目的とする。

### 文学部

文学部の理念・目的の適切性を検証するための責任主体・組織、権限は、西南学院大学自己点検・評価規程【資料 1-33】及び西南学院大学自己点検・評価規程細則【資料 1-34】に定めている。

文学部の理念・目的の適切性を検証する責任主体として、文学部点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」に、

その権限、手続を明記している。

文学部では、検証の結果、2015（平成 27）年度に学則第 1 条の適切性の検証を部長会議、学部教授会において実施し以下のとおり改正している。

改正後	改正前
<p>(2) 文学部</p> <p>文学部は、英語とフランス語に関する語学的知識の修得や実践的運用能力の養成を重視し、言語の本質や機能、<u>英語圏</u>や<u>フランス語圏</u>の文学・文化・社会のあり方、人間関係、等について豊かな識見を養うことによって、グローバルな視野に立って日本のみならず世界で活躍できる人材の育成を目的とする。</p>	<p>(2) 文学部</p> <p>文学部は、英語とフランス語に関する語学的知識の修得や実践的運用能力の養成を重視し、言語の本質や機能、<u>英米</u>や<u>フランス</u>の文学・文化・社会のあり方、人間関係、等について豊かな識見を養うことによって、グローバルな視野に立って日本のみならず世界で活躍できる人材の育成を目的とする。</p>

#### 商学部

商学部の理念・目的の適切性を検証するための責任主体・組織、権限は、西南学院大学自己点検・評価規程【資料 1-33】及び西南学院大学自己点検・評価規程細則【資料 1-34】に定めている。

商学部の理念・目的の適切性を検証する責任主体として、商学部点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」に、その権限、手続を明記している。

#### 経済学部

経済学部の理念・目的の適切性を検証するための責任主体・組織、権限は、西南学院大学自己点検・評価規程【資料 1-33】及び西南学院大学自己点検・評価規程細則【資料 1-34】に定めている。

経済学部の理念・目的の適切性を検証する責任主体として、経済学部点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」に、その権限、手続を明記している。

#### 法学部

法学部の理念・目的の適切性を検証するための責任主体・組織、権限は、西南学院大学自己点検・評価規程【資料 1-33】及び西南学院大学自己点検・評価規程細則【資料 1-34】に定めている。

法学部の理念・目的の適切性を検証する責任主体として、法学部点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」に、その権限、手続を明記している。

**人間科学部**

人間科学部の理念・目的の適切性を検証するための責任主体・組織、権限は、西南学院大学自己点検・評価規程【資料 1-33】及び西南学院大学自己点検・評価規程細則【資料 1-34】に定めている。

人間科学部の理念・目的の適切性を検証する責任主体として、人間科学部点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」に、その権限、手続を明記している。

**国際文化学部**

国際文化学部の理念・目的の適切性を検証するための責任主体・組織、権限は、西南学院大学自己点検・評価規程【資料 1-33】及び西南学院大学自己点検・評価規程細則【資料 1-34】に定めている。

国際文化学部の理念・目的の適切性を検証する責任主体として、国際文化学部点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」に、その権限、手続を明記している。

国際文化学部では、検証の結果、2015（平成 27）年度に学則第 1 条の適切性の検証を部長会議、学部教授会において実施し以下のとおり改正している。

改正後	改正前
<p>(7) 国際文化学部</p> <p>国際文化学部は、人類が今までに生み出し発展させてきた古今東西の文化を、地域文化、比較文化及び表象文化の視点から歴史的・総合的に捉え、地域と世界、文化と芸術に関する専門的知識と国際的かつグローバルな視野を持つことによって、地域社会及び国際社会に貢献し、現代世界において活躍する職業人及び文化の継承・発展と新たな文化の創造をなす学者・芸術家などを育成することを目的とする。</p>	<p>(7) 国際文化学部</p> <p>国際文化学部は、人類が今までに生み出し発展させてきた古今東西の文化を、地域文化、比較文化及び表象文化の視点から歴史的・総合的に捉え、地域と世界、文化と芸術に関する専門的知識と国際的な視野を持つことによって、地域社会及び国際社会に貢献し、現代世界において活躍する職業人及び文化の継承・発展と新たな文化の創造をなす学者・芸術家などの人材を育成することを目的とする。</p>

**大学院全体**

大学院の各研究科においては、理念・目的の適切性を検証するための責任主体・組織、権限を、西南学院大学自己点検・評価規程【資料 1-33】及び西南学院大学自己点検・評価規程細則【資料 1-34】に定めている。

各研究科の理念・目的の適切性を検証する責任主体として各研究科に点検評価委員会を、及び大学院全体の見地から大学院点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」に、その権限、手続を明記している。

## 第1章 理念・目的

各研究科点検評価委員会において、定期的に理念・目的の適切性を検証し、抽出された課題を改善している。

手続きの詳細に関しては、毎年度作成している「西南学院大学自己点検・評価実施要領」【資料 1-35】に記載されている。毎年、目標設定シート【資料 1-36】に目標を記載し、5月1日現在の根拠資料に基づいて事務局が点検・評価を行い、当該点検・評価結果(案)を各研究科・専攻の点検・評価委員会において検証し、抽出された課題を改善することとなっている。

上記以外にも、各研究科長が、毎年「大学院学生便覧」や入学案内として刊行している「大学院要覧」の作成の機会に、各研究科・専攻の理念・目的の適切性を検証している。

### 法学研究科

法学研究科の理念・目的の適切性を検証するための責任主体・組織、権限は、西南学院大学自己点検・評価規程【資料 1-33】及び西南学院大学自己点検・評価規程細則【資料 1-34】に定めている。

法学研究科の理念・目的の適切性を検証する責任主体として、法学研究科点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」に、その権限、手続を明記している。

### 経営学研究科

経営学研究科の理念・目的の適切性を検証するための責任主体・組織、権限は、西南学院大学自己点検・評価規程【資料 1-33】及び西南学院大学自己点検・評価規程細則【資料 1-34】に定めている。

経営学研究科の理念・目的の適切性を検証する責任主体として、経営学研究科点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」に、その権限、手続を明記している。

### 文学研究科

文学研究科の理念・目的の適切性を検証するための責任主体・組織、権限は、西南学院大学自己点検・評価規程【資料 1-33】及び西南学院大学自己点検・評価規程細則【資料 1-34】に定めている。

文学研究科の理念・目的の適切性を検証する責任主体として、文学研究科点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」に、その権限、手続を明記している。

### 経済学研究科

経済学研究科の理念・目的の適切性を検証するための責任主体・組織、権限は、西南学院大学自己点検・評価規程【資料 1-33】及び西南学院大学自己点検・評価規程細則【資料 1-34】に定めている。

経済学研究科の理念・目的の適切性を検証する責任主体として、経済学研究科点検評



価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」に、その権限、手続を明記している。

### **神学研究科**

神学研究科の理念・目的の適切性を検証するための責任主体・組織、権限は、西南学院大学自己点検・評価規程【資料 1-33】及び西南学院大学自己点検・評価規程細則【資料 1-34】に定めている。

神学研究科の理念・目的の適切性を検証する責任主体として、神学研究科点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」に、その権限、手続を明記している。

### **人間科学研究科**

人間科学研究科の理念・目的の適切性を検証するための責任主体・組織、権限は、西南学院大学自己点検・評価規程【資料 1-33】及び西南学院大学自己点検・評価規程細則【資料 1-34】に定めている。

人間科学研究科の理念・目的の適切性を検証する責任主体として、人間科学研究科点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」に、その権限、手続を明記している。

### **国際文化研究科**

国際文化研究科の理念・目的の適切性を検証するための責任主体・組織、権限は、西南学院大学自己点検・評価規程【資料 1-33】及び西南学院大学自己点検・評価規程細則【資料 1-34】に定めている。

国際文化研究科の理念・目的の適切性を検証する責任主体として、国際文化研究科点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」に、その権限、手続を明記している。

### **法務研究科(法科大学院)**

法務研究科（法科大学院）の理念・目的の適切性を検証するための責任主体・組織、権限は、西南学院大学自己点検・評価規程【資料 1-33】及び西南学院大学自己点検・評価規程細則【資料 1-34】に定めている。

法務研究科（法科大学院）の理念・目的の適切性を検証する責任主体として、法務研究科点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」に、その権限、手続を明記している。なお、法務研究科点検評価委員会については、この規程のほか、「西南学院大学大学院法務研究科自己点検・評価規程」【資料 1-37】を別に定める。

法務研究科（法科大学院）が掲げる理念・目的の検証について、具体的には、毎年、法科大学院学生便覧の作成時に法務研究科長（法科大学院長）が「教育の理念」と「養成する人材」について確認している。また「養成する人材」の備えるべき資質として本学が特に重視する「4つの要素」については、法科大学院学生便覧と講義要綱の中で

より詳細に示されており、それらの作成に関わる法科大学院専任教員が確認している。

### 2. 点検・評価

#### 「基準1の充足状況」

以下のとおり、基準1を充足していると判断する。

本学では、建学の精神に基づき、各学部・学科（専攻）、各研究科・専攻において理念・目的を適切に設定し、教職員・学生、受験生を含む社会一般に対して周知・公表している。また、理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にして、検証プロセスを適切に機能させている。

#### （1）効果が上がっている事項

##### **大学全体(建学の精神から現場業務につながる一貫性)**

ビジョンと中長期計画【資料1-6】を策定し、建学の精神から中長期計画、単年度事業計画等を経て、現場業務につながる一貫性を確保したことで、単年度事業計画の推進が、建学の精神を具現化することになっている。

##### **大学全体(自校教育)**

「西南学院史」の2016（平成28）年度履修者総数は117人となっており、多くの学生に、本学の歴史や建学の精神に触れる機会を創出している。【資料1-38】

##### **大学全体(新入生アンケートの実施)**

各学部・学科の理念・目的が、広く社会に浸透している状況を把握する指標として、2016（平成28）年度に新入生アンケート【資料1-27】を実施した。本アンケートの設問である進路決定の際に重要視した項目として、7割の新入生が「学部・学科の特徴」と回答しており、全学部において、学部・学科等の理念・目的が確かに浸透していると考えている。

#### （2）改善すべき事項

特になし。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### （1）効果が上がっている事項

##### **大学全体(建学の精神から現場業務につながる一貫性)**

単年度の事業計画【資料1-39 p.32】において、「キリスト教に関する教育研究活動の活性化」といった具体的な目標設定がなされている。これらの目標の進捗管理を適切に行うことで、建学の精神の具現化を一層推進していく。

### 大学全体(自校教育)

2016(平成28)年度に設置した学院史資料センターを活用し、自校史教育を更に充実させる。【資料1-18】 学生の属性が多様である大学院においても、建学の精神に関する情報提供の場を設けることを大学院の中長期計画の行動計画に掲げており、2018(平成30)年度末迄に、大学院棟内に推薦図書のコナーを設置することになっている。【資料1-40】

### 大学全体(新入生アンケートの実施)

今後、大学の理念・目的の浸透状況の把握を継続する。また、建学の精神を更に浸透させるため、自校教育科目のさらなる充実を図るとともに、建学の精神の浸透を目的とした取組の一環として、推薦図書の利用促進を図る。前述の学院史資料センターとの連携により、2017(平成29)年4月開館予定の新図書館1階ブックツリー周辺においての配架を検討することを大学の2016(平成28)年度事業計画に定めている。【資料1-39 p.32】

#### (2) 改善すべき事項

特になし。

#### 4. 根拠資料

- 1-1 西南学院大学入学案内 Prospectus for 2016 Entry
- 1-2 西南学院大学学則
- 1-3 西南学院大学大学院学則
- 1-4 西南学院大学大学院法務研究科学則
- 1-5 学校法人西南学院倫理綱領
- 1-6 学校法人西南学院ビジョンと中長期計画 2016-2025 パンフレット
- 1-7 法科大学院学生便覧
- 1-8 2016(平成28)年度 学生便覧
- 1-9 2016(平成28)年度 大学院学生便覧
- 1-10 大学ホームページ/教育研究基本情報/教育研究上の目的  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/about/public\\_information/seinan\\_basic/#1324](http://www.seinan-gu.ac.jp/about/public_information/seinan_basic/#1324))
- 1-11 大学ホームページ/西南学院ビジョンと中長期計画 2016-2025  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/about/public\\_information/groundplan.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/about/public_information/groundplan.html))
- 1-12 携帯用リーフレット(名刺サイズの印刷物)「SEINAN GAKUIN VISION2016-2025」
- 1-13 「C.K.ドージャーの生涯」
- 1-14 「ドージャー～西南学院の創立者 C.K.ドージャー夫妻の生涯」
- 1-15 西南学院宗教局報告
- 1-16 シラバス 西南学院史(1)
- 1-17 西南学院大学ボランティアガイドブック
- 1-18 西南学院百年館(松緑館)西南学院史資料センターリーフレット
- 1-19 西南学院月報(2016年4月-12月)
- 1-20 大学ホームページ/理念と3つのポリシー  
(<http://www.seinan-gu.ac.jp/about/education/policy.html>)

## 第1章 理念・目的

- 1-21 神学部チャペル
- 1-22 シラバス キリスト教神学への招待
- 1-23 神学部新生オリエンテーションキャンプ
- 1-24 神学部報
- 1-25 新生オリエンテーション（人間科学部）
- 1-26 大学ホームページ／国際文化学部研究旅行奨励制度  
(<http://www.seinan-gu.ac.jp/kokubun/report/>)
- 1-27 新生アンケート報告書
- 1-28 西南学院大学大学院要覧 2016
- 1-29 大学院ホームページ／大学院の目的 (<http://www.seinan-gu.ac.jp/gra/log/purpose/>)
- 1-30 法科大学院講義要綱
- 1-31 西南学院大学法科大学院 Prospectus for 2016 Entry
- 1-32 法科大学院ホームページ／教育の理念・養成する人材  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/es-law/education/education\\_idea.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/es-law/education/education_idea.html))
- 1-33 西南学院大学自己点検・評価規程
- 1-34 西南学院大学自己点検・評価規程細則
- 1-35 西南学院大学自己点検・評価実施要領
- 1-36 大学ホームページ／自己点検評価活動（目標設定シート）  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/about/self\\_examination/report.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/about/self_examination/report.html))
- 1-37 西南学院大学大学院法務研究科自己点検・評価規程
- 1-38 西南学院史受講者数
- 1-39 2016（平成28）年度 学校法人西南学院事業計画書
- 1-40 2016年度 中長期計画管理シート【西南学院大学大学院】

以上

## 第 2 章 教育研究組織

---

1. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

本学は、1949（昭和24）年に新制大学として認可され、大学創設時には、学芸学部には神学専攻・英文学専攻・商学専攻を置く単科大学であったが、建学の精神であるキリスト教精神に基づいて教育・研究組織の充実に努め、時代の教育及び研究への要請に応じて学部・学科及び大学院研究科等の新增設や改組を行ってきた。【資料2-1】

本学のすべての教育研究組織は、当該学部・研究科等の理念・目的を実現するために、ふさわしい組織となっており、2016（平成28）年5月1日時点では、学士課程においては、7学部13学科2専攻、博士前期及び後期課程においては、7研究科9専攻、そして、専門職学位課程として法務研究科（法科大学院）を設置している。【大学基礎データ表1】近年では、2012（平成24）年度に人間科学部心理学科を設置し、2016（平成28）年度に人間科学研究科臨床心理学専攻を設置した。また、教育研究を推進及び支援するための諸機関を設置しており、2013（平成25）年度にキャリアセンターを、2015（平成27）年度に臨床心理センターを設置した。

1. 学士課程

学部	学科・専攻	学部	学科・専攻
神学部	神学科	法学部	法律学科
文学部	英文学科		国際関係法学科
	外国語学科英語専攻	人間科学部	児童教育学科
	外国語学科フランス語専攻		社会福祉学科
商学部	商学科	国際文化学部	心理学科
	経営学科		国際文化学科
経済学部	経済学科		
	国際経済学科		

2. 博士前期課程及び修士課程・博士後期課程

研究科	専攻・課程	研究科	専攻・課程
法学研究科	法律学専攻 博士前期課程	神学研究科	神学専攻 博士前期課程
	法律学専攻 博士後期課程		神学専攻 博士後期課程
経営学研究科	経営学専攻 博士前期課程	人間科学研究科	人間科学専攻 博士前期課程
	経営学専攻 博士後期課程		人間科学専攻 博士後期課程
文学研究科	英文学専攻 博士前期課程		国際文化研究科
	英文学専攻 博士後期課程	国際文化専攻 博士前期課程	
	フランス文学専攻 博士前期課程	国際文化専攻 博士後期課程	
	フランス文学専攻 博士後期課程		
経済学研究科	経済学専攻 博士前期課程		
	経済学専攻 博士後期課程		

### 3. 専門職学位課程

法務研究科法曹養成専攻

### 4. 学部・学科・研究科以外の教育研究組織

本学の学部・学科・研究科以外の教育研究組織は、以下のとおりである。【資料2-2】

#### (1) 宗教部 [参照；第1章、第8章] 【資料2-3】

宗教部は、建学の精神である「西南よ、キリストに忠実なれ」を踏まえ、キリスト教主義を具現化することを目的とし、宗教部長、宗教主任及び宗教部委員で構成する宗教部会議で運営している。【資料2-2 第63条】チャペルアワーやクリスマス行事など宗教行事の運営、公開講演会・演奏会の開催、チャペル等の施設管理、宗教に関する相談、教会紹介、宗教部グループの支援などを行っている。

本学独自の教育プログラム「チャペルアワー」は、毎週火曜から木曜まで全学生を対象に開かれており、2015（平成27）年度のチャペルは年間合計90回開催した。チャペルアワーの出席者は、年間延べ22,404名、1回あたり平均出席者は249名であった。

#### (2) 図書館 [参照；第6章、第7章、第8章] 【資料2-4、2-5】

図書館は、学術資料を収集管理し、教職員並びに学生の学術研究及び教養に資することを目的とし、図書館長及び各学部選出の図書館委員で構成する図書館委員会で運営している。

日々の学習の他、レポート作成や資格取得のための勉強などに対応できるよう100万冊を超える図書、1万3千タイトルの雑誌、オンライン・データベース等を提供している。また、学術情報検索室（PC12台）とSAINSルーム（PC120台）を備えている。

なお、2016（平成28）年9月に新図書館が竣工し、2017（平成29）年4月開館予定である。（新図書館については、第7章に詳述する。）

#### (3) 学術研究所 [参照；第7章、第8章] 【資料2-6】

学術研究所は、学術の研究・調査及びその成果の刊行を通じて学術の進歩に寄与することを目的とし、学術研究所長及び各学部選出の学術研究所委員で構成する学術研究所委員会で運営している。

学術研究所は所員（全専任教員）の研究活動を支援するための機関で、所員約200人の個人研究室をはじめ、研究会用の大中小の会議室を備えている。本学全7学部の教員は全員が学術研究所に所属し、また、法務研究科の一部を除く大学院研究科の全教員が学部教員を兼任しているため、本学の教育・研究組織の中核は、ほぼ学術研究所内に集約されている。人間科学部所属の一部の理系教員は5号館に、法科大学院教員は法科大学院棟に、それぞれ研究室をもつが、それ以外の所員はすべて学術研究所内に研究室を有している。各研究室は学部・学科別の配置になっておらず、様々な専門分野の教員が互いに日常的に接触する機会が多い。これは、連合教授会の存在とともに、常に学際的な雰囲気醸成しつつ全学的な意思形成をする本学の特徴の1つである。

#### (4) 教育・研究推進機構 [参照；第3章、第4章3、第7章] 【資料2-7】

教育・研究推進機構は、教育及び研究の水準維持並びに質の向上を図るために、各種事業を企画、立案並びに実施することを目的とし、機構長（教育研究担当副学長）、教

務部長、学術研究所長、大学院学務部長、大学事務長、教務部事務部長、教務課長、学術研究所事務室長、大学院事務室責任者、教育・研究推進課長で構成する教育・研究推進機構運営委員会で運営している。

### (5) 体育館 【資料2-8】

体育館は、体育活動を通して心身を鍛練し、本学の教育目的の達成に資することを目的とし、館長、学生部長、教務部長及び人間科学部長、体育館主任、体育教員、学生部事務部長、体育館事務室長、学生課長及び施設課長、学長が別に教員の中から委嘱する2名、体育会総務委員長及び体育会評議員会議長で構成する体育館管理委員会で運営している。

メインフロア及びサブフロア、プール、800人収容の観客席を持つ総合体育館で、正課授業や課外活動の他、入学式や卒業式といった式典会場として使用されている。

### (6) 入試センター [参照；第5章] 【資料2-9】

入試センターは、本学の学生募集及び入学者選抜に係る事項に関して計画的かつ総合的に推進することを目的とし、入試センター長、各学部長、大学事務長、入試センター事務部長及び入試課長で構成する全学入試委員会で運営している。

本学では、各学部・研究科ごとに、学生の受け入れ方針を明示して、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っている。また、多様な入試制度を設けて学生を受け入れるとともに、在籍学生数を適正に管理している。

### (7) 情報処理センター [参照；第7章] 【資料2-10、2-11】

情報処理センターは、以下3つの機能を有し、情報処理センター所長、情報処理センター主任、各学部選出の情報処理センター委員で構成する情報処理センター委員会で運営している。①専門的かつ高度な教育と研究を支援するための先進的で十分な情報処理機器と情報ネットワークを整備する。②施設・設備だけでなく人的な支援体制を充実させることにより、教員と学生に快適で安全な情報処理環境を提供する。③学部教育と連携しつつ、急速に変化する情報化社会の要求にも柔軟に対応できる情報処理教育カリキュラムを提供する。

### (8) 国際センター [参照；第6章] 【資料2-12、2-13】

国際センターは、本学の国際交流を推進し、もって本学の教育・研究活動の向上と発展に資することを目的とし、国際センター所長、国際センター主任、各学部選出の国際センター委員で構成する国際センター委員会で運営している。

本学の教育の根幹的特色となっている国際交流は、「キリスト教を基盤とする本学の建学の理想に立って、国際理解を深め国際平和に貢献することのできる人材の育成を目指す教育計画として本学が取り組んでいくに相応しい課題」である（国際交流計画策定当初の基本方針）。この理念を実現するため、1971（昭和46）年に国際交流計画が策定され、同年から海外派遣留学制度がスタートし、1973（昭和48）年から留学生別科が開設。その後、短期語学研修等、夏期日本語研修、留学生のための宿舎の提供、教職員の交換制度など、総合的なプログラムへと発展している。

### (9) 大学博物館 [参照；第8章] 【資料2-14、2-15、2-16】

大学博物館は、キリスト教文化、教育文化、地域文化、西南学院史等に関する博物館資料の収集、整理、保管、閲覧及び展示に関する事項、博物館資料の調査研究に関



する事項、本学学生、教職員等の本学院関係者並びに一般市民等の教養及び調査研究に資するために必要な事業の実施に関する事項を目的とし、博物館長、博物館学芸員課程主任、神学部長、大学事務長、博物館事務室責任者、博物館教員で構成する博物館管理運営委員会で運営している。

2006（平成18）年5月に設置され、ユダヤ教・キリスト教関係の資料や、西南学院創立者 C.K.ドージャーに関する品々を展示している。広く社会に開かれた大学博物館を目指しており、建物は福岡県の有形文化財に指定され、建築物としての価値も高く評価されている。

(10) 言語教育センター [参照；第6章、第7章]【資料2-17、2-18】

言語教育センターは、外国語（外国語としての日本語を含む）の教育を重視する本学の教育方針に則り、本学の言語教育の中核的な機関として、言語教育に関する方針及びプログラムを作成、実施し、全学的な言語教育及び研究を推進することを目的とし、言語教育センター長、教務部長、言語教育センター主任、各学部選出の言語教育運営委員、言語教育検討委員長、言語教育センター事務室長で構成する言語教育センター運営委員会で運営している。

2007（平成19）年4月に機関が設置され、更に2012（平成24）年4月に本センター棟が建設された。施設としては、CALL 教室、LL 教室、AV 教室、視聴覚教材を活用できる自学自習用スペース等を備えている。

(11) キャリアセンター [参照；第6章]【資料2-19、2-20】

キャリアセンターは、本学学生に対する就職支援及び就職紹介並びに正課外のキャリア形成支援等に関する施策を推進することを目的とし、キャリアセンター長、各学部長、各学部選出の委員、キャリアセンター事務部長、就職課長で構成するキャリアセンター委員会で運営している。

本学では、「西南学院大学のキャリアガイダンス」に基づいて、正課教育と正課外教育の連携を図っており、キャリアセンターでは、キャリアセンター長をはじめ、キャリアセンター委員である各学部長等とキャリアセンター就職課が一体となって、正課外支援を中心にした社会人基礎力の養成や、タイムリーかつ有効な就職情報の収集・提供や、進路に関する相談の対応などを行っている。

(12) 西南コミュニティーセンター [参照；第8章]【資料2-21、2-22】

西南コミュニティーセンターは、大学の知的資源、情報、施設・設備等を社会、特に地域社会に提供し、また社会の大学に対する要請やニーズに適切に応えることにより、社会に奉仕し、社会に愛され、社会とともに教育・研究を発展させる大学を目指すことを目的とし、西南コミュニティーセンター長、教務部長、図書館長、学術研究所長、キャリアセンター長、大学事務長、エクステンション課長で構成するコミュニティーセンター運営委員会で運営している。

館内にはコンサートや講演会等が開催できるホール、会議室、多目的室、茶室などがあり、一般にも貸し出している。

(13) 西南子どもプラザ [参照；第8章]【資料2-23、2-24】

西南子どもプラザは、大学が持つ資源を活用し、地域と連携することにより、社会の子育て支援の包括的環境づくりを行うことを目的とし、西南子どもプラザ長、学長

が委嘱する専任教員3名、エクステンション課長で構成する西南子どもプラザ運営委員会で運営している。

2007（平成19）年7月、本学と福岡市の協働事業として開所した子育て支援施設で、乳幼児親子の交流の場の提供、子育てに関する気軽な相談・情報提供、本学教員による専門相談・講座などを行っており、授業の一環やボランティアスタッフとして多くの大学生が関わっている。

(14) ボランティアセンター [参照；第8章] 【資料2-25、2-26】

ボランティアセンターは、ボランティア活動を建学の精神の具現化並びに大学の社会貢献の一つと位置付け、学生、教職員等によるボランティア活動を支援・促進することを目的とし、ボランティアセンター長、宗教部長、学生部長、人間科学部社会福祉学科より選出された教員1名、大学事務長、ボランティアセンター事務室長で構成するボランティアセンター運営委員会で運営している。

2012（平成24）年7月の設置以来、「東日本大震災及び熊本地震ボランティア」「海外ボランティア・ワークキャンプ」の提案や実施、情報発信などにより、学内や地域、国内外における幅広い活動を支援している。

(15) 臨床心理センター [参照；第8章] 【資料2-27、2-28、2-29】

臨床心理センターは、地域住民に対する臨床心理相談及び臨床心理に関する援助活動並びに教育・研究を行うことを目的とし、臨床心理センター長、人間科学研究科長、臨床心理学専攻主任、臨床心理センター相談室員で構成する臨床心理相談室運営委員会で運営している。

さまざまな臨床心理の分野（教育・医学・福祉・司法・産業などの各領域）で活躍する高度専門職業人（臨床心理士）の養成を目指している。

(16) 西南学院百年館（松緑館）・西南学院史資料センター 【資料2-30、2-31、2-32】

西南学院百年館（松緑館）は、本学院の創立100周年を記念して、2016（平成28）年10月に開設した施設で、教育・研究活動及び課外活動の他、同窓生や地域に交流の場を提供することによって、教育目的の達成に資するとともに、学院関係者のネットワークの充実及び強化を図り交流の拠点となることを目的とする。館内には、西南学院史資料センターを開設する他、大学博物館関連施設や多目的ホール、セミナー室、共同学習室等を設置している。

西南学院史資料センターは、「①創立者C.K.ドージャーや学院関係者の事跡やその歴史を明らかにし、建学の精神の涵養、歴史への理解とその継承を図ること、②学院、バプテスト教会など学院に連なる全ての関係者に係る資料の収集・保存及び調査・研究を行い、それを広く公開して交流の拠点となり、学院の教育や研究の充実・発展に資すること。」を設置目的とし、西南学院史資料センター長、大学図書館長、大学博物館長、大学神学部専任教員のうち大学神学部長が指名した1名、中学校・高等学校専任教員のうち中学校・高等学校長が指名した1名、小学校専任教員のうち小学校長が指名した1名、幼稚園専任教員のうち幼稚園長が指名した1名、保育所専任保育士のうち保育所園長が指名した1名、総務部長、西南学院史資料センター事務室長で構成する西南学院史資料センター運営委員会で運営し、資料の収集、整理・保存、調査・研究、資料の展示公開、自校史教育などの役割を担っている。

西南学院百年館では、開館後既に、学会や学術シンポジウムなど多くの行事等が開催されており、今後も西南学院史や大学博物館関連の授業で利用するなど、学内外の様々な人が諸活動を行い交流できる拠点として運用する。

### (17) 西南会館 [参照；第6章]【資料2-33】

西南会館は、学生の課外活動を助成し、教職員及び学生相互間の親睦を促進し、福祉厚生を向上させることを目的とし、学生部長、学生主任、学生部事務部長、学生課長、施設課長、西南会館事務室長、自治会執行委員会委員長及び副委員長・学術文化会総務委員長及び副委員長・体育会総務委員長及び副委員長・各ゼミナール連合会委員長で構成する西南会館委員会で運営する。

クラブ部室や各委員会室、大ホール、会議室、音楽練習場などのほか、食堂・書籍部・購買部などの生協施設や理容室がある。

### (18) 西南クロスプラザ [参照；第8章]【資料2-34】

西南クロスプラザは、大学学生、大学教職員等の福利厚生及び親睦の場を提供することを目的とする。

地域住民も利用できる食堂、ラウンジ、レセプションホール、ゲストルームを配している。

### (19) 学生寮【資料2-35、2-36、2-37、2-38】

本学には、一般の学生寮のほか、神学寮、及びインターナショナル・ハウスがある。

学生寮（男子寮・女子寮）、及び神学寮（単身寮・家族寮）は、建学の精神に則り、集団生活をとおしてキリスト教による人格陶冶と、学生生活の充実を図ることを目的とする。このうち学生寮（男子寮・女子寮）は、学生部長、宗教主任1名、寮監、学生部長の推薦に基づいて学長が委嘱する教員若干名、学生部事務部長、学生課長、寮委員（男子寮及び女子寮からそれぞれ2名）で構成する学生寮運営委員会で運営し、神学寮は神学部教授会が運営する。神学寮の寮生活は、神学部の教育の延長であり、共同生活を通して、福音宣教のための働き人たるにふさわしい品性と知性を培うことを目的とすることから、神学寮生は、将来牧師・伝道者として献身するにふさわしい人物として、教会より推薦を受け、かつ、神学部教授会において入寮を許可された学生に限るものとする。

インターナショナル・ハウスは、建学の精神に則り、大学に所属する外国人留学生、外国人研究者等のための宿泊施設を提供するとともに、日本人学生にも居住の機会を広げ、大学の教育研究における国際交流の促進を図ることを目的とし、国際センター委員会が運営する。

### (20) 田尻グリーンフィールド [参照；第7章、第8章]【資料2-39】

田尻グリーンフィールドは、正課授業、課外活動及びレクリエーション活動のために利用し、西南学院大学の教育目的の達成に資することを目的とし、学長、学生部長、人間科学部長、大学事務長、学生部事務部長、学生課長、施設課長及び総務課長で構成する田尻グリーンフィールド管理委員会で運営する。

2008（平成20）年に、福岡市西区田尻に設置された西日本最大級の大学総合グラウンドで、地域社会への積極的な貢献を目的とする環境保全ゾーンを備えている。大学とグラウンドの間は、スクールバスの定期運行（所要時間30分、1日約5便）を行っ

ている。

### (2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

本学では、教育研究組織の適切性を検証するための責任主体・組織、権限を、西南学院大学自己点検・評価規程【資料2-40】及び西南学院大学自己点検・評価規程細則【資料2-41】に定めている。

教育研究組織の適切性を検証する責任主体として、基本問題点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」に、その権限、手続を明記している。

基本問題点検評価委員会において、定期的に教育研究組織の適切性を検証し、抽出された課題を改善している。

手続の詳細に関しては、毎年度作成している「西南学院大学自己点検・評価実施要領」【資料2-42】に記載されている。毎年、目標設定シート【資料2-43】に目標を記載し、5月1日現在の根拠資料に基づいて事務局が点検・評価を行い、当該点検・評価結果(案)を個別点検・評価委員会である基本問題点検評価委員会において検証し、抽出された課題を改善することとなっている。

上記と並行して、部長会議内の常設委員会である「大学総合計画委員会」【資料2-44】(学長、副学長、部長理事、大学事務長)では、理事会から提示された「西南学院の使命」、「西南学院ビジョン2016-2025」及び「中長期計画2016-2025」を踏まえ、教育研究組織を検証し、新たな組織について常時検討している。

## 2. 点検・評価

### 「基準2の充足状況」

以下のとおり、基準2を充足していると判断する。

本学の教育研究組織は、大学、学部・研究科等の理念・目的を実現するために、それぞれの専門性をいかした教育研究活動を展開できる組織及び体制となっている。加えて、時代の要請に応じて教育研究組織の新增設や改組の検討を行っている。また、教育研究組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にして、検証プロセスを適切に機能させている。

### (1) 効果が上がっている事項

#### チャペルアワー

チャペルアワーの出席者は、年間延べ22,404名、1回あたり平均出席者は249名と、年度を通じて安定した出席者を得ることができており、学生にとって身近なものになっている。学内外の講師、時には学生による講話は、内容も、平和や宗教、夢、世界、音楽など広範囲で、学生にとって広く社会を知り感じ考えるきっかけとなり、広義のキャリア教育であると考えている。【資料2-45、2-46】

### 新分野の教育・研究組織の検討

新分野の教育・研究組織を新設する必要性から全学的視点で検討する委員会にしたいという学長の意向のもと、「新分野の教育・研究組織を考える検討委員会」及び「同ワーキングチーム」が組織された。この委員会では、理系分野や英語で授業を行う学際的な学問分野を含めて柔軟な検討がなされ、一定の方向性を定めて答申書の作成が進められた点は、効果が上がっていると判断している。

### 新研究科設置の検討

大学総合計画委員会において新学部・学科の検討に加えて、別組織にて大学院新研究科設置に向けての検討が進んだ。社会科学系博士後期課程の統合再編を検討した結果、2013（平成25）年度経済学研究科博士後期課程留意事項実施状況報告書から、文部科学省の留意事項が付されなくなった。人間科学研究科に臨床心理専攻を設置する取り組みを進め、文部科学省への設置届出が受理され、2016（平成28）年4月に人間科学研究科臨床心理学専攻修士課程を設置した。

### 共通教育センター設置の検討

共通教育センター（仮称）の設置について各学部から意見を徴集し、部長会議で検討した結果、共通教育委員会として設置の方向性について承認を得た点は、効果が上がっていると判断している。

### エクステンションセンター設置の検討

西南コミュニティーセンター運営委員会において、エクステンションセンター（仮称）設置の方向性について承認を得ている。

### 教育研究組織の適切性の検証

教育研究組織の適切性を検証する責任主体として、基本問題点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」にその権限、手続きを明記し、検証プロセスを適切に機能させている。また基本問題点検評価委員会で検証した組織の適切性については、自己点検評価・評価結果（毎年作成分）を取りまとめる過程において検証できている点は、効果が上がっていると判断される。

#### （2）改善すべき事項

特になし。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### （1）効果が上がっている事項

### チャペルアワー

宗教部では、主任会を中心にチャペルの企画について協議を重ね、様々な工夫を施して

おり、例えば、近年は、チャペル出席良好者表彰や学生司会を導入したり、SNSによる広報活動を行ったりした。建学の精神の具現化を通じた教育プログラムを多くの学生が体験できるよう、このような工夫を今後も続ける。

### 新分野の教育・研究組織の検討

新分野の教育・研究組織の設置について検討し、検討の内容は、ニューズレター等で随時教職員に報告した。結果的に、今回の設置案は進めないことになったが、検討の過程で共有した情報や課題等を、今後の本学の発展に結びつける。

### 新研究科設置の検討

法学、経営学及び経済学の社会科学系博士後期課程の統合再編だけでなく、別の取り組みを含め有効な支援方法について大学院委員会等で検討する予定である。また、独立大学院の設置及び専門職大学院増設については、現在その構想がないため、現状における大学院の定員充足や教育・研究環境向上等の取り組みを大学院委員会等で進める予定である。

### 共通教育センター設置の検討

共通教育センターの設置に向けて必要な規程改正（学則等）の手続きを進めていくため、最初に教務部所管の教務部会議での審議を予定している。

### エクステンションセンター設置の検討

今後は、設置についての具体的な審議を進めることを検討する必要がある。

### 教育研究組織の適切性の検証

基本問題点検評価委員会において、新しい自己点検評価制度の中で引き続き教育研究組織の適切性を継続的に検証して実質化を図っていく予定である。

## (2) 改善すべき事項

特になし。

## 4. 根拠資料

- 2-1 西南学院大学の沿革（d-36）
- 2-2 西南学院大学規程
- 2-3 西南学院宗教局報告（既出 1-15）
- 2-4 西南学院大学図書館規程
- 2-5 図書館ガイドブック 2016
- 2-6 学術研究所規程
- 2-7 西南学院大学教育・研究推進機構規程
- 2-8 西南学院大学体育館管理規程
- 2-9 西南学院大学入試センター規程
- 2-10 西南学院大学情報処理センター規程

## 第2章 教育研究組織

- 2-11 SAINS 西南学院大学総合情報ネットワークシステムパンフレット
- 2-12 西南学院大学国際センター規程
- 2-13 国際交流のススメ冊子
- 2-14 西南学院大学博物館規程
- 2-15 西南学院大学博物館管理運営規則
- 2-16 西南学院大学博物館パンフレット
- 2-17 西南学院大学言語教育センター規程
- 2-18 言語教育センターガイドブック 2016 Center for Language Education
- 2-19 西南学院大学キャリアセンター規程
- 2-20 大学ホームページ/キャリアガイダンス  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/about/education/career\\_guidance.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/about/education/career_guidance.html))
- 2-21 西南コミュニティーセンター規程
- 2-22 西南コミュニティーセンターリーフレット
- 2-23 西南子どもプラザ規程
- 2-24 早良区子どもプラザ・西南子どもプラザ（日本語リーフレット）
- 2-25 西南学院大学ボランティアセンター規程
- 2-26 西南学院大学ボランティアガイドブック（既出 1-17）
- 2-27 西南学院大学附属臨床心理センター規程
- 2-28 西南学院大学附属臨床心理センター臨床心理相談室運営委員会規程
- 2-29 西南学院大学附属臨床心理センターリーフレット
- 2-30 西南学院百年館（松緑館）管理規程
- 2-31 西南学院百年館（松緑館）西南学院史資料センターリーフレット（既出 1-18）
- 2-32 西南学院史資料センター規程
- 2-33 西南学院大学西南会館規程
- 2-34 西南クロスプラザ管理規程
- 2-35 西南学院大学学生寮規程
- 2-36 西南学院大学神学寮規程
- 2-37 西南学院大学インターナショナル・ハウス規程
- 2-38 西南学院大学インターナショナル・ハウスパンフレット
- 2-39 西南学院大学田尻グリーンフィールド管理規程
- 2-40 西南学院大学自己点検・評価規程（既出 1-33）
- 2-41 西南学院大学自己点検・評価規程細則（既出 1-34）
- 2-42 西南学院大学自己点検・評価実施要領（既出 1-35）
- 2-43 大学ホームページ/自己点検評価活動（目標設定シート）（既出 1-36）  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/about/self\\_examination/report.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/about/self_examination/report.html))
- 2-44 部長会議内各種委員会に関する内規
- 2-45 チャペルテーマと平均チャペル出席数一覧（d-50）
- 2-46 チャペル講話者の内訳（d-51）

以上

## 第3章 教員・教員組織

---



1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

**大学全体**

(1) 本学では、「西南学院大学教員就業規則」第5条【資料3-1】に、「教員として採用される者は、建学の精神を理解し、これに協力する決意を有するものでなければならぬ。」と、基本的な姿勢に関わる事項を定めている。

また、2015（平成27）年には、全学点検評価委員会での趣旨説明を経て、部長会議において、大学として求める教員像及び大学としての教員組織の編制方針【資料3-2】を、以下のとおり定めた。

**大学として求める教員像**

育成する人材像及び各種方針への理解と、専門分野での継続した研究実績を背景として学生への適切な教授、指導が可能な能力を有していること。

**教員組織の編制方針**

本学の理念・目的・教育目標の達成及び学生の関心やニーズに対応可能な学問分野と教育水準を継続して維持できる教員組織を編制する。

上記の大学として求める教員像及び大学としての教員組織の編制方針は、ポータルサイトを通して教職員に周知するとともに、大学ホームページに掲載して公開している。【資料3-3、3-4、3-5】

(2) 本学では、組織的な教育を実施するために、以下のとおり、「西南学院大学規程」【資料3-6】等に役割分担及び責任の所在を明確にしている。

[大学規程]

役職名	役割分担、責任及び参照規程	大学規程掲載箇所
学長	校務をつかさどり、職員を統督する。	第3条
副学長 副学長（総務担当） 副学長（教育・研究担当）	大学の運営全般に関して学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。 危機管理、環境マネジメント、認証評価、学外との連携等総務全般を担当し、その他学長の命を受けて校務をつかさどる。 全学における教育・研究の推進及び発展に関する事項全般を担当し、その他学長の命を受けて校務をつかさどる。	第10条の2
宗教部長	宗教部を統括し、学内の宗教指導に当たる。	第11条
学部長	学部を代表し、その校務を掌る。	第13条
学生部長	学生部を統轄し、学生の訓育指導に当たる。	第15条
教務部長	教務部を統轄し、教務を掌る。	第16条
図書館長	図書館を統轄する。	第17条

### 第3章 教員・教員組織

学術研究所長	学術研究所を代表し、業務を統轄する。	第18条
法務研究科長 (法科大学院長)	学長の委嘱を受け、法務研究科(法科大学院)の業務を掌る。	第18条の2
教育・研究推進機構長	機構に教育・研究推進機構長を置く。 機構長は、副学長(教育・研究担当)がその任に当たる。 西南学院大学教育・研究推進機構規程第4条【資料3-7】	第18条の3
体育館長	体育館を管理する。体育館長は、学長がこれを兼ねる。	第19条
入試センター長	学長の指示のもと、入試センターの業務を統括し、入試センターを代表する。 西南学院大学入試センター規程第4条【資料3-8】	第19条の2
情報処理センター所長	情報処理センターを代表し、その業務を統轄する。 西南学院大学情報処理センター規程第4条【資料3-9】	第20条
国際センター所長	国際センターを代表し、その業務を統括する。 西南学院大学国際センター規程第5条【資料3-10】	第20条の2
博物館長	館務を統括し、博物館を代表する。 西南学院大学博物館規程第6条【資料3-11】	第20条の3
大学院学務部長	大学院を統括し、大学院の業務を掌る。	第20条の4
言語教育センター長	言語教育センターの業務を統括し、言語教育センターを代表する。	第20条の5
キャリアセンター長	学長の指示のもと、キャリアセンターの業務を統括し、キャリアセンターを代表する。 西南学院大学キャリアセンター規程第4条【資料3-12】	第20条の9
西南コミュニティーセンター長	西南コミュニティーセンター業務を統括し、西南コミュニティーセンターを代表する。 副学長(総務担当)がこれを兼ねる。	第20条の6
大学院研究科長	研究科(法科大学院を除く)を代表し、その校務を掌る。	第21条
宗教主任	宗教部長を補佐して、学内の宗教指導に当たる。	第12条
学生主任	学生部長を補佐して学生部会議を構成し、学生の訓育及び指導に当たる。	第22条
学科主任等(各学科主任及び専攻主任)、課程主任(教職課程主任及び博物館学芸員課程主任)	学部長を補佐してその校務を掌り、学生を指導する。	第23条
法科大学院教務主任	法科大学院長を補佐して、教務を掌る。	第23条の2
言語教育センター主任	言語教育センター長を補佐し、言語教育センター業務の円滑かつ有効な実施を図り、言語教育センターの運営を行う。	第24条
体育館主任	体育館長を補佐して、体育館の運営に当たる。	第25条

情報処理センター主任	情報処理センター所長の指揮のもとに、別に定める事項を処理する。	第26条
国際センター主任	国際センター所長を補佐し、外国人留学生の訓育及び指導並びに留学生別科運営の衝に当たる。	第27条
西南子どもプラザ長	西南子どもプラザ業務を統括し、西南子どもプラザを代表する。	第20条の7
ボランティアセンター長	ボランティアセンター業務を統括し、ボランティアセンターを代表する。副学長（総務担当）がこれを兼ねる。	第20条の8
臨床心理センター長	臨床心理センター業務全般について統轄する。	第20条の10
大学院研究科専攻主任	専攻を代表し、その校務を掌る。	第28条
法務研究科専攻主任 (法科大学院専攻主任)	法科大学院長を補佐して、校務を掌る。	第28条の2
寮監	寮生の生活指導及び寮全般の監督に当たる。	第29条
学生相談室主任	学生相談室業務全般について統轄する。	第29条の2

(3) 本学では、「本学の理念・目的・教育目標の達成及び学生の関心やニーズに対応可能な学問分野と教育水準を継続して維持できる教員組織を編制する。」との教員組織の編制方針に応じて、上記のとおり、学長、副学長以下の教員組織を編制している。

学長、副学長、学部長、学科主任、専攻主任及び課程主任、並びに研究科長、法務研究科教務主任により学部、学科及び専攻並びに大学院研究科及び専攻ごとの教員組織を編制するとともに、学長、副学長から、学生部、教務部及び図書館といった教育、研究及び社会貢献を遂行する上で必要な教員組織を編制しており、本学の教員組織の編制方針と編制実態は整合性がとれていると判断している。

特に、近年では、言語教育センター、キャリアセンター、情報処理センター及び国際センターといった学生の関心やニーズに対応した教育・研究組織を形成して、教員組織を編制している。また、西南子どもプラザ、ボランティアセンター及び臨床心理センター等の社会貢献を重視した組織を形成して、教員組織を編制している。

(4) 本学では、「西南学院大学教員任用基準」第3条から第6条【資料3-13】に教員に求める能力・資質等を職位別に規定し、「西南学院大学教員任用基準細則」【資料3-14】に、本学就任前の経歴を本学の経歴に換算する率について規定している。

#### 西南学院大学教員任用基準

(教授の資格)

第3条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 教授の経歴（外国におけるこれに相当する教員としての経歴を含む。）又は准教授として6年以上の経歴を有し、教授にふさわしい研究業績を有すると認められる者
- (2) 前号に定める基準に相当する経歴及び研究上の業績を有すると認められる者

(3) 専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有すると認められる者

(4) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者

(5) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

（准教授の資格）

第4条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 前条各号のいずれかに該当する者

(2) 准教授の経歴（外国におけるこれに相当する教員としての経歴を含む。）又は講師として2年以上の経歴を有し、准教授にふさわしい研究業績を有すると認められる者

(3) 前号に定める基準に相当する経歴及び研究上の業績を有すると認められる者

(4) 研究所、試験所、調査所等に在籍し、研究上の業績を有すると認められる者

(5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

（講師の資格）

第5条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 前2条の各号のいずれかに該当する者

(2) 博士後期課程を修了した者又は専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者であって、講師にふさわしい研究業績を有すると認められる者

(3) 講師の経歴（外国におけるこれに相当する教員としての経歴を含む。）又は助教として3年以上の経歴を有し、講師にふさわしい研究業績を有すると認められる者

(4) 前2号に定める基準に相当する経歴及び研究上の業績を有すると認められる者

（助教の資格）

第6条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 前3条の各号のいずれかに該当する者

(2) 修士の学位又は専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

(3) 前号に定める基準に相当する経歴を有すると認められる者

(4) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

また、西南学院大学大学院担当教員資格審査内規【資料3-15】には、以下のとおり、大学院担当教員に求める能力・資質等を規定している。

#### 西南学院大学大学院担当教員資格審査内規

（審査基準）

第3 大学院担当教員の資格審査は、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者につき、次の基準によって行う。

1. 修士課程又は博士前期課程の講義及び研究指導補助を担当する教員（以下「修士課程又は博士前期課程研究指導補助担当教員」という。）にあつては、

(1) 研究上の顕著な業績を有する教授又は准教授

(2) 研究上の業績が(1)の者と同等以上であると認められる講師

2. 修士課程又は博士前期課程の演習を担当する教員（以下「修士課程又は博士前期課程研究指導担当教員」という。）にあつては、
- (1) 博士の学位及び研究上の業績を有し、かつ、満1年以上の修士課程又は博士前期課程研究指導補助担当教員の経歴を有する教授又は准教授
  - (2) 研究上の顕著な業績を有し、かつ、満2年以上の修士課程又は博士前期課程研究指導補助担当教員の経歴を有する教授又は准教授
  - (3) 研究上の業績又は経歴が(1)又は(2)の者と同等以上であると認められる教授又は准教授
3. 博士後期課程の研究指導補助を担当する教員（博士後期課程研究指導補助担当教員）にあつては、研究上の顕著な業績を有し、かつ、満1年以上の修士課程又は博士前期課程研究指導担当教員の経歴を有する教授又は准教授
4. 博士後期課程の研究指導を担当する教員（博士後期課程研究指導担当教員）にあつては、
- (1) 博士の学位及び研究上の顕著な業績を有し、かつ、満2年以上の修士課程又は博士前期課程研究指導担当教員の経歴を有する教授又は准教授
  - (2) 研究上の顕著な業績を有し、かつ、満3年以上の修士課程又は博士前期課程研究指導担当教員の経歴を有する教授又は准教授
  - (3) 研究上の業績及び経歴が(1)又は(2)の者と同等以上であると認められる教授又は准教授

### 神学部

神学部の求める教員像及び組織の編制方針については、全学としての「西南学院大学教員任用基準」等の諸規程を踏まえるとともに、全学の編制方針に準拠し、養成する人間像を踏まえて、次のとおりとしている。

神学部	教員像	神学部が育成する人間像及び神学部が定める各種方針への理解と、聖書、キリスト教思想・哲学・芸術分野での継続した研究実績を背景として、学生への適切な教授、指導が可能な能力を有していること。
	編制方針	キリスト教界の指導者、教会の伝道者・牧師などの専門職業人、並びにキリスト教精神を基盤として社会に貢献する人の育成と、学生の関心やニーズに対応可能な学問分野と教育水準を継続して維持できる教員組織を編制する。

神学部では、教員組織の編制方針に応じて、教授会のほか、神学教育協議会、神学部FD委員会等を組織して、教育に関する諸問題に対して連携や調整を図りながら、組織的な教育の実践に努めている。

### 文学部

文学部の求める教員像及び組織の編制方針については、全学としての「西南学院大学教員任用基準」等の諸規程を踏まえるとともに、全学の編制方針に準拠し、養成する人間像

を踏まえて、次のとおりとしている。

文学部	教員像	文学部が育成する人材像及び文学部が定める各種方針への理解と、言語の本質や機能、英米やフランスの文学・文化・社会のあり方、人間関係等の専門分野での継続した研究実績を背景として、学生への適切な教授、指導が可能な能力を有していること
	編制方針	グローバルな視野に立って日本のみならず世界で活躍できる人材の育成と、学生の関心やニーズに対応可能な学問分野と教育水準を継続して維持できる教員組織を編制する。
英文学科	教員像	英文学科が育成する人材像及び英文学科が定める各種方針への理解と、英語、英語圏の文学・文化分野での継続した研究実績を背景として、学生への適切な教授、指導を行う能力を有していること。
	編制方針	英文学科の理念・目的・教育目標の達成、グローバル化した社会の要請に応じうる人材の育成及び学生の関心やニーズに対応可能な学問分野と教育水準を継続して維持できる教員組織を編制する。
外国語学科 英語専攻	教員像	外国語学科英語専攻が育成する人材像及び外国語学科英語専攻が定める各種方針への理解と、英語学・英語教育、コミュニケーション学、ビジネス英語、言語文化分野での継続した研究実績を背景として、学生への適切な教授、指導が可能な能力を有していること。
	編制方針	社会の発展に寄与する自発的で創造性豊かな人材の育成と、学生の関心やニーズに対応可能な学問分野と教育水準を継続して維持できる教員組織を編制する。
外国語学科 フランス語専攻	教員像	外国語学科フランス語専攻が育成する人材像及び外国語学科フランス語専攻が定める各種方針への理解と、フランス語学・フランス語教育、フランス語圏の言語文化や思想、社会、文学分野での継続した研究実績を背景として、学生への適切な教授、指導が可能な能力を有していること。
	編制方針	国際化・情報化する世界の中で知的行動力をもって活躍しうる人材の育成と、学生の関心やニーズに対応可能な学問分野と教育水準を継続して維持できる教員組織を編制する。

文学部では、教員組織の編制方針に応じて、文学部教授会のほか、英文学科については、英文学科協議会、外国語学科英語専攻については、英語専攻協議会、外国語学科フランス語専攻については、フランス語専攻協議をそれぞれ組織して、月に1回～2回の頻度で協議会を開催し、教育課程をはじめとする教育に関する諸問題に対する連携や調整を図っている。

#### 商学部

商学部の求める教員像及び組織の編制方針については、全学としての「西南学院大学教

員任用基準」等の諸規程を踏まえるとともに、全学の編制方針に準拠し、養成する人間像を踏まえて、次のとおりとしている。

商学部	教員像	商学・会計学・経営学・経営情報学の分野での継続した研究実績を背景として、高い倫理観と深い思考力を備えたビジネス・パーソンを育成するための適切な教授、指導が可能な能力を有している人。
	編制方針	高い倫理観と深い思考力を備えたビジネス・パーソンの育成と学生の関心やニーズに対応可能な学問分野と教育水準を維持できる教員組織を編制する。

商学部では、教員組織の編制方針に応じて、学科主任を中心としつつ、商学、会計学、経営学、経営情報学の各コース内において細部の連絡調整を図っている。それを踏まえて学科での協議、学部教授会での審議という具合にボトムアップ型の教員間連携を図っている。

#### 経済学部

経済学部の求める教員像及び組織の編制方針については、全学としての「西南学院大学教員任用基準」等の諸規程を踏まえるとともに、全学の編制方針に準拠し、養成する人間像を踏まえて、次のとおりとしている。

経済学部	教員像	経済学の理論研究、世界経済・日本経済の実証分析、政策分析、歴史的分析等の分野で、高水準の研究を継続して行なっていること、及びそれを背景として、学生への適切な教授、指導が可能な能力を有していること。
	編制方針	複雑な現代社会の種々の社会経済問題を、的確に認識し、その解決法を見出せるような能力を持つ学生を育成し、学生の関心やニーズに対応可能な学問分野と教育水準を継続して維持できるような教員組織を編制する。

経済学部では、教員組織の編制方針に応じて、教授会のほか、経済学部 FD 委員会等を組織して、教育に関する諸問題に対して連携や調整を図っている。教育課程編制及びその連絡調整は、学科主任を中心として緊密に図る体制がとられている。

#### 法学部

法学部の求める教員像及び組織の編制方針については、全学としての「西南学院大学教員任用基準」等の諸規程を踏まえるとともに、全学の編制方針に準拠し、養成する人間像を踏まえて、次のとおりとしている。

法学部	教員像	法学及び政治学の専門分野での継続した研究実績を背景として、多様な価値観の理解と批判的な思惟力の育成、及び変容する現代社会の秩序構成に寄与できる識見を養成するための適切な教授、指導が可能な能力を有していること。
-----	-----	--

	編制方針	多様な価値観の理解と批判的な思惟力、及び適正な識見を有する人材の育成と、学生の関心やニーズに対応可能な学問分野と教育水準を継続して維持できる教員組織を編制する。
--	------	--

法学部では、教員組織の編制方針に応じて、教員組織を編制している。特に、教育課程編制等においては、学科主任を中心として密接に検討及び実施される体制が整っており、学科主任と当該部門の教員との間で改善にむけた検討がなされている。

### 人間科学部

人間科学部の求める教員像及び組織の編制方針については、全学としての「西南学院大学教員任用基準」等の諸規程を踏まえるとともに、全学の編制方針に準拠し、養成する人間像を踏まえて、次のとおりとしている。

人間科学部	教員像	人間科学部が育成する人材像及び人間科学部が定める各種方針への理解と、教育、保育、福祉、心理分野での継続的な研究実績を背景として学生への適切な教育、指導が可能な能力を有していること。
	編制方針	教育、保育、福祉、心理の各分野において優れた働き手として貢献しうる専門家の養成と、学生の関心や社会的ニーズに対応可能な学問分野と教育水準を継続して維持できる教員組織を編制する。
児童教育学科	教員像	児童教育学科が育成する人材像及び児童教育学科が定める各種方針への理解と、教育、保育分野での継続的な研究実績を背景として学生への適切な教育、指導が可能な能力を有していること。
	編制方針	保育士、幼稚園教諭、小学校教諭の養成、及び教育、保育の専門的知識と技能を活かして社会に貢献できる人材の育成と学生の関心や社会的ニーズに対応可能な学問分野と教育水準を継続して維持できる教員組織を編制する。
社会福祉学科	教員像	社会福祉学科が育成する人材像及び社会福祉学科が定める各種方針への理解と、社会福祉分野での継続的な研究実績を背景として学生への適切な教育、指導が可能な能力を有していること。
	編制方針	社会福祉士、精神保健福祉士、保育士の養成、及び社会福祉の専門的知識と技能を活かして社会に貢献できる人材の育成と学生の関心や社会的ニーズに対応可能な学問分野と教育水準を継続して維持できる教員組織を編制する。
心理学科	教員像	心理学科が育成する人材像及び心理学科が定める各種方針への理解と、心理学分野での継続的な研究実績を背景として学生への適切な教育、指導が可能な能力を有していること。



	編制方針	さまざまな事態において人の心を科学的に調査及び分析できる専門的な知識技術を持つ人材の育成と学生の関心や社会的ニーズに対応可能な学問分野と教育水準を継続して維持できる教員組織を編制する。
--	------	--

人間科学部では、教員組織の編制方針に応じて、教員組織を編制しており、人間科学部教授会のほか、児童教育学科については、児童教育学科協議会、社会福祉学科については、社会福祉学科協議会、心理学科については、心理学科協議会をそれぞれ組織して、協議会を各部教授会に接続する時間帯で開催し、教育課程をはじめとする教育に関する諸問題に対する連携や調整を図っている。

#### 国際文化学部

国際文化学部の求める教員像及び組織の編制方針については、全学としての「西南学院大学教員任用基準」等の諸規程を踏まえるとともに、全学の編制方針に準拠し、養成する人間像を踏まえて、次のとおりとしている。

国際文化学部	教員像	国際社会・グローバル社会で活躍する人材を育成するという学部の理念を十分に理解し、そのための適切な教授指導を行う能力を有していること。
	編制方針	6つのコースのそれぞれの教育内容に応じた専門分野の教員により組織する。

国際文化学部では、教員組織の編制方針に応じて、教員組織を編制しており、学部長、学科主任を軸として各文化コースや科目担当者間において、日常的に連絡・調整、協議を行い、教育課程をはじめとする教育に関する諸問題に対応している。

#### 大学院全体

大学院の教員に関しては、既述のとおり、「西南学院大学大学院担当教員資格審査内規」【資料3-15】等に、教員に求める能力・資質等を規定している。また、組織的な教育を実施するために、既述のとおり、大学規程において役割分担及び責任の所在を明確にしている。

#### 法学研究科

法学研究科の求める教員像及び組織の編制方針については、全学としての「西南学院大学教員任用基準」等の諸規程を踏まえるとともに、全学の編制方針に準拠し、養成する人間像を踏まえて、次のとおりとしている。

法学研究科	教員像	法学及び政治学の専門分野での継続した研究実績を背景として、基礎法学、国内実定法学、国際関係法学及び政治学の各分野において、精深な学識をもって創造的学術研究を担う卓越した研究能力と教育ニーズに応え得る確かな教育能力を備えた研究者の育成と、今後の知識社会の基盤を担う人権感覚と批判精神に富んだ知的人材を養成するための適切な教授、指導が可能な能力を有していること。
-------	-----	---

	編制方針	精深な学識をもって創造的学術研究を担う卓越した研究能力と教育ニーズに応え得る確かな教育能力を備えた研究者、及び人権感覚と批判精神に富んだ知的人材の育成と、学生の関心やニーズに対応可能な学問分野と教育水準を継続して維持できる教員組織を編制する。
--	------	---

法学研究科では、教員組織の編制方針に応じて、教員組織を編制しており、研究科内の教員同士の連携や、教育研究の責任体制に関しては、法学研究科委員会を定期的に開催し、研究科の教育・研究に関する諸問題に対応している。研究科長は、教務や学生生活等の問題に責任を持ち、大学院委員（大学院学則第39条により各研究科から選出）と連携しながら研究科運営に臨んでいる。

### 経営学研究科

経営学研究科の求める教員像及び組織の編制方針については、全学としての「西南学院大学教員任用基準」等の諸規程を踏まえるとともに、全学の編制方針に準拠し、養成する人間像を踏まえて、次のとおりとしている。

経営学研究科	教員像	倫理観を備える総合的かつ学際的な知識をもち、経営学、商学及び会計学の学理の先導性及び独創性を発揮しうる高度な専門的知識及び研究能力を併せもつ人材を育成するための適切な教授、指導が可能な能力を有している人。
	編制方針	倫理観を備える総合的かつ学際的な知識をもち、学理の先導性及び独創性を発揮しうる高度な専門的知識及び研究能力を併せもつ人材の育成と、学生の関心やニーズに対応可能な学問分野と教育水準を維持できる教員組織を編制する。

経営学研究科では、教員組織の編制方針に応じて、教員組織を編制しており、経営学研究科内の教員同士の連携や、教育研究の責任体制に関しては、経営学研究科委員会を定期的に開催し、研究科の教育・研究に関する諸問題に対応している。研究科長は、教務や学生生活等の問題に責任を持ち、大学院委員と連携しながら研究科運営に臨んでいる。

### 文学研究科

文学研究科の2つの専攻が求める教員像及び組織の編制方針については、全学としての「西南学院大学教員任用基準」等の諸規程を踏まえるとともに、全学の編制方針に準拠し、養成する人間像を踏まえて、各々、次のとおりとしている。

文学研究科 英文学専攻	教員像	英語を中心とする言語、文化及び表象に関わる学術の理論及び応用の基礎的及び先駆的な教授・研究の推進を通して、高度の専門的知識・能力を身に付け国際社会に貢献できる優れた研究者及び専門的職業人を育成するための適切な教授、指導が可能な能力を有していること。
----------------	-----	--

	編制方針	高度の専門的知識・能力を身に付け国際社会に貢献できる優れた研究者及び専門的職業人の育成と、学生の関心やニーズに対応可能な学問分野と教育水準を継続して維持できる教員組織を編制する。
文学研究科 フランス文学 専攻	教員像	フランス語の深い知識及びテキスト読解を基礎として、フランス語圏の社会・文化的諸事象に関する専門的知識を涵養し、深い人間性の理解及び国際的視野を備えた優れた教育・研究者及び高度専門職業人を育成するための適切な教授、指導が可能な能力を有していること。
	編制方針	深い人間性の理解及び国際的視野を備えた優れた教育・研究者及び高度専門職業人の育成と、学生の関心やニーズに対応可能な学問分野と教育水準を継続して維持できる教員組織を編制する。

文学研究科英文学専攻及び文学研究科フランス文学専攻では、各専攻の教員組織の編制方針に応じて、教員組織を編制している。研究科内の教員同士の連携や、教育研究の責任体制に関しては、文学研究科委員会を定期的開催し、研究科の教育・研究に関する諸問題に対応するとともに、各専攻に専攻科委員会を置いて更にきめ細かい対応をとっている。研究科長と専攻主任は、大学院委員と連携しながら研究科や各専攻の運営に臨んでいる。

#### 経済学研究科

経済学研究科が求める教員像及び組織の編制方針については、全学としての「西南学院大学教員任用基準」等の諸規程を踏まえるとともに、全学の編制方針に準拠し、養成する人間像を踏まえて、次のとおりとしている。

経済学研究科	教員像	経済学研究科が育成する人材像及び経済学研究科が定める各種方針への理解と、経済理論、経済政策及び国際経済に関する幅広く深い学識の涵養を図り、研究職を含む高度専門職を担う優秀な人材を育成するための適切な教授、指導が可能な能力を有していること。
	編制方針	研究職を含む高度専門職を担う優秀な人材の育成と、学生の関心やニーズに対応可能な学問分野と教育水準を継続して維持できる教員組織を編制する。

経済学研究科では、教員組織の編制方針に応じて、教員組織を編制しており、研究科内の教員同士の連携や、教育研究の責任体制に関しては、経済学研究科委員会を定期的開催し、研究科の教育・研究に関する諸問題に対応している。研究科長は、教務や学生生活等の問題に責任を持ち、大学院委員と連携しながら研究科運営に臨んでいる。

#### 神学研究科

神学研究科の求める教員像及び組織の編制方針については、全学としての「西南学院大学教員任用基準」等の諸規程を踏まえるとともに、全学の編制方針に準拠し、養成する人間像を踏まえて、次のとおりとしている。

神学研究科	教員像	神学研究科が育成する人間像及び神学研究科が定める各種方針への理解と、広い教養、高い倫理性及び総合的な判断力を身につけ、現代における人間の心、宗教及び社会の諸問題に柔軟に対応する優れた研究者並びに社会において中核的な役割を担う人を育成するための適切な教授、指導が可能な能力を有していること。
	編制方針	広い教養、高い倫理性及び総合的な判断力を身につけ、現代における人間の心、宗教及び社会の諸問題に柔軟に対応する優れた研究者並びに社会において中核的な役割を担う人の育成と、学生の関心やニーズに対応可能な学問分野と教育水準を継続して維持できる教員組織を編制する。

神学研究科では、教員組織の編制方針に応じて、教員組織を編制しており、研究科内の教員同士の連携や、教育研究の責任体制に関しては、神学研究科委員会を定期的に開催し、研究科の教育・研究に関する諸問題に対応している。研究科長は、教務や学生生活等の問題に責任を持ち、大学院委員と連携しながら研究科運営に臨んでいる。

#### 人間科学研究科

人間科学研究科の求める教員像及び組織の編制方針については、全学としての「西南学院大学教員任用基準」等の諸規程を踏まえるとともに、全学の編制方針に準拠し、養成する人間像を踏まえて、次のとおりとしている。

人間科学研究科	教員像	人間科学研究科が育成する人間像及び人間科学研究科が定める各種方針への理解と、教育、社会福祉及び心理の分野で、総合的判断力を要する高度専門職業人、先進的かつ総合的な課題に取り組む研究者などを育成するための適切な教授、指導が可能な能力を有していること。
	編制方針	教育、社会福祉及び心理の分野で、総合的判断力を要する高度専門職業人、先進的かつ総合的な課題に取り組む研究者などの育成と、学生の関心やニーズに対応可能な学問分野と教育水準を継続して維持できる教員組織を編制する。

人間科学研究科では、教員組織の編制方針に応じて、教員組織を編制しており、研究科内の教員同士の連携や、教育研究の責任体制に関しては、人間科学研究科委員会を定期的に開催し、研究科の教育・研究に関する諸問題に対応している。研究科長は、教務や学生生活等の問題に責任を持ち、大学院委員と連携しながら研究科運営に臨んでいる。

#### 国際文化研究科

国際文化研究科の求める教員像及び組織の編制方針については、全学としての「西南学院大学教員任用基準」等の諸規程を踏まえるとともに、全学の編制方針に準拠し、養成する人間像を踏まえて、次のとおりとしている。

国際文化研究科	教員像	地域及び変化に関する高度な専門的知識と国際的視野を有して、国際社会に貢献でき、基礎的、先駆的な学術研究を推進する優れた研究者及び高度専門職業人などの人材を育成するための適切な教授、指導が可能な能力を有していること。
	編制方針	国際社会に貢献でき、基礎的、先駆的な学術研究を推進する優れた研究者及び高度専門職業人などの人材の育成と、学生の関心やニーズに対応可能な学問分野と教育水準を継続して維持できる教員組織を編制する。

国際文化研究科では、教員組織の編制方針に応じて、教員組織を編制しており、研究科内の教員同士の連携や、教育研究の責任体制に関しては、国際文化研究科委員会を定期的で開催し、研究科の教育・研究に関する諸問題に対応している。研究科長は、教務や学生生活等の問題に責任を持ち、大学院委員と連携しながら研究科運営に臨んでいる。

#### 法務研究科(法科大学院)

法務研究科の求める教員像及び組織の編制方針については、全学としての「西南学院大学教員任用基準」等の諸規程を踏まえるとともに、全学の編制方針に準拠し、養成する人間像を踏まえて、次のとおりとしている。

法務研究科	教員像	法務研究科が育成する人材像及び法務研究科が定める各種方針への理解と、法学分野における学術の理論及び応用を教授研究し、法曹に求められる深い学識及び卓越した能力を有した人材を育成するための適切な教授、指導が可能な能力を有していること。
	編制方針	法曹に求められる深い学識及び卓越した能力を有した人材の育成と、学生の関心やニーズに対応可能な学問分野と教育水準を継続して維持できる教員組織を編制する。

法務研究科では、教員組織の編制方針に応じて、教員組織を編制しており、研究科内の教員同士の連携や、教育研究の責任体制に関しては、法務研究科委員会（法科大学院教授会）を定期的で開催し、研究科の法曹養成に特化した教育に関する諸問題に対応している。教育効果をあげるためには教員間の連携体制を確保することが重要であることに鑑み、各法分野の担当者間及び全教員の間で、カリキュラムや教育内容、教育方法について、情報や意見の交換に努めている。教授会以外の公式の場としては、FD研究会や法科大学院将来計画検討委員会等があり、それらを通じて組織的かつ継続的に検討を行っている。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

#### 大学全体

(1) 本学の各学部・学科、各研究科・専攻の専任教員数は、2016（平成27）年5月1日現在において、214人（教授146人、准教授57人、講師3人、助教8人（外国語教員7人、博物館教員1人））であり、大学設置基準を満たしている。【大学基礎データ表2】

### 第3章 教員・教員組織

また、専任教員 214 人に占める外国人教員【資料3-16】は、30 人（14.0%）、女性教員【資料3-17】48 人（22.4%）である。

本学では、2016（平成 28）年 3 月 15 日の定期理事会において、学則変更（収容定員変更）を行うことを決定した。この決定に基づき、文部科学省に学則変更認可申請を行い、文部科学大臣から本年 8 月 31 日付けで認可された。

収容定員の変更に伴い、2017（平成 29）年度から 2020（平成 32）年度の 4 か年をかけて、計画的に教員を漸増し教員組織の整備、充実を図っていく予定である。

また本学では、学内の資金又は学外の競争的資金を獲得して、特色ある教育及び学修を行うプロジェクトの運営及び支援を行するための教員組織を編制することが可能であり、そのための必要事項も規定している。【資料3-18】

- (2) 本学の大学院各研究科・専攻の教員数は、2016（平成 28）年 5 月 1 日現在において、大学院設置基準を満たしている。【大学基礎データ表 2】

なお本学では、基礎となる学部のもとに研究科を置いており、研究科の教員組織は、法学研究科及び法務研究科（法科大学院）を除き学部所属の教員で編制している。

- (3) 本学全体の教員の年齢構成は、以下のとおりであるが、可能な限り特定の年齢層に偏ることのないよう配慮している。【資料3-19】

年齢層	人数	比率
26 歳～30 歳	1 人	0.5%
31 歳～35 歳	14 人	6.5%
36 歳～40 歳	18 人	8.4%
41 歳～45 歳	33 人	15.4%
46 歳～50 歳	36 人	16.8%
51 歳～55 歳	29 人	13.6%
56 歳～60 歳	27 人	12.6%
61 歳～65 歳	32 人	15.0%
66 歳～70 歳	24 人	11.2%
合計	214 人	100%

#### 神学部

- (1) 神学部神学科の専任教員数は、以下のとおり、法令（大学設置基準等）によって定められた必要数を充足している。

学部	学科	設置基準に定める専任教員数		専任教員数	
		現在	新	現在	完成年度
神	神	8	8	8	8

※完成年度とは、収容定員増のことをいう。以下、他学部も同様。

職位別の配置状況は、以下のとおりである。

学部	学科	教授	准教授
神	神	7	1

(2) 年齢構成については、以下の方針及び課題を掲げ、教授会で確認している。

方針	できるだけ年齢層に偏りができないように、採用に際して年齢層も勘案する。
課題	専任教員の年齢構成は、51歳～60歳が5人(62.5%)となっている。その一方で30歳代の教員比率が0%であり、採用の際はこのような比率も考慮する。

なお、神学部はキリスト教界の指導者や教会の伝道者・牧師などの養成を目的としている。神学部の専任教員となるには、相当の研究業績を積むことが必要であり、通常の学問におけるよりも多くの年月を必要としているのが、実情である。

### 文学部

(1) 文学部の専任教員数は、以下のとおり、法令(大学設置基準等)によって定められた必要数を充足している。

学部	学科	専攻	設置基準に定める専任教員数		専任教員数	
			現在	新	現在	完成年度
文	英文	—	6	7	13	13
	外国語	英語	8	9	12	13
		フランス語			9	9

職位別の配置状況は、以下のとおりである。

学部	学科	専攻	教授	准教授
文	英文	—	11	2
	外国語	英語	17	4
		フランス語		

(2) 年齢構成については、以下の方針及び課題を掲げ、教授会で確認している。

方針	できるだけ年齢層に偏りができないように、採用に際して年齢層も勘案する。
課題	専任教員の年齢構成は、51歳～60歳が14人(41.2%)となっている。また61歳～70歳が9人(26.5%)、41歳～50歳が9人(26.5%)、40歳以下が2人(5.9%)となっている。採用の際はこのような比率も考慮する。

### 商学部

(1) 商学部の専任教員数は、以下のとおり、法令(大学設置基準等)によって定められた必要数を充足している。

学部	学科	設置基準に定める専任教員数		専任教員数	
		現在	新	現在	完成年度
商	商	10	11	13	14
	経営	10	11	11	14

職位別の配置状況は、以下のとおりである。

学部	学科	教授	准教授
商	商	11	2
	経営	6	5

(2) 年齢構成については、以下の方針及び課題を掲げ、教授会で確認している。

方針	52歳を教員の平均年齢の当面の目標値とし、できるだけ年齢層に偏りができないように、採用に際して年齢層も勘案する。
課題	専任教員の年齢構成は、61歳～70歳が8人(33.3%)、41歳～50歳が9人(37.5%)となっており、一方51歳～60歳が4人(16.7%)となっている。採用の際はこのような比率も考慮する。

#### 経済学部

(1) 経済学部の専任教員数は、以下のとおり、法令(大学設置基準等)によって定められた必要数を充足している。

学部	学科	設置基準に定める専任教員数		専任教員数	
		現在	新	現在	完成年度
経済	経済	12	13	17	18
	国際経済	10	10	11	12

職位別の配置状況は、以下のとおりである。

学部	学科	教授	准教授
経済	経済	12	5
	国際経済	9	2

(2) 年齢構成については、以下の方針及び課題を掲げ、教授会で確認している。

方針	できるだけ年齢層に偏りができないように、採用に際して年齢層も勘案する。
課題	専任教員の年齢構成は、41歳～50歳が12人(42.9%)、51歳～60歳が7人(25.0%)となっている。一方、40歳以下が3人(10.7%)となっている。

#### 法学部

(1) 法学部の専任教員数は、以下のとおり、法令(大学設置基準等)によって定められた必要数を充足している。

学部	学科	設置基準に定める専任教員数		専任教員数	
		現在	新	現在	完成年度
法	法律	14	15	20	22
	国際関係法	8	8	11	11



職位別の配置状況は、以下のとおりである。

学部	学科	教授	准教授
法	法律	12	8
	国際関係法	6	5

(2) 年齢構成については、以下の方針及び課題を掲げ、教授会で確認している。

方針	できるだけ年齢層に偏りができないように、採用に際して年齢層も勘案する。
課題	専任教員の年齢構成は、41歳～50歳が14人(45.2%)である一方で51歳～60歳が5人(16.1%)、40歳以下が6人(19.4%)である。採用の際はこのような比率も考慮する。

### 人間科学部

(1) 人間科学部の専任教員数は、以下のとおり、法令（大学設置基準等）によって定められた必要数を充足している。

学部	学科	設置基準に定める専任教員数		専任教員数	
		現在	新	現在	完成年度
人間科学	児童教育	10	10	18	19
	社会福祉	14	14	14	16
	心理	10	10	11	12

職位別の配置状況は、以下のとおりである。

学部	学科	教授	准教授	講師
人間科学	児童教育	15	3	
	社会福祉	8	6	
	心理	6	3	2

(2) 人間科学部の年齢構成については、以下の方針及び課題を掲げ、教授会で確認している。

方針	できるだけ年齢層に偏りができないように、採用に際して年齢層も勘案する。
課題	専任教員の年齢構成は、61歳～70歳が16人(37.2%)、51歳～60歳が5人(23.3%)となっている一方で40歳以下が6人(14.0%)となっている。採用の際はこのような比率も考慮する。

### 国際文化学部

(1) 国際文化学部の専任教員数は、以下のとおり、法令（大学設置基準等）によって定められた必要数を充足している。

学部	学科	設置基準に定める専任教員数		専任教員数	
		現在	新	現在	完成年度
国際文化	国際文化	10	11	26	26

### 第3章 教員・教員組織

職位別の配置状況は、以下のとおりである。

学部	学科	教授	准教授	講師
国際文化	国際文化	16	9	1

(2) 年齢構成については、以下の方針及び課題を掲げ、教授会で確認している。

方針	できるだけ年齢層に偏りができないように、採用に際して年齢層も勘案する。
課題	専任教員の年齢構成は、40歳以下が4人(15.4%)、41歳～50歳が10人(38.5%)、51歳～60歳が5人(19.2%)となっている。また61歳～70歳が7人(26.9%)となっている。採用の際はこのような比率も考慮する。

#### 法学研究科

(1) 法学研究科の専任教員数は、以下のとおり、法令（大学院設置基準等）によって定められた必要数を充足している。

研究科	専攻	課程	専任教員数		専任教員のうち		設置基準上の必要専任教員数	
			教授	准教授	研究指導教員数	研究指導補助教員数	研究指導教員数	研究指導補助教員数
法学	法律学	博士前期	18	5	15	8	5	5
		博士後期	18	0	18	0	5	5

(2) 年齢構成については、以下の方針及び課題を掲げ、研究科委員会確認している。

方針	できるだけバランスのとれた年齢構成となるよう考慮する。
課題	法学研究科の担当専任教員の年齢構成は、60歳代の教員比率が28.6%（8人）となっており、大学院担当者選任の際には、このような比率も考慮する。

#### 経営学研究科

(1) 経営学研究科の専任教員数は、以下のとおり、法令（大学院設置基準等）によって定められた必要数を充足している。

研究科	専攻	課程	専任教員数		専任教員のうち		設置基準上の必要専任教員数	
			教授	准教授	研究指導教員数	研究指導補助教員数	研究指導教員数	研究指導補助教員数
経営学	経営学	博士前期	17	4	14	7	5	4
		博士後期	12	0	11	1	5	4

(2) 年齢構成については、以下の方針及び課題を掲げ、研究科委員会で確認している。

方針	できるだけバランスのとれた年齢構成となるよう考慮する。
課題	経営学研究科の担当専任教員の年齢構成は、60歳代の教員比率が38.1%（8人）となっており、大学院担当者選任の際には、このような比率も考慮する。

**文学研究科**

(1) 文学研究科の専任教員数は、以下のとおり、法令（大学院設置基準等）によって定められた必要数を充足している。

研究科	専攻	課程	専任教員数		専任教員のうち		設置基準上の必要専任教員数	
			教授	准教授	研究指導教員数	研究指導補助教員数	研究指導教員数	研究指導補助教員数
文学	英文学	博士前期	16	2	11	7	3	2
		博士後期	5	0	5	0	3	2
	フランス文学	博士前期	8	0	6	2	2	3
		博士後期	5	0	5	0	2	3

(2) 年齢構成については、以下の方針及び課題を掲げ、研究科委員会で確認している。

方針	できるだけバランスのとれた年齢構成となるよう考慮する。
課題	英文学専攻の担当専任教員の年齢構成は、60歳代の教員比率が44.4%（8人）となっている。またフランス文学専攻における、担当専任教員の年齢構成は、50歳代の教員比率が50%（4人）となっている大学院担当者選任の際には、このような比率も考慮する。

**経済学研究科**

(1) 経済学研究科の専任教員数は、以下のとおり、法令（大学院設置基準等）によって定められた必要数を充足している。

研究科	専攻	課程	専任教員数		専任教員のうち		設置基準上の必要専任教員数	
			教授	准教授	研究指導教員数	研究指導補助教員数	研究指導教員数	研究指導補助教員数
経済学	経済学	博士前期	19	0	19	0	5	4
		博士後期	19	0	19	0	5	4

(2) 年齢構成については、以下の方針及び課題を掲げ、研究科委員会で確認している。

方針	できるだけバランスのとれた年齢構成となるよう考慮する。
課題	経済学研究科の担当専任教員の年齢構成は、40歳代の教員比率が42.1%（8人）、60歳代の教員比率は26.3%（5人）となっており、大学院担当者選任の際には、このような比率も考慮する。

**神学研究科**

(1) 神学研究科の専任教員数は、以下のとおり、法令（大学院設置基準等）によって定められた必要数を充足している。

研究科	専攻	課程	専任教員数		専任教員のうち		設置基準上の必要専任教員数	
			教授	准教授	研究指導教員数	研究指導補助教員数	研究指導教員数	研究指導補助教員数
神学	神学	博士前期	7	1	6	2	2	3
		博士後期	5	0	5	0	2	3

(2) 年齢構成については、以下の方針及び課題を掲げ、研究科委員会で確認している。

方針	できるだけバランスのとれた年齢構成となるよう考慮する。
課題	神学研究科の担当専任教員の年齢構成は、60歳代の教員比率が62.5%（5人）となっており、大学院担当者選任の際には、このような比率も考慮する。

#### 人間科学研究科

(1) 人間科学研究科の専任教員数は、以下のとおり、法令（大学院設置基準等）によって定められた必要数を充足している。

研究科	専攻	課程	専任教員数		専任教員のうち		設置基準上の必要専任教員数	
			教授	准教授	研究指導教員数	研究指導補助教員数	研究指導教員数	研究指導補助教員数
人間科学	人間科学	博士前期	20	1	18	3	2	3
		博士後期	15	0	15	0	2	3
	臨床心理学	修士	4	2	3	3	2	3

(2) 年齢構成については、以下の方針及び課題を掲げ、研究科委員会で確認している。

方針	できるだけバランスのとれた年齢構成となるよう考慮する。
課題	人間科学専攻の担当専任教員の年齢構成は、60歳代の教員比率が52.4%（11人）となっている。また臨床心理学専攻における、担当専任教員の年齢構成は、60歳代の教員比率が33.3%（2人）となっている大学院担当者選任の際には、このような比率も考慮する。

#### 国際文化研究科

(1) 国際文化研究科の専任教員数は、以下のとおり、法令（大学院設置基準等）によって定められた必要数を充足している。

研究科	専攻	課程	専任教員数		専任教員のうち		設置基準上の必要専任教員数	
			教授	准教授	研究指導教員数	研究指導補助教員数	研究指導教員数	研究指導補助教員数
国際文化	国際文化	博士前期	15	6	16	5	2	3
		博士後期	12	0	12	0	2	3

(2) 年齢構成については、以下の方針及び課題を掲げ、研究科委員会で確認している。

方針	できるだけバランスのとれた年齢構成となるよう考慮する。
課題	国際文化研究科の担当専任教員の年齢構成は、50歳代の教員比率が33.3%（7人）となっており、大学院担当者選任の際には、このような比率も考慮する。

#### 法務研究科(法科大学院)

(1) 法務研究科の専任教員数は、以下のとおり、法令（専門職大学院設置基準等）によって定められた必要数を充足している。

〔法務研究科（法科大学院）〕

（2016年5月1日現在）

		専任教員数		設置基準上 必要専任教員数
		教授	准教授	
内 訳	専任教員	1	1	
	専任（兼担）教員	8	0	
	実務家教員	3	0	
	実務家みなし専任教員	1	1	
合計		13	2	12

(2) 年齢構成については、以下の方針及び課題を掲げ、研究科委員会で確認している。

方針	できるだけバランスのとれた年齢構成となるよう考慮する。
課題	法務研究科の担当専任教員の年齢構成は、50歳代の教員比率が6人（50.0%）となっており、法科大学院担当者の選任の際には、このような比率も考慮する。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

#### 大学全体

本学では、「西南学院大学教員任用基準」【資料3-13】に、教員の募集、採用及び昇任について基準、手続きを明文化し、その適切性・透明性を担保するよう、取り組んでいる。

#### 西南学院大学教員任用基準

（手続き）

第7条 教員の採用及び昇任の手続きは、以下のとおりとする。

- 2 学部長は、毎年4月1日までに当該年度の学部人事計画を学長に報告する。
- 3 前項に掲げる学部人事計画のうち、採用人事は、以下に規定する手続きにより行う。
  - (1) 学長は、学部人事計画を部長会議の議を経て、常任理事会に付議する。
  - (2) 学部長は、常任理事会で承認を得た学部人事計画に基づき、学部教授会の決議を得た候補者を学長に報告する。
  - (3) 学長は、前号に掲げる候補者について、部長会議に報告し、常任理事会の議を経て、理事会に付議する。
- 4 当該年度において、前項に掲げる採用人事計画に変更が生じた場合、学部長は、速やかに学長に報告し、以下、前項の手順に準じて手続きを行う。
- 5 第2項に掲げる学部人事計画のうち、昇任人事は、以下に規定する手続きにより行う。
  - (1) 学長は、学部人事計画を部長会議に報告する。
  - (2) 学部長は、部長会議に報告された学部人事計画に基づき、学部教授会の決議を得た候補者を学長に報告する。
  - (3) 学長は、前号に掲げる候補者について、部長会議に報告し、常任理事会の議を経て、理事会に報告する。

#### 神学部

神学部では、「西南学院大学教員任用基準」【資料3-13】及び「西南学院大学教員任用基準細則」【資料3-14】（以下「本学の教員任用基準等」という。）を踏まえ、「西南学院大学神学部教員の募集、採用に関する取扱要領」【資料3-20】の定めに従って、全国的に広く学術研究に秀でた人物を募っている。昇格に関しては、全学の規程を踏まえ、「西南学院大学神学部教員の准教授への昇格に関する取扱要領」【資料3-21】及び「西南学院大学神学部教員の教授への昇格に関する取扱要領」【資料3-22】に定める昇格基準を満たしている教員について、選考委員会による審査を経て、神学部教授会で審査報告を行い、審議を経て昇任可否の投票をもって決定している。以上のとおり、教員の募集、採用及び昇格について基準、手続きを明文化し、その適切性・透明性を担保するよう、取り組んでいる。また神学部は日本バプテスト連盟の伝道者・牧師の養成と密接な関係を持っているため、教派性を重んじるといふ伝統はこれまでどおり尊重する方針に則っている。

#### 文学部

文学部では、本学の任用基準等を踏まえ、「文学部教員任用基準に関する申合せ」【資料3-23】に従って、全国的に広く学術研究に秀でた人物を募っている。

英文学科における募集・採用は、英文学科協議会において、最も必要とする専攻・担当分野と年齢層を考慮した公募案が学科主任から提案され、審議される。その後の手順としては、例えば准教授に任用する場合は、応募者の中から、論文などの主要業績3点（うち1点は英語によるもの）の審査、面接及び模擬授業を経て、最終的に残った候補者について、諮られ、決定する。途中、通常3名の論文審査委員による審査報告、論文審査委員と役職者からなる人事委員会による面接が行われる。面接と同時に模擬授業を行ってもらうことによって、研究面だけでなく、教育面においても、英文学科の教員としてふさわしいかを、採用のための判断材料の一つとしている。

外国語学科英語専攻における専任教員の採用人事は、公募を原則として、書類審査、論文審査、面接（模擬授業を含む）の手続きを経ることになっている。専任教員に退職者又は欠員が生じた場合や新規採用を計画する場合は、まず、どの専門分野又はどの科目担当の教員を採用すべきかを英語専攻協議会で審議する。通常は公募制を採用しているので、公募内容を盛り込んだ原案を同協議会に諮る。それが承認されると、文学部教授会の承認を経た後、国内の大学院大学及び外国の学会誌やインターネット上に公募文書を掲載する。応募者の中から、研究分野・業績・年齢等の条件に基づいて人数を絞り込み、複数の候補者について研究業績の論文審査を行う。論文審査委員が協議会で審査結果を報告した後、審議により適切な数の面接者を決定する。原則全員が参加する模擬授業を含む面接の後、審議・採決により1名の採用を決定する。段階ごとに客観性を重視した中立公正な仕組みであり適切なものと言える。

外国語学科フランス語専攻では、教員の募集は基本的に公募によって行っている。まず資格、年齢、担当科目、提出論文等の細目を設定した募集要項を作成し、それを国内外の大学や研究機関等に広く公表して、その結果応募してきた者のなかから厳正な審査を経て候補者を選んでいる。新規採用のための公募時の論文審査においては、本専攻の専任教員が全員で取り組んでいる。第1次選考及び第2次選考を実施し、時間を十分にかけて選抜

を行っている。

昇格に関しても、本学の任用基準等を踏まえ、「文学部教員任用基準に関する申合せ」【資料3-23】に定める昇格基準を満たしている教員について、選考委員会による審査を経て、文学部教授会で審査報告を行い、審議を経て昇任可否の投票をもって決定している。

以上のとおり、教員の募集、採用及び昇格について基準、手続きを明文化し、その適切性・透明性を担保するよう、取り組んでいる。

#### 商学部

商学部では、本学の任用基準等を踏まえ、「西南学院大学 商学部 教員の募集、採用に関する取扱要領」【資料3-24】に従って、全国的に広く学術研究に秀でた人物を募っている。

昇格に関しては、本学の任用基準等を踏まえ「西南学院大学 商学部 教員の准教授への昇格に関する取扱要領」【資料3-25】及び「西南学院大学 商学部 教員の教授への昇格に関する取扱要領」【資料3-26】に定める昇格基準を満たしている教員について、選考委員会による審査を経て、商学部教授会で審査報告を行い、審議を経て昇任可否の投票をもって決定している。商学部における教員採用は過去長期にわたって公募制に限定してきた。最近数年度の採用人事では公募要領を関係大学ほぼ150校へ発送し、また大学ホームページへの掲載、JREC-INへの登録も行ってきた。この成果として、2008（平成20）年度以降の教員募集では、着実に採用が実現している。更に現在、2017（平成29）年度以降の採用に向けて4名教員募集中である。同時に、2017（平成29）年4月1日昇任人事も厳格に細則等に則って進行している。この現状は、本学部において教員募集・昇格に関する基準・手続が適切に運用されていることを裏付けるものである。

以上のとおり、教員の募集、採用及び昇格について基準、手続きを明文化し、その適切性・透明性を担保するよう、取り組んでいる。

#### 経済学部

経済学部では、本学の任用基準等を踏まえ、「西南学院大学 経済学部 教員の募集、採用に関する取扱要領」【資料3-27】に従って、全国的に広く学術研究に秀でた人物を募っている。

昇任に関しては、本学の任用基準等を踏まえ、「西南学院大学 経済学部 教員の准教授への昇任に関する取扱要領」【資料3-28】及び「西南学院大学 経済学部 教員の教授への昇任に関する取扱要領」【資料3-29】に定める基準を満たしている教員について、選考委員会による審査を経て、経済学部教授会で審査報告を行い、審議を経て昇任可否の投票をもって決定している。具体的には、採用に関しては、経済学部の専任教員は、大学院博士課程を有する国内主要大学向けの案内と本学ウェブサイト上での情報公開により公募されている。2014（平成26）年度の採用人事においては、一般公募により30代の現職の教員（職制：講師）を採用した。研究業績の審査は学部内の関連性の強い科目を担当する教員があたり、任用の場合3名、昇任の場合2名で審査委員会を構成し、1か月あまりにわたる厳正な論文の査読を行う。

教授会は審査委員会の報告に基づいて教育業績等も加味して審議を行い、任用・昇任について、出席者の3分の2以上の賛成をもって決定している。採用においては、論文・著書等の業績審査のみでは終わらない。教授会構成員出席のもと最終候補者に対しては本学

において模擬授業あるいは研究発表の実施を課し、それらを通じて候補者のプレゼンテーション能力、講義に必要な技量、質疑応答におけるコミュニケーション能力などを、判断できるようにしている。

以上のとおり、教員の募集、採用及び昇任について基準、手続きを明文化し、その適切性・透明性を担保するよう、取り組んでいる。

#### 法学部

法学部では、本学の任用基準等を踏まえ、「法学部教員任用手続に関する申合せ」【資料3-30】及び「法学部教員任用基準に関する申合せ」【資料3-31】に従って、全国的に広く学術研究に秀でた人物を募っている。昇格に関しては、本学の任用基準等に定める昇格基準を満たしている教員について、選考委員会による審査を経て、法学部教授会で審査報告を行い、審議を経て昇任可否の投票をもって決定している。具体的には、専任教員採用にあたっては、まず教授会で設置される人事委員会（委員5名）が広く候補者を探し、その中から候補となるものを絞ったうえで（1名あるいは複数名）学部長に推薦する。学部長はそれを受けて、教授会に当該候補者について審査委員会を設置することを提案し、承認を経て投票によって審査委員（3名）を選ぶ。審査委員会はその審査結果を法学部教授会に報告し、審議のうえで投票により決定される。専任教員の昇任については、該当者がいるか否か、あるいはその昇任の時期等について、通常は当該部門あるいはそれに近い部門の教員が留意し、学部長と協議する。学部長は法学部教授会に審査委員会の設置を提案する。教授会での承認を経て、審査委員会（委員3名）が設置されて審査が行われる。審査委員会は教授会に審査結果を報告し、審議のうえで投票によって決定される。

以上のとおり、教員の募集、採用及び昇格について基準、手続きを明文化し、その適切性・透明性を担保するよう、取り組んでいる。

#### 人間科学部

人間科学部では、本学の任用基準等を踏まえ、「西南学院大学 人間科学部 教員の募集、採用に関する取扱要領」【資料3-32】に従って、全国的に広く学術研究に秀でた人物を募っている。昇格に関しては、本学の任用基準等を踏まえ、「西南学院大学 人間科学部教員の准教授への昇格に関する取扱要領」【資料3-33】及び「西南学院大学 人間科学部 教員の教授への昇格に関する取扱要領」【資料3-34】に定める昇格基準を満たしている教員について、人事委員会による審査を経て、人間科学部教授会で審査報告を行い、審議を経て昇任可否の投票をもって決定している。採用人事は、基本的に公募としており、人事委員会は応募者の書類審査と面接審査を厳正に行う。具体的には、応募者に履歴書、研究業績（論文、著書等）、教育業績、主要研究業績の概要、担当科目に関する資格、等の提出を求め、それらの書類審査を行い、最終候補者（1名を原則とするが、必要な場合は2名）を決定する。更に最終候補者に対して、将来の研究計画、講義内容の概要等を提出させ、研究・教育に関するプレゼンテーション及び面接を行う。教授会で審査報告を行い、それに基づき審議をし、無記名投票による3分の2以上の賛成で採用を議決する。これらの一連の審査によって、人間科学部にふさわしい高い倫理観と研究・教育能力を備えた者を採用する。

昇格に関しては、西南学院大学教員任用基準を満たした場合に、昇格人事に関する人事



委員会が結成される。人事委員会に提出された論文等を査読し、昇格の是非を検討し、人間科学部教授会で採決されて決定される。

以上のとおり、教員の募集、採用及び昇格について基準、手続きを明文化し、その適切性・透明性を担保するよう、取り組んでいる。

#### 国際文化学部

国際文化学部では、本学の任用基準等を踏まえ、「西南学院大学 国際文化学部 教員の募集、採用に関する取扱要領」【資料3-35】に従って、全国的に広く学術研究に秀でた人物を募っている。昇格に関しては、本学の任用基準等を踏まえ、「西南学院大学 国際文化学部教員の准教授への昇格に関する取扱要領」【資料3-36】及び「西南学院大学 国際文化学部教員の教授への昇格に関する取扱要領」【資料3-37】に定める昇格基準を満たしている教員について、人事委員会による審査を経て、国際文化学部教授会で審査報告を行い、審議を経て昇任可否の投票をもって決定している。人事委員会は、専門領域・コースの構成に配慮した審査委員3名と学部長、学科主任の5名によって構成される。任用に際しては、学部や学部内の各文化コースのカリキュラム体制・将来構想、現有専任教員の年齢構成などふまえて学部教授会で議論し、担当科目、資格、年齢などを決定する。学部長は、その決定を踏まえ条件・資格を明示して公募を行う。人事委員会は、応募者の学歴・職歴・教育歴・研究業績などに関して慎重に審査を行い、最終段階で面接を実施し、候補者を学部教授会に推薦する。学部教授会は、構成員の3分の2以上の出席によって開会し、出席者の3分の2以上の賛成によって議決する。昇格の場合も学部教授会における手続は同様であり、本学の任用基準等が定める条件を満たしているかどうかを審査している。

以上のとおり、教員の募集、採用及び昇格について基準、手続きを明文化し、その適切性・透明性を担保するよう、取り組んでいる。

#### 大学院全体

既述のとおり、本学では基礎となる学部のもとに研究科を置いており、研究科の教員組織は、法学研究科及び法務研究科（法科大学院）を除き学部所属の教員で編成している。大学院研究科の担当教員は、「西南学院大学大学院担当教員資格審査内規」【資料3-15】により資格等を明らかにしている。

#### 法学研究科

法学研究科の任用・昇格の資格審査は、「西南学院大学大学院担当教員資格審査内規」【資料3-15】に従い、その担当する専門分野に関し高度の教育・研究上の指導能力があると認められた者について厳格に行っている。手続きは、研究科委員会の中に組織される3名程度の審査委員が、資格審査を行い、その結果を委員会に報告し、最後に、全教員で組織される研究科委員会において投票によって決定される。決定に必要な要件は、構成員の3分の2以上の出席及び出席者の3分の2以上の賛成である。最終的には、大学院委員会の承認を得て決定される。以上のとおり、教員の昇格について基準、手続きを明文化し、その適切性・透明性を担保するよう、取り組んでいる。

#### 経営学研究科

経営学研究科の任用・昇格の資格審査は、「西南学院大学大学院担当教員資格審査内規」【資料3-15】に従い、その担当する専門分野に関し高度の教育・研究上の指導能力があると認められた者について厳格に行っている。手続きは、学部基礎を置く他の研究科と同様であり、最終的には、大学院委員会の承認を得て決定される点も同様である。また本研究科においては、大学院担当教授に昇格する場合は、研究の独創性と担当科目の整合性を自己申告に基づいて審査している。以上のとおり、教員の昇格について基準、手続きを明文化し、その適切性・透明性を担保するよう、取り組んでいる。

#### 文学研究科

文学研究科の任用・昇格の資格審査は、「西南学院大学大学院担当教員資格審査内規」【資料3-15】及び「文学研究科人事申合せ事項」にそって、その担当する専門分野に関し高度の教育・研究上の指導能力があると認められた者について厳格に行っている。手続きは、学部基礎を置く他の研究科と同様であり、最終的には、大学院委員会の承認を得て決定される。

以上のとおり、教員の昇格について基準、手続きを明文化し、その適切性・透明性を担保するよう、取り組んでいる。

#### 経済学研究科

経済学研究科の任用・昇格の資格審査は、「西南学院大学大学院担当教員資格審査内規」【資料3-15】に従い、その担当する専門分野に関し高度の教育・研究上の指導能力があると認められた者について厳格に行っている。手続きは、学部基礎を置く他の研究科と同様であり、最終的には、大学院委員会の承認を得て決定される点も同様である。以上のとおり、教員の昇格について基準、手続きを明文化し、その適切性・透明性を担保するよう、取り組んでいる。

#### 神学研究科

神学研究科の任用・昇格の資格審査は、「西南学院大学大学院担当教員資格審査内規」【資料3-15】に従い、その担当する専門分野に関し高度の教育・研究上の指導能力があると認められた者について厳格に行っている。手続きは、学部基礎を置く他の研究科と同様であり、最終的には、大学院委員会の承認を得て決定される点も同様である。以上のとおり、教員の昇格について基準、手続きを明文化し、その適切性・透明性を担保するよう、取り組んでいる。

#### 人間科学研究科

人間科学研究科の任用・昇格の資格審査は、「西南学院大学大学院担当教員資格審査内規」【資料3-15】に従い、その担当する専門分野に関し高度の教育・研究上の指導能力があると認められた者について厳格に行っている。手続きは、学部基礎を置く他の研究科と同様であり、最終的には、大学院委員会の承認を得て決定される点も同様である。以上のとおり、教員の昇格について基準、手続きを明文化し、その適切性・透明性を担保するよう、取り組んでいる。

んでいる。

#### 国際文化研究科

国際文化研究科の任用・昇格の資格審査は、「西南学院大学大学院担当教員資格審査内規」【資料3-15】に従い、その担当する専門分野に関し高度の教育・研究上の指導能力があると認められた者について厳格に行っている。手続きは、学部基礎を置く他の研究科と同様であり、最終的には、大学院委員会の承認を得て決定される点も同様である。以上のおり、教員の昇格について基準、手続きを明文化し、その適切性・透明性を担保するよう、取り組んでいる。

#### 法務研究科(法科大学院)

法務研究科専任教員の任用は、本学の学部専任教員及び本学外部からなされている。この場合の教員の任免・昇格の基準は、学部と共通の「西南学院大学教員任用基準」【資料3-13】に定めている。また、法務研究科独自の任期制実務家教員については「西南学院大学大学院法務研究科実務家教員に関する規程」【資料3-38】に定めている。人事に関する手続きについては、「西南学院大学大学院法務研究科委員会規程」【資料3-39】に会議体の役割や議事の進め方に関する定めがあり、それに沿って運用している。任用人事について公募を実施したことはなく、法務研究科委員会（法科大学院教授会）によって設置された人事委員会を中心に広く候補者を捜したうえで適任者を絞り、教授会に推薦するという方法を取ってきている。以上のおり、教員の募集、採用及び昇格について基準、手続きを明文化し、その適切性・透明性を担保するよう、取り組んでいる。

#### 言語教育センター

言語教育センターでは、「西南学院大学言語教育センター規程」【資料3-40】のもと「西南学院大学言語教育センター外国語教員に関する規程」【資料3-41】を定め、外国語教員の募集、採用について基準、手続きを明文化し、その適切性・透明性を担保するよう、取り組んでいる。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

#### 大学全体

1. 本学では、以下のおり、教育研究、その他の諸活動に関する教員の資質向上を図るための研修等を恒常的かつ適切に行っている。

##### (1) 新任教員対象オリエンテーション

総務部総務課の主催で院長、学長による本学の建学の精神に基づく教育・研究に関する講話や本学で教員生活を送る上での基本的な事項の説明を行っている。なお、新任教員に対して本学では専任教員ガイドブック【資料3-42】を配付し、本学の専任教員が円滑に教育・研究を行うことができるように、またそのためのサポート体制が分かるようにしている。

(2) 大学全体の FD 活動

- i 全学 FD・学士課程教育推進委員会【資料3-43】による、各学部へ置く FD 委員会から報告された特色ある FD 活動の、全学への紹介と推進。
- ii 大学主催の夏期教職員懇談協議会、宗教部主催のファカルティ・リトリート及び教育・研究推進機構主催の大学改革フォーラム等での教員の資質向上に資する講演会の開催。
- iii 内部質保証システムの周知及び理解を図るための自己点検評価活動に関する研修会【資料3-44】の開催。
- iv 「科研費」の最近の動向に関する基調講演や科研費補助金への申請に向けての事例報告等を内容とする「科研費補助金制度について」をテーマとした講演会の実施。

2. 本学では、以下のとおり、教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育・研究活動の活性化に努めている。

本学では、教員の教育・研究の業績に関する情報は、「教員データベース」【資料3-45、3-46】に集約され、大学ホームページ上に社会に広く公表されている。本学の学術研究所が定期的に刊行している学術研究所報【資料3-47】によっても周知されている。

2014（平成26）年10月1日からは「西南学院大学機関リポジトリ」【資料3-48】を公開している。機関リポジトリでは、本学で生産された研究成果や教育成果を収集し、電子的に保存・公開を行っており、現在は、『西南学院大学論集』等の検索・閲覧が可能である。

今後は、公開コンテンツを学術雑誌やその他の学内発行物へ順次拡大予定である。また、「教員データベース」との連携により、研究者情報や業績の参照も可能となっている。上記のとおり、本学では、教員の教育及び研究の成果及び業績を適時に収集し、社会へ公開することに努めている。

また、以下のとおり、教育・研究活動の業績評価及び周知を行い、教育・研究活動の活性化に努めている。

教育活動の業績は、大学改革フォーラムでの事例報告によって、その業績をたたえるとともに、本学構成員へ周知している。

研究活動の業績は、以下の2つの制度によって表彰している。

- i 西南学院大学研究奨励規程【資料3-49】では、本学における研究の成果としての業績が学術上著しく価値ありと認められた場合、又は本学における研究の成果として、博士の学位を授与された者を対象に選考することとしている。選考された者には研究奨励金を交付し、連合教授会において表彰するとともに、学術研究所報に掲載し顕彰している。2016（平成28）年度は2名を表彰した。
- ii 西南学院大学研究等に対する表彰規程【資料3-50】及び表彰規程取扱要領【資料3-51】では、研究活動で優れた成果を上げた本学専任教員に対し、その功績を表彰しており、制度制定の2012（平成24）年度以来、6名を表彰した。

各学部・研究科における授業方法や教育内容等の改善については第4-3章に詳述するが、その他の取組み状況は、以下のとおりである。

### 神学部

神学部は教授会構成員全員がFD委員である。2016（平成28）年度の神学部公開講座においては、各教員が質疑応答に加わり、相互批判を行うことを申し合わせている。その他、学生たちの現状をきめ細かく把握するために2013（平成25）年10月から設けられた情報交換の場（学期中毎月第2月曜チャペル前の45分間）が完全に定着し、よく機能していることも特筆される。【資料3-52】

また、神学部では既述のとおり、教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育研究活動の活性化に努めている。

### 文学部

文学部では、教員の教育と研究の両面にわたる資質向上のために各学科（専攻）単位で教員の資質向上に努めている。

また、文学部では既述のとおり、教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育研究活動の活性化に努めており、2016（平成28）年度は研究奨励賞の受賞者を輩出した。

#### ■ 英文学科

英文学科FD委員会は、年に2、3回開催しており、主として授業方法、教育内容、カリキュラム運営方法等の改善を行っている。更に教育効果を高めるために、より広い意味での研究活動、学生支援、学科運営等に関しては、毎月1、2度のペースで開催される英文学科協議会において推進している。例年の取り組みとしては、各種推薦入試問題出題様式及び合格者への課題等の改善、英文学科選定図書リストの更新と配布、特別な配慮を必要とする学生の情報交換、そして特色ある学部教育充実経費による教育活動の支援などである。特に学部教育充実経費による学科の国際化推進事業として、国際的に活躍する講師による学科主催講演会の開催、海外語学研修に参加する学生への補助金支給、TOEFL-ITPなど国際的な英語試験の受験費補助などを行っている。2015（平成27）年度の英文学科主催講演会に、アイルランド大使館二等書記官による講演、アメリカ大使館招聘のアメリカ人映画監督による講演と映画上映、イギリスの著名な学者によるイギリス文化・芸術に関する講演などがある。また、ロンドンの劇団によるシェイクスピア劇公演を隔年で開催し、国際的な文化事業の展開にも貢献している。【資料3-53】

#### ■ 外国語学科 英語専攻

月に1、2度のペースで、英語専攻協議会を開催し、その中で主として各種業務の効率化と内容の改善及び教育の質的な改善を主眼としたFD活動を行った。一例をあげれば最近、様々な問題を抱える学生が増える傾向にあるが、それに対応すべく、教員間で学生情報の定期的な共有を行い、継続的な学生支援に当たった結果、学生の深刻な状況をかなり軽減することができた。【資料3-54】

#### ■ 外国学科 フランス語専攻

フランス語専攻FD委員会（構成員は、フランス語協議会の構成員と特別教員）を年に3度ほどのペースで開催し（2015（平成27）年度は6月15日、7月22日、11月19日）、カリキュラムの適切性を絶えず検証し、授業方法や教育内容等の改善に取り組んでいる。2015年度は共通科目のフランス語の Semester 制導入の可能性について、また今後のフランス語専攻の専門科目のあり方、とりわけ2年次のコース分けの区分別の特徴をいかに

打ち出すかという点と、3・4年次の演習をセメスター化する案について討議がなされた。履修方法の整備とともに具体的な問題点をチェックし解決しながら実現に向けて努力していくため、今後も協議を重ねていく。それ以外にも、「フランス語教育を考える会」を、専任教員と特別教員、非常勤教員合同で年に一度定期的に開催して、大学全体のフランス語教育のさらなる改善を図っている。2015（平成27）年12月12日に開かれた会では、「自己評価は動機づけを促進するかーフランス語専攻の学生による現在のレベルの自己評価と目標レベルの調査から」と題された調査研究発表が1件、フランス語教育における目標設定についての提案・報告1件、そして共通科目フランス語のセメスター制への移行に関する調査報告1件が行われた。【資料3-55】

#### 商学部

商学部のFD委員会は、学部長を責任者として6名の教員で構成している。2014（平成26）年度よりゼミナール教育の活発化のために各教員に「教育支援金」として10万円の予算配分をしており、ゼミの学内外の研究発表会への参加、卒業論文集等の発行、ゼミ合宿等を活発に展開している。また、学部独自のキャリア教育として、体感仕事塾、実践仕事塾を実施したり、本学同窓会と連携して、トップエグゼクティブ講演会等を実施している。これらは学生の成長に向けたものではあるが、教員の学生支援に関する資質向上にも有益な学部独自の取り組みである。【資料3-56】

また、商学部では既述のとおり、教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育研究活動の活性化に努めている。

#### 経済学部

2015（平成27）年度は、合計2回のFD研究会が実施された。そこでは、他学部が採用するルーブリック方式の成績評価方式に代わる学生の成績評価の新しい試みとして、学生の学業面と学習態度面それぞれに評価項目を設けて、教員の判断で評価し、教員側と学生側で相互にチェックするフィードバックを行う取り組みの可能性を検討した。2回目は過去数十年間の経済学部における開講科目変遷の調査結果報告であり、学部カリキュラム改革の一環として行われた。それは過去を知ることで学部の教育内容の改善に資すると共に、教員の資質向上にもつながるもので、総じて活発なFD活動が展開された。【資料3-57】

更に経済学部における特筆すべき学生支援活動について説明する。経済学部ではここ数年にわたり教務課・学生相談室と連携して学習継続が困難な学生、とりわけ精神的に問題を抱えている学生の学修支援を積極的に行っている。例えば、学修困難な学生が卒業できるまでサポート体制を作り、教員・学生相談室・教務課でスクラムを組んで情報交換を密にして履修指導や個別相談を通じてサポートしている。時には就職課とも連携してサポートを行い、成果も出てきている。また教授会でも学修困難な学生のリストを取扱注意のもと回覧し、教員各自に注意を促し、協力を要請することを毎年行っている。かつては、適切な対応を取られることもなく卒業・中退していたであろう学生に対して、現在は適切な対応をとれるように常に情報共有を心掛けている。学修困難ではない学生に対しては、「経済学部ゼミナール連合会」という学生有志による自治組織が、学部ゼミ間の学修活動と交流の要として活動しており、今後の活躍が期待されている。

また、経済学部では既述のとおり、教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育研究活動の活性化に努めており、2015（平成27）年度は研究奨励賞の受賞者を輩出した。

#### 法学部

法学部 FD 委員会は、法学部所属の全教員にて構成しているが、その分科会的活動として、有志の教員によって「法学基礎教育研究会」が数回開催された。そこでは、参加教員が日頃授業等を通じて感じている現在の学生の学習意欲などについての情報の共有化が図られた。【資料3-58】

また、法学部では既述のとおり、教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育研究活動の活性化に努めており、2016（平成28）年度は研究奨励賞の受賞者を輩出した。

#### 人間科学部

人間科学部 FD 委員会は、学部に所属する全教員で構成されており、年間に4、5回にわたり開催している。学部全体の取組みでは、2014年度に、3学科連携のための会合を開催し、その後、3学科連携委員会を発足させ、委員を選出した。学科ごとの取組みとに分けて児童教育学科では、福岡市こども未来局子育て支援部事業企画課との交流や福岡県義務教育課との交流を通して教員の資質向上に努めた。社会福祉学科では、学生の縦のつながりを意識した学内組織を立ち上げ、学生によるピアサポート体制（卒業生と現役の交流の場）を構築した。心理学科では教員及び学生が実験・調査を行いやすいように2014年度から Web を利用した実験者登録制度を導入した。【資料3-59】

また、人間科学部では既述のとおり、教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育研究活動の活性化に努めている。

#### 国際文化学部

国際文化学部の FD 委員会は、正式には「国際文化学部 FD・点検評価委員会」と称し、学部長を責任者として6名の教員で構成している。毎年、年度末に「国際文化談話会」を開催し、教員の最新の研究活動の報告を行うとともに、研究成果を教育に活用する方法などについて議論を重ねている。【資料3-60】

また、国際文化学部では既述のとおり、教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育研究活動の活性化に努めている。

#### 法学研究科

法学研究科では、基礎となる法学部において FD 活動を展開するとともに、研究発表会等を開催することによって教員及び大学院生の研究能力の向上に努めている。また研究科委員会を開催する際に、比較的少人数の大学院生個々の問題について共有を図り研究指導の向上にも努めている。税理士等の国家資格を目指し、法律関係の知識を必要とする他の研究科の学生に対しても本研究科の講義を開放しており、より広い視野を養う環境整備にも努めている。

また、法学研究科では既述のとおり、教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育研究活動の活性化に努めている。

#### 経営学研究科

経営学研究科では、基礎となる商学部において FD 活動を展開するとともに、専門知識の効果的な教授と自己啓発能力の向上を企図して日々、研究指導の革新に努めている。特に後期課程の修了者は、調査研究機関の研究者となったり、韓国、台湾や中国政府機関の職員や日系企業の社員等となって内外で活用しているものが少なくない。そうした多才な修了生と学生、教員との繋がりが自然にもてる環境整備にも心配りをしている。

また、経営学研究科では既述のとおり、教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育研究活動の活性化に努めている。

#### 文学研究科

文学研究科では、基礎となる文学部の各学科専攻において FD 活動を展開するとともに、専攻ごとに研究発表会等を開催することによって教員及び大学院生の研究能力の向上に努めている。また研究科委員会を開催する際に、大学院生個々の問題について共有を図り研究指導の向上にも努めている。文学研究科フランス語専攻においては、2014（平成 26）年度から福岡大学人文科学研究科仏語学仏文学専攻と協定を締結し、単位互換制度を導入した。このような取組みにより研究分野の拡大のみならず知的刺激や教員と学生相互の人間関係の構築という点でも効果的な環境を整備している。

また、文学研究科では既述のとおり、教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育研究活動の活性化に努めている。

#### 経済学研究科

経済学研究科では、基礎となる経済学部において FD 活動を展開するとともに、研究発表会等を開催することによって教員及び大学院生の研究能力の向上に努めている。また研究科委員会を開催する際に、比較的少人数でかつ留学生が多くを占める大学院生個々の問題について共有を図り研究指導の向上にも努めている。

また、経済学研究科では既述のとおり、教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育研究活動の活性化に努めている。

#### 神学研究科

神学研究科では、基礎となる神学部において FD 活動を展開するとともに、一人の院生に複数の教員が関わり対話を繰り返しながら研究能力の向上に努めている。研究科委員会を開催する際に、比較的少人数の大学院生個々の問題について共有を図り研究指導の向上にも努めている。2007（平成 19）年に、本学神学研究科に博士後期課程が開設されたのを機に、アジア・バプテスト神学大学院（Asia Baptist Graduate Theological Seminary ABGTS）との今後の協力関係を協議する検討に入り、2010（平成 22）年、神学部教授会及び大学院神学研究科委員会は、神学部と ABGTS のこれまでの歴史的関係を尊重しつつも、今後は神学研究科が ABGTS との提携当事者となって相互の協力関係の一層の強化をはかるべきであるとの結論に基づく新しい協定を正式に調印した。これにより、ABGTS 提携各校との交流を通じた教員の資質向上が期待されている。

また、神学研究科では既述のとおり、教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育



研究活動の活性化に努めている。

#### 人間科学研究科

人間科学研究科では、基礎となる人間科学部において FD 活動を展開するとともに、研究発表会等を開催することによって教員及び大学院生の研究能力の向上に努めている。人間科学研究科には、教育・福祉・臨床の現場を経験して諸問題に取り組んできている社会人が多く在籍しており、各々の分野の諸現実と実践的な課題を提供するとともに、それを研究する意義と方向に確かな指針を与えている。このような人間科学研究科ならではの研究環境が教員の資質向上にもプラスの影響をもたらしている。人間科学専攻においては、院生に対するアンケート調査を実施しており、その調査からもたらされる内容も教員の資質向上に有益である。

また、人間科学研究科では既述のとおり、教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育研究活動の活性化に努めている。

#### 国際文化研究科

国際文化研究科では、基礎となる国際文化学部において FD 活動を展開するとともに、研究発表会等を開催することによって教員及び大学院生の研究能力の向上に努めている。また研究科委員会を開催する際に、大学院生個々の問題について共有を図り研究指導の向上にも努めている。個人レベルではあるが国内外の大学院や九州国立博物館をはじめとする教育・研究組織との間に密接な交流がある。

また、国際文化研究科では既述のとおり、教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育研究活動の活性化に努めている。

#### 法務研究科(法科大学院)

法務研究科(法科大学院)では、「西南学院大学大学院法務研究科ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」【資料3-61】のもと年間5回程度にわたってFD活動を展開している。授業評価アンケートの集計結果がまとまった折や教員相互の授業参観を実施した機会に行い、そこでの協議を通して教員の資質向上に努めている。また法科大学院生個々の問題について、例えば厳格な成績評価の結果として留年を余儀なくされる法科大学院生に関する共有を図るなど、少人数教育体制の利点を活かした指導力の向上にも努めている。

また、法務研究科(法科大学院)では既述のとおり、教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育研究活動の活性化に努めている。

- (5) 教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に検証させ、改善につなげているか。[本学独自の点検・評価項目]

#### 大学全体

本学では、教員・教員組織の適切性を検証するための責任主体・組織、権限を、西南学院大学自己点検・評価規程【資料3-62】及び西南学院大学自己点検・評価規程細則【資料3-63】(以

下「本学の自己点検・評価規程等」いう。)に定めている。

教員・教員組織の適切性を検証する責任主体として、基本問題点検評価委員会及び各学部・研究科等の点検評価委員会を置き、本学の自己点検・評価規程等に、その権限、手続を明記している。

基本問題点検評価委員会及び各学部・研究科等の点検評価委員会（各教授会・各研究科委員会）において、定期的に教員・教員組織の適切性を検証し、抽出された課題を改善している。

手続きの詳細に関しては、毎年度作成している「西南学院大学自己点検・評価実施要領」【資料3-64】に記載されている。毎年、目標設定シート【資料3-65】に目標を記載し、5月1日現在の根拠資料に基づいて事務局が点検・評価を行い、当該点検・評価結果（案）を個別点検・評価委員会である基本問題点検評価委員会において検証し、抽出された課題を改善することとなっている。各学部・研究科においては、各々の点検・評価委員会（教授会・研究科委員会）において定期的に当該学部・研究科の教員・教員組織の適切性を検証し、抽出された課題を改善している。上記と並行して、部長会議内の常設委員会である「大学総合計画委員会」（学長、副学長、部長理事、大学事務長）では、理事会から提示された「西南学院の使命」、「西南学院ビジョン2016－2025」及び「中長期計画2016－2025」を踏まえ、教育研究組織を検証し、新組織について常時検討されている。【資料3-66 p.26】

2015（平成27）年度は、大学として求める教員像及び教員組織の編制方針が明確ではないとの改善点が抽出されたことから、大学全体及び学部・研究科等ごとの「大学として求める教員像」及び「教員組織の編制方針」を設定し、併せて教員の募集・採用・昇格について、基準・手続きを明文化し、適切性・透明性を担保できるようにした。

## 2. 点検・評価

### 「基準3の充足状況」

以下のとおり、基準3を充足していると判断する。

本学では、「西南学院大学教員就業規則」に、「教員として採用される者は、建学の精神を理解し、これに協力する決意を有するものでなければならない。」と規定するとともに、大学及び学部等ごとに「大学として求める教員像」及び「教員組織の編制方針について」を明示し、教職員・学生及び社会一般に対して周知・公表している。教員の募集・採用・昇格については、「西南学院大学教員任用基準」等及び各学部が定める取扱要領に基づき公正な人事を執り行っている。教員の資質向上については、大学全体の研修プログラムや各学部のFD委員会等が実施する各種取組を通じて不断の研鑽に努めている。

#### （1）効果が上がっている事項

#### **大学全体**

全学的かつ組織的な取組みとして全学FD・学士課程教育推進委員会を設置し、特色ある学部教育の一層の発展的展開を図るとともに、全学に係る教育プログラムの企画・調整等を推進している。また各学部・学科（専攻）においてもFD活動を目的とした委員会が組織

されて全学的取組みとの好循環が生み出されやすい体制が整っている。

各学部・学科（専攻）単位での年間活動報告は、全学 FD・学士課程教育推進委員会において定期的になされており、学部間で相互に情報共有されている。【資料3-52～3-60】

#### 経済学部

経済学部における FD 研究会の開催が、少なくとも年 2 回開催できるようになり、教員の方からもいろんなアイデアが提案されるようになったことは大きな一歩である。例えば、2015 年度の FD 研究会では、今後取り上げるべきテーマとして「教職指定科目の変遷と現状」、「経済学部における数学教育」、「1 年生向けの初年度教育」、「教員の社会活動のあり方」、などが意見としてあげられている。【資料3-57】

#### (2) 改善すべき事項

#### 大学全体

FD 活動においては、次章で詳述する教育内容や授業の改善につながる取組みが盛んであるが、その一方で大学の管理運営や社会貢献等、より広い意味での教員の資質向上に資するための研修の機会は、現在よりも増やしていく余地がある。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### (1) 効果が上がっている事項

#### 大学全体

今後も全学と各学部等、各々の FD 活動の質と連関を重視しながら、より積極的に FD 活動を展開し、教員の資質向上と教育環境の整備に弛まぬ努力を継続していく。

#### 経済学部

経済学部教員全員が FD 研究会を常態的な教員活動の一つと認識し、積極的に参加する意識を持つ。そのための方策として次の 2 点を考えている。第 1 に FD 研究会で取り上げるテーマは教授会の各種処理事項と連動した、学部で共有すべき課題であることを認識すること。第 2 に、各教員による講義実践例の報告を通じて、講義技術の改善を図るなど、より実践的なテーマを取り上げることが肝要である。

#### (2) 改善すべき事項

#### 大学全体

大学の管理運営や社会貢献に関する研修や外部機関・団体との連携の機会を創出し、関係する教員に参加を呼びかけていく。【資料3-67 p.33】

4. 根拠資料

- 3-1 西南学院大学教員就業規則
- 3-2 教員・教員組織における「大学として求める教員像」及び「教員組織の編制方針について」（部長会議資料）
- 3-3 2015年度 自己点検・評価結果について（お知らせ）
- 3-4 大学ホームページ／採用情報「大学として求める教員像について」  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/assets/users/12/files/Univ\\_images\\_of\\_human\\_resources.pdf](http://www.seinan-gu.ac.jp/assets/users/12/files/Univ_images_of_human_resources.pdf))
- 3-5 大学ホームページ／教育研究基本情報「教員組織の編制方針について」  
(<http://www.seinan-gu.ac.jp/assets/users/8/files/kyouinsosikinohenseihousin.pdf>)
- 3-6 西南学院大学規程（既出 2-2）
- 3-7 西南学院大学教育・研究推進機構規程（既出 2-7）
- 3-8 西南学院大学入試センター規程（既出 2-9）
- 3-9 西南学院大学情報処理センター規程（既出 2-10）
- 3-10 西南学院大学国際センター規程（既出 2-12）
- 3-11 西南学院大学博物館規程（既出 2-14）
- 3-12 西南学院大学キャリアセンター規程（既出 2-19）
- 3-13 西南学院大学教員任用基準
- 3-14 西南学院大学教員任用基準細則
- 3-15 西南学院大学大学院担当教員資格審査内規
- 3-16 外国人教員比率（d-38）
- 3-17 教員組織における女性教員の占める割合（d-39）
- 3-18 西南学院大学プロジェクトの運営及び支援を行う教員に関する規程
- 3-19 専任教員年齢構成 [大学データ表 2]（d-2）
- 3-20 西南学院大学神学部教員の募集、採用に関する取扱要領
- 3-21 西南学院大学神学部教員の准教授への昇格に関する取扱要領
- 3-22 西南学院大学神学部教員の教授への昇格に関する取扱要領
- 3-23 文学部教員任用基準に関する申合せ
- 3-24 西南学院大学商学部教員の募集、採用に関する取扱要領
- 3-25 西南学院大学商学部教員の准教授への昇格に関する取扱要領
- 3-26 西南学院大学商学部教員の教授への昇格に関する取扱要領
- 3-27 西南学院大学経済学部教員の募集、採用に関する取扱要領
- 3-28 西南学院大学経済学部教員の准教授への昇任に関する取扱要領
- 3-29 西南学院大学経済学部教員の教授への昇任に関する取扱要領
- 3-30 法学部教員任用手続に関する申合せ
- 3-31 法学部教員任用基準に関する申合せ
- 3-32 西南学院大学人間科学部教員の募集、採用に関する取扱要領
- 3-33 西南学院大学人間科学部教員の准教授への昇格に関する取扱要領
- 3-34 西南学院大学人間科学部教員の教授への昇格に関する取扱要領
- 3-35 西南学院大学国際文化学部教員の募集、採用に関する取扱要領
- 3-36 西南学院大学国際文化学部教員の准教授への昇格に関する取扱要領
- 3-37 西南学院大学国際文化学部教員の教授への昇格に関する取扱要領
- 3-38 西南学院大学大学院法務研究科実務家教員に関する規程
- 3-39 西南学院大学大学院法務研究科委員会規程
- 3-40 西南学院大学言語教育センター規程（既出 2-17）
- 3-41 西南学院大学言語教育センター外国語教員に関する規程

### 第3章 教員・教員組織

- 3-42 2016（平成 28）年度専任教員ガイドブック
- 3-43 部長会議内各種委員会に関する内規（既出 2-44）
- 3-44 大学改革フォーラム資料（自己点検評価）
- 3-45 大学ホームページ／教員データベース（<http://seis-trinf.seinan-gu.ac.jp/>）
- 3-46 専任教員の教育・研究実績〔大学データ表 18〕（d-18）
- 3-47 学術研究所報（2016 年度）
- 3-48 大学ホームページ／機関リポジトリ（<http://repository.seinan-gu.ac.jp/>）
- 3-49 西南学院大学研究奨励規程
- 3-50 西南学院大学研究等に対する表彰規程
- 3-51 西南学院大学研究等に対する表彰規程取扱要領
- 3-52 2015 年度神学部 FD 活動報告書
- 3-53 2015 年度文学部英文学科 FD 活動報告書
- 3-54 2015 年度文学部外国語学科英語専攻 FD 活動報告書
- 3-55 2015 年度文学部外国語学科フランス語専攻 FD 活動報告書
- 3-56 2015 年度商学部 FD 活動報告書
- 3-57 2015 年度経済学部 FD 活動報告書
- 3-58 2015 年度法学部 FD 活動報告書
- 3-59 2015 年度人間科学部 FD 活動報告書
- 3-60 2015 年度国際文化学部 FD 活動報告書
- 3-61 西南学院大学大学院法務研究科ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
- 3-62 西南学院大学自己点検・評価規程（既出 1-33）
- 3-63 西南学院大学自己点検・評価規程細則（既出 1-34）
- 3-64 西南学院大学自己点検・評価実施要領（既出 1-35）
- 3-65 大学ホームページ／自己点検評価活動（目標設定シート）（既出 1-36）  
（[http://www.seinan-gu.ac.jp/about/self\\_examination/report.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/about/self_examination/report.html)）
- 3-66 学校法人西南学院ビジョンと中長期計画 2016-2025 パンフレット（既出 1-6）
- 3-67 2016（平成 28）年度 学校法人西南学院事業計画書（既出 1-39）
- 3-68 西南学院大学規程（第 51～55 条 学部教授会）（既出 2-2）
- 3-69 西南学院大学大学院に関する会議規程（第 2～6 条大学院委員会、第 7～11 条研究科委員会）

以上



## 第4章 教育内容・方法・成果

### 1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

---

## 1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

### 大学全体

本学では、大学学則第1条、研究科では、大学院学則第2条に規定する教育目標に基づき、学位授与方針を設定している。大学ホームページ【資料4-1-1】及び学生便覧に掲載して学生に明示している。

2016（平成28）年3月31日に学校教育法施行規則の一部を改正する省令が交付され、2017（平成29）年4月1日から施行されることから、中央教育審議会大学分科会大学教育部会から出された「卒業認定・学位授与方針、教育課程編成・実施の方針、及び入学者受入れの方針の策定及び運用に関するガイドライン」を参考に、全学部及び全研究科において、以下のとおり学位授与方針を改正している。【資料4-1-2】

### 神学部

#### ■ 神学科

##### 1. 卒業要件

[神学コース]

以下の修得する能力を身に付け、専攻科目から60単位以上、専攻科目及び関連科目から22単位以上及び共通科目から46単位以上、合計128単位以上を修得し、本学学則に定める在学期間を満たす者へ学士（神学）の学位を授与する。

[キリスト教人文科学コース]

以下の修得する能力を身に付け、専攻科目から44単位以上、専攻科目及び関連科目から38単位以上及び共通科目から46単位以上、合計128単位以上を修得し、本学学則に定める在学期間を満たす者へ学士（神学）の学位を授与する。

##### 2. 修得する能力（両コースとも）

- (1) キリスト教精神の本質を究明し、それを実践することができる。
- (2) 日本、そして世界の精神文化の形成、倫理・道徳の向上、平和と福祉の促進に貢献することができる。
- (3) キリスト教界の指導者、教会の伝道者・牧師などの専門職業人として社会に貢献することができる。
- (4) キリスト教精神を基盤としたリーダーシップと真摯な探究心で社会に貢献することができる。

##### 3. 卒業後の進路

[神学コース]

日本バプテスト連盟内の教役者を志望する者は、学部卒業後、更に神学専攻科や大学院神学研究科に進学することが期待される。

[キリスト教人文科学コース]

出版・新聞・放送等の文化機関、教職・社会福祉・図書館・博物館等及び神学・思想哲学系大学院進学等が期待される。



**文学部**

■ 英文学科

1. 卒業要件

専攻科目から70単位以上、共通科目から20単位以上、専攻科目、関連科目及び共通科目から38単位以上、合計128単位以上を修得し、2に挙げる能力を身に付け、本学学則に定める在学期間を満たす者へ学士（英文学）の学位を授与する。

2. 修得する能力

- (1) 英語、英語圏の文学・文化の教育・研究を通して、論理的思考力を身に付けている。
- (2) 英語に関する語学的知識を修得し、実践的運用能力を身に付けている。
- (3) 英語圏の文学・文化・社会の在り方についての広く深い教養と専門知識を持っている。
- (4) グローバルな視野に立って知識と情報を収集伝達する技術を修得している。

3. 卒業後の進路

運輸・旅行関連、マスコミ・情報関連、金融・保険関連の各業界、並びに公務員及び公立、私立の中学校・高等学校教員への就職や、大学院への進学が期待される。

■ 外国語学科 英語専攻

1. 卒業要件

専攻科目から70単位以上、共通科目から20単位以上、専攻科目、関連科目及び共通科目から38単位以上、合計128単位以上を修得し、2に挙げる能力を身に付け、本学学則に定める在学期間を満たす者へ学士（英語学）の学位を授与する。

2. 修得する能力

- (1) 英語の語学的知識を修得している。
- (2) 実践的な英語運用能力を身に付けている。
- (3) グローバルな視野に立ち、言語と文化に関する豊かな知識を修得している。
- (4) 豊かな人間関係を育むための知識、創造力、行動力を身に付けている。

3. 卒業後の進路

メーカー、商社、金融、小売、旅行・交通・観光関連、教育関連の各業界、並びに公務員及び公立、私立の中学校・高等学校教員への就職、更に大学院進学が期待される。

■ 外国語学科 フランス語専攻

1. 卒業要件

専攻科目から70単位以上、共通科目から20単位以上、専攻科目、関連科目及び共通科目から38単位以上、合計128単位以上を修得し、2に挙げる能力を身に付け、本学学則に定める在学期間を満たす者へ学士（フランス語）の学位を授与する。

2. 修得する能力

- (1) フランス語に関する語学的知識を修得し、実践的な運用能力を身に付けている。
- (2) フランス語の基礎的な運用力を創造的な表現活動へと発展させることのできる、

コミュニケーション能力を備えている。

- (3) 国際化・情報化する世界の中で自由に活躍することのできる知的行動力を身に付けている。

### 3. 卒業後の進路

運輸・旅行関連、マスコミ・情報関連、ファッション関連の各業界及びそれらの外資系企業、並びに通訳、翻訳家及び日本語教師等への就職が期待される。

## 商学部

### ■ 商学科

#### 1. 卒業要件

以下の修得する能力を身に付け、専攻科目から 76 単位以上、関連科目又は専攻科目から 16 単位以上、共通科目から 28 単位以上、専攻科目、関連科目及び共通科目から 8 単位以上、合計 128 単位以上を修得し、本学学則に定める在学期間を満たす者へ学士（商学）の学位を授与する。

#### 2. 修得する能力

- (1) 経済社会に生起する問題の本質を正しく認識することができる。
- (2) 高度な倫理観に支えられた論理的な思考力を身に付けている。
- (3) 新たな環境を積極的に創造する志の高いビジネス・パーソンを育成し、広く社会へ貢献することができる。
- (4) 商取引に関して正しく理解している。
- (5) 問題設定能力とその解決能力を身に付けている。
- (6) 経済社会に柔軟に対応でき、かつ、高い倫理観と高度な専門知識を身に付けている。

#### 3. 卒業後の進路

製造、卸・小売、金融・保険、情報・調査・専門サービス関連の各業界、並びに公務員・教員等への就職、更に大学院への進学が期待される。

### ■ 経営学科

#### 1. 卒業要件

以下の修得する能力を身に付け、専攻科目から 76 単位以上、関連科目又は専攻科目から 16 単位以上、共通科目から 28 単位以上、専攻科目、関連科目及び共通科目から 8 単位以上、合計 128 単位以上を修得し、本学学則に定める在学期間を満たす者へ学士（経営学）の学位を授与する。

#### 2. 修得する能力

- (1) 経済社会に生起する問題の本質を正しく認識することができる。
- (2) 高度な倫理観に支えられた論理的な思考力を身に付けている。
- (3) 新たな環境を積極的に創造する志の高いビジネス・パーソンを育成し、広く社会へ貢献することができる。
- (4) 企業経営に関して正しく理解している。

- (5) 企業の経営について、高度な倫理観・理解力・構想力・表現力及び対人関係形成能力を身に付けている。

3. 卒業後の進路

製造、卸・小売、金融・保険、情報・調査・専門サービス関連の各業界、並びに公務員・教員等への就職、更に大学院への進学が期待される。

**経済学部**

■ 経済学科

1. 卒業要件

以下の修得する能力を身に付けるために、専攻科目から 76 単位以上、関連科目及び専攻科目から 24 単位以上、共通科目から 24 単位以上、専攻科目、関連科目及び共通科目から 4 単位以上、合計 128 単位以上を修得し、本学学則に定める在学期間を満たす者へ学士（経済学）の学位を授与する。

2. 修得する能力

- (1) 経済学の基本的知識と特有の思考法を基礎とした、現代社会を生き抜く能力。
- (2) 社会における重要問題の所在を自ら発見し、それに関して必要となる事項を自ら調べる能力、そして、その結果を簡潔かつ明瞭に報告し、更に問題に的確に対処できる能力。
- (3) 社会の変動を正確に理解し、その展開過程に積極的に参画する能力。
- (4) 日本と地域社会を中心とした経済の仕組みの論理的構造と実態とを理解する能力。
- (5) 種々の経済社会問題に対する実践的解決法を見出す能力。

3. 卒業後の進路

製造、卸・小売り、金融・保険、運輸・旅行、マスコミ・情報関連の各業界、並びに公務員・教員等への就職、更に公認会計士等の資格試験への挑戦や大学院進学が期待される。

■ 国際経済学科

1. 卒業要件

以下の修得する能力を身に付けるために、専攻科目から 76 単位以上、関連科目及び専攻科目から 24 単位以上、共通科目から 24 単位以上、専攻科目、関連科目及び共通科目から 4 単位以上、合計 128 単位以上を修得し、本学学則に定める在学期間を満たす者へ学士（経済学）の学位を授与する。

2. 修得する能力

- (1) 経済学の基本的知識と特有の思考法を基礎とした、現代社会を生き抜く能力。
- (2) 社会における重要問題の所在を自ら発見し、それに関して必要となる事項を自ら調べる能力、そして、その結果を簡潔かつ明瞭に報告し、更に問題に的確に対処できる能力。
- (3) 社会の変動を正確に理解し、その展開過程に積極的に参画する能力。
- (4) 語学力を基礎とした幅広い国際感覚を養成することによって、社会の国際化に寄与できる能力。

### 3. 卒業後の進路

製造・卸・小売、金融・保険、運輸・旅行関連、マスコミ・情報関連の各業界、並びに公務員・教員等への就職、大学院への進学が期待される。

## 法学部

### ■ 法律学科

#### 1. 卒業要件

以下の修得する能力を身に付け、専攻科目から 78 単位以上、関連科目及び専攻科目から 8 単位以上、共通科目から 28 単位以上、専攻科目、関連科目及び共通科目から 16 単位以上、合計 130 単位以上を修得し、本学学則に定める在学期間を満たす者へ学士（法学）の学位を授与する。

#### 2. 修得する能力

- (1) 法学及び政治学の専門学智を基礎に、多様な価値観の理解と、批判的思惟の力を身に付けている。
- (2) 現代社会の動態をみつめ、あらたな秩序構成に寄与できる識見を有する。
- (3) 変容する現代社会に対する批判的思考力を具えている。
- (4) 多方面にわたる社会活動に貢献することができる。

#### 3. 卒業後の進路

製造、金融・保険、専門サービス関連の各業界、並びに公務員等への就職、更に大学院・法科大学院への進学が期待される。

### ■ 国際関係法学科

#### 1. 卒業要件

以下の修得する能力を身に付け、専攻科目から 78 単位以上、関連科目及び専攻科目から 8 単位以上、共通科目から 28 単位以上、専攻科目、関連科目及び共通科目から 16 単位以上、合計 130 単位以上を修得し、本学学則に定める在学期間を満たす者へ学士（法学）の学位を授与する。

#### 2. 修得する能力

- (1) 法学及び政治学の専門学智を基礎に、多様な価値観の理解と、批判的思惟の力を身に付けている。
- (2) 変容する国際社会の秩序構成に寄与できる識見を有する。
- (3) 国際化に起因する諸現象を法的・政治的観点から学術的に深く掘り下げて理解しうる識見を具えている。
- (4) 多様な文化を受容し、異文化交流に貢献することができる。

#### 3. 卒業後の進路

卸・小売り、マスコミ・情報、運輸・旅行関連の各業界及びそれらの外資系企業、並びに外務省及び国際機関の職員等への就職、更に大学院・法科大学院への進学が期待される。

## 人間科学部

### ■ 児童教育学科

#### 1. 卒業要件

以下の修得する能力を身に付け、専攻科目から 80 単位以上、共通科目から 39 単位以上、関連科目及び共通科目から 12 単位以上、合計 131 単位以上を修得し、本学学則に定める在学期間を満たす者へ学士（教育学）の学位を授与する。

#### 2. 修得する能力

- (1) 人間の生涯にわたる成長と発達について理解している。
- (2) 社会や自然に対する深い理解、他者への共感、高い倫理意識を備えている。
- (3) 幅広い視野、健康な心身、論理的な思考力を備えている。主体的思考力や総合的判断力、発表能力、情報処理能力等があり、新たな社会の変化に参画することができる。
- (4) 保育・教育分野の基本的知識・技能を習得し、現実場面で実践できる。
- (5) 保育・教育に関する資格や免許を取得するために必要な能力を修得している。
- (6) 対人関係の支援に必要なコミュニケーション能力と応用的能力を身に付けている。
- (7) 保育・教育に関する現象の中から、解決すべき課題を自ら発見することができ、それらに対する適切な仮説を生成することができる。
- (8) データベースや図書館等を利用して必要な資料を収集することができ、また、その内容を適切に解釈して活用することができる。
- (9) 保育・教育の視点からグローバルな事象について考察する力を身に付けている。
- (10) 知識と外国語を利用して実践できる。

#### 3. 卒業後の進路

公私立の保育園（所）、幼稚園、小学校及び福祉施設・機関への就職、更に大学院への進学が期待される。

### ■ 社会福祉学科

#### 1. 卒業要件

以下の修得する能力を身に付け、専攻科目から 90 単位以上、共通科目から 26 単位以上、関連科目及び共通科目から 8 単位以上、合計 124 単位以上を修得し、本学学則に定める在学期間を満たす者へ学士（社会福祉）の学位を授与する。

#### 2. 修得する能力

- (1) 人間の生涯にわたる成長と発達について自然環境や社会と関連させて理解している。
- (2) 人間の尊厳の価値を踏まえて自らが社会的役割を有することを自覚し、主体的思考力や総合的判断力、発表能力、情報処理能力等をもって新たな社会の変化に柔軟に対応し問題解決に向けて行動する。
- (3) 人権と社会正義の理念に精通し、高い倫理観を身に付けている。
- (4) 他者を受容し共感する力を修得している。
- (5) 個人と社会の幸福を追求し、それらが相互に関連していることを理解し、社会福

社専門職となる基本的知識と技術を備えている。

- (6) 科学・文化・社会の体系の基本的意義を理解している。
- (7) 社会福祉分野の専門的知識・技能を習得し、現実場面で実践できる。社会福祉に関する資格や免許を取得するために必要な能力を修得している。
- (8) 対人関係の支援に必要なコミュニケーション能力と応用的能力を身に付けている。
- (9) 人々が抱える様々な生活問題の中で、社会的支援が必要な問題を自ら発見し、それらに対する適切な仮説を生成することができる。
- (10) データベースや図書館等を利用して必要な資料を収集することができ、また、その内容を適切に解釈して活用することができる。
- (11) 社会福祉学的視点からグローバルな事象について考察する力を身に付けている。
- (12) 知識と外国語を利用して実践できる。

### 3. 卒業後の進路

社会福祉（児童、障がい者、高齢者）、福祉行政分野（福祉事務所、児童相談所）、社会福祉協議会、医療保険機関、NPO 法人、高等学校教員等への就職、更に大学院への進学が期待される。

## ■ 心理学科

### 1. 卒業要件

以下の修得する能力を身に付け、専攻科目から 80 単位以上、関連科目から 6 単位以上、共通科目から 38 単位以上、合計 124 単位以上を修得し、本学学則に定める在学期間を満たす者へ学士（心理学）の学位を授与する。

### 2. 修得する能力

- (1) 人間の生涯にわたる成長や特質、他者との関係について理解している。
- (2) 心理学の基礎的な手法である心理調査や分析技法に関する専門的知識と技能を習得している。
- (3) 心理学の基礎的知識を身に付けている。
- (4) 対人関係の支援、円滑な人間関係の構築・維持、効果的な課題遂行のためのコミュニケーション能力を身に付けている。
- (5) 心理学的な視点から、グローバルな事象について考察する力を身に付けている。
- (6) 科学・文化・社会の大系の基本的意義を理解している。
- (7) 人間の心理過程や行動に関わるデータ分析技能やカウンセリング技能を習得し、現実場面で実践できる。
- (8) 実社会において、他者を受容し共感する能力があり、倫理的な判断力を持って現場の責任を担うことができる。
- (9) 人の行動や心理に関する現象の中から、解決すべき課題を自ら発見することができる。
- (10) データベースや図書館等を利用して必要な資料を収集することができ、また、その内容を適切に解釈して活用することができる。
- (11) 課題解決を行うために、適切な目的を設定し、目的を達成するために、戦略的に

主体的に行動できる。

(12) 知識と外国語を利用して実践できる。

### 3. 卒業後の進路

心理学の学びを活かした卸・小売、金融、製造業、建設業、サービス業等幅広い業界や公務員としての就職、大学院進学（臨床心理士の資格取得）等が期待される。

## 国際文化学部

### ■ 国際文化学科

#### 1. 卒業要件

以下に掲げる修得する能力を身に付け、専攻科目から 78 単位以上、共通科目から 34 単位以上、専攻科目、関連科目及び共通科目から 16 単位以上、合計 128 単位以上を修得し、本学学則に定める在学期間を満たす者へ学士（国際文化）の学位を授与する。

#### 2. 修得する能力

- (1) 地域と世界、文化と芸術に関する専門的知識を修得している。
- (2) グローバルな視野を身に付け、かつ主体的に判断し活躍できる。
- (3) 地域社会及び国際社会において貢献し、現代世界において活躍することができる。
- (4) 情報社会において適切な情報を処理できる。

#### 3. 卒業後の進路

卸・小売り、マスコミ・情報、金融、運輸・旅行関連の各業界及び国際協力機関、中学校・高等学校の教員及び博物館・美術館の学芸員等への就職、更に国内・国外の大学院への進学が期待される。

## 大学院全体

本学大学院では、大学院学則第 2 条に規定する教育目標に基づき、学位授与方針を設定している。

### 西南学院大学大学院学則

第 2 条 大学院は、本学の建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、研究者としての深い学識及び卓越した能力を培い、また高度の専門性が求められる職業を担うための高度の専門的知識・能力及び卓越した指導力を育成し、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院は、前項の目的を達成するため、創造性豊かな優れた研究・開発能力をもつ研究者、確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員、高度な専門的知識・能力をもつ高度専門職業人、地域等の基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある教養人、などの人材を養成するものとする。

本学法務研究科（法科大学院）は、2012（平成 24）年度下期に公益財団法人日弁連法務研究財団の認証評価を受け、その結果、同財団の定める法科大学院評価基準に「適合」しているとの認定を受け、また 2017（平成 29）年度下期に同財団の認証評価を受けるため、第 4 章の記述を省略する。

### 法学研究科

〔博士前期課程〕

課程修了に必要な専修科目 12 単位及び選択科目 18 単位の合計 30 単位以上を修得し、また、対象領域の研究水準に関する基本的な知識を有し、みずからの研究課題が対象領域において占める位置を的確に把握し、かつ、独自の研究視角をもって研究を遂行する能力を有することを基準とする。

〔博士後期課程〕

指導教授のもとで、選択した専修科目の研究指導を受け、合計 12 単位を修得し、また、対象領域における研究水準を踏まえ、みずからの研究成果において独自の知見を示すことで、学界に寄与し、かつ、自立した研究者として継続した活動を遂行できる能力を有することを基準とする。

### 経営学研究科

客観的な基準と公正な手続きと評価システムに則って、修士論文又は博士論文を評価し、学位を認定する。

博士前期課程では、指導教授のもとでの専門分野の演習並びにそれぞれの特殊講義を合計で 30 単位以上取得し、中間報告会を経て修士論文を作成して合格することが修士学位授与の必要要件となる。修士論文の審査に関しては、研究分野に関する知識の適切性、研究テーマに対する方法や内容の明瞭性と独創性、論旨の明瞭さ、文章の完成度等の観点から慎重に行われる。

博士後期課程では、指導教授のもとでの専門分野の研究指導で各学年 4 単位、合計 12 単位を取得し、在学期間中に学位論文を提出して合格することが博士学位授与の必要要件となる。博士論文の審査に関しては、研究の目的と対象と方法の明瞭性と独創性、研究内容の研究史上の意義と貢献の明確さ、論文の体系性と一貫性、文献参照範囲の適切性、文章の完成度、論旨の明確性、論文発表の適切性等の観点から慎重に行われる。

### 文学研究科

#### ■ 英文学専攻

〔博士前期課程〕

- (1) 課程修了に必要な講義科目と演習科目を 30 単位以上修得し、かつ、修士論文を作成し審査に合格した者。
- (2) 専修科目の基本的知識を有すること、テキスト及び資料の的確な理解、先行研究の整理と分析、研究対象の問題点の把握、明瞭な論理の展開と文章の完成度等により学位を認定する。

〔博士後期課程〕

- (1) 選択した専修科目の中から、指導教員の指導のもとに研究指導（各学年 4 単位、計 12 単位）と学位論文指導（2 単位）の合計 14 単位を修得し、在学期間中に学位論文を提出し合格することが学位授与の必要条件となる。
- (2) 研究分野に関する知識の広さと深さ、研究方法の明確さと適切性、研究対象の位置づけとオリジナリティ、論文の体系性と一貫性、明瞭な論理の展開と文章の完成



度等により学位を認定する。

## ■ フランス文学専攻

〔博士前期課程〕

2年間で30単位以上（本専攻課程以外との単位互換制度を含む）を修得し、論文審査に合格することが学位授与の要件となっています。単位修得には、予習や発表、レポート等の課題が課せられる他、質問やコメント等の発言が考慮されます。学位論文審査は、公開審査会において指導の主査と副査数名により研究分野に関する知識の適切性、研究テーマと内容の適切性、論旨の明瞭性と文章の完成度の観点から慎重に行われる。

〔博士後期課程〕

- (1) 選択した専修科目の中から、指導教員の指導のもとに研究指導（各学年4単位、計12単位）と学位論文指導（2単位）の合計14単位を修得し、在学期間中に学位論文を提出し合格することが学位授与の必要条件となる。
- (2) 研究主題とコーパス設定の独創性、研究内容の研究史上の意義と貢献の明瞭性、論旨の一貫性、文献調査・データ処理の適切性などにより学位を認定する。

## 経済学研究科

経済学研究科では、客観的な基準と公正かつ公開された手続と評価システムに則って、修士論文又は博士論文を評価し学位を認定する。評価基準は以下のとおりである。

〔博士前期課程（修士）〕

修士（経済学）の学位は、経済学研究科博士前期課程のカリキュラムに則って所定の単位を修得するとともに、修士の学位にふさわしい経済学上の知識、経済問題発見の能力、その問題を分析する際の経済学的知見の応用力、得られた結果を明瞭に伝達する能力を備えた者に授与する。修士論文の審査は、「研究分野に関する知識の適切性」、「研究テーマ及び研究内容の適切性」、「論旨の明瞭さと文章の完成度」を基準として、適正かつ公正に行うものとする。その公正さを保つために、論文提出前に公開の発表会を行わなければならない。

〔博士後期課程（博士）〕

博士（経済学）の学位は、経済学研究科博士後期課程のカリキュラムに則って研究指導12単位以上を修得し、高度で独創的な研究手腕と業績を示した者に授与する。ここでいう独創性とは、その研究テーマに関する既存の知見又は分析方法になんらかの独自のものを付け加えるか修正することをいう。その独創的な研究方法が学術上の相当な水準であると評価される結果を得ている場合、高度な研究手腕と業績を示したものと認定する。学位論文の審査基準は、「研究目的、研究対象及び研究方法の明瞭性と独創性」、「研究の位置づけと貢献内容の明確さ」、「論文の体系性と一貫性」、「文献参照範囲の適切性」、「文章の明瞭さと論旨の明確性」を基準として適正かつ公正に行うものとする。

なお、学位論文提出までの標準的なプロセスは以下のとおりとする。標準修業年限は3年間であり、最長でも6年までである。

- (1) 後期課程1年目を原則として、研究科委員会の認める学術誌又は『大学院研究論集』に論文を公刊する。これを第1論文と呼ぶ。

- (2) 後期課程2年目を原則として、学会あるいは経済学部学内セミナー又はそれに準ずる研究会で研究発表を行い、それを基にした論文を研究科委員会の認める学術誌又は『大学院研究論集』に公刊する。これを第2論文と呼ぶ。第2論文までの公刊が遅れる場合、以下のプロセスも順次繰り下がる。
- (3) 第2論文公刊を経て後期課程3年目に指導教授は副査2名を選任し、その2名を加えて公開の学術論文作成中間発表会を必要な回数だけ行わせる。
- (4) (3)の中間発表の後に指導教授及び副査2名の了承を得た者は、学位論文を提出することができる。
- (5) 学位論文の文字数は、日本語で60,000字以上、英語では24,000語以上とする。

経済学研究科の博士前期課程において学生が修得すべき単位は、専修科目12単位及び選択科目18単位の合計30単位。(西南学院大学大学院研究科規則第3条第1項)

### 神学研究科

〔博士前期課程〕

- (1) 高度の専門職業人としての知見を有することを研修活動等の場で実証することが求められる。
- (2) 博士前期課程では、指導教授のもとでの専門分野の演習を含む講義を30単位以上修得し、博士前期課程修了の必須要件である修士論文審査は、客観的な基準と公正な評価システムに則った審査会において評価し、学位を認定するものとする。

〔博士後期課程〕

- (1) 研究成果における独自の知見のみならず、学界発表・投稿論文等をもって、自立した研究者として研究活動を遂行する能力を実証することが求められている。
- (2) 博士後期課程では、指導教授のもとでの専門分野での研究指導を受け、合計12単位を修得し、博士後期課程修了の必須要件である博士論文審査は、客観的な基準と公正な評価システムに則った審査会において評価し、学位を認定するものとする。

神学研究科の博士前期課程において学生が修得すべき単位は、基礎科目4単位、展開科目16単位、実習科目2単位及び特殊研究8単位の合計30単位。(西南学院大学大学院研究科規則第3条第4項)

### 人間科学研究科

#### ■ 人間科学専攻

〔博士前期課程〕

- (1) 現代社会に起因する教育、心理、福祉の諸問題に対応するために、人間と社会に対する総合的・多角的視野を持ち、その上に教育学、心理学、社会福祉学のいずれかの学問体系と専門的知識について深く理解している。
- (2) 教育学、心理学、社会福祉学のいずれかについて、自分の専攻分野の研究計画を設定し、それを可能にする理論的実践的研究能力を身につけている。
- (3) 研究成果を学会、研究機関等で発表・論議し、学術論文として公表する研究能力を

備えている。

- (4) 身につけた専門的知識と総合的判断力を生かして、教育、心理、福祉の現場でリーダー（高度専門職業人）として活躍できる資質と能力が備わっている。

〔博士後期課程〕

後期課程では、研究課題を批判的に検討しつつ、高度で専門的な見識と科学的研究方法を有し、独創的・客観的・論理的に研究を遂行できる自立した研究者としての能力が備わっている。

人間科学研究科人間科学専攻の博士前期課程において学生が修得すべき単位は、基礎科目4単位、展開科目18単位及び特殊研究8単位の合計30単位。（西南学院大学大学院研究科規則第3条第5項）

### ■ 臨床心理学専攻

〔修士課程〕

- (1) 臨床心理士受験資格（公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会認定）を取得し、人間と社会に対する総合的・多角的視野を持ち、臨床心理学専門的知識及び技法について深く理解し実践できる。
- (2) 心理臨床の現場において必要かつ十分な倫理意識や責任感を備えている。
- (3) 心理臨床の実践活動の水準の向上に資する臨床心理学的研究の能力を有している。
- (4) 医療・保健、教育、福祉等の現場で、他の職種と十分に協力・連携することができる資質と能力が備わっている。

人間科学研究科臨床心理学専攻の修士課程においては、学生が修得すべき単位は、基礎科目の2単位、展開科目の必修科目から16単位、特殊研究8単位及び基礎科目の選択科目から10単位の合計36単位。（西南学院大学大学院研究科規則第3条第6項）

### 国際文化研究科

〔博士前期課程〕

入学後、指導教員のもとで演習・特殊講義・社会文化論研究実習などの科目により、課程修了に必要な30単位を修得し、修士論文を作成して合格することが、修士学位授与の必要要件となります。修士論文の可否に関しては、専門的な識見、異文化への理解、広い視野、多学際総合的な思考力、健全な批判的判断力が備わっているか否かが重視されます。

〔博士後期課程〕

入学後、専修科目1つを選択し、指導教員のもとで専修科目の研究指導を各学年4単位、合計12単位修得し、在学期間中に学位論文を提出して合格することが博士学位授与の必要要件となります。

博士後期課程においてはそれまでの自己の研鑽をより深化させることとともに研究テーマの独自性はもとより、論文作成においては先行研究を踏まえ研究方法の明確性、また論理展開の緻密さ並びに実証性が重視される故、十分な時間と計画性が要求されます。また、それらを実行するために指導教員と緊密な連携を取ることが不可欠となります。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

**大学全体**

本学は、教育目標に基づき、教育内容・方法等に関する基本的な考え方をまとめた教育課程編成・実施の方針を設定している。また、学位授与方針と同様、中央教育審議会大学分科会大学教育部会から出された「卒業認定・学位授与方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針の策定及び運用に関するガイドライン」を参考に、全学部及び全研究科において、以下のとおり、教育課程編成・実施の方針を改定している。【資料4-1-2】

なお、全学部及び全研究科において、学位授与方針に定めた修得すべき学習成果や卒業要件を達成するために、教育課程の編成・実施方針を設定し、この教育課程の編成・実施方針に基づき、カリキュラムマップ【資料4-1-3】や履修基準等【資料4-1-4】を作成し、2つの方針及び教育課程を連関させている。

**神学部**

■ 神学科

1. 体系（構成）

- (1) 神学コースとキリスト教人文科学コースの2コース制となっている。
- (2) 神学科の授業科目は、専攻科目・関連科目・共通科目から構成されている。
  - ① 専攻科目では、専門分野を深く学ぶ。
  - ② 関連科目では、専門分野の視野を広げるために、専門分野に関連した科目を学ぶ。
  - ③ 共通科目では、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を育てるために、キリスト教学、人文科学、社会科学、自然科学、スポーツ科学及び外国語を学ぶ。
- (3) 神学は、聖書における神の啓示を根本的前提としてなされる学問であり、教会的基盤に立つ、いわば教会の学、信仰の学であって、啓示や福音の本質の究明をその目的とする。
- (4) 神学コースでは、キリスト教界で奉仕する人を養成することを目的として、神学の研鑽を積んでいく。特に、専攻選択科目の履修では、聖書学部門・歴史神学部門・組織神学部門・実践神学部門の各部門からバランスの取れた単位修得が期待される。
- (5) キリスト教人文科学コースは、神学をも含み、キリスト教との関連において、哲学・思想・歴史・文学・芸術等を研究する分野である。具体的には聖書学・キリスト教歴史・キリスト教神学の部門を土台として、オリエント学・西洋古典学・キリスト教文学・音楽・美術等、更には総合的な人間学を学び、幅広くキリスト教を基礎とした人文学を学修することを目的とする。

2. 特色

- (1) 基礎的な現代語学（英語、ドイツ語）、古典語学（ギリシア語、ヘブライ語、ラテン語）を学修する。

- (2) 少人数による専門的な内容の教育を行う。
- (3) 古典教育を柱にした人格の陶冶を目指す。
- (4) 幅広い教養を培う教育を行う。
- (5) 実践的な課題を射程に置いた倫理的な教育を行う。
- (6) 卒業・修了論文を目標に置き、多様な学生が自ら学修計画を立て、主体的な学びを  
実践できる、本人の実力を育てる教育を行う。

### 3. 具体的な教育内容

#### [専門基本科目]

キリスト教神学の4つの部門である聖書学、歴史神学、組織神学、実践神学の基礎を学び、キリスト教精神に基づく幅広い教養を身に付けることを目標とする。1年次はキリスト教神学全般、旧約聖書学、歴史神学の基礎を、2年次以降は新約聖書学、組織神学、実践神学の基礎を学ぶ。

#### [古典語学・外書講読科目]

神学を学ぶ上で不可欠なツールである古典語学（旧約聖書ヘブライ語、新約聖書ギリシア語、歴史神学のためのラテン語）、基礎的な現代語学（英語、ドイツ語）に習熟することを目標とする。1・2年次は上欄「専門基本」の履修順に対応した語学が配置されている。2年次以上の「外書講読」では欧米の神学書を読破する。

#### [聖書学科目]

福音の優れた解釈者・説教者となるために聖書の学びに精通することを目標とする。2年次で聖書テキストを読解し使信を明らかにする「釈義」を、3年次で聖書各文書の多様性を明らかにしつつその中心的使信を探求する「神学」を、4年次では独力で原典を解釈し、翻訳する「原典」を学ぶ。

#### [歴史神学科目]

歴史における信仰・神学の諸問題に精通し、今日の諸問題と切り結ぶことを目標とする。2年次で「教会史」、「日本キリスト教史」を、3年次でキリスト教神学の歴史を形作ってきた代表的神学者とその思想を「教理史」から、神学コース生は自教派のアイデンティティと課題についての理解を「バプテスト史」から学ぶ。

#### [組織神学科目]

日本そして世界の精神文化の形成、倫理・道徳の向上、平和と福祉の促進に貢献する人となるためにキリスト教精神を身に付けることを目標とする。2年次でキリスト教会の宣教の学問的自己吟味たる「教義学」を学び、福音の本質に対する理解を深める。3年次で実践的な課題を射程に置いた倫理学等の諸科目を学ぶ。

#### [実践神学科目]

教会の基本的な働きである伝道・礼拝・宣教・牧会などを学び、平和・人権の課題に取り組み、社会に貢献できるキリスト教界の指導者、教会の伝道者・牧師等の専門職業人となるための技術を身に付けることを目標とする。2年次でキリスト教教育学を学び、3年次で魂の配慮に知恵と愛をもって当たる牧会者・教育者となるための諸科目を学ぶ。

#### [キリスト教人文学科目]

諸学、特に人文学の諸領域の諸科学と対話しながら、人間と世界を正しく理解する力を身に付けることを目標とする。2年次では幅広い教養を身に付けるためにキリスト教

思想・哲学・芸術を中心として学び、3年次ではキリスト教信仰の普遍性を踏まえ、国際感覚豊かな、社会奉仕の精神を持つ人となるための諸科目を学ぶ。

〔特殊科目〕

卒業論文に向けて少人数による専門的な内容の教育を行い、学習スキルを上げることが目標とする。3年次から「特殊講義」「演習」により、主体的自覚的な課題抽出力を磨き、コミュニケーション能力とプレゼンテーション能力を鍛える。4年次の「卒業論文」は神学部における学修の集大成の場である。

## 文学部

### ■英文学科

#### 1. 体系（構成）

- (1) 英文学科の授業科目は、専攻科目・関連科目・共通科目から構成されている。
  - ① 専攻科目では、専門分野を深く学ぶ。
  - ② 関連科目では、専門分野の視野を広げるために、専門分野に関連した科目を学ぶ。
  - ③ 共通科目では、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を育てるために、キリスト教学、人文科学、社会科学、自然科学、スポーツ科学及び外国語を学ぶ。
- (2) 社会の要請や学生のニーズに応じて、英語圏の文学・文化関係をはじめ様々なジャンルの科目を提供している。
- (3) 1・2年次は、リーディングスキル、スピーキングスキル、ライティングスキル、CALL 演習等のスキル系科目により、英語の実践的な能力の育成に力を注ぐ。
- (4) 1年次は、基礎演習と英米文学・文化基礎講読により、英語で書かれたテキストを正確に読み、それについて自らの考えをまとめ、レポートやプレゼンテーションによって発表する訓練を行う。同時に、英米文学・文化概説により、専門分野の入門的知識を得る。
- (5) 2・3年次は、英米文学・文化講読、イギリス文学史、アメリカ文学史、イギリス文化論、アメリカ文化論、英米文学・文化研究等により、専門分野に関する知識を深める。
- (6) 「文学・翻訳系」、「キャリアイングリッシュ系」、「グローバル文化系」の3つの履修モデルに提示された科目を履修することによって、英語の総合的な力を高めながら、文学と文化と社会に関する問題意識を養う。
- (7) 3年次必修の演習Ⅰ、4年次必修の演習Ⅱでは、主として英語圏の文学・文化に関する研究テーマを設定した少人数のセミナー形式の授業により、専門的な研究を行う。

#### 2. 特色

- (1) 基礎科目、演習科目においてレポート作成、プレゼンテーションの方法等の指導を行う。
- (2) 少人数制の語学教育を行う。

- (3) 豊かな感性と想像力を育てる英語圏の文学・文化科目を開講する。
- (4) グローバルな知識と情報を身に付ける学際的関連科目を開講する。
- (5) 多様な課題に対して、学生が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できる教育を行う。

### 3. 具体的な教育内容

#### 〔基礎科目〕

「聴く」「話す」「読む」「書く」の4つのスキルを習得し、英語の実践的な能力の向上をはかるとともに、レポート作成やプレゼンテーションの方法等のアカデミックスキルを学ぶ。英語圏の文学作品をはじめ様々なテキストを読み解くための基礎を身に付けることで、3年次以降の専門領域での学習活動が行えるように準備する。

#### 〔英米文学・文化科目〕

英語圏の文学・文化を学ぶことで、深く広い教養を身に付け、豊かな感性と想像力を養う。更に、多様化する世界状況に対応するために、グローバリズム、批評理論、翻訳、映画、フェミニズムについての専門的な知識を学ぶ。

#### 〔キャリアイングリッシュ科目〕

留学や就職活動で求められる資格試験のための学習を行い、英語を生かした職業で求められる基本的な知識の習得及び英語力の向上をはかる。

#### 〔英語学・英語教育科目〕

英語の語学的知識を学び、英語と文化や社会との関係を認識する能力を養う。更に、英語の特性を科学的に分析し、その研究成果を教育に活かす能力を育成する。

## ■ 外国語学科 英語専攻

### 1. 体系（構成）

- (1) 外国語学科英語専攻の授業科目は、専攻科目・関連科目・共通科目から構成されている。
  - ① 専攻科目では、専門分野を深く学ぶ。
  - ② 関連科目では、専門分野の視野を広げるために、専門分野に関連した科目を学ぶ。
  - ③ 共通科目では、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を育てるために、キリスト教学、人文科学、社会科学、自然科学、スポーツ科学及び外国語を学ぶ。
- (2) 1・2年次では、英語の基礎学力を向上させるために、「英語総合演習」「英語演習」「スピーキングスキル」「英文法」等の英語スキル養成科目を中心に学ぶ。また、1年次の必修科目である「ことば学入門」と「コミュニケーション学入門」は、英語専攻での学修の基礎となる科目である。
- (3) 2年次には、「英語学概論」「コミュニケーション学基礎演習」「ビジネスコミュニケーション」等の入門科目を学ぶ。
- (4) 3年次以降は、4つの部門から専門科目を学ぶ。
  - ① 英語学部門では、英語を人間の思想を反映する言葉としてとらえ、英語の語彙・

構造・歴史等を理論的に研究する。

- ② コミュニケーション学部門では、英語を異文化コミュニケーションの手段の1つとしてとらえ、スピーチやコミュニケーションの理論を学び、豊かな人間関係を築くための訓練を行う。
- ③ ビジネス英語部門では、英語の実務的運用能力の向上に重点を置き、国際ビジネスの仕組み及びビジネスコミュニケーションの諸問題を研究する。
- ④ 言語文化部門では、文学作品等を通して英語という言語の背後にある文化的・社会的要素を深く分析しながら、英語を使った日本文化の世界への発信方法を研究する。

## 2. 特色

- (1) 少人数による英語スキルのクラスで、きめの細かい指導を行う。
- (2) 英語を読む、書く、聴く、話す力の指導を行う。
- (3) 個人の学力に合った指導を行う。
- (4) 想像力、創造力、好奇心、探究心を養う教育を行う。
- (5) 幅広い関連分野の学修機会を提供し、学生が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できる教育を行う。

## 3. 具体的な教育内容

[英語スキル養成関連科目]

「読む」「書く」「聴く」「話す」の4つのスキルを中心に学び、専門領域で英語を生かした学修活動ができる英語力を身に付けると同時に、英語の修得を通じて、豊かな教養、批判的思考力、及び国際的に通用するコミュニケーション力を獲得する。

[英語学関連科目]

グローバル社会における英語の広がりを中心に、言語普遍性を念頭に置いた英語の理論的・認知科学的知見に目を開くと共に、歴史と社会の変容に伴う英語の多様性に目を向け、英語をより深く広い文化と社会の文脈の中で理解し、論理的思考力及び批判的思考力を備えた、教育研究分野をはじめとする社会で実践的に活躍できる力を身に付ける。

[コミュニケーション学関連科目]

英語の語学的知識を習得した上で、グローバル社会で実践的に有効なコミュニケーション能力を養成する。そのためにコミュニケーション学の基本的知識を習得し、それに基盤を置く能力を向上し、異文化はもちろん様々な対人関係を創造的に育む総合的コミュニケーション能力とともに、社会のあり方に関心を抱き、問題を発見、解決する能力を修得する。

[ビジネス英語関連科目]

国際ビジネスや貿易（輸出入取引）に関連する、メーカー、運輸・流通、金融、保険等多岐にわたる業界についての知識、また国際情勢や世界経済の情報を理解するデータや書類の読解やそれらを発信するための英語力を養う。更に、異文化経営や国際ビジネスにおける交渉力、意思決定能力、リーダーシップ等の英語によるビジネスコミュニケーションの知識とスキルを学ぶ。



〔言語文化関連科目〕

西洋の文化や言語に影響を与えた神話や宗教的逸話、或は日本文化の主なスタイルとその歴史的背景について学び、異なる文化や社会のみならず、自国の文化や社会に対して知的な見方ができるような思考力を鍛える。アカデミックライティング、及び英語による議論とプレゼンテーションのスキルを磨く。

■ 外国語学科 フランス語専攻

1. 体系（構成）

- (1) 外国語学科フランス語専攻の授業科目は、専攻科目・関連科目・共通科目から構成されている。
  - ① 専攻科目では、専門分野を深く学ぶ。
  - ② 関連科目では、専門分野の視野を広げるために、専門分野に関連した科目を学ぶ。
  - ③ 共通科目では、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を育てるために、キリスト教学、人文科学、社会科学、自然科学、スポーツ科学及び外国語を学ぶ。
- (2) 1年次のフランス語基礎部門では、フランス語基礎文法 A・B、フランス語基礎会話 I・II、フランス語基礎総合 I・II・III、フランス文化基礎演習 A・B を学ぶ。
- (3) 2年次のフランス語応用部門では、各自の志向に沿って3つのコースに分かれる。
  - ① フランス語コミュニケーション集中コースでは、総合的なコミュニケーション能力を集中的に養成する。
  - ② フランス語コミュニケーションコースでは、コミュニケーション能力に力点を置きつつ、文化も含めて総合的にフランス語を習得する。
  - ③ フランス文化コースでは、フランス語の運用能力の基礎を高めつつ、主にテキスト読解を中心としてフランス文化を学ぶ。
- (4) 3年次では、フランス語アトリエにおいて、各教員の専門や個性を生かして、様々な角度からフランス語のテクニックを、少人数クラスにおいて専門的に学ぶ。
- (5) 4年次には、当該年度に開設されている演習の中から1つを選択し、教員の指導のもとに4年間の集大成となる研究学修を行う。

2. 特色

- (1) 少人数クラス編成によりフランス語の効果的な修得を目指す。
- (2) 話し言葉と書き言葉のバランスがとれた言語学修を行う。
- (3) コース選択とアラカルト方式を並立させた科目履修により個人の能力と興味に適した学修指導を実現する。
- (4) 複数のネイティブ教師による実践的なコミュニケーション指導を行う。
- (5) 学生が自ら学修計画を立て、多様な課題に対して積極的に取り組み、主体的な学びを実現する教育を行う。

3. 具体的な教育内容

[フランス語運用能力を養成する科目]

フランス語による発話や文章の内容を正しく理解したり、自分の考えや状況に応じた表現を適切に相手に伝達することができ、語彙・知識力、文法力、読解力、作文力等をバランスよく身に付ける。

[コミュニケーション能力を養成する科目]

他国の人たちと意思疎通を行うために十分な言語力を備え、異なる価値観を越えて関係を構築し、その関わりを通して、自発的に新たな価値観を創造していく実践力を身に付ける。

[文化の多様性に対する理解力と思考力を養成する科目]

フランス語圏各地に固有の文化があることを発見し、その価値を正しく理解し考察する。文化的表現の多様性を認め、グローバル化が進む世界の中で多文化共生の課題に向き合う。

[専門総合化能力を養成する科目]

これまでに学んできたフランス語、フランス語圏の文化、文学、歴史、社会等の専門科目の知識を統合、発展させて人・モノ・情報が地球規模で流動する社会の中でどのような能力が求められるのかを見極める。質の高い語学力を活用して、異なる価値観を持つ人たちとコミュニケーションを行い、関わりを通して社会やビジネスを動かす発信力をもつ。

**商学部**

■ 商学科

1. 体系（構成）

- (1) 商学科の授業科目は、専攻科目・関連科目・共通科目から構成されている。
  - ① 専攻科目では、専門分野を深く学ぶ。
  - ② 関連科目では、専門分野の視野を広げるために、専門分野に関連した科目を学ぶ。
  - ③ 共通科目では、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を育てるために、キリスト教学、人文科学、社会科学、自然科学、スポーツ科学及び外国語を学ぶ。
- (2) 1年次には、「主専攻」と「副専攻」を選択するための準備として、商学入門・会計学入門・経営学入門・経営情報学入門及び基礎簿記、ビジネス情報処理基礎等入門的な科目を配置している。
- (3) 2年次に進級する時点で、「主専攻」及び「副専攻」のコースを選択する。主専攻は、商学コースと会計学コースの中から1つを選択し、副専攻は、商学コース、会計学コース、経営学コース、経営情報学コースの中から主専攻以外のコースを1つ選択する。
- (4) 3年次では、演習ⅡA・B、外国語文献演習Ⅰ・Ⅱ及び多くの関連科目が履修可能である。
- (5) 4年次では、演習ⅢA・B、卒業論文が履修可能である。4年次以降では、専攻科

目を最低8単位の修得が必要である。

## 2. 特色

- (1) 商学科では、4つのコース制（商学・会計学・経営学・経営情報学）のうち、商学・会計学の2つのコースを主専攻とし、副専攻と組み合わせて、経済社会に対応する能力を身に付ける学修を図る。
- (2) 多様な学生のニーズに対処するために、経営学科の2つのコース（経営学・経営情報学）と組み合わせた4つのコース制を前提に、2年次からのコースの選択により、興味のある分野において効率的な学修を図る。
- (3) 少人数制で運用される1年次の基礎演習及び2年次以降の演習を通して、自己表現力、対人コミュニケーション能力及び問題設定能力とその解決能力を高める学修を図る。
- (4) 多様な学生が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できる、本人の実力を育てる教育を行う。

## 3. 具体的な教育内容

### 〔基礎科目〕

共同学習作業に必要な自己表現を通じて、他者と適切なコミュニケーションを取り交わす。商学部で取り扱う学問体系を理解し、学部の教育目標を把握し、主体的に学修する。外国語資料の読解を通じて、経済社会や企業経営について複眼的に理解する。

### 〔商学科目〕

物流、金融の機能と基本原理を理解し、これらの知識を現実の商取引を理解するために応用することで、急速に変化する経済社会に柔軟に対応する能力を身に付ける。物流、金融に係る歴史・現状・政策やリスク管理の手法を理解し、これらの知識を現実の商取引に応用することで、商取引における様々な課題を解決する能力を身に付ける。

### 〔会計学科目〕

会計分野の高度な専門知識をもつスペシャリストとして、会計情報を作成する能力を身に付ける。会計情報に基づく経営分析を行い、経営改善に向けたプレゼンテーションを行う能力を身に付ける。

### 〔経営学科目〕

高度な倫理観に支えられた論理的な思考ができるようになることを目指す。現代の経済社会における問題と経済活動の重要な一翼を担う企業の経営について、理論と実態調査に基づいて正確に理解し、それを論理的に表現する能力を身に付ける。

### 〔経営情報学科目〕

データベース、ネットワーク、シミュレーションについて基礎的な知論と技法を修得し、IT社会や経営の分析に活用することができる能力を身に付ける。経済社会や経営で生起する諸現象を定量的に分析することができる能力を身に付ける。

### 〔研究・応用科目〕

ビジネスプロセスで生じる具体的な問題について、国内外の資料を渉猟検討し、専門知識に基づき解決案を導くことができる能力を身に付ける。問題解決のためのアイデアを具体的な形で表現し、その有効性を実証するための調査を計画し、実行することがで

きるようになる。新たな環境を創造するよう能動的に取り組むことができるようになる。

## ■ 経営学科

### 1. 体系（構成）

- (1) 経営学科の授業科目は、専攻科目・関連科目・共通科目から構成されている。
  - ① 専攻科目では、専門分野を深く学ぶ。
  - ② 関連科目では、専門分野の視野を広げるために、専門分野に関連した科目を学ぶ。
  - ③ 共通科目では、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を育てるために、キリスト教学、人文科学、社会科学、自然科学、スポーツ科学及び外国語を学ぶ。
- (2) 1年次には、「主専攻」と「副専攻」を選択するための準備として、商学入門・会計学入門・経営学入門・経営情報学入門及び基礎簿記、ビジネス情報処理基礎等入門的な科目を配置している。
- (3) 2年次に進級する時点で、「主専攻」及び「副専攻」のコースを選択する。主専攻は、経営学コースと経営情報学コースの中から1つを選択し、副専攻は、経営学コース、経営情報学コース、商学コース、会計学コースの中から主専攻以外のコースを1つ選択する。
- (4) 3年次では、演習ⅡA・B、外国語文献演習Ⅰ・Ⅱ及び多くの関連科目が履修可能である。
- (5) 4年次では、演習ⅢA・B、卒業論文が履修可能である。4年次以降では、専攻科目を最低8単位の修得が必要である。

### 2. 特色

- (1) 経営学科では、4つのコース制（商学・会計学・経営学・経営情報学）のうち、経営学・経営情報学の2つのコースを主専攻とし、副専攻と組み合わせて、経済社会に対応する能力を身に付ける学修を図る。
- (2) 多様な学生のニーズに対処するために、商学科の2つのコース（商学・会計学）と組み合わせた4つのコース制を前提に、2年次からのコースの選択により、興味のある分野を効率的な学修を図る。
- (3) 少人数制で運用される1年次の基礎演習及び2年次以降の演習を通して、自己表現力、対人コミュニケーション能力及び問題設定能力とその解決能力を高める学修を図る。
- (4) 多様な学生が自ら学修計画を立て、主体的な学びを实践できる、本人の実力を育てる教育を行う。

### 3. 具体的な教育内容

#### 〔基礎科目〕

共同学習作業に必要な自己表現を通じて、他者と適切なコミュニケーションを取り交わす。商学部で取り扱う学問体系を理解し、学部の教育目標を把握し、主体的に学修する。外国語資料の読解を通じて、経済社会や企業経営について複眼的に理解する。

〔経営学科目〕

高度な倫理観に支えられた論理的な思考ができるようになることを目指す。現代の経済社会における問題と経済活動の重要な一翼を担う企業の経営について、理論と実態調査に基づいて正確に理解し、それを論理的に表現する能力を身に付ける。

〔経営情報学科目〕

アプリケーション、データベース、ネットワークについて基礎的な技法を修得し、経済社会や経営の分析に活用することができる能力を身に付ける。経済社会や経営で生起する諸現象を定量的に分析することができる能力を身に付ける。

〔商学科目〕

物流、金融の機能と基本原理を理解し、これらの知識を現実の商取引を理解するために応用することで、急速に変化する経済社会に柔軟に対応する能力を身に付ける。物流、金融に係る歴史・現状・政策やリスク管理の手法を理解し、これらの知識を現実の商取引に応用することで、商取引における様々な課題を解決する能力を身に付ける。

〔会計学科目〕

会計分野の高度な専門知識をもつスペシャリストとして、会計情報を作成する能力を身に付ける。会計情報に基づく経営分析を行い、経営改善に向けたプレゼンテーションを行う能力を身に付ける。

〔研究・応用科目〕

ビジネスプロセスで生じる具体的な問題について、国内外の資料を渉猟検討し、専門知識に基づき解決案を導くことができる能力を身に付ける。問題解決のためのアイデアを具体的な形で表現し、その有効性を実証するための調査を計画し、実行することができるようになる。新たな環境を創造するよう能動的に取り組むことができるようになる。

**経済学部**

■ 経済学科

1. 体系（構成）

- (1) 経済学科の授業科目は、専攻科目・関連科目・共通科目から構成されている。
  - ① 専攻科目では、専門分野を深く学ぶ。
  - ② 関連科目では、専門分野の視野を広げるために、専門分野に関連した科目を学ぶ。
  - ③ 共通科目では、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を育てるために、キリスト教学、人文科学、社会科学、自然科学、スポーツ科学及び外国語を学ぶ。
- (2) 1年次には、必修科目である「基礎演習Ⅰ」において経済学部で勉強する心構えと勉強のやり方を学び、経済理論の基礎科目や語学等の科目の履修により、経済学の基礎知識を身に付ける。
- (3) 2年次には、選択必修科目である「基礎演習Ⅱ」でより実用的な研究・発表能力を身に付けるとともに、理論・思想・政策・計量等幅広い経済学に関する科目の履修を通じて、経済学をより広い視野で学ぶ。
- (4) 3年次には、必修科目である「演習Ⅰ」で専門的な研究を行い、また現実経済

の諸側面をより深く学ぶ科目の履修を通じて知識を深め、現実社会への応用力を身に付ける。

- (5) 4年次には、選択必修科目である「演習Ⅱ」と「卒業論文」が専門研究の集大成として位置付けられる。

## 2. 特色

- (1) 本学の理念と経済学部の理念に立脚して、豊かな教養と創造性、深い専門知識と判断力を涵養するように教育課程が構成されている。
- (2) 教育課程は、急速に進展するグローバル化に対応できるように構成されている。
- (3) 学生の希望する多様な進路に対応できるように教育課程が構成されている。
- (4) 学生の指導方法に常に改善を図っている。
- (5) 学部のFD活動の成果を教育・研究に常態的に還元している。
- (6) 本学の教育研究交流プログラムによる国内外の教育研究機関との相互理解並びに互惠関係を通じて、教育・研究に質的改善をもたらしている。
- (7) 多様な学生が自ら学修計画を立て、主体的な学びを實踐できる、本人の実力を育てる教育を行う。

## 3. 具体的な教育内容

### 〔理論経済学科目〕

経済理論の基礎を学び、経済学的な思考に基づいて現実の経済現象を理解できるようになることを目標とする。1年次は経済理論の基礎を、2年次以降はより高度な経済理論、経済思想及び現実問題への応用を学ぶ。また同時に経済数学を履修することで分析に必要な数学的素養を身に付けることができる。

### 〔経済史科目〕

経済理論の基本的知識と歴史学の厳密な実証分析方法とを融合した経済史は経済学の応用分野に当たり、3年次以上に配当している。現代経済の実態を、政治経済・社会・文化等多様な側面から歴史的に分析するための応用力を養う。

### 〔経済政策科目〕

経済政策の及ぶ範囲は幅広い。2年次には、財政や金融等経済制度の基本的な仕組み、関連データの読み方、経済モデルに基づく政策分析の基本を学ぶ。これらを基礎として、産業、労働、環境、社会保障等の分野における経済政策の意義を学ぶ。

### 〔国際経済科目〕

グローバル化の実態と日本を含む世界全体の諸相を広く学ぶ「世界と日本の経済」を1年次に履修する。2年次以降でより専門的な知識を身に付け、世界経済の現状と課題を学ぶ。

### 〔財政学・金融論科目〕

経済学の応用分野であるため、経済学の基礎知識を身に付けていることを前提に、3年次以上で日本の財政制度・政策、金融制度・政策を学ぶ。生活に密接にかかわる分野であるため多くの実例を基に財政・金融の仕組みと現状を学ぶ。

### 〔統計学科目〕

日常データや経済データの特性を理解し、それらを有効に活用するために必要な基礎

知識を学ぶと共に、実証的分析手法の基礎と応用について実践的に学ぶ。1年次に記述統計学、推測統計学の基礎事項を概観した上で、2年次以降、その応用分析の手法について学ぶ。

〔社会政策科目〕

社会政策は、政府が個人の幸福追求を支援するために講じる諸手段を対象とする総合政策学である。2年次で労働問題や社会保障、社会福祉等多様な分野における政策実態を広く学び、3年次以降でより個別専門性の高い内容を学ぶ。

〔演習科目〕

演習（ゼミナール）は少人数で様々なテーマについて協力して研究を行う場であり、コミュニケーション能力とプレゼン能力を鍛える場である。1年次の「基礎演習Ⅰ」において経済学部で勉強する心構えと勉強のやり方を学び、2年次の「基礎演習Ⅱ」で実用的能力を身に付ける。3年次以上に担当されているより専門性の高い「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」と「卒業論文」は、経済学部における学修の集大成の場である。

〔外国語科目〕

1年次から、英語の新聞・雑誌等を通じて専門的な英語を学び、同時に実践的な会話を重視した科目を配当している。2年次には韓国語の科目を置き、同時に英語運用能力も継続して向上できるように科目配当している。

〔実習科目〕

具体的な計算等の問題演習を通じて、経済学の実践的な知識と応用力を身に付ける。経済学の基礎知識と思考方法を前提とするので、2年次以降に科目を配当し、理解を深めるためにきめ細かい指導を行う。

## ■ 国際経済学科

### 1. 体系（構成）

- (1) 国際経済学科の授業科目は、専攻科目・関連科目・共通科目から構成されている。
  - ① 専攻科目では、専門分野を深く学ぶ。
  - ② 関連科目では、専門分野の視野を広げるために、専門分野に関連した科目を学ぶ。
  - ③ 共通科目では、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を育てるために、キリスト教学、人文科学、社会科学、自然科学、スポーツ科学及び外国語を学ぶ。
- (2) 1年次には、必修科目である「基礎演習Ⅰ」において経済学部で勉強する心構えと勉強のやり方を学び、経済理論の基礎科目や語学等の科目の履修により、経済学の基礎知識を身に付ける。
- (3) 2年次には、選択必修科目である「基礎演習Ⅱ」でより実用的な研究・発表能力を身に付けるとともに、国際経済に関する理論と世界各地の経済に関する科目を履修することで、より広い視野で国際経済を学ぶ。
- (4) 3年次には、必修科目である「演習Ⅰ」で専門的な研究を行い、また国際経済の諸側面をより深く学ぶ科目の履修を通じて、知識を深める。
- (5) 4年次には、選択必修科目である「演習Ⅱ」と「卒業論文」が専門研究の集大成

として位置付けられる。

## 2. 特色

- (1) 本学の理念と経済学部理念に立脚して、豊かな教養と創造性、深い専門知識と判断力を涵養するように教育課程が構成されている。
- (2) 教育課程は急速に進展するグローバル化に対応できるように構成されている。
- (3) 学生の希望する多様な進路に対応できるように教育課程は構成されている。
- (4) 学生の指導方法に常に改善を図っている。
- (5) 学部のFD活動の成果を教育・研究に常態的に還元している。
- (6) 本学の教育研究交流プログラムによる国内外の教育研究機関との相互理解並びに互恵関係を通じて、教育・研究に質的改善をもたらしている。
- (7) 多様な学生が自ら学修計画を立て、主体的な学びを实践できる、本人の実力を育てる教育を行う。

## 3. 具体的な教育内容

### [理論経済学科目]

経済理論の基礎を学び、経済学的な思考に基づいて現実の経済現象を理解できるようになることを目標とする。1年次は経済理論の基礎を、2年次以降は基本的な経済モデルを国際経済と関連する諸問題へ応用する方法を学ぶ。またアジアや欧米等各地域に焦点を当てた講義を並行して履修することで国際経済に関する諸問題をバランスよく分析できるようになる。

### [経済史科目]

経済理論の基本的知識と歴史学の厳密な実証分析方法とを融合した経済史は経済学の応用分野に当たる。世界経済の要であるアメリカ経済の歴史を2年次以降で学ぶ。そして3年次以降は日本・西洋経済史を学び、現代経済の実態を、政治経済・社会・文化等多様な側面から歴史的に分析するための応用力を養う。

### [経済政策科目]

経済政策が及ぶ範囲は幅広い。2年次には、財政や金融等経済制度の基本的な仕組み、関連データの読み方、経済モデルに基づく政策分析の基本を学ぶ。これらを基礎として、3年次には国際経済の諸問題に対応すべく実施される為替介入や貿易政策等多様な経済政策の意義を学ぶ。

### [国際経済科目]

グローバル化の実態を、日本を含む世界全体の諸相を広く学ぶ「世界と日本の経済」を1年次に履修し、2年次以降で世界経済の現状と課題と共に、特に日本と関係の深いアメリカ、中国、東南アジア、中東経済について専門的に学ぶ。3年次では韓国、ヨーロッパ、ロシア・東欧経済を学び、世界経済を多面的かつ深く分析する能力を身に付ける。

### [財政学・金融論科目]

経済学の応用分野であるため、経済学の基礎知識を身に付けていることを前提に、3年次以上で日本及び外国の財政制度・政策、金融制度・政策を学ぶ。生活に密接にかかわる分野であるため多くの事例を基に財政・金融の仕組みと現状を学ぶ。



〔統計学科目〕

日常データや経済データの特性を理解し、それらを有効に活用するために必要な基礎知識を学ぶと共に実証的分析手法の基礎と応用について実践的に学ぶ。1年次に記述統計、推測統計の基礎事項を概観した上で、2年次以降、その応用分野の手法について学ぶ。

〔社会政策科目〕

社会政策は、政府が個人の幸福追求を支援するために講じる諸手段を対象とする総合政策学である。3年次で、社会保障、医療等多様な分野における政策実態を広く学び、国際比較の視座を得る。

〔演習科目〕

演習（ゼミナール）は少人数で様々なテーマについて協力して研究を行う場であり、コミュニケーション能力とプレゼン能力を鍛える場である。1年次の「基礎演習Ⅰ」において経済学部で勉強する心構えと学習上のスキルを学び、2年次の「基礎演習Ⅱ」で実用的能力を身に付ける。3年次以上に担当されているより専門性の高い「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」と「卒業論文」は、経済学部における学修の集大成の場である。

〔外国語科目〕

国際経済を学ぶ上で英語は必須のツールである。1年次から、英語で書かれた新聞・雑誌等を通じて専門的な英語を学び、同時に実践的な会話を重視した科目を担当している。2年次には韓国語の科目を置き、同時に英語運用能力も継続して向上できるように科目担当している。

〔実習科目〕

具体的な計算等の問題演習を通じて、経済学の実践的な知識と応用力を身に付ける。経済学の基礎知識と思考方法を前提とするので、2年次以降に科目を担当し、理解を深めるためにきめ細かい指導を行う。

**法学部**

■ 法律学科

1. 体系（構成）

(1) 法律学科の授業科目は、専攻科目・関連科目・共通科目から構成されている。

- ① 専攻科目では、専門分野を深く学ぶ。
- ② 関連科目では、専門分野の視野を広げるために、専門分野に関連した科目を学ぶ。
- ③ 共通科目では、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を育てるために、キリスト教学、人文科学、社会科学、自然科学、スポーツ科学及び外国語を学ぶ。

(2) 法律学科では、わが国の伝統的な法学部のカリキュラムに即したオーソドックスな内容を基本として、その上で、国際関係法学科との連携によって、広く国際社会における法律・政治問題を取り扱う多様な科目を履修できる構造になっている。

基本的な科目の学修を踏まえて、各自が将来の進路や問題、関心に応じて必要

な科目を選択できるようなシステムになっている。導入、基本、応用という流れに即して、段階を追って必要な科目の履修を進める。

- ① 1年次には、専門科目を本格的に学ぶために最低限必要な知識と能力を早い時期に学修できるように導入科目が開設されており、1年次の後期からいくつかの本格的な専門科目の学修を始める。
- ② 1・2年次には、法の世界の根幹をなしているような基本的な科目が主に配置され、学年が進むにつれて、より専門分化された応用的な科目を学修する。

## 2. 特色

- (1) 専門科目への円滑な移行を可能にする入門科目を導入している。
- (2) 専門学智の習得を可能にする一貫した講義の配置を実現している。
- (3) 法学・政治学における専門的学智と識見を修めるための体系的で高度な講義を行う。
- (4) 専門学智と批判的思考力を体得するための双方向的少人数ゼミナール形式の教育を行う。
- (5) 学生の多様な意欲と価値観に応じた教育を可能にする専門演習を行う。
- (6) 多様な学生が自ら学修計画を立て、主体的な学びを实践できるような教育を行う。

## 3. 具体的な教育内容

### 〔導入科目〕

法律学を学ぶ上での基礎力を身に付ける。

### 〔基本法律科目〕

法律学の基本となる専門知識の修得とそれを用いた法的思考力・法解釈力を身に付ける。

### 〔発展法律科目〕

基本的な法的思考力の上に発展的な分野における法的問題解決力を身に付ける。

### 〔国際関係法・政治学科目〕

国際社会に生起する諸問題についての分析力を身に付ける。

### 〔専門語学科目〕

諸外国の法制度を分析するための専門的な語学力を身に付ける。

### 〔演習・実務関連科目〕

法的な議論を行うことができる力を身に付ける。

## ■ 国際関係法学科

### 1. 体系（構成）

- (1) 国際関係法学科の授業科目は、専攻科目・関連科目・共通科目から構成されている。
  - ① 専攻科目では、専門分野を深く学ぶ。
  - ② 関連科目では、専門分野の視野を広げるために、専門分野に関連した科目を学ぶ。

- ③ 共通科目では、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を育てるために、キリスト教学、人文科学、社会科学、自然科学、スポーツ科学及び外国語を学ぶ。
- (2) 国際関係法学科では、基礎的な法律科目と併せて国際関係法にかかわる様々な科目を修得していくと同時に、国際社会についての知識を深めるための政治や経済系の科目、あるいは国際社会について学ぶために不可欠な外国語を平行して履修していく構造になっている。基本的な科目の学修を踏まえて、各自が将来の進路や問題関心に応じて必要な科目を選択できるようなシステムになっている。導入、基本、応用という流れに即して、段階を追って必要な科目の履修を進める。
- ① 1年次には、導入科目並びに国際関係について勉強するための基盤となる政治や語学の科目を学修する。1年次後期には、基本的な国内法を学修する。
- ② 2年次から3年次には、国際法、国内法及び政治学の専門的、応用的な科目を学修するとともに、高いレベルの英語科目及び英語以外の専門外国語科目を学修する。

## 2. 特色

- (1) 専門科目への円滑な移行を可能にする入門科目を導入している。
- (2) 専門学智の習得を可能にする一貫した講義の配置を実現している。
- (3) 法学・政治学における専門的学智と識見を修めるための体系的で高度な講義を行う。
- (4) 専門学智と批判的思考力を体得するための双方向的少人数ゼミナール形式の教育を行う。
- (5) 学生の多様な意欲と価値観に応じた教育を可能にする専門演習を行う。
- (6) 国際社会の多方面で活躍することができるための社会で生きる力を養う教育を行う。
- (7) 多様な学生が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できるような教育を行う。

## 3. 具体的な教育内容

### 〔導入科目〕

法律学を学ぶ上での基礎力を身に付ける。

### 〔国際関係法科目 A 基本科目〕

国際関係法の基本的専門知識の習得とそれを用いた法的思考力を身に付ける。

### 〔国際関係法科目 B 発展科目〕

国際関係法の発展的分野における法的問題解決能力を身に付ける。

### 〔政治学科目〕

政治学・国際関係分野の専門知識の習得とそれを用いた国際社会の問題の分析力を身に付ける。

### 〔基本法律科目〕

法律学の基本となる専門知識の修得とそれを用いた法的思考力・法解釈力を身に付ける。

〔基礎・発展法律科目〕

基本的な法的思考力の上に発展的な分野における法的問題解決力を身に付ける。

〔専門語学科目〕

国際関係及び国際関係法の分析力を向上させるための専門的な語学力を身に付ける。

〔演習・実務関連科目〕

法的・政治学的な議論を行うことができる力を身に付ける。

## 人間科学部

### ■ 児童教育学科

#### 1. 体系（構成）

- (1) 児童教育学科の授業科目は、専攻科目・関連科目・共通科目から構成されている。
  - ① 専攻科目では、専門分野を深く学ぶ。
  - ② 関連科目では、専門分野の視野を広げるために、専門分野に関連した科目を学ぶ。
  - ③ 共通科目では、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を育てるために、キリスト教学、人文科学、社会科学、自然科学、スポーツ科学及び外国語を学ぶ。
- (2) 1年次には、大学での学習・研究の基礎能力を身に付けるために基礎演習を必修科目として履修する。
- (3) 2年次には、児童教育の専門分野について理論と実践の両面において幅広くかつ深く学習・研究するために用意された専攻科目を中心に履修する。

上記に含まれる保育内容の研究、教科研究、音楽・造形・体育、保育実習、教育実習等を通して、実践的な基礎能力を培う。なお、専攻科目は以下の4つの科目群から構成されている。

  - ① 保育・福祉に関する科目
  - ② 教育・心理に関する科目
  - ③ 教科研究に関する科目
  - ④ 演習・卒業論文に関する科目
- (4) 教育・保育現場における実地体験（小学校・幼稚園・保育所、その他の施設における教育・保育実習や介護等体験）で実践的な知識・技能を習得する。
- (5) 3年次の演習Ⅰでは、調査・報告・討論を中心とした少人数での学習で専門性を深めながら、自分の追及課題を決定する。
- (6) 4年次には、これまでの学習・研究の総仕上げとして全員が卒業論文に取り組み、中間報告を経て提出する。

#### 2. 特色

- (1) 少人数による探究を可能とするカリキュラム構成により、全員が1年次に基礎演習で学問への取り組みの基礎を学び、更に3年次、4年次には所属した演習の中で自分の研究課題を設定し、探究を深め、卒業論文を作成する。
- (2) 幅広くバランスのとれたカリキュラム構成により、キリスト教の全人教育を基

礎にして、保育・教育を中心に自然科学、人文科学、社会科学、スポーツ科学、等を幅広く学ぶ。

- (3) 一人ひとりの進路に対応したカリキュラム構成により、自分の進路や目的に応じて資格を自由に選択することができるよう、保育・教育に関する教科を基礎として、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭等のそれぞれの資格ごとに専門科目を系統・体系的に構成している。
- (4) 多様な学生が自ら学修計画を立て、主体的な学びを实践できる、本人の実力を育てる教育を行う。

### 3. 具体的な教育内容

#### 〔関連科目・共通科目〕

社会や自然に対する深い理解、他者への共感、高い倫理意識を身に付ける。幅広い視野、健康な心身、論理的な思考力を身に付ける。主体的思考力や総合的判断力、発表能力、情報処理能力等があり、新たな社会の変化に参画する能力を身に付ける。知識と外国語を利用して実践できる能力を身に付ける。

#### 〔保育・福祉に関する科目〕

人間の生涯にわたる成長と発達について理解する。保育・教育分野の基本的知識・技能を習得し、現実場面で実践できる能力を身に付ける。

#### 〔教育・心理に関する科目〕

対人関係の支援に必要なコミュニケーション能力と応用的能力を身に付ける。保育・教育に関する現象の中から、解決すべき課題を自ら発見することができ、それらに対する適切な仮説を生成することができる能力を身に付ける。

#### 〔教科研究に関する科目〕

保育・教育に関する資格や免許を取得するために必要な能力を修得する。

#### 〔演習・卒業論文〕

データベースや図書館等を利用して必要な資料を収集することができ、また、その内容を適切に解釈して活用することができる能力を身に付ける。保育・教育の視点からグローバルな事象について考察する力を身に付ける。

## ■ 社会福祉学科

### 1. 体系（構成）

- (1) 社会福祉学科の授業科目は、専攻科目・関連科目・共通科目から構成されている。
  - ① 専攻科目では、専門分野を深く学ぶ。
  - ② 関連科目では、専門分野の視野を広げるために、専門分野に関連した科目を学ぶ。
  - ③ 共通科目では、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を育てるために、キリスト教学、人文科学、社会科学、自然科学、スポーツ科学及び外国語を学ぶ。
- (2) 専攻科目は、以下の6つの科目群から構成されている。
  - ① 基本科目及び方法・技術科目では、社会福祉に関する基本的知識と援助内容を学

修する。科目中の「社会福祉原論Ⅰ・Ⅱ」は、卒業必修科目である。

- ② 技術演習・実習科目では、社会福祉士、精神保健福祉士及び保育士資格取得のために福祉現場での実習教育を受講する。
- ③ 専門領域科目・専門展開科目では、将来の進路に対応した専門的な内容を学ぶ。特に、専門領域科目では、児童福祉、障害者福祉、老人福祉、コミュニティ福祉の4つの学習領域に区分した諸科目群を学ぶ。
- ④ 専門演習・卒業論文では、各自が課題を設定し、レポート作成、研究発表、グループ討議を通して課題の探求を行う。その成果を卒業論文として作成・提出することも可能である。

## 2. 特色

- (1) 入学時から、人間と福祉を探求するカリキュラム構成により、1年次の基礎演習を通して、学問に取り組む基本と集団の力動を学ぶ。2年次、3年次の専門教育を経て、4年次には自分の研究課題を専門演習で探求し、論文を作成することができる。
- (2) 一般教養科目を重視した幅広いカリキュラム構成により、キリスト教を含む人文科学、社会科学、自然科学、スポーツ科学、外国語等を選択的に学ぶことができる。
- (3) 一人ひとりの進路に対応したカリキュラム構成により、希望する進路に応じて社会福祉学を修め、資格取得に関する科目を系統的・体系的に学ぶことができる。
- (4) 多様な学生が自ら学修計画を立て、主体的な学びを实践できる、本人の実力を育てる教育を行う。

## 3. 具体的な教育内容

### 〔基本科目〕

社会福祉分野の専門的知識・技能を習得し個人と社会の幸福を追求し、それらが相互に関連していることを理解し、社会福祉専門職となる基本的知識と技術を身に付ける。人権と社会正義の理念に精通し、社会福祉に関する資格や免許を取得するために必要な能力を修得する。

### 〔方法・技術科目〕

データベースや図書館等を利用して必要な資料を収集し、また、その内容を適切に解釈して活用する。社会福祉に関する資格や免許を取得するために必要な能力を修得する。

### 〔技術演習・実習科目〕

社会福祉分野の専門的知識・技能を現実場面で実践できるように習得する。対人関係の支援に必要なコミュニケーション能力と応用的能力を身に付ける。

### 〔児童福祉科目〕

児童が抱える様々な生活問題の中で、社会的支援が必要な問題を自ら発見し、それらに対する適切な仮説を生成することができる能力を身に付ける。人権の理念に精通し、高い倫理観を身に付ける。他者を受容し共感する力を修得する。

### 〔障害者福祉科目〕

障害者が抱える様々な生活問題の中で、社会的支援が必要な問題を自ら発見し、それ

らに対する適切な仮説を生成することができる能力を身に付ける。他者を受容し共感する力を修得する。

〔老人福祉科目〕

高齢者が抱える様々な生活問題の中で、社会的支援が必要な問題を自ら発見し、それらに対する適切な仮説を生成することができる能力を身に付ける。他者を受容し共感する力を修得する。

〔コミュニティ福祉科目〕

地域が抱える様々な生活問題の中で、社会的支援が必要な問題を自ら発見し、それらに対する適切な仮説を生成することができる能力を身に付ける。

〔専門展開科目〕

人権と社会正義の理念に精通し、高い倫理観を身に付ける。

〔保育に関する科目〕

児童や児童を取り巻く保育環境の中で、社会的支援が必要な問題を自ら発見し、それらに対する適切な仮説を生成することができる能力を身に付ける。人権と社会正義の理念に精通し、高い倫理観を身に付ける。他者を受容し共感する力を修得する。人間の生涯にわたる成長と発達について自然環境や社会と関連させて理解する。

〔専門演習・卒業論文科目〕

社会福祉学的視点から、グローバルな事象について考察する力を身に付ける。データベースや図書館等を利用して必要な資料を収集することができ、その内容を適切に解釈して活用する。人々が抱える様々な生活問題の中で、社会的支援が必要な問題を自ら発見し、それらに対する適切な仮説を生成することができる能力を身に付ける。

## ■ 心理学科

### 1. 体系（構成）

(1) 心理学科の授業科目は、専攻科目・関連科目・共通科目から構成されている。

- ① 専攻科目では、専門分野を深く学ぶ。
- ② 関連科目では、専門分野の視野を広げるために、専門分野に関連した科目を学ぶ。
- ③ 共通科目では、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を育てるために、キリスト教学、人文科学、社会科学、自然科学、スポーツ科学及び外国語を学ぶ。

### 2. 特色

- (1) 基礎から専門への移行するバランスのとれたカリキュラム構成により、演習・論文に関する科目、社会調査や分析技法に関する専門的知識科目、専門科目のそれぞれが、1年次より順次基礎から開講され、学年があがるに従って、より高度な内容が学べるように、カリキュラムが組まれている。
- (2) 幅広くバランスのとれたカリキュラム構成により、キリスト教の全人教育を基礎にして、心理学を中心に自然科学、人文科学、社会科学、スポーツ科学、等を幅広く学ぶ。

- (3) グローバルな視点を取り入れたカリキュラム構成により、文化の違いによる心理学的知見の違いや普遍的な人間性について学ぶことができる。
- (4) 多様な学生が自ら学修計画を立て、主体的な学びを实践できる、本人の実力を育てる教育を行う。

### 3. 具体的な教育内容

#### 〔演習・卒業論文に関する科目〕

1年の演習では、大学で学ぶための基礎的スキルを獲得する。3・4年の演習では、履修した様々な心理学の科目から得た知識やスキルを用いて、研究を実施し、卒業研究としてまとめる力を獲得する。

#### 〔研究法に関する科目〕

人間の心理や行動を科学的に分析するためのデータ収集、分析法についての知識を獲得する。

#### 〔実験・実習に関する科目〕

調査、観察、実験、面接を用いて、人間の心理や行動を分析するデータ収集力やデータ分析力を獲得する。

#### 〔基礎専門に関する科目〕

心理学の多様な領域を概観し、心理学という学問の概念を獲得する。

#### 〔認知領域科目〕

人間が、日々周りの世界を見たり聞いたり、それをもとに感じたり記憶したり考えたりするしくみを理解する知識を獲得する。

#### 〔教育・発達領域科目〕

人の精神や知能の発達や形成のプロセス、教育過程の様々な現象を理解する知識を獲得する。

#### 〔社会・産業領域科目〕

社会や産業場面における人の行動を、他者との関係や置かれた状況との関わりから検討できる知識を獲得する。

#### 〔臨床領域科目〕

心理的な悩みや問題を抱える人を理解・援助する理論や技法（カウンセリング、心理テスト）についての知識を獲得する。

#### 〔文化・環境領域科目〕

文化や環境が人間のものの見方や考え方、行動に与える影響について理解する知識を獲得する。

## 国際文化学部

### ■ 国際文化学科

#### 1. 体系（構成）

(1) 国際文化学科の授業科目は、専攻科目・関連科目・共通科目から構成されている。

- ① 専攻科目では、専門分野を深く学ぶ。
- ② 関連科目では、専門分野の視野を広げるために、専門分野に関連した科目を学



ぶ。

- ③ 共通科目では、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を育てるために、キリスト教学、人文科学、社会科学、自然科学、スポーツ科学及び外国語を学ぶ。
- (2) 1年次は、文化を普遍的に探究する方向性を持った科目群である文化論部門の各科目を履修することによって、広い視野を獲得する。また、必修科目の基礎演習で、大学における学修の基本を学び、各研究分野の概観を把握する。
- (3) 2年次の必修科目である専門演習Ⅰでは、以下の6つのコースのいずれかに所属し、担当教員のもとでの本格的な演習において、専門的な指導を受ける。
  - ① 日本文化コース
  - ② 中国・アジア文化コース
  - ③ アメリカ・太平洋文化コース
  - ④ ヨーロッパ・地中海文化コース
  - ⑤ 比較文化コース
  - ⑥ 表象文化コース
- (4) 3年次の必修科目である専門演習Ⅱでは、専門演習Ⅰで身に付けた基礎力を更に展開、発展させ、4年次の卒業論文作成の準備を行う。
- (5) 4年次の必修科目である卒論演習では、担当教員の指導のもと、個人のテーマに従って関係文献を調査、読解し、また共通のテーマに従ってクラスでの討議を継続し、その成果を卒業論文に集約する。

## 2. 特色

- (1) 地域及び文化、芸術に関する専門知識を習得するための多様な専攻科目を履修できる。
- (2) 外国語を重視し、幅広い共通科目（人文、社会、自然）を履修できる。
- (3) 国際社会・グローバル社会で活躍できる人材を育成するべく受講者の意欲と価値観に対応した幅広い専門の演習を選択履修できる。
- (4) 多様な学生が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できる教育を行う。

## 3. 具体的な教育内容

### 〔演習・卒業論文科目〕

基礎演習では大学での学修やプレゼンテーションの仕方を学び、2・3年次の専門演習Ⅰ・Ⅱにおいては、各自がゼミに所属し、資料収集の方法やプレゼンテーション力を高める。4年次の卒論演習では、各自の研究テーマに従って文献資料の収集、現地調査等を行い、そこで得られた成果を卒業論文に集約する。

### 〔文化論部門科目〕

文化基礎論では、教員が特定のトピックを取り上げて文化理解の基礎に関する講義を行う。また、文化のダイナミズムでは、複数名の担当者が1つの大きなテーマをめぐってリレー形式で講義していく。自由に選択することができ、広い視野を獲得することが可能となる。

〔日本文化科目〕

グローバル化の時代にあつて、真の異文化理解を図るためには、自国の文化や社会及び歴史についての理解を深めることが大切である。先史から近現代にいたる日本の歴史を学ぶとともに、文学やアニメーション等を通して現代日本文化への理解を深める。

〔中国・アジア文化科目〕

中国の歴史、言語、文化を中心に、日本や東アジア諸社会の文化との関係性も視野に入れながら、文学、思想、民族、歴史等を学ぶ。また、グローバルに展開する現代世界における中国語文化圏の広がりや展開について学びを深める。

〔アメリカ・太平洋文化科目〕

多民族国家アメリカの歴史、宗教、思想、多文化主義、外交等を多面的に学び、理解を深める。また、19世紀以降、相互の交流を深める太平洋諸地域、アジア社会等との諸関係について、グローバルな視野に立って考察する。

〔ヨーロッパ・地中海文化科目〕

ヨーロッパや地中海地域を中心に、神学、哲学、思想、歴史等を学ぶ。考古学、文献学、ドイツ文学、オペラ等への理解を通して、ヨーロッパから世界に視野を広げ、グローバル化のプロセスにおけるヨーロッパ・地中海地域への理解を深める。

〔比較文化科目〕

現代世界において文化はダイナミックかつ多様な展開をみせている。ヨーロッパを中心にそれらの文化のおおもととなる思想や文明のありかたを概観するとともに、比較文化的視野に立ってアジア太平洋地域の文化のありようについて理解を深める。

〔表象文化科目〕

グローバルな視野に立って、絵画、建築、写真、映画、マンガ、アニメーション、音楽、舞踏等、人間の五感によって表象された対象すべてを「文化」として取り扱い、それを、言語を使って論理的に分析・解釈・再表現したり、思想的、経済的、政治的にアプローチしていく。

〔専門外国語科目〕

本学部独自の専門的な外国語科目で、英語、中国語、韓国語、ドイツ語、フランス語、イタリア語等が準備されている。研究資料の講読等に必要な読解を中心とした高度な専門的語学能力の養成を目指している。

〔学部共通科目〕

上記の各文化コースで学ぶそれぞれの科目に関連した思想、歴史、文化等に関連する科目を配置し、文化や社会を理解するための手助けをする。また、本学部独自の社会調査士資格取得プログラムのための基礎的な科目を準備している。

〔自由研究科目〕

海外における外国語現地学習を行いながら、現地の文化に触れ、そこでの学びを通して、より高度な語学力習得と異文化の多面的理解につとめる。また、各自の関心に従って、文化や社会に関わる研究テーマをたてて自由研究を行い、探求心を養う。

### 大学院全体

大学院学則第2条に規定する教育目標に基づき、各研究科では、教育課程の編成・実施方針を以下のとおり設定している。

### 法学研究科

〔博士前期課程〕

学部における法学全般にわたる基礎的知識の上に専門的知識を深めると共に、現代社会の変化によって生じている課題について、創造的研究を行う能力の育成を目指す。そのため、指導教授から直接指導を受けながら、専門領域とその隣接領域に集中して学ぶ。学生は、1・2年次とも通年の「演習」（指導教授による指導科目）を履修しなければならない。更に、選択科目として「特殊講義」を受講し、専修科目の周辺領域について専門的知識を習得する。

2016年度から、海外の大学院と大学院間交流協定を結び、半年又は1年間研究のために交換留学することが可能になった。これによって、国際的視野をもって専門的研究を行うことができる人材の育成を目指す。

〔博士後期課程〕

指導教授による集中的指導によって課程博士の学位取得を目指す。前期課程で得た専門的知識を基礎に、高度の専門学識を有する研究者を育成する。最終的には博士の学位を取得できるような論文を作成することを目標とする。そのために必要な専門的分野の研究を深め、それに必要な外国語文献、統計資料、歴史資料などの収集とデータ化を行う技術と知識を身に付ける。

### 経営学研究科

社会の進歩や変革、及び産業や企業やビジネスを取り巻く環境の変化に対応していくことができる理論や知識を学習したり、創造したりするために、経営学、経営情報学、商学、会計学の基礎知識と専門知識を修得できるように、各科目の内容を質的にも量的にも充実させ、教育方法を工夫したカリキュラムを整備している。

博士前期課程では、多様化する学生の志望に対応できるように学部の教育内容を前提にして、経営学、経営情報学、商学、会計学の部門を設置するとともに、研究方法の確立並びに研究分野の進化と拡大を図り、幅広い知識を修得するために、自らの専門外の部門の科目履修を奨励している。そのほかにも、他の研究科の科目も単位互換制度によって合計8単位まで履修することができるようにしている。更には、外国人や社会人の院生にも配慮したカリキュラムを整備している。そのようにして、特殊講義、演習で30単位以上を取得し、演習指導教授の指導のもとに修士論文を作成するようにしている。

博士後期課程では、研究対象領域の研究水準を把握し、自らの研究課題へ独自の視点を獲得して自立的に研究に取り組むことができるように、研究指導教授が専門分野についての研究を支援し、論文の作成を指導するようにしている。

### 文学研究科

#### ■ 英文学専攻

〔博士前期課程〕

- (1) 4専修に「講義」と「演習」を設置し、それぞれ専修に応じて、イギリス文学、アメリカ文学、英語学、コミュニケーション学の科目を配して、英語を中心とする語学、各専修の専門科目、理論や資料の整理・分析の方法等が広く深く研究できるカリキュラム編成と授業内容の提供
- (2) 指導教授によるきめ細かい指導と中間発表会等による、高いレベルの修士論文作成や学会発表等の成果を生み出す指導

〔博士後期課程〕

- (1) 専修分野の研究水準を把握し、オリジナリティを有する研究テーマを獲得するための指導
- (2) 3年以上の修学期間において高いレベルの論文を毎年1本以上作成するための指導

#### ■ フランス文学専攻

〔博士前期課程〕

- (1) フランスの言語、文学、社会、思想、及びフランス語教育法について、学生が自らの研究テーマを決め、整合的かつ緊密に論を展開できるようになるカリキュラムを提供する。
- (2) フランス語による授業を通して、フランス語の表現能力を育成できるカリキュラムを提供する。
- (3) 指導教授によるきめ細かい指導と中間発表会等による、高いレベルの修士論文作成や学会発表等の成果を生み出す指導を行う。

〔博士後期課程〕

- (1) 研究対象分野の研究水準を把握し、オリジナリティを有する研究テーマを獲得するための指導を行う。
- (2) 期限内に博士論文を作成し、自立した研究者になるための指導を行う。

### 経済学研究科

〔博士前期課程〕

- (1) 現実経済の研究者あるいは高度な職業人の基礎力を養成するため、理論経済学、経済政策、世界経済論、経済史学、財政学、金融論、国際金融論、統計学、社会保障論の各分野の講義科目と演習科目からなる幅広いカリキュラム編成、及び深い授業内容の提供
- (2) 十分な水準の修士論文が期限内に作成できるだけの研究及び論文作成の指導

〔博士後期課程〕

- (1) 期限内に博士論文を作成し自立した研究者となれるだけの研究指導
- (2) 専門分野に隣接する分野についての研究支援

### 神学研究科

〔博士前期課程〕

- (1) 教育課程は、①基礎科目、②展開科目、③実習科目、④研究指導（修士論文作成）と、段階的に編成されている。
- (2) 30単位以上を修得し、その成果のまとめとして、指導教授の指導のもと修士論文を作成する。
- (3) 標準修業年限は2年である。

〔博士後期課程〕

- (1) 3年以上在学して専修科目12単位を修得し、その成果のまとめとして、指導教授の指導のもと博士論文を作成する。
- (2) 標準修業年限は3年である。

### 人間科学研究科

#### ■人間科学専攻

〔博士前期課程〕

- (1) 人間科学研究科は、現代社会の変容に伴って複雑化する人間及び社会の問題に、専門的かつ総合的に対応できる資質を養成することを目的に、「人間科学専攻」1専攻として、教育、心理、福祉の3分野の科目を選択履修できる教育課程を編成している。
- (2) 「基礎科目」「展開科目」「特殊研究」を設置し、これらを通して、教育学、心理学、社会福祉学に共通する人間及び社会についての基本的認識と、それを発展させる各専門分野の高度な知識と研究方法の習得を図っている。
- (3) 「基礎科目」は「人間科学特論Ⅰ」「人間科学特論Ⅱ」の2科目（必修）で構成し、教育学、心理学、社会福祉学の基礎的内容・方法、人間・生命に関する思想や倫理的課題等を総合的に学ぶことができる。
- (4) 「展開科目」は教育学、心理学、社会福祉学の3分野の科目で構成され、それぞれの専門的学術と研究方法を学ぶことができる。
- (5) 「特殊研究」では、修士論文指導を行う指導教授が「人間科学演習」を開講し、2年間にわたって修士論文作成に向けて個別指導を行う。

〔博士後期課程〕

- (1) 博士後期課程では、学位論文指導2単位（2015年度に設置・選択科目）、指導教員による人間科学研究指導4単位を3年間計12単位以上修得し、かつ博士論文を提出しその審査及び試験に合格しなければならない。
- (2) 博士後期課程の学位論文を提出しようとする者は、論文提出の少なくとも1年前までに指導教員の承認を得て、指導教員及び指導教員の指示する学内外の教員による研究指導を受けるものとする。
- (3) 博士後期課程では、教育現場や社会福祉現場等での調査・研究を実施して研究論文を作成し自立した研究者として博士論文を提出できるように教育課程を編成している。

## ■ 臨床心理学専攻

〔修士課程〕

- (1) 臨床心理学専攻は、複雑な現代社会における多様なストレスの増加を背景に、精神的健康を支える担い手としての臨床心理士を養成することを目的に、「臨床心理学専攻」として、臨床心理学に関連する領域の科目、演習、実習を履修できる教育課程を編成している。
- (2) 「基礎科目」「展開科目」「特殊研究」を設置し、これらを通して、人間及び社会についての基本的理解を深め、臨床心理学の高度な知識と研究方法の習得を、講義・演習・実習のコースワークを通して、高度な知識と研究方法の習得を図っている。
- (3) 「基礎科目」は「人間科学特論Ⅰ」（必修）、「人間科学特論Ⅱ」の2科目で構成し、教育学、心理学、社会福祉学の基礎的内容・方法、人間・生命に関する思想や倫理的課題等を総合的に学び、心理臨床対象への人間理解を深める。
- (4) 「展開科目」は臨床心理学の必修科目である講義・演習・実習科目と臨床心理学の各領域に関連する選択科目群で構成され、臨床心理学とその関連分野の専門的学術・研究方法及び応用実践を学ぶことができる。
- (5) 「特殊研究」では、修士論文指導を行う研究指導教員が「臨床心理学演習」を開講し、研究指導補助教員とともに、2年間にわたって修士論文作成に向けて個別指導を行う。

## 国際文化研究科

国際文化研究科博士課程（前期及び後期）は、人類が創造してきた文化を地域文化及び比較文化双方の視点から捉え、世界の諸文化に関する高度な専門知識とトランスナショナルな視野を有して、国際社会に貢献でき、基礎的、先駆的な学術研究を推進する優れた研究者及び職業人等の人材を育成するためのきめ細かな教育を行う。

〔博士前期課程〕

学部で得た知識を研究の対象としてその方法論を会得することが第一目標です。それを更に文字化する、すなわち自己の研究対象をテーマとした修士論文の作成のため、指導教員の下論考を完成させること、これが第二目標です。

〔博士後期課程〕

博士前期課程で得た研究方法を更に深化させる、個々のテーマに自己の研究の新たな成果を盛り込む。それにより精緻な博士論文に向けた研鑽を積むことがこの目標です。

- (3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

## 大学全体

本学では、教育目標教育の理念、学位授与方針及び教育課程編成・実施方針は、学生便覧【資料4-1-4、4-1-5】、入学案内【資料4-1-6】及びホームページ【資料4-1-1】に掲載し、周知・公表している。なお、2016（平成28）年度に改正した学位授与方針及び教育課程編成・実施方

針については、大学ホームページに掲載及び2017（平成29）年度の学生便覧に掲載して、学生へ明示する予定である。加えて、全学部及び全研究科では、関連した2つの方針に基づいて作成した履修基準等を学生便覧【資料4-1-4、4-1-5】に明示している。

**（4）教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。**

**大学全体**

本学では、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性を検証するための責任主体・組織、権限を、西南学院大学自己点検・評価規程及び西南学院大学自己点検・評価規程細則に定めている。

全学 FD・学士課程教育推進委員会を、適切性を検証するための責任主体・組織として規定しており、その権限も同規程に規定されている。学部については、学部長を委員長とする学部点検評価委員会、研究科については、研究科長を委員長とする大学院研究科点検評価委員会（各研究科委員会が兼ねる）で、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について検証することとしている。

手続きに関しては、毎年度作成している「西南学院大学自己点検・評価実施要領」に記載されている。毎年、目標設定シート【資料4-1-7】に目標を記載し、5月1日現在の根拠資料に基づいて事務局が点検・評価を行い、当該点検・評価結果（案）を個別点検・評価委員会である全学 FD・学士課程教育委員会において検証し、抽出された課題を改善することとなっている。

本学では、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が2016（平成28）年3月31日に交付される前から2016（平成28）年3月9日に全学 FD・学士課程教育委員会【資料4-1-8】において、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針について改正の協議を行い、全学部で適切性の検証を行った。その後も2016（平成28）年7月12日の全学 FD・学士課程教育委員会【資料4-1-9】において、再度、全学部において学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針について改正案を提示して協議を行った。協議の結果、改正案を各学部教授会で審議し、同年11月22日に改正を行った。【資料4-1-10】

**神学部**

2016（平成28）年7月に開催した神学部教授会終了後の神学部 FD 委員会において、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針適切性の検証を行った。【資料4-1-11】検証の結果、適切であるということで承認された。

また神学部専任教員全員で構成する神学部点検評価委員会（教授会）で定期的に教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性を検証している。

**文学部**

文学部では、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について文学部点検評価委員会で協議後、2015（平成27）年7月開催の文学部教授会においても適切性の検証を行った。

検証の結果、教育の理念を「英米やフランスの文学・文化・社会のあり方～」から「英語圏やフランス語圏の文学・文化・社会のあり方～」に修正することとなった。

#### **商学部**

商学部では、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について商学部点検評価委員会で協議後、2015（平成27）年7月と9月開催の商学部教授会において適切性の検証を行った。

検証の結果、適切であるということで承認された。

#### **経済学部**

経済学部では、経済学部点検評価委員会で協議後、学部教授会を開催し、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性を検証している。直近では、2015（平成27）年9月に教授会にて「西南学院大学点検評価における検証が必要な項目について」という協議項目で、適切性の検証を行った。今回は、改善事項はなかったが、毎年定期的に教授会で議題として検証する。

#### **法学部**

法学部では、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について法学部点検評価委員会で協議後、2015（平成27）年10月に法学部教授会において適切性の検証を行った。

#### **人間科学部**

人間科学部では、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について人間科学部点検評価委員会で協議後、2015（平成27）年10月に人間科学部教授会において適切性の検証を行った。その後も2016年1月の教授会においても、入学者受入の方針と併せて、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針について検討を行い、4月の教授会においては、学位授与方針について修正案を作成した。

#### **国際文化学部**

国際文化学部では、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について国際文化学部点検評価委員会で協議後、2015（平成27）年9月に国際文化学部教授会において適切性の検証を行った。

その後、同年10月の国際文化学部教授会において、検証の結果、適切であるということで承認された。

#### **大学院全体**

大学院では、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性の検証については、事務局と研究科長が点検評価項目に従って事前に協議し、その検証結果に基づいて各研究科の大学院研究科点検評価委員会において検証を行っている。本研究科において西南学院大学自己点検・評価規程細則第8条1項により大学院研究科点検評価委員会は、



各研究科委員会が兼ねることになっている。

#### 法学研究科

2015（平成27）年7月に開催された法学研究科委員会において、議題として「教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針について」の適切性の検証を行った。検証の結果、課題等はなかった。

また、2016（平成28）年11月に開催された法学研究科委員会において学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の改正を行った。

#### 経営学研究科

2015（平成27）年9月に開催された経営学研究科委員会において、協議事項として自己点検・評価について教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性の検証を行った。検証の結果、課題等はなかった。

#### 文学研究科

2015（平成27）年7月に開催された英文学専攻委員会及びフランス文学専攻委員会において、協議事項として自己点検・評価についての適切性の検証を行った。検証の結果、課題等はなく、適切であると判断した。

2015（平成27）年10月と11月に開催された文学研究科フランス文学専攻委員会において、議題として自己点検・評価について教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性の検証を行った。検証の結果、教育課程の編成・実施方針を変更することとした。

また、2016（平成28）年12月に開催された文学研究科委員会において、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性の検証を行った。検証の結果、学位授与方針を変更することとした。

#### 経済学研究科

2015（平成27）年9月に開催された経済学研究科委員会において、議題「経済学研究科の各種方針についての検討と確認について」として教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針についての適切性の検証を行った。検証の結果、現行の内容で問題ないことが確認された。

#### 神学研究科

2015年9月に開催された神学研究科委員会において、議題「ポリシーの改正について」、「認証評価報告書の承認について」として教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針についての適切性の検証を行った。検証の結果、ディプロマ・ポリシーが改正された。

#### 人間科学研究科

適切性の検証については、2016（平成28）年10月開催の研究科委員会において検証を行い、また、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針について、博士前期課程と博士後

期課程を区分する改正を行った。

#### 国際文化研究科

適切性の検証については、2016（平成28）年11月開催の研究科委員会において教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針についての検証を行い、また、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針について博士前期課程と博士後期課程を区分する改正を行った。

### 2. 点検・評価

#### 「基準4-1の充足状況」

以下のとおり、基準4-1を、充足していると判断する。

本学では、教育目標に基づき学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を明示し、教職員・学生、受験生を含む社会一般に対して周知・公表している。また、これらの方針の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にして、検証プロセスを適切に機能させ改善につなげている。

#### （1）効果が上がっている事項

#### 人間科学研究科

人間科学研究科では、人間科学専攻、2016（平成28）年度開設の臨床心理学専攻とともに、その理念、目標を踏まえたディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーが的確に策定されている。担当教員は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを前提にして統一的書式のシラバスを綿密に作成し、それに基づいて教育、研究指導（博士前期課程では「人間科学演習」、博士後期課程では「人間科学研究指導」を中心として）を展開している。【資料4-1-12】人間科学専攻では、研究科修了後、大学・短大の教員として任用された者も出てきており、教育・研究指導は相応の効果を上げていると考えられる。

#### （2）改善すべき事項

特になし。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### （1）効果が上がっている事項

#### 人間科学研究科

人間科学専攻では、そのディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの共通認識に基づいて統一的書式で作成されるシラバスの量と質を更に充実させるために、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、シラバス間の整合性をスタッフ間で共有することが必

要であるので、人間科学研究科委員会のFD委員会（人間科学研究科長、専攻委員長、人間科学部長で構成）と点検評価委員会（人間科学研究科委員会の全構成員がメンバー）においてそのシステム作りに着手する。

**（2）改善すべき事項**

特になし。

**4. 根拠資料**

- 4-1-1 大学ホームページ／学部・大学院 ([http://www.seinan-gu.ac.jp/faculty\\_graduate/](http://www.seinan-gu.ac.jp/faculty_graduate/))
- 4-1-2 全学FD・学士課程教育推進委員会資料 2016（平成28）年11月22日開催分
- 4-1-3 カリキュラムマップ
- 4-1-4 2016（平成28）年度 学生便覧（既出1-8）
- 4-1-5 2016（平成28）年度 大学院学生便覧（既出1-9）
- 4-1-6 西南学院大学入学案内 Prospectus for 2016 Entry（既出1-1）
- 4-1-7 大学ホームページ／自己点検評価活動（目標設定シート）（既出1-36）  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/about/self\\_examination/report.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/about/self_examination/report.html))
- 4-1-8 全学FD・学士課程教育推進委員会議事録 2016（平成28）年3月9日開催分
- 4-1-9 全学FD・学士課程教育推進委員会議事録 2016（平成28）年7月12日開催分
- 4-1-10 全学FD・学士課程教育推進委員会議事録 2016（平成28）年11月22日開催分
- 4-1-11 神学部教授会 協議資料 2016（平成28）年7月20日開催
- 4-1-12 シラバス 人間科学演習・人間科学研究指導

以上

## 第 4 章 教育内容・方法・成果 2. 教育課程・教育内容

---

## 1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

**大学全体**

本学の学士課程では、教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を専攻科目、関連科目、共通科目に区分して開設している。

専攻科目は、各学部・学科の学問分野に属する科目であり、専門分野の理論と実践の両面において幅広くかつ深く学修・研究するために配置している科目である。

関連科目は、専門領域が重複あるいは近接・関連している他学部・他学科の専門科目であり、当該専門分野の理論と実践の両面において深く学修することによって、学生が所属する学部・学科の専門分野の学修・研究を補完するために配置している科目である。

共通科目は、幅広く深い教養及び専攻科目を修得するための基礎的能力を育成するために配置している科目である。共通科目は、キリスト教学、人文科学、社会科学、自然科学、スポーツ科学及び外国語に分類され、学生には、学年進行に応じて必要な科目を履修するように促している。特に、本学では、キリスト教教育を教育の基本理念としているため、全ての学生にキリスト教学4単位の履修及び修得を必修としており、これによって倫理性を養っている。

上記の授業科目を、科目の対応関係、履修順序や配当年次などに配慮して、体系的に教育課程を編成するとともに、履修モデルを提示している。

1年次には、幅広く深い教養を培うための共通科目及び各学問分野の導入段階の知識・能力を育成するための基礎的な専攻科目を配置している。また、課題発見・解決能力を育成するために、少人数による「基礎演習」(若しくはこれに相当する授業科目)を提供している。

2年次には、幅広く深い教養を培うための共通科目及び3・4年次に履修するために必要となる専攻科目を配置している。また、専攻科目の学修・研究を補完するための関連科目を配置している。

3・4年次には、専門分野の学習・研究を促進するための専攻科目を配置している。また、専門知識の修得と課題解決能力を育成するために、少人数による「演習」を提供している。

正課授業と並行して、週に3回、1時限目と2時限目の間にチャペルアワー(第1章・第2章に詳述)を設け、学内外から講師を招いて講話を行うことによって、倫理性を養う教育を実施している。

これら専攻科目、関連科目及び共通科目を体系的に履修することによって「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」することが可能となっている。

学生が、体系的に編成している教育課程を順次的かつ計画的に履修できるように、年度始めに全学部対象で学年別の履修ガイダンスを実施したうえで、教員が学生の個別相談に応じる専用の時間を設けて指導している。また、単位制度の実質化を図る観点から、学生が、特定の学期における偏りのある履修登録をしないように、そして、学習目標に沿って体系的に授業科目の履修を行うように、養成する具体的な人材像に対応した典型的な履修モデルを提示している。

### 神学部

神学部では、専攻科目、関連科目及び共通科目の対応関係、履修順序や配当年次などに配慮して、体系的に教育課程を編成するとともに、履修モデルを提示している。【資料4-2-1 p.93, 94】

専門教育科目は、「専門基本部門」、「古典語学・外書部門」の2つの専攻基礎科目と「聖書学」、「歴史神学」、「組織神学」、「実践神学」、「キリスト教人文学」、「特殊」の6つの区分からなる「専攻科目」と「思想系」、「文科系」、「心理学・福祉系」の3つの区分からなる「関連科目」の科目群で編成している。【資料4-2-1 p.91, 92】

神学部神学科では、神学コース及びキリスト教人文学コースを設けているが、共通科目「キリスト教学Ⅰ・Ⅱ」を、両コースの必修科目として配置し、建学の精神を具現化するための精神性・倫理性を培っている。

これら共通科目、専攻科目及び関連科目を体系的に履修することによって「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」することが可能となっている。

### 文学部

文学部英文学科では、専攻科目、関連科目及び共通科目の対応関係、履修順序や配当年次などに配慮して、体系的に教育課程を編成するとともに、履修モデルを提示している。

【資料4-2-1 p.102】

専門教育科目は、「基礎科目」、「英米文学・文化」、「キャリアイングリッシュ」、「英語学」、「特殊（演習）」の5つの部門からなる「専攻科目」と「フランスを散策する」、「ヨーロッパに触れる」、「アメリカを考える」、「アジアと日本を知る」、「文化・芸術・言語に親しむ」、「現代社会・世界をとらえる」、「情報リテラシーを身に付ける」の7つの区分からなる「関連科目」の科目群で編成している。【資料4-2-1 p.103】

文学部外国語学科英語専攻では、専攻科目、関連科目及び共通科目の対応関係、履修順序や配当年次などに配慮して、体系的に教育課程を編成するとともに、履修モデルを提示している。【資料4-2-1 p.112】

専門教育科目は、「英語スキル養成科目」、「英語学」、「コミュニケーション学」、「ビジネス英語」、「言語文化」、「演習・卒業論文」の6つの区分からなる「専攻科目」と「言語や文化を探求する」、「ビジネスや経営を学ぶ」、「現代国際社会をとらえる」、「情報リテラシーを高める」の4つの区分からなる「関連科目」の科目群で編成している。【資料4-2-1 p.110, 111】

文学部外国語学科フランス語専攻では、専攻科目、関連科目及び共通科目の対応関係、履修順序や配当年次などに配慮して、体系的に教育課程を編成するとともに、履修モデルを提示している。【資料4-2-1 p.120, 121】

専門教育科目は「フランス語基礎」、「フランス語応用」、「フランス語学」、「フランス文化」、「フランス語アトリエ」、「特殊講義」の6つの区分からなる「専攻科目」と、「ヨーロッパに触れる」、「アジアと日本を知る」、「文化や芸術に親しむ」、「現代社会をとらえる」、「国際社会に生きる」、「言語・情報リテラシーを身に付ける」の6つの区分からなる「関連科目」の科目群で編成している。【資料4-2-1 p.118, 119】

文学部では、これら専攻科目、関連科目及び共通科目を体系的に履修することによって「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」することが可能となっ

ている。

#### 商学部

商学部商学科では、専攻科目、関連科目及び共通科目の対応関係、履修順序や配当年次などに配慮して、体系的に教育課程を編成するとともに、履修モデルを提示している。【資料4-2-1 p.135, 136】

専門教育科目は「基礎」、「商学」、「会計学」、「経営学」、「経営情報学」、「研究・応用」の6つの区分からなる「専攻科目」と「経済学関係」、「法学関係」、「外国語応用」、「情報処理」の4つの区分からなる「関連科目」の科目群で編成している。【資料4-2-1 p.131~133】

商学部経営学科では、専攻科目、関連科目及び共通科目の対応関係、履修順序や配当年次などに配慮して、体系的に教育課程を編成するとともに、履修モデルを提示している。【資料4-2-1 p.147, 148】

専門教育科目は「基礎」、「経営学」、「経営情報学」、「商学」、「会計学」、「研究・応用」の6つの区分からなる「専攻科目」と「経済学関係」、「法学関係」、「外国語応用」、「情報処理」の4つの区分からなる「関連科目」の科目群で編成している。【資料4-2-1 p.143~145】

商学部では、これら共通科目、専攻科目及び関連科目を体系的に履修することによって「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」することが可能となっている。

#### 経済学部

経済学部経済学科では、専攻科目、関連科目及び共通科目の対応関係、履修順序や配当年次などに配慮して、体系的に教育課程を編成するとともに、履修モデルを提示している。【資料4-2-1 p.160】

専門教育科目は「理論経済学」、「経済史」、「経済政策」、「国際経済」、「財政学・金融論」、「統計学」、「社会政策」、「演習」、「外国語」、「実習」の10の部門からなる「専攻科目」と、「国際経済」、「商学」、「経営学・会計学」、「法学」、「情報処理」、「社会福祉」の6つの部門からなる「関連科目」、の科目群で編成している。【資料4-2-1 p.158, 159】

国際経済学科では、専攻科目、関連科目及び共通科目の対応関係、履修順序や配当年次などに配慮して、体系的に教育課程を編成するとともに、履修モデルを提示している。【資料4-2-1 p.164, 165】

専門教育科目は「理論経済学」、「経済史」、「経済政策」、「国際経済」、「財政学・金融論」、「統計学」、「社会政策」、「演習」、「外国語」、「実習」の10の部門からなる「専攻科目」と、「経済理論及び経済政策」、「商学」、「経営学・会計学」、「法学」、「情報処理」、「国際文化」、「社会福祉」の7つの部門からなる「関連科目」の科目群で編成【資料4-2-1 p.162, 163】している。

経済学部では、これら共通科目、専攻科目及び関連科目を体系的に履修することによって「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」することが可能となっている。

### 法学部

法学部法律学科では専攻科目、関連科目及び共通科目の対応関係、履修順序や配当年次などに配慮して、体系的に教育課程を編成するとともに、履修モデルを提示している。【資料4-2-1 p.178, p.186～188】

専門教育科目は「導入科目」、「基本法律科目」、「発展法律科目」、「国際関係法・政治学科目」、「専門語学科目」、「演習・実務関連科目」の6つの区分からなる「専攻科目」と「関連科目」の科目群で編成【資料4-2-1 p.175～177】している。

国際関係法学科では、専攻科目、関連科目及び共通科目の対応関係、履修順序や配当年次などに配慮して、体系的に教育課程を編成するとともに、履修モデルを提示している。

【資料4-2-1 p.184, p.186～188】

専門教育科目は、「導入科目」、「国際関係法科目」、「政治学科目」、「基本法律科目」、「基礎・発展法律科目」、「専門語学科目」、「演習・実務関連科目」の7つの区分からなる「専攻科目」と「関連科目」の科目群で編成している。【資料4-2-1 p.181～183】

法学部では、これら共通科目、専攻科目及び関連科目を体系的に履修することによって「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」することが可能となっている。

### 人間科学部

人間科学部児童教育学科では、専攻科目、関連科目及び共通科目の対応関係、履修順序や配当年次などに配慮して、体系的に教育課程を編成するとともに、履修モデルを提示している。【資料4-2-1 p.203, 204】

専門教育科目は、「保育・福祉に関する科目」、「教育・心理に関する科目」、「教科研究に関する科目」、「演習・卒業論文に関する科目」の4つの区分からなる「専攻科目」の科目群で編成している。【資料4-2-1 p.197～201】

人間科学部社会福祉学科では、専攻科目、関連科目及び共通科目の対応関係、履修順序や配当年次などに配慮して、体系的に教育課程を編成するとともに、履修モデルを提示している。【資料4-2-1 p.228】

専門教育科目は、「基本科目」、「方法・技術科目」、「技術演習・実習科目」、「専門領域科目」「専門展開科目」「保育に関する科目」（保育士課程履修申請者のみ受講可能）「演習・卒業論文に関する科目」の7つの区分からなる「専攻科目」の科目群で編成している。【資料4-2-1 p.222～226】

人間科学部心理学科では、専攻科目、関連科目及び共通科目の対応関係、履修順序や配当年次などに配慮して、体系的に教育課程を編成するとともに、履修モデルを提示している。【資料4-2-1 p.247, 248】

専門教育科目は、「演習・卒業論文に関する科目」、「研究法に関する科目」、「実験・実習に関する科目」、「基礎専門に関する科目」の4つの区分からなる「基礎専攻科目」と、「認知領域」、「教育・発達領域」、「社会・産業領域」、「臨床領域」、「文化・環境領域」の5つの区分からなる「応用専攻科目」、及び「関連科目」の科目群で編成している。【資料4-2-1 p.251, 252】

人間科学部では、これら共通科目、専攻科目及び関連科目を体系的に履修することによって「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」することが可



能となっている。

#### 国際文化学部

国際文化学部では、専攻科目、関連科目及び共通科目の対応関係、履修順序や配当年次などに配慮して、体系的に教育課程を編成するとともに、履修モデルを提示している。【資料4-2-1 p.264, 265】

専門教育科目は「演習・卒業論文」、「文化論」、「コース専攻」、「専門外国語」、「学部共通」、「自由研究」の6つの区分からなる「専攻科目」と「関連科目」の科目群で編成している。

【資料4-2-1 p.260～262】

これら共通科目、専攻科目及び関連科目を体系的に履修することによって「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」することが可能となっている。

#### 大学院全体

本学大学院修士課程（博士前期課程）及び博士後期課程では、教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を以下のとおり区分して開設している。

修士課程及び博士前期課程では、授業科目を特殊講義（研究科によっては特殊研究、特論）と演習とに区分し、博士後期課程では研究指導を開設している。

特殊講義（文学研究科及び経済学研究科は特殊研究、神学研究科及び人間科学研究科は特論）は、専門分野の理論を主として講義によって学修又は研究するために開設している科目であり、コースワークに該当する。

演習は、専門分野の先行研究に基づき、主として調査、分析を通じて研究するために開設している科目であり、リサーチワークに該当する。

西南学院大学大学院学則第15条第1項には、以下のとおり定めている。

「博士前期課程の学生は、その在学期間中に、それぞれの専攻において定められた授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければならない。」

博士後期課程の研究指導は、専門分野の理論の講義による学修又は研究及び専門分野の先行研究に基づく調査、分析を通じた研究を行うために開設している科目であり、コースワークとリサーチワークに該当する。

西南学院大学大学院学則第15条第4項には、以下のとおり定めている。

「博士後期課程の学生は、その在学期間中に、それぞれの専攻又は専修部門において、必要な研究指導を受け、研究指導の12単位を取得しなければならない。」

上記のとおり、西南学院大学大学院修士課程（博士前期課程）及び博士後期課程では、コースワークとリサーチワークを組み合わせることで教育を行っている。

#### 法学研究科

法学研究科博士前期課程では、専修科目（演習及び当該演習担当者の講義、特殊講義若しくは特殊研究）12単位及び選択科目18単位を修得し、合計30単位以上の取得を修了要件としており、コースワークである特殊講義とリサーチワークである演習を組み合わせることで教育を行っている。

教育課程は、公法、民事法、刑事法、社会法、国際関係法、政治学の各領域の教科科目

で提供され、領域ごとに専修科目、選択科目（基礎科目及び関連科目）の対応関係、履修順序や配当年次などに配慮して、体系的に教育課程を編成するとともに、履修モデルとして大学院ホームページで学生へ提示している。【資料4-2-2】

法学研究科博士後期課程では、必要な研究指導を受け、研究指導の単位 12 単位の取得を修了要件としており、コースワークとリサーチワークを組み合わせた研究指導を通じて教育を行っている。

学生には、自己の専修科目の担当教授を指導教員として、博士前期課程で身に付けた知識と方法論を基にして、特定の研究分野の深化を促している。

### 経営学研究科

経営学研究科博士前期課程では、専修科目（演習及び当該演習担当者の講義、特殊講義若しくは特殊研究）10 単位及び選択科目 20 単位を修得し、合計 30 単位以上の取得を修了要件としており、コースワークである特殊講義とリサーチワークである演習を組み合わせて教育を行っている。

教育課程は、経営学、経営情報学、商学、会計学の各領域の教科科目で提供され、各授業科目を必修科目、選択必修科目、隣接科目Ⅰ・Ⅱ、拡張科目に分け、各年次に配当し、履修モデルとして大学院ホームページで学生へ提示している。【資料4-2-3】

経営学研究科博士後期課程では、必要な研究指導を受け、研究指導の単位 12 単位の取得を修了要件としており、コースワークとリサーチワークを組み合わせた研究指導を通じて教育を行っている。更に、学位論文を提出する要件として、博士後期課程の講義科目 2 単位以上の修得を付加している。

学生には、自己の専修科目の担当教授を指導教員として、博士前期課程で身に付けた知識と方法論を基にして、特定の研究分野の深化を促している。

### 文学研究科

#### ■ 英文学専攻

文学研究科英文学専攻博士前期課程では、専修部門から、指導教員の演習 4 単位以上、特殊研究 2 単位以上を含む 16 単位及び選択科目 14 単位を修得し、合計 30 単位以上の取得を修了要件としており、コースワークである特殊講義とリサーチワークである演習を組み合わせて教育を行っている。

教育課程は、イギリス文学専修、アメリカ文学専修、英語学専修、コミュニケーション学専修の各領域の教科科目で提供され、各授業科目を特殊研究、演習、研究指導に分け、各年次に配当し、履修モデルとして大学院ホームページで学生へ提示している。【資料4-2-4】

文学研究科英文学専攻博士後期課程では、必要な研究指導を受け、研究指導の単位 12 単位の取得を修了要件としており、コースワークとリサーチワークを組み合わせた研究指導を通じて教育を行っている。更に、学位論文を提出する要件として、博士後期課程の講義科目 2 単位以上の修得を付加している。

学生には、自己の専修科目の担当教授を指導教員として、博士前期課程で身に付けた知識と方法論を基にして、特定の研究分野の深化を促している。

### ■ フランス文学専攻

文学研究科フランス文学専攻博士前期課程では、専修部門から、指導教員の演習4単位以上、特殊研究2単位以上を含む16単位及び選択科目14単位を修得し、合計30単位以上の取得を修了要件としており、コースワークである特殊講義とリサーチワークである演習を組み合わせ教育を行っている。

教育課程は、フランス文学・思想、フランス語学の各領域の教科科目で提供され、各授業科目を特殊研究、演習、研究指導に分け、各年次に配当し、履修モデルとして大学院ホームページで学生へ提示している。【資料4-2-5】

文学研究科フランス文学専攻博士後期課程では、必要な研究指導を受け、研究指導の単位12単位の取得を修了要件としており、コースワークとリサーチワークを組み合わせた研究指導を通じて教育を行っている。更に、学位論文を提出する要件として、博士後期課程の講義科目2単位以上の修得を付加している。

学生には、自己の専修科目の担当教授を指導教員として、博士前期課程で身に付けた知識と方法論を基にして、特定の研究分野の深化を促している。

### 経済学研究科

経済学研究科博士前期課程では、専修科目（演習及び当該演習担当者の講義、特殊講義若しくは特殊研究）12単位及び選択科目18単位を修得し、合計30単位以上の取得を修了要件としており、コースワークである特殊講義とリサーチワークである演習を組み合わせ教育を行っている。

教育課程は、理論経済学、各国経済論、国際金融論、西洋経済史、労働経済学、環境経済学、統計学、社会保障論、財政学を設置し、各授業科目を必修科目、隣接科目、拡張科目に分け、各年次に配当し、履修モデルとして大学院ホームページで学生へ提示している。

#### 【資料4-2-6】

経済学研究科博士後期課程では、必要な研究指導を受け、研究指導の単位12単位の取得を修了要件としており、コースワークとリサーチワークを組み合わせた研究指導を通じて教育を行っている。更に、学位論文を提出する要件として、博士後期課程の講義科目2単位以上の修得を付加している。

学生には、自己の専修科目の担当教授を指導教員として、博士前期課程で身に付けた知識と方法論を基にして、特定の研究分野の深化を促している。

### 神学研究科

神学研究科博士前期課程では、基礎科目4単位、展開科目16単位、実習科目2単位及び専修科目（演習及び当該演習担当者の講義、特殊講義若しくは特殊研究）8単位を修得し、合計30単位以上の取得を修了要件としており、コースワークである特殊講義とリサーチワークである演習を組み合わせ教育を行っている。

教育課程は、聖書神学部門（聖書学、旧約学及び新約学）、歴史神学部門（歴史神学及び教理史）、組織神学部門（組織神学及び教義学）、実践神学部門（実践神学）の各領域の教科科目で提供され、各授業科目を特殊研究、演習、研究指導に分け、各年次に配当し、履修モデルとして大学院ホームページで学生へ提示している。【資料4-2-7】

神学研究科博士後期課程では、必要な研究指導を受け、研究指導の単位 12 単位の取得を修了要件としており、コースワークとリサーチワークを組み合わせた研究指導を通じて教育を行っている。更に、学位論文を提出する要件として、博士後期課程の講義科目 2 単位以上の修得を付加している。

学生には、自己の専修科目の担当教授を指導教員として、博士前期課程で身に付けた知識と方法論を基にして、特定の研究分野の深化を促している。

### 人間科学研究科

#### ■ 人間科学専攻

人間科学研究科人間科学専攻博士前期課程では、基礎科目 4 単位、展開科目 18 単位及び専修科目（演習及び当該演習担当者の講義、特殊講義若しくは特殊研究）8 単位を修得し、合計 30 単位以上の取得を修了要件としており、コースワークである特殊講義とリサーチワークである特殊研究を組み合わせて教育を行っている。

教育課程では、教育学、社会福祉学、心理学の各領域の教科科目で提供され、各授業科目を特殊研究、演習、研究指導に分け、各年次に配当し、履修モデルとして大学院ホームページで学生へ提示している。【資料4-2-8】

人間科学研究科人間科学専攻博士後期課程では、必要な研究指導を受け、研究指導の単位 12 単位の取得を修了要件としており、コースワークとリサーチワークを組み合わせた研究指導を通じて教育を行っている。

学生には、自己の専修科目の担当教授を指導教員として、博士前期課程で身に付けた知識と方法論を基にして、特定の研究分野の深化を促している。

#### ■ 臨床心理学専攻

人間科学研究科臨床心理学専攻博士前期課程では、基礎科目の必修科目から 2 単位、展開科目の必修科目から 16 単位、専修科目（演習及び当該演習担当者の講義、特殊講義若しくは特殊研究）8 単位及び基礎科目と展開科目の選択科目から 10 単位を修得し、合計 30 単位以上の取得を修了要件としており、コースワークである特殊講義とリサーチワークである特殊研究を組み合わせて教育を行っている。

教育課程では、医療領域の臨床心理士と教育領域の臨床心理士の 2 つの領域の教科科目で提供され、各授業科目を特殊研究、演習、研究指導に分け、各年次に配当し、履修モデルとして大学院ホームページで学生へ提示している。【資料4-2-9】

### 国際文化研究科

国際文化研究科博士前期課程では、専修科目（演習及び当該演習担当者の講義、特殊講義若しくは特殊研究）6 単位を含む専修部門の科目 16 単位及び選択科目 14 単位を修得し、合計 30 単位以上の取得を修了要件としており、コースワークである特殊講義とリサーチワークである演習を組み合わせて教育を行っている。

教育課程は、アジア文化専修部門と欧米文化専修部門の各領域の教科科目で提供され、各授業科目を特殊研究、演習、研究指導に分け、各年次に配当し、履修モデルとして大学院ホームページで学生へ提示している。【資料4-2-10】

国際文化研究科博士後期課程では、必要な研究指導を受け、研究指導の単位 12 単位の取得を修了要件としており、コースワークとリサーチワークを組み合わせた研究指導を通じて教育を行っている。

学生には、自己の専修科目の担当教授を指導教員として、博士前期課程で身に付けた知識と方法論を基にして、特定の研究分野の深化を促している。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

### 大学全体

本学の学士課程では、教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程及び教育内容の適切性を、履修モデルとして明確に示している。

その第一段階として、学生に順次的、体系的な科目履修を促し、所期の学習成果を修得することが可能となるように、学生便覧に、その手順を示している。【資料4-2-1 p.82】

(1) 育成する人材像の確認

学則第1条で、所属する学部・学科・専攻の「育成する人材像」を確認する。

(2) 履修指導

「履修指導」の頁で、科目履修上の留意事項や履修方法などを確認する。

(3) 授業科目の確認

「授業科目」の頁で、開講科目、単位、履修年次及び必修や選択必修の別を確認する。

(4) 卒業所要単位の確認

「卒業所要単位」の頁で、卒業所要の科目(分野・種類を含む)と単位数を確認する。

(5) 履修基準の確認

「履修基準」の頁で、必修科目、選択必修科目、自由選択科目の種類を確認する。

(6) 履修順序の確認

「履修順序」(学部によって、履修順序や履修モデル等と名称は異なる)の頁で、科目の履修順序を確認する。

### 神学部

神学部では、学生が学修目標に沿った適切な授業科目の履修のもとに、円滑に単位を修得することができるよう、養成する具体的な人材像に対応した「神学コース」及び「キリスト教人文学コース」の2コース制を設定【資料4-2-1 p.87】しており、学生の興味と関心や卒業後の進路に応じた適切な授業科目の履修が可能となっている。

神学部神学科神学コースでは、卒業に必要な128単位のうち46単位が必修科目となっており、卒業後の進路に応じて、学生の順次的・体系的に適切な授業科目の履修を行うための指針となっている。

	領域	部門	科目
専攻科目	専攻基礎科目	専門基本部門	旧約概論 A/B 新約概論 A/B キリスト教史概論 A/B 組織神学概論 A/B 実践神学概論 A/B
		古典語学・外書部門	ヘブライ語 I ギリシア語 I
	専攻選択科目	歴史神学部門	バプテスト史 A/B
		特殊部門	卒業論文
共通科目			キリスト教学 I キリスト教学 II 英語 スポーツ実習

神学部神学科キリスト教人文学コースでは、卒業に必要な 128 単位のうち 22 単位が必修科目となっており、卒業後の進路に応じた適切な授業科目の履修を行うための指針となっている。

	領域	部門	科目
専攻科目	専攻基礎科目	専門基本部門	キリスト教神学への招待 A/B
	専攻選択科目	キリスト教人文学部門	総合人間学 A/B
		特殊部門	卒業論文
共通科目			キリスト教学 I キリスト教学 II 英語 スポーツ実習

### 文学部

文学部英文学科では、学生が学修目標に沿った適切な授業科目の履修のもとに、円滑に単位を修得することができるよう、養成する具体的な人材像に対応した「文学・翻訳系」、「キャリアイングリッシュ系」及び「グローバル文化系」の3つの履修モデルを設定【資料4-2-1p.101】しており、学生の興味と関心や卒業後の進路に応じて、学生の順次的・体系的に適切な授業科目の履修を行うための指針となっている。

文学部外国語学科英語専攻では、学生が学修目標に沿った適切な授業科目の履修のもとに、円滑に単位を修得することができるよう、養成する具体的な人材像に対応した「英語学部門」、「ビジネス英語部門」、「コミュニケーション学部門」及び「言語文化部門」の4つの部門を設定【資料4-2-1p.109】しており、学生の興味と関心や卒業後の進路に応じて学生の順次的・体系的に適切な授業科目の履修を行うための指針となっている。

文学部外国語学科フランス語専攻では、学生が学修目標に沿った適切な授業科目の履修のもとに、円滑に単位を修得することができるよう、養成する具体的な人材像に対応した「フランス語コミュニケーション集中コース」、「フランス語コミュニケーションコース」及び「フランス文化コース」の3つのコースを設定【資料4-2-1p.117】しており、学生の興味

と関心や卒業後の進路に応じて、学生の順次的・体系的に適切な授業科目の履修を行うための指針となっている。

#### 商学部

商学部商学科では、学生が学習目標に沿った適切な授業科目の履修のもとに、円滑に単位を修得することができるよう、養成する具体的な人材像に対応した「商学コース」及び「会計学コース」の2つのコースを設定【資料4-2-1p.136】しており、学生の興味と関心や卒業後の進路に応じて、学生の順次的・体系的に適切な授業科目の履修を行うための指針となっている。

商学部経営学科では、学生が学習目標に沿った適切な授業科目の履修のもとに、円滑に単位を修得することができるよう、養成する具体的な人材像に対応した「経営学コース」及び「経営情報学コース」の2つのコースを設定【資料4-2-1p.136】しており、学生の興味と関心や卒業後の進路に応じて、学生の順次的・体系的に適切な授業科目の履修を行うための指針となっている。

#### 経済学部

経済学部経済学科では、学生が学習目標に沿った適切な授業科目の履修のもとに、円滑に単位を修得することができるよう、養成する具体的な人材像に対応した「理論・政策コース」、「実証・政策コース」及び「経済史コース」の3つのコースを設定【資料4-2-1p.154】しており、学生の興味と関心や卒業後の進路に応じて、学生の順次的・体系的に適切な授業科目の履修を行うための指針となっている。

経済学部国際経済学科では、学生が学習目標に沿った適切な授業科目の履修のもとに、円滑に単位を修得することができるよう、養成する具体的な人材像に対応した「アジア・途上国経済研究コース」、「欧米・先進国経済研究コース」及び「国際金融・貿易・政策コース」の3つのコースを設定【資料4-2-1p.155】しており、学生の興味と関心や卒業後の進路に応じて、学生の順次的・体系的に適切な授業科目の履修を行うための指針となっている。

#### 法学部

法学部では、学生が学習目標に沿った適切な授業科目の履修のもとに、円滑に単位を修得することができるよう、養成する具体的な人材像に対応した「法曹・法律専門職志望」、「一般公務員志望」、「民間企業志望」、「外交官・国際公務員志望」、「国際行政法務（国家・地方公務員）志望」及び「国際企業法務（国際ビジネスパーソン）」の6つのコースを設定【資料4-2-1p.186～188】しており、学生の興味と関心や卒業後の進路に応じて、学生の順次的・体系的に適切な授業科目の履修を行うための指針となっている。

#### 人間科学部

人間科学部児童教育学科では、学生が学習目標に沿った適切な授業科目の履修のもとに、円滑に単位を修得することができるよう、養成する具体的な人材像に対応した「小学校教諭免許を取得するAさんの例」、「幼稚園教諭免許及び保育士資格を取得するBさんの例」、「小学校教諭、幼稚園教諭免許及び保育士資格を取得するCさんの例」及び「免許取得に

こだわらず、児童教育学に関する教養を身に付けたいと考えるDさんの例」の4つのコース【資料4-2-1p.215～218】を設定しており、学生の興味と関心や卒業後の進路に応じて、学生の順次的・体系的に適切な授業科目の履修を行うための指針となっている。

人間科学部社会福祉学科では、学生が学習目標に沿った適切な授業科目の履修のもとに、円滑に単位を修得することができるよう、養成する具体的な人材像に対応した「社会福祉士の受験資格取得モデル」、「社会福祉士と精神保健福祉士の受験資格取得モデル」、「社会福祉士の受験資格取得と保育士資格取得モデル」及び「情報・国際型モデル（資格は取得しないが、社会福祉の知識を幅広く修得する）」の4つのコース【資料4-2-1p.229～232】を設定しており、学生の興味と関心や卒業後の進路に応じて、学生の順次的・体系的に適切な授業科目の履修を行うための指針となっている。

人間科学部心理学科では、学生が学習目標に沿った適切な授業科目の履修のもとに、円滑に単位を修得することができるよう、養成する具体的な人材像に対応した「企業型」、「発達・臨床型」及び「大学院進学型」の3つのコース【資料4-2-1p.247,248】を設定しており、学生の興味と関心や卒業後の進路に応じて、学生の順次的・体系的に適切な授業科目の履修を行うための指針となっている。

#### 国際文化学部

国際文化学科では、学生が学習目標に沿った適切な授業科目の履修のもとに、円滑に単位を修得することができるよう、養成する具体的な人材像に対応した「日本文化コース」、「中国・アジア文化コース」「アメリカ・太平洋文化コース」、「ヨーロッパ・地中海文化コース」、「比較文化コース」及び「表象文化コース」の6つのコース【資料4-2-1p.264,265】を設定しており、学生の興味と関心や卒業後の進路に応じて、学生の順次的・体系的に適切な授業科目の履修を行うための指針となっている。

#### 大学院全体

本学大学院修士（博士前期）課程では、教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程及び教育内容の適切性を、履修モデルとして明確に示している。

#### 法学研究科

法学研究科博士前期課程では、学生が学修目標に沿った適切な授業科目の履修のもとに、円滑に単位を修得することができるよう、養成する具体的な人材像に対応した「公法関係領域」、「民法関係領域」「刑事法関係領域」、「社会法関係領域（社会保険労務士又は労働基準監督官を希望する場合等）」、「国際法関係領域」、「政治学関係領域」及び「税理士試験免除を希望する場合」の7つのコースを設定【資料4-2-2】しており、学生の興味と関心や卒業後の進路に応じて、学生の順次的・体系的に適切な授業科目の履修を行うための指針となっている。

法学研究科博士後期課程では、博士前期課程での教育で身に付けたかなりの広範囲の知識と方法論を基にして、特定の研究分野の深化に主眼を置いている。「研究指導」では、学生が自分のペースで資料収集し、週一度指導教員と議論して、十分に時間をかけて自己の研究を掘り下げて論文執筆が行えるように配慮している。その上、研究者として自立した



研究活動を行えるよう、またその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力が得られるよう、研究指導を中心とする教育・研究を展開することにより、自立的な研究者として必要となる高度な専門的知識と研究手法や研究遂行能力、更には、幅広い視野を身に付けるとともに、学位論文の作成に向けて、その前提となる研究計画の作成や研究過程のまとめなどを通して、質の高い組織的な教育活動を展開することとしている。

#### 経営学研究科

経営学研究科博士前期課程では、学生が学修目標に沿った適切な授業科目の履修のもとに、円滑に単位を修得することができるよう、養成する具体的な人材像に対応した「経営学部門専攻」、「経営情報学部門専攻」「商学部門専攻」、「会計学部門専攻」及び「税理士志望」の5つのコース【資料4-2-3】を設定しており、学生の興味と関心や卒業後の進路に応じて、学生の順次的・体系的に適切な授業科目の履修を行うための指針となっている。

経営学研究科博士後期課程では、博士前期課程での教育で身に付けたかなりの広範囲の知識と方法論を基にして、特定の研究分野の深化に主眼を置いている。「研究指導」では、学生が自分のペースで資料収集し、週一度指導教員と議論して、十分に時間をかけて自己の研究を掘り下げて論文執筆が行えるように配慮している。その上、研究者として自立した研究活動を行えるよう、またその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力が得られるよう、研究指導を中心とする教育・研究を展開することにより、自立的な研究者として必要となる高度な専門的知識と研究手法や研究遂行能力、更には、幅広い視野を身に付けるとともに、学位論文の作成に向けて、その前提となる研究計画の作成や研究過程のまとめなどを通して、質の高い組織的な教育活動を展開することとしている。

#### 文学研究科

文学研究科英文学専攻博士前期課程では、学生が学修目標に沿った適切な授業科目の履修のもとに、円滑に単位を修得することができるよう、養成する具体的な人材像に対応した「イギリス文学専修部門」「アメリカ文学専修部門」、「英語学専修部門」及び「コミュニケーション学専修部門」の4つのコースを設定【資料4-2-4】しており、学生の興味と関心や卒業後の進路に応じて、学生の順次的・体系的に適切な授業科目の履修を行うための指針となっている。

文学研究科英文学専攻博士後期課程では、博士前期課程での教育で身に付けたかなりの広範囲の知識と方法論を基にして、特定の研究分野の深化に主眼を置いている。研究指導を中心とする教育・研究を展開することにより、自立的な研究者として必要となる高度な専門的知識と研究手法や研究遂行能力、更には、幅広い視野を身に付けるとともに、学位論文の作成に向けて、その前提となる研究計画の作成や研究過程のまとめなどを通して、質の高い組織的な教育活動を展開することとしている。

文学研究科フランス文学専攻博士前期課程では、学生が学修目標に沿った適切な授業科目の履修のもとに、円滑に単位を修得することができるよう、養成する具体的な人材像に対応した「フランス文学」、「フランス思想」及び「フランス語学」の3つのコースを設定【資料4-2-5】しており、学生の興味と関心や卒業後の進路に応じて、学生の順次的・体系的に適切な授業科目の履修を行うための指針となっている。

文学研究科フランス文学専攻博士後期課程では、博士前期課程での教育で身に付けたかなりの広範囲の知識と方法論を基にして、特定の研究分野の深化に主眼を置いている。研究指導を中心とする教育・研究を展開することにより、自立的な研究者として必要となる高度な専門的知識と研究手法や研究遂行能力、更には、幅広い視野を身に付けるとともに、学位論文の作成に向けて、その前提となる研究計画の作成や研究過程のまとめなどを通して、質の高い組織的な教育活動を展開することとしている。

#### 経済学研究科

経済学研究科博士前期課程では、学生が学修目標に沿った適切な授業科目の履修のもとに、円滑に単位を修得することができるよう、養成する具体的な人材像に対応した「理論経済学専修」、「各国経済論専攻」、「国際金融論専攻」、「西洋経済史専攻」、「環境経済学専攻」、「統計学専攻」及び「社会保障論専攻」の7つのコースを設定【資料4-2-6】しており、学生の興味と関心や卒業後の進路に応じて、学生の順次的・体系的に適切な授業科目の履修を行うための指針となっている。

経済学研究科博士後期課程では、博士前期課程での教育で身に付けたかなりの広範囲の知識と方法論を基にして、特定の研究分野の深化に主眼を置いている。「研究指導」では、学生が自分のペースで資料収集し、週一度指導教員と議論して、十分に時間をかけて自己の研究を掘り下げて論文執筆が行えるように配慮している。その上、研究者として自立した研究活動を行えるよう、またその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力が得られるよう、研究指導を中心とする教育・研究を展開することにより、自立的な研究者として必要となる高度な専門的知識と研究手法や研究遂行能力、更には、幅広い視野を身に付けるとともに、学位論文の作成に向けて、その前提となる研究計画の作成や研究過程のまとめなどを通して、質の高い組織的な教育活動を展開することとしている。

#### 神学研究科

神学研究科博士前期課程では、学生が学修目標に沿った適切な授業科目の履修のもとに、円滑に単位を修得することができるよう、養成する具体的な人材像に対応した「旧約学が専修科目であり、組織神学あるいは教義学が専門科目の場合」、「新約学が専修科目であり、組織神学あるいは教義学が専門科目の場合」、「教理史が専修科目であり、旧約学、新約学、聖書学が専門科目の場合」、「バプテスト史が専修科目であり、組織神学あるいは教義学が専門科目の場合」、「バプテスト史が専修科目であり、旧約学、新約学、聖書学が専門科目の場合」、「組織神学が専修科目であり、旧約学、新約学、聖書学が専門科目の場合」、「組織神学が専修科目であり、実践神学が専門科目の場合」、「教義学が専修科目であり、旧約学、新約学、聖書学が専門科目の場合」、「教義学が専修科目であり、実践神学が専門科目の場合」、「実践神学が専修科目であり、旧約学、新約学、聖書学が専門科目の場合」、「実践神学が専修科目であり、歴史学が専門科目の場合」及び「実践神学が専修科目であり、教義学あるいは組織神学が専門科目の場合」の12のコースを設定【資料4-2-7】しており、学生の興味と関心や卒業後の進路に応じて、学生の順次的・体系的に適切な授業科目の履修を行うための指針となっている。

神学研究科博士後期課程では、博士前期課程での教育で身に付けたかなりの広範囲の知

識と方法論を基にして、特定の研究分野の深化に主眼を置いている。「研究指導」では、学生が自分のペースで資料収集し、週一度指導教員と議論して、十分に時間をかけて自己の研究を掘り下げて論文執筆が行えるように配慮している。その上、研究者として自立した研究活動を行えるよう、またその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力が得られるよう、研究指導を中心とする教育・研究を展開することにより、自立的な研究者として必要となる高度な専門的知識と研究手法や研究遂行能力、更には、幅広い視野を身に付けるとともに、学位論文の作成に向けて、その前提となる研究計画の作成や研究過程のまとめなどを通して、質の高い組織的な教育活動を展開することとしている。

#### 人間科学研究科

人間科学研究科人間科学専攻博士前期課程では、学生が学修目標に沿った適切な授業科目の履修のもとに、円滑に単位を修得することができるよう、養成する具体的な人材像に対応した「学校カウンセラーを兼務する学校教職」、「障害児教育を支援する幼稚園・小学校教員職」、「学校・幼稚園・保育所等の管理職」、「指導的な役割を果たす福祉関係専門職」、「専門的な教科や総合的学習の指導力のある教員職」、「社会福祉関係大学院博士後期課程進学者」の6つのコースを設定【資料4-2-8】しており、学生の興味と関心や卒業後の進路に応じて、学生の順次的・体系的に適切な授業科目の履修を行うための指針となっている。

人間科学研究科人間科学専攻博士後期課程では、博士前期課程での教育で身に付けたかなりの広範囲の知識と方法論を基にして、特定の研究分野の深化に主眼を置いている。「研究指導」では、学生が自分のペースで資料収集し、週一度指導教員と議論して、十分に時間をかけて自己の研究を掘り下げて論文執筆が行えるように配慮している。その上、研究者として自立した研究活動を行えるよう、またその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力が得られるよう、研究指導を中心とする教育・研究を展開することにより、自立的な研究者として必要となる高度な専門的知識と研究手法や研究遂行能力、更には、幅広い視野を身に付けるとともに、学位論文の作成に向けて、その前提となる研究計画の作成や研究過程のまとめなどを通して、質の高い組織的な教育活動を展開することとしている。

人間科学研究科臨床心理学専攻修士課程では、学生が学修目標に沿った適切な授業科目の履修のもとに、円滑に単位を修得することができるよう、養成する具体的な人材像に対応した「医療領域の臨床心理士」、「教育領域の臨床心理士」及び「福祉領域の臨床心理士」の3つのコースを設定【資料4-2-9】しており、学生の興味と関心や卒業後の進路に応じて、学生の順次的・体系的に適切な授業科目の履修を行うための指針となっている。

#### 国際文化研究科

国際文化研究科博士前期課程では、学生が学修目標に沿った適切な授業科目の履修のもとに、円滑に単位を修得することができるよう、養成する具体的な人材像に対応した「アジア文化専修部門」、「欧米文化専修部門」の2つのコースを設定【資料4-2-10】しており、学生の興味と関心や卒業後の進路に応じて、学生の順次的・体系的に適切な授業科目の履修を行うための指針となっている。

国際文化研究科博士後期課程では、学生が学修目標に沿った適切な授業科目の履修のも

とに、円滑に単位を修得することができるよう、養成する具体的な人材像に対応した「アジア文化専修部門」、「欧米文化専修部門」の2つのコースを設定【資料4-2-10】しており、学生の興味と関心や卒業後の進路に応じて、学生の順次的・体系的に適切な授業科目の履修を行うための指針となっている。

- (3) 教育課程の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。[本学独自の点検・評価項目]

### 大学全体

本学では、教育課程の適切性を検証するための責任主体・組織、権限を、西南学院大学自己点検・評価規程【資料4-2-11】及び西南学院大学自己点検・評価規程細則【資料4-2-12】に定めている。

教育課程の適切性を検証する責任主体として、全学FD・学士課程教育推進委員会及び各学部研究科等の点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」に、その権限、手続を明記している。

全学FD・学士課程教育委員会において、定期的に教育課程の適切性を検証し、抽出された課題を改善している。

手続きに関しては、毎年度作成している「西南学院大学自己点検・評価実施要領」【資料4-2-13】に記載されている。毎年、目標設定シート【資料4-2-14】に目標を記載し、5月1日現在の根拠資料に基づいて事務局が点検・評価を行い、当該点検・評価結果(案)を個別点検・評価委員会である全学FD・学士課程教育委員会、研究科については、大学院点検評価委員会において検証し、抽出された課題を改善することとなっている。

## 2. 点検・評価

### 「基準4-2の充足状況」

以下のとおり、基準4-2を充足していると判断する。

本学では、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成している。各課程に相応しい教育内容を提供しており、学部・研究科ともに履修モデルを作成し、学生の順次的・体系的な履修に配慮している。また、教育課程の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にして、検証プロセスを適切に機能させ改善につなげている。

- (1) 効果が上がっている事項

### 神学部

教育課程は順次的、体系的に編成されており、学生主任による履修指導、年度始めのガイダンスで、学生に周知徹底している。履修条件や科目内容は単位の実質化を目指して設定されており、シラバスで学生に周知している。

また、開講している科目は、バランスの取れた神学教育を行うために必要かつ十分な数に絞っており、履修上限単位数に配慮している。

神学部点検評価委員会（神学部専任教員全員で構成）で定期的に教育課程の編成・実施方針に基づいた教育課程や教育内容の適切性を検証し、改善を図っている。2016年度はキリスト教人文学コースの初年次教育を強化するため「キリスト教神学への招待」を前後期各2単位の拡大した。【資料4-2-15】

#### 文学部

提供する授業科目は教育課程の編成・実施方針に沿って体系的に編成されている。1・2年次で基本的な外国語運用能力を修得した上で、3・4年次でその能力に立脚した専門知識の修得を目指し、少人数での授業により、個々の学生のニーズに合わせた指導をするという方針も効果を上げている。

#### 法学部

教育課程・教育内容に関しては、法律学の基礎、民法入門、刑事法入門、手続法入門、国際法入門といった法学の入門科目を1年次に配置し、法学の大系と全体像を理解できるようにしている。これらの入門科目は、学習意欲の喚起や専門科目の導入として役立っていることが、学生に対するアンケートにおいて示されている。【資料4-2-16p.57】 これらの入門科目は、同じく1年次に配置されている基礎演習とともに、入門教育としても位置付けられるものであるが、学生に対するアンケート調査においても、その役割を十分に果たしていることが認められる。【資料4-2-16 p.60】 推薦入試合格者の入学前教育が学力増進の効果を上げている。【資料4-2-16 p.8】

また、基本科目、発展科目といった体系性を持った科目配置をした上で、履修モデルを学生に配布し、そうした順次性、体系性を持った履修を促している。学生へのアンケート調査においても、履修モデルが学生の履修計画にあたり参考にされていることがうかがえる。【資料4-2-16p.50】 国際関係法学科の学生の約6割が留学を希望していることから【資料4-2-16p.8】 留学の機会を拡充するため、学部間協定を新たに締結した。法と実務は、履修者数も多く、キャリア教育として効果を上げている。正課外で法学部が独自に行っている、就職活動の支援講座は、受講学生に評判がよく、効果を上げている。

#### 神学研究科

神学全体に関する総合的視野を養成するために、専任の全教員がオムニバスで教える2つの科目（必修）を設けた（「キリスト教神学特論」と「神学研究方法論」）。オムニバスの必修科目や複数の教授による指導は総合的な判断能力（広い視野に立つ精深な学識）を目指し、更に特定のテーマを各分野から追求し、総合的な視野が得られるようになっている。【資料4-2-17】

#### 人間科学研究科

人間科学専攻は、教育学、社会福祉学、心理学の3つの専門分野から構成されており、その展開科目は、社会福祉学、精神保健福祉学、学校教育学、教育哲学、比較教育学、生

涯学習論、教科教育学、幼児教育学、臨床心理学、認知心理学など37科目に及んでいる。このことは、院生が広い視点から研究をすすめる上で大きな貢献をしており、評価できる。また、人間科学専攻、臨床心理学専攻ともに必修の基礎科目である人間科学特論Ⅰを履修することになっているが、この科目は、専攻を超えて院生が人間科学の総合的意義や倫理的基盤を共有し、人間科学研究科院生としてのアイデンティティを形成する上で重要な役割を果たしており、大変評価できる。【資料4-2-18】なお、博士後期課程では、コースワーク科目として2015（平成27）年度から「学位論文指導」を設置した。このことによって、学位論文の質が更に向上することが期待される。

人間科学専攻では、2005（平成17）年の開設以来、院生による自主的な研究論文構想発表会・中間発表会・最終発表会が正課外の活動として年に数回開催されている。この発表会には、指導教員のみならず研究科の他の教員も参加して適切な助言や支援を与えている。この研究会では院生同士も真剣に討論をしあう。このように、この研究会は、院生の研究者としての自覚と責任を促し質の高い論文の作成意欲を高める上で大きな役割を果たしており評価できる。

## （2）改善すべき事項

特になし。

## 3. 将来に向けた発展方策

### （1）効果が上がっている事項

#### 神学部

学生の責任ある主体としての人格形成に資するため、「フェミニスト神学」の内容をジェンダー、差別、ハラスメント、暴力の諸問題を扱う総合的なものへと進化させ、必修化することを検討している。

#### 文学部

初年次の専門基礎教育、1・2年次のレベル別クラス編成によるスキル系科目や語学・留学試験対策科目は、学生の専門分野に対する学習意欲や、実践的外国語運用能力修得へのモチベーションを高めているが、その効果を持続させ、学生の主体的な学びへとつないでいくためのプログラムを更に充実させる。また、教育課程と内容に関して常に点検しながら必要な修正を加えていくために、FD委員会を充実させる。

学生一人ひとりに4年間を通して目標設定をさせるなど、更に具体的かつ持続的な指導が必要であろう。学生の主体的な学びを育成するプログラムについても、FD委員会において更に研究していく必要がある。また、いかにして個々の学生のやる気を維持、促進することができるかという課題を、カリキュラムを整理することによって可能なのか、可能だとすればどのような方法があるのか対策を講じることが急務である。その他、検定試験などを活用して目標を段階別に設定し、これを確実にクリアすることで入学時の語学力をできるだけ高次のレベルに引き上げる工夫が必要である。そのためにカリキュラムマップを

更に整備し科目履修のプロセスを明確にする作業を行っていく。

現在の専任教員数では少人数クラスを増やすことに限界はあるが、より効果的できめ細やかな教育を行えるよう、今後のカリキュラム改革によって対応していく必要がある。スキルの修得と専門領域を選択するために受講する紹介的な授業とのバランスについて今後カリキュラムを整理したり、新たな科目を提供したりといった大がかりな改訂も視野に入れて教育プログラムの改善を図る必要がある。

#### 法学部

法学部では、4年をサイクルとして定期的カリキュラムの見直し、改正を行っているが、学生へのアンケート調査の分析を更に進め、4年次の専門演習の履修率を上げることなどの課題に対応したカリキュラムの見直し、再編を行う。

また、アンケート調査を分析し、学生の進路・就職状況を考慮して、カリキュラムの見直しを行う。既に作成しているカリキュラムマップの精緻化を図る。留学希望学生を意識した、英語で行う授業数の増大と、学生の派遣先の拡大を図るため、学部間協定校の数を増やしていくように努める。法学部独自のキャリア教育の在り方について、更に検討を進める。

#### 神学研究科

神学研究科全員で毎学期（半期完結2単位）担当するオムニバス授業により、学生に必要な神学総体に対する視野と基盤を提供する可能性が保持されている。

#### 人間科学研究科

人間科学専攻では3分野からなる展開科目の開講数のアンバランスを是正するとともに、リサーチワークとコースワークのための開講科目を整備・調整すること。因みに、博士後期課程では、コースワーク科目として2015（平成27）年度から「学位論文指導」を設置したが、その開講方法、内容、指導方法、担当者などに関しては今後更なる検討が必要である。

基礎科目である人間科学特論Ⅰは教育学、社会福祉学、心理学の3分野から各1名（計3名）、人間科学特論Ⅱは生命倫理と教育哲学の2分野から各1名（計2名）が担当しオムニバス形式で授業が実施されているが、今後は専任教員によるローテーションを検討するなど更に科目の充実を図る。

研究論文構想発表会・中間発表会・最終発表会へ参加を増やすために、従来土曜日に開催していたが、2016年度からは水曜日の午後で開催することにした。今後も、研究会の開催の仕方や周知の方法について、院生と協議し更なる改善を図る必要がある。

#### （2）改善すべき事項

特になし。

#### 4. 根拠資料

- 4-2-1 2016（平成28）年度 学生便覧（既出 1-8）
- 4-2-2 大学院ホームページ／法学研究科履修モデル  
(<http://www.seinan-gu.ac.jp/gra/curriculum-model/law.pdf>)
- 4-2-3 大学院ホームページ／経営学研究科履修モデル  
(<http://www.seinan-gu.ac.jp/gra/curriculum-model/business.pdf>)
- 4-2-4 大学院ホームページ／文学研究科英文学専攻履修モデル  
(<http://www.seinan-gu.ac.jp/gra/curriculum-model/english.pdf>)
- 4-2-5 大学院ホームページ／文学研究科フランス文学専攻履修モデル  
(<http://www.seinan-gu.ac.jp/gra/curriculum-model/french.pdf>)
- 4-2-6 大学院ホームページ／経済学研究科履修モデル  
(<http://www.seinan-gu.ac.jp/gra/curriculum-model/economics.pdf>)
- 4-2-7 大学院ホームページ／神学研究科履修モデル  
(<http://www.seinan-gu.ac.jp/gra/curriculum-model/theology.pdf>)
- 4-2-8 大学院ホームページ／人間科学研究科人間科学専攻履修モデル  
(<http://www.seinan-gu.ac.jp/gra/curriculum-model/human-sciences.pdf>)
- 4-2-9 大学院ホームページ／人間科学研究科臨床心理学専攻履修モデル  
(<http://www.seinan-gu.ac.jp/gra/curriculum-model/clinical-psychology.pdf>)
- 4-2-10 大学院ホームページ／国際文化研究科履修モデル  
(<http://www.seinan-gu.ac.jp/gra/curriculum-model/intercultural-studies.pdf>)
- 4-2-11 西南学院大学自己点検・評価規程（既出 1-33）
- 4-2-12 西南学院大学自己点検・評価規程細則（既出 1-34）
- 4-2-13 西南学院大学自己点検・評価実施要領（既出 1-35）
- 4-2-14 大学ホームページ／自己点検評価活動（目標設定シート）（既出 1-36）  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/about/self\\_examination/report.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/about/self_examination/report.html))
- 4-2-15 シラバス キリスト教神学への招待 A・B
- 4-2-16 法学部カリキュラム改正に伴うアンケート
- 4-2-17 シラバス キリスト教神学特論・神学研究方法論
- 4-2-18 シラバス 人間科学特論 I

以上



## 第 4 章 教育内容·方法·成果 3. 教育方法

---

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育方法および学習指導は適切か。

#### 大学全体

本学では、学士課程における教育目標を達成するために必要となる授業の形態を、以下のとおり明らかにしている。【資料4-3-1 p.9】

- (1) 知識の理解を目的とする教育内容については、講義形式を中心とした授業形態とする。
- (2) 態度及び志向性並びに技術及び技能の習得を目的とする教育内容については、演習形式の授業形態とする。
- (3) 理論的知識及び能力を実務に応用する能力を身に付けることを目的とする教育内容については、実験及び実習形式の授業形態とする。

本学では、学士課程における教育課程の編成・実施方針に基づき各授業科目においては、少人数教育を基本とし、学生と教員との人格的なふれあいや双方向の対話を重視する教育方法を大切にしている。

1年次の外国語、キリスト教学などの共通教育科目及び基礎演習などの専門科目並びに3・4年次の演習では、特に少人数教育を重視し、学力だけではなく、コミュニケーション能力及び人間関係力を培っている。

更に、1・2年次では、クラス制を採用し、担任教員が学生の相談を受け、アドバイスをできる環境を整えている。

また、学修を円滑に進めるために、以下の方法で、語学及び情報処理の基礎的能力を育成している。

語学教育では、言語教育センターのCALL教室、LL教室及び撮影・録音の設備を整備したAVスタジオ教室で授業を行っている。また、自主的な語学学修を促すために、語学関連教材及び発声練習ブースを整備したメディア学習室を用意している。

情報処理教育では、e-Learning教材を使用した基礎科目並びに文書作成、プレゼンテーション及び表計算などを実践的に学ぶ応用科目を開講し、受講を促している。

本学の学士課程では、1年間に履修登録できる単位数の上限を西南学院大学履修規程別表（第9条関係）各年次別履修単位表【資料4-3-2】に設定している。

人間科学部児童教育学科を除き、1年間に履修登録できる単位数の上限を50単位未満に設定している。人間科学部児童教育学科では、1年間に履修登録できる単位数の上限は、50単位を超えているが、単位制度の趣旨に照らし、事前及び事後学習の徹底を履修指導及び学習指導において適時行っている。

また、小学校教諭、幼稚園教諭及び保育士資格の取得を主たる目的とした教育課程であることから、科目の配当年次を基礎から応用へと体系的な学修が可能となるよう配慮しており、専門教育においては、専門分野の教育内容ごとに、知識、技能、応用といった授業の内容と科目間の関係や履修の順序に留意するとともに、特定の学年や学期において偏りのある履修登録がなされないように科目配当している。

**神学部**

神学部では、教育目標を達成するために必要となる授業形態を、講義、演習及び実習として、明らかにしている。

講義では、指定の教科書、参考書及び教員が作成したレジュメを基に、教員の講義を学生が筆記する授業形態である。ただし、学部 の性質上、少人数での授業が多数であるため、双方向の質疑応答、対話により、演習と同様の成果を得ている。

演習では、教員と学生が双方向の質疑応答、対話を行うことによって、専門分野に関する知識、テキストの読み方、議論の進め方、質疑応答の仕方、情報収集の仕方、レポート作成及びプレゼンテーションの方法を修得している。

神学部の講義では、聖書関連の地図、レジュメ、プリント資料、ビデオ等を使用して、有効性を高める工夫をしている。また、実践神学では学生がレジュメを作成して発表し、テーマに沿って議論するクラス、事例研究を中心としたクラス、DVD教材を用いて討論するクラスなどを学期中に数回行っている。

神学部では、履修規程別表（第9条関係）【資料4-3-2】において、コースごとに1年間に履修登録できる単位数の上限を50単位未満に設定している。

履修指導の際には、学生便覧や講義要綱（シラバス）等に加えて、卒業要件その他履修規程に関する概略説明（神学部）【資料4-3-3】を配付し、学生に明示している。

**文学部**

文学部英文学科では、教育目標を達成するために必要となる授業形態を、受講学生の人数によって、講義、演習及び実践演習として、明らかにしている。

講義では、指定の教科書、配布資料、パワーポイント、映像資料などを基に、学生の応答を促したり、授業コメントを書かせたりする方法を採用して、双方向の質疑応答、対話が可能となるように配慮している。

講義科目は、英語圏の文学・文化の包括的・専門的知識の獲得を重視したもの（「イギリス文学史」、「アメリカ文学史」、「イギリス文化論」、「アメリカ文化論」、「西洋文学」等）である。

演習では、教員と学生が双方向の質疑応答、対話を行うことによって、専門分野に関する知識、テキストの読み方、議論の進め方、質疑応答の仕方、情報収集の仕方、レポート作成及びプレゼンテーションの方法を修得している。

演習科目は、基礎演習及び演習Ⅰ・Ⅱである。

実践演習科目は、円滑な学修の基礎となる英語のスキル（「スピーキングスキル」、「CALL演習」、「ライティングスキル」、「リーディングスキル」、「英米文学・文化講読」等）を修得する科目である。

スキルを修得する科目は、入学時の英語プレースメント・テスト及び1年生全員が受験するTOEFL-ITPのスコアによって、レベル別クラス編成を行い、学生の英語運用能力に対応した授業を行っている。

その他、英語試験スコアによるクラス編成と受講制限を行う科目は、語学試験対策科目（「TOEFLセミナー」、「TOEICセミナー」）やキャリア系科目（「観光通訳基礎・実践」、「会議通訳基礎・実践」、「キャリアスピーキング」、「キャリアライティング」等）である。

文学部英文学科では、多くの教員が学習支援ツール Moodle を利用して、授業資料の張り付け及びコメントのやり取りによって学生の事前事後学習を促し、課題等の提出管理及び学生へのフィードバックの徹底に努めている。

文学部外国語学科英語専攻では、教育目標を達成するために必要となる授業形態を、講義及び演習として、明らかにしている。

講義では、指定の教科書、配布資料、パワーポイント、映像資料などを基に、学生の応答を促したり、授業コメントを書かせたりする方法を採用して、双方向の質疑応答、対話が可能となるように配慮している。

演習では、教員と学生が双方向の質疑応答、対話を行うことによって、専門分野に関する知識、テキストの読み方、議論の進め方、質疑応答の仕方、情報収集の仕方、レポート作成及びプレゼンテーションの方法を修得している。

演習科目は、英語スキル養成科目である「英語演習」、「スピーキングスキル」、「ライティングスキル」である。

「英語演習」では、学生の「聴く、読む、話す、書く」の4つのスキルを総合的に向上させることを目的として、マルチメディアを使ったリスニングの課題、さまざまな語彙レベルに合わせて多読用に書かれた Graded Readers (Extensive Reading Collection) を使ったリーディングの課題及び英会話やプレゼンテーションによるスピーキングの課題など、多様な演習内容を用意し実施している。

「スピーキングスキル」では、集中的に英会話の演習を行っている。

「ライティングスキル」では、段階に応じた英作文指導を行っている。

上記の「英語演習」及び他の専門科目では、どのように英語を使うべきか、どのような目的で英語を使うべきか、倫理的な側面も含めて、学生の批判的な思考能力を養うことに努めている。

文学部外国語学科フランス語専攻では、教育目標を達成するために必要となる授業形態を、講義及び演習として、明らかにしている。

講義では、指定の教科書、配布資料、パワーポイント、映像資料などを基に、学生の応答を促したり、授業コメントを書かせたりする方法を採用して、双方向の質疑応答、対話が可能となるように配慮している。

演習では、教員と学生が双方向の質疑応答、対話を行うことによって、専門分野に関する知識、テキストの読み方、議論の進め方、質疑応答の仕方、情報収集の仕方、レポート作成及びプレゼンテーションの方法を修得している。

1年次の総合的メソッドは、学生の授業参加に対する主体的かつ積極的姿勢を促すことを目的としており、チーム・ティーチング (TT) 方式を取り、教科書を主軸に DVD や Web も利用してコミュニケーション主体の授業運営を行っている。更にはゲスト・ティーチングも行っている。

また1年次の基礎演習では、基本的な情報収集・発信能力を養うことを目的として、プレゼンテーションソフトを用いて、学生がみずから調べたことをスライドにまとめ、授業内で発表するという試みも行っている。

2年次以上の授業でも、「フランス語コミュニケーション集中」「フランス語コミュニケーション」「フランス文化」の各コースで、部分的にはチーム・ティーチングを実施して

科目間の有機的な連携を図っている。

3年次の講義「フランス語アトリエ」ではフランス語の読解を通じて言語文化圏に関する更に進んだ知識を多領域にわたって育成している。

「演習」では、学生数の上限を20名に設定して研究の質を維持し、学生の主体的な参加によって専門性の高い研究を発展させている。専任教員による密度の濃い教育指導を実現して、卒業論文の作成を目指している。

文学部では、履修規程別表（第9条関係）【資料4-3-2】において、1年間に履修登録できる単位数の上限を50単位未満に設定している。

履修指導の際には、学生便覧や講義要綱（シラバス）等に加えて、卒業要件その他履修規程に関する概略説明（文学部英文学科・外国語学科）【資料4-3-4】を配付し、学生に明示している。

#### 商学部

商学部では、教育目標を達成するために必要となる授業形態を、講義及び演習として、明らかにしている。

講義では、指定の教科書、配布資料、パワーポイント、映像資料などを基に、学生の応答を促したり、授業コメントを書かせたりする方法を採用して、双方向の質疑応答、対話が可能となるように配慮している。

演習では、教員と学生が双方向の質疑応答、対話を行うことによって、専門分野に関する知識、テキストの読み方、議論の進め方、質疑応答の仕方、情報収集の仕方、レポート作成及びプレゼンテーションの方法を修得している。

講義科目は、パワーポイントの使用が主流となっている。

演習は、学生による報告とゼミでの討論という伝統的形式を主流であるが、パワーポイントで研究発表を行い、プレゼンテーション能力の育成に努めている。

商学部では、履修規程別表（第9条関係）【資料4-3-2】において、1年間に履修登録できる単位数の上限を50単位未満に設定している。

履修指導の際には、学生便覧や講義要綱（シラバス）等に加えて、卒業要件その他履修規程に関する概略説明（商学部）【資料4-3-5】を配付し、学生に明示している。

#### 経済学部

経済学部では、教育目標を達成するために必要となる授業形態を、講義及び演習として、明らかにしている。

講義では、指定の教科書、配布資料、パワーポイント、映像資料などを基に、学生の応答を促したり、授業コメントを書かせたりする方法を採用して、双方向の質疑応答、対話が可能となるように配慮している。

演習では、教員と学生が双方向の質疑応答、対話を行うことによって、専門分野に関する知識、テキストの読み方、議論の進め方、質疑応答の仕方、情報収集の仕方、レポート作成及びプレゼンテーションの方法を修得している。

演習の持つ担当教員と学生あるいは学生相互間で議論できるという特色を重視して、学生の理解度に合わせたきめ細かい指導に配慮しており、問題発見・調査・発表・議論・総括と

いった学部で教育目的に直結する一連の知的運動を学生に求めている。

経済学部では、履修規程別表（第9条関係）【資料4-3-2】において、1年間に履修登録できる単位数の上限を50単位未満に設定している。

履修指導の際には、学生便覧や講義要綱（シラバス）等に加えて、卒業要件その他履修規程に関する概略説明（経済学部）【資料4-3-6】を配付し、学生に明示している。

#### 法学部

法学部では、教育目標を達成するために必要となる授業形態を、講義及び演習として、明らかにしている。

講義では、指定の教科書、配布資料、パワーポイント、映像資料などを基に、学生の応答を促したり、授業コメントを書かせたりする方法を採用して、双方向の質疑応答、対話が可能となるように配慮している。

演習では、教員と学生が双方向の質疑応答、対話を行うことによって、専門分野に関する知識、テキストの読み方、議論の進め方、質疑応答の仕方、情報収集の仕方、レポート作成及びプレゼンテーションの方法を修得している。

広義の法律学と政治学の修得には、実社会の出来事を知り多角的観点から考察を加えることが有益であることから、講義では、学識経験者や、実務家、社会において顕著な経験をした人物などをゲストスピーカーとして積極的に招聘している。

基礎演習では、ディベートを導入するクラスが多数を占めるようになったことに伴い、専門演習でも模擬裁判形式を導入する演習及びグループワークを導入する演習が増えている。

また、自主学修を適切に進めうる能力を育成するために、以下の取組をしている。

##### (1) グループワークの導入

ディベート準備やグループ報告などのため授業時間にグループで集まる必要がある。ここで図書館チューターや学科室SA等の先輩の指導を受けるように促されることも多い。

##### (2) 課題添削

1年前期配当の導入科目「法律学の基礎」では、毎時間課題を出し、授業時間外にSAにより課題添削を受けられるようにしている。SAも学生であるから、学生が後輩の添削ができる程度までに、学習内容を細分化し体系化する作業が、教員側において前提として行われている。

##### (3) レポート

図書館を自主的に利用しないとできないようなレポートを基礎演習や導入科目で課す。そのことにより図書館チューターの利用を促進する。

##### (4) SAをチューターとする自主勉強会

ここでは講義の予習をさせている。

法学部では、履修規程別表（第9条関係）【資料4-3-2】において、1年間に履修登録できる単位数の上限を50単位未満に設定している。

履修指導の際には、学生便覧や講義要綱（シラバス）等に加えて、卒業要件その他履修規程に関する概略説明（法学部）【資料4-3-7】を配付し、学生に明示している。

**人間科学部**

人間科学部では、教育目標を達成するために必要となる授業形態を、講義、演習、実験及び実習として、明らかにしている。

講義では、指定の教科書、配布資料、パワーポイント、映像資料などを基に、学生の応答を促したり、授業コメントを書かせたりする方法を採用して、双方向の質疑応答、対話が可能となるように配慮している。

演習では、教員と学生が双方向の質疑応答、対話を行うことによって、専門分野に関する知識、テキストの読み方、議論の進め方、質疑応答の仕方、情報収集の仕方、レポート作成及びプレゼンテーションの方法を修得している。

実験・実習は、教員の指導のもとに、学生が保育、教育、社会福祉及び心理臨床の場において、実際の作業及び体験を通して理論的知識及び能力を実務に応用する能力を修得している。

児童教育学科の演習Ⅰ・Ⅱ、基礎演習、保育実践演習及び教職実践演習では、少人数による対話討論形式の双方向的学習を実施している。

社会福祉学科の演習では対話討論形式の双方向的学習を実施している。

心理学科では、認定心理士や産業カウンセラー等へつながる教育が目的とされていることから、調査、観察及び実験を重視している。

人間科学部社会福祉学科及び心理学科では、履修規程別表（第9条関係）【資料4-3-2】において、1年間に履修登録できる単位数の上限を50単位未満に設定している。

児童教育学科では、小学校・幼稚園教員免許及び保育士資格取得のための科目を修得する必要があり、厳密な成績評価方法の運用や効果的な学習を図るよう努めている。その一つとして全学生が「教職履修カルテ」【資料4-3-8】を作成し、教職関連科目の修得状況の把握や資質能力の指標に対しての自己評価や振り返りを行い、学習成果を測定・把握することで単位の実質化相当の措置としている。

履修指導の際には、学生便覧や講義要綱（シラバス）等に加えて、卒業要件その他履修規程に関する概略説明（人間科学部児童教育学科）【資料4-3-9】、（人間科学部社会福祉学科）【資料4-3-10】、（人間科学部心理学科）【資料4-3-11】を配付し、学生に明示している。

**国際文化学部**

国際文化学部では、教育目標を達成するために必要となる授業形態を、講義及び演習として、明らかにしている。

講義では、指定の教科書、配布資料、パワーポイント、映像資料などを基に、学生の応答を促したり、授業コメントを書かせたりする方法を採用して、双方向の質疑応答、対話が可能となるように配慮している。

演習では、教員と学生が双方向の質疑応答、対話を行うことによって、専門分野に関する知識、テキストの読み方、議論の進め方、質疑応答の仕方、情報収集の仕方、レポート作成及びプレゼンテーションの方法を修得している。

国際文化学部では、履修規程別表（第9条関係）【資料4-3-2】において、1年間に履修登録できる単位数の上限を50単位未満に設定している。

履修指導の際には、学生便覧や講義要綱（シラバス）等に加えて、卒業要件その他履修

規程に関する概略説明（国際文化学部国際文化学科）【資料4-3-12】を配付し、学生に明示している。

#### **大学院全体**

本学大学院では、博士前期（修士）課程における教育目標を達成するために必要となる授業の形態を、以下のとおり明らかにしている。

- (1) 知識の理解を目的とする教育内容については、講義形式を中心とした授業形態とする。
- (2) 態度及び志向性並びに技術及び技能の習得を目的とする教育内容については、演習形式の授業形態とする。
- (3) 理論的知識及び能力を実務に応用する能力を身に付けることを目的とする教育内容については、実験及び実習形式の授業形態とする。

本学大学院では、博士前期（修士）課程及び博士後期課程における教育課程の編成・実施方針に基づき各授業科目においては、少人数教育を基本とし、学生と教員との人格的なふれあいや双方向の対話を重視する教育方法を大切にしている。

博士前期（修士）課程及び博士後期課程の教育目標を達成するために必要となる授業の形態は、研究指導である。研究指導とは、専修科目を担当する専任教員が、「学位論文研究指導」の講義において、学生に対して研究指導及び学位論文作成指導を行うものである。

学生には、研究科ごとに当該研究指導計画に基づく研究指導、学位論文作成指導を行っている。

#### **法学研究科**

法学研究科博士前期（修士）課程における教育目標を達成するために必要となる授業の形態を、講義、演習として明らかにしている。

博士前期（修士）課程では、専門科目と基礎的科目の講義を通して豊かな学識を養い、演習において修士論文作成のための指導をしている。

法学研究科では、特定の科目を必修科目とし、これをめぐり教育課程や学位論文作成等における研究指導の在り方を組み立てる専修科目制度を採用している。

法学研究科博士後期課程における教育目標を達成するために必要となる授業の形態は、研究指導である。

博士後期課程では、研究指導において、専修科目を担当する専任教員が、学生に対して研究指導及び学位論文作成指導を行っている。

博士前期（修士）課程で身に付けた知識と方法論を基としており、その教育内容は、特定の研究分野の深化及び研究者として自立しうる能力の高度化に集中している。

博士前期（修士）課程及び博士後期課程では、研究指導計画【資料4-3-13】に基づく研究指導、学位論文作成指導を行っている。

#### **経営学研究科**

経営学研究科博士前期（修士）課程における教育目標を達成するために必要となる授業



の形態を、講義、演習として明らかにしている。

博士前期（修士）課程では、専門科目と基礎的科目の講義を通して豊かな学識を養い、演習において修士論文作成のための指導をしている。

経営学研究科博士後期課程における教育目標を達成するために必要となる授業の形態は、研究指導である。

博士後期課程では、研究指導において、専修科目を担当する専任教員が、学生に対して研究指導及び学位論文作成指導を行っている。

博士前期（修士）課程で身に付けた知識と方法論を基としており、その教育内容は、特定の研究分野の深化及び研究者として自立しうる能力の高度化に集中している。

博士前期（修士）課程及び博士後期課程とも、学生の報告、討論の機会を豊かにしている。また、演習指導教員、研究指導教員は、講義以外にも、学生の必要に応じて課題の選定から資料の収集、修士論文の作成についてまで、時間に余裕のある限り個別に指導している。

博士前期（修士）課程及び博士後期課程では、研究指導計画【資料4-3-14】に基づく研究指導、学位論文作成指導を行っている。

#### 文学研究科

文学研究科英文学博士前期（修士）課程における教育目標を達成するために必要となる授業の形態を、特殊研究、演習及び学位論文指導として明らかにしている。

英文学専攻博士前期（修士）課程では、専門科目と基礎的科目の講義を通して豊かな学識を養い、演習において修士論文作成のための指導をしている。

英文学専攻博士前期（修士）課程は、前述の4専修によって構成されており、本専攻の目的を達成するために、教育課程にはそれぞれの専修部門に特化した講義科目を提供し、専任教員がその教育指導にあっている。また、広範囲にわたる多種多様な知識の涵養を図るためにも、自己の専修部門のみならず、他の専修部門の講義も積極的に履修するように勧めている。

英文学専攻博士前期課程では、1年次の後期の初めに指導教員を決めて個々の学生の専修部門を確定し、修士論文の作成に向けて研究を始めるように指導している。現在、学生はできるだけ毎年学会で発表するか、論文を執筆するように指導している。

指導教員の個別的な研究指導は、主として指導を受ける学生だけから成る週1回の「演習」の時間を通じて行われている。課題の選定から資料の収集、修士論文の作成についてまで、演習指導教員、研究指導教員は、講義以外にも、学生の必要に応じて、時間に余裕のある限り個別に相談に応じている。研究テーマの変更を望む学生には、これに対応している。

文学研究科英文学専攻博士後期課程における教育目標を達成するために必要となる授業の形態は、研究指導及び学位論文指導である。

博士後期課程では、研究指導及び学位論文指導において、専修科目を担当する専任教員が、学生に対して研究指導及び学位論文作成指導を行っている。

文学研究科フランス文学博士前期（修士）課程における教育目標を達成するために必要となる授業の形態を、特殊研究、演習及び学位論文指導として明らかにしている。

フランス文学専攻博士前期（修士）課程では、専門科目と基礎的科目の講義を通して豊かな学識を養い、演習において修士論文作成のための指導をしている。

1 年次修了時に指導教員を決めて個々の学生の研究分野を確定し、修士論文の作成に向けて研究を始めるように指導している。

学生の教育・研究指導の責任は基本的に専修科目の担当教員（演習指導教員）が責任を持つことになっており、学生は、授業科目の選択、学位論文の作成、その他授業科目の選択、学位論文の作成、その他 2 年間の学修計画全般においてその指導に従うものとしている。

博士前期課程の 1 年次の各授業では、学生一人ひとりの研究テーマを考慮したテキスト選択、スケジュール設定が行なわれており、開講されている科目をできるだけ多く履修することにより、フランス語運用能力を高め、文学、語学に渡る広範な知識の涵養を図っている。

また、各学生の研究テーマは領域が独立しているのものではなく、他のテーマや領域と密接に関連していることを指摘することで、文献の渉猟を促している。

2 年次において学生は、演習指導教員の授業に出席しながら、修士論文の準備をし、執筆するよう勧めている。

指導教員の個別的な研究指導は、主として指導を受ける学生だけから成る週 1 回の「演習」の時間を通じて行われている。修士論文題目の決定、必要な文献収集、論点の整理、執筆の過程での質疑応答などにおいて、各学生の指導教員はもとより、他の教員も全員で、研究指導に協力している。テーマが早く決まった学生への論文指導は、1 年次から既に進められている一方、2 年次で修士論文を準備している学生には、個別に、正規の授業時間以外にメールなどで時間をとって柔軟に行われている。

文学研究科フランス文学専攻博士後期課程における教育目標を達成するために必要となる授業の形態は、研究指導及び学位論文指導である。

博士後期課程では、研究指導及び学位論文指導において、専修科目を担当する専任教員が、学生に対して研究指導及び学位論文作成指導を行っている。

博士後期課程の学生等を対象とする西南学院大学大学院研究論集は、順調に年 2 回刊行している。この論集に投稿される論文は、複数の関係教員による査読が行われ、論集掲載のための審査をしている。また、研究テーマの変更を望む学生には、これに対応している。

博士前期（修士）課程及び博士後期課程では、研究指導計画【資料 4-3-15】に基づく研究指導、学位論文作成指導を行っている。

#### **経済学研究科**

経済学研究科博士前期（修士）課程における教育目標を達成するために必要となる授業の形態を、講義、演習及び論文指導として明らかにしている。

博士前期（修士）課程では、専門科目と基礎的科目の講義を通して豊かな学識を養い、演習において修士論文作成のための指導をしている。

学生は博士前期課程の 1 年次に指導教員を決めて個々の学生の研究分野を確定し、指導教官は修士論文の作成に向けて研究を始めるように指導している。また演習指導教員は、講義以外にも、学生の必要に応じて、時間に余裕のある限り個別に指導している。

経済学研究科博士後期課程における教育目標を達成するために必要となる授業の形態

は、研究指導である。

博士後期課程の研究指導では、学生が自分のペースで資料収集し、週1度指導教員と議論して、自己の学識の涵養を図り、かつ、研究を深化させることができるように制度設計しており、学位論文執筆を主要目的とした適切な単位を設定している。

学生の教育・研究指導については、基本的に専修科目の担当教員（演習指導教員）が責任を持つことになっており、学生は、授業科目の選択、学位論文の作成、その他2年間の学習計画全般においてその指導に従うべきものとしている。

研究指導は、ほとんどすべてマン・ツー・マンの個別指導である。指導教員の個別的な研究指導は、主として指導を受ける学生だけから成る週1回の「演習」の時間を通じて行われている。

博士前期（修士）課程及び博士後期課程では、研究指導計画【資料4-3-16】に基づく研究指導、学位論文作成指導を行っている。

### 神学研究科

神学研究科博士前期（修士）課程における教育目標を達成するために必要となる授業の形態を、特論、方法論、実習及び演習として明らかにしている。

博士前期（修士）課程では、基礎科目であるキリスト教神学特論及び神学研究方法論、展開科目である特論等の講義を通して豊かな学識を養い、実習科目であるキリスト教神学実習及び臨床牧会実習において理論的知識及び能力を実務に応用する能力を培い、特殊研究である演習において修士論文作成のための指導をしている。

学生は博士前期課程の1年次に指導教員を決めて個々の学生の研究分野を確定し、指導教員は修士論文の作成に向けて研究を始めるように指導している。また演習指導教員は、講義以外にも、学生の必要に応じて、時間に余裕のある限り個別に指導している。入学生には、指導教員による2年間（8単位）の演習、1年間（4単位）の講義、1年間（4単位）の全教員によるオムニバスの基礎科目、実習科目（2単位）の履修及び修士論文提出が義務づけられている。日本バプテスト連盟の教職として働くことを希望する者（現職の者も含む）は、「教会形成特論」（4単位）と「説教学特論」（2単位）を必ず履修しなければならない。

また、博士前期課程では、広範囲にわたる多種多様な知識の涵養を図るために、本学の他研究科の授業科目を履修し、8単位以内に限り修了要件単位に含めることができるよう配慮している。

神学研究科博士後期課程における教育目標を達成するために必要となる授業の形態は、研究指導である。

学生の教育・研究指導の責任は基本的に専修科目の担当教員（演習指導教授）が責任を持つことになっており、学生は、授業科目の選択、学位論文の作成、その他研究全般にわたってその指導に従うべきものとしている。入学生は、指導教員の研究指導4単位を3年間継続して履修し、かつ、在学期間中に学位論文を提出するように指導している。

学生が演習を中心とした授業を通して、最大の目標である学位論文を完成させるために、また教員が学生の研究の進展を把握する必要上、指導教員の演習を必ず受講するよう指導している。

博士前期（修士）課程及び博士後期課程では、研究指導計画【資料4-3-17】に基づく研究指導、学位論文作成指導を行っている。

#### 人間科学研究科

人間科学研究科人間科学専攻博士前期（修士）課程における教育目標を達成するために必要となる授業の形態を、特論、方法論、実習及び演習として明らかにしている。

博士前期（修士）課程では、基礎科目である人間科学特論Ⅰ・Ⅱ、展開科目である特論等の講義を通して豊かな学識を養い、特殊研究である演習において修士論文作成のための指導をしている。

博士前期課程では、人間科学に関する多様な分野の講義を受講し、修士論文の作成では、人間科学演習を通して、指導教員により細部にわたる研究指導が受けられるようにしている。また、修士論文作成では、研究科全教員参加による修士論文構想発表会・修士論文中間発表会・修士論文最終発表会を通して、指導教員以外の研究科教員のアドバイスを受けられるようにしている。

特殊研究（演習）は指導教員により開講され、修士論文作成に必要な指導などを中心に実施されている。なお、副指導教員による研究指導は正規の授業外で、自主演習形式で実施されている。時間や回数による制約はないものの、現状では演習並みの回数を副指導教員が行っている。

学生の教育・研究指導の責任は基本的に専修科目の担当教員（演習指導教員）が責任を持つことになっており、学生は、授業科目の選択、学位論文の作成、その他2年間の学習計画全般においてその指導に従うべきものとしている。

指導教員の個別的な研究指導は、主として指導を受ける学生だけから成る週1回の「演習」の時間を通じて行われている。課題の選定から資料の収集、修士論文の作成についてまで、演習指導教員、研究指導教員は、講義以外にも、学生の必要に応じて、時間に余裕のある限り個別に相談に応じている。学生は、指導教授のほか、必要に応じて副指導教授を選ぶことができる。副指導教授の選定には、指導教授と副指導教員予定者の了解をとる必要がある。この場合、学生に対する教育・研究指導の責任は指導教員にあり、副指導教員は、指導教員との協議のもとで、学生の指導に当たっている。

人間科学研究科人間科学専攻博士後期課程における教育目標を達成するために必要となる授業の形態は、研究指導及び論文指導である。

授業科目として「人間科学研究指導」を3年間12単位開講し、学位論文等の作成指導に当たっている。指導は、概ね年間30回（1回90分）の授業形態とすることが多いが、海外調査や現場実習などで授業出席困難な場合には、メール等で毎週報告し指導を受け、報告書を提出すること等で、授業を代替できるようにしている。博士後期課程は指導教授を中心として研究指導を受け、学生は西南学院大学大学院研究論集に論文を投稿することができる。指導教員はこれらの論文作成等を指導し、最終的には博士論文の作成まで指導する。また、副指導教員制度は設けてはいないが、指導教員の判断で、必要に応じて指導教員以外の教授からも実質的な研究指導が受けられるようにしている。

なお、博士後期課程でのコースワーク充実のために、2015年度から「学位論文指導」（2単位、選択科目）を設置した。

博士前期（修士）課程及び博士後期課程では、既述した研究指導計画に基づく研究指導、学位論文作成指導を行っている。

人間科学研究科臨床心理学専攻修士課程における教育目標を達成するために必要となる授業の形態を、特論及び演習として明らかにしている。

修士課程では、基礎科目である人間科学特論Ⅰ・Ⅱ、展開科目である特論等の講義を通して豊かな学識を養い、特殊研究である演習において修士論文作成のための指導をしている。

また、人間科学に関する多様な分野の講義を受講し、修士論文の作成では、臨床心理学演習を通して、指導教員により細部にわたる研究指導が受けられるようにし、研究指導計画【資料4-3-18】に基づく研究指導、学位論文作成指導を行っている。

#### 国際文化研究科

国際文化研究科博士前期（修士）課程における教育目標を達成するために必要となる授業の形態を、特殊講義、演習及び実習として明らかにしている。

博士前期（修士）課程では、特殊講義等の講義を通して豊かな学識を養い、演習において修士論文作成のための指導をしている。

学生は博士前期課程の1年次に指導教員を決めて個々の学生の研究分野を確定し、指導教員は修士論文の作成に向けて研究を始めるように指導している。また演習指導教員は、講義以外にも、学生の必要に応じて、時間に余裕のある限り個別に指導している。

博士前期課程の学生は、受験（入学）時にいずれかの専修部門を選択し、更にその部門に属する教員のうちの1名を指導教員に選ぶことになっている。入学後には、指導教員のもとで演習・特殊講義・研究実習の修得に努める。ことに研究実習は実践能力の養成に適っており、これらの指導の後に修士論文作成の指導を受けることになる。

学生の教育・研究指導の責任は基本的に専修科目の担当教員（演習指導教員）が責任を持つことになっており、学生は、授業科目の選択、研究実習、学位論文の作成、その他2年間の学習計画全般においてその指導に従うべきものとしている。

国際文化研究科博士後期課程における教育目標を達成するために必要となる授業の形態は、研究指導、論文作成指導及び学位論文指導である。

博士後期課程では、研究指導及び学位論文指導において、専修科目を担当する専任教員が、学生に対して研究指導及び学位論文作成指導を行っている。【資料4-3-19】

#### （2）シラバスに基づいて授業が展開されているか。

#### 大学全体

本学では、授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ学生にあらかじめ公表している。

シラバスの作成にあたって、毎年度12月上旬に教務部長名で各教員に全学部統一した書式を用いてシラバスを作成するように依頼【資料4-3-20】している。教務課は、提出されたシラバスを確認し、項目への記載漏れ等の不備があれば、再度教員へ記載の依頼を行って

いる。

確認後は、学年度の開始時期に学部生全員に対して、学部ごとに履修可能な全科目について詳細な説明を記入した「講義要綱」(シラバス)【資料4-3-21】を配付している。

また、大学のホームページ【資料4-3-22】において、学生へあらかじめ公表している。

シラバスに記載する講義科目と担当教員名以外の項目としては、以下のとおりである。

- 履修年次
- 該当クラス
- 単位数
- 学期の基本情報
- 授業の到達目標及びテーマ
- 授業の概要
- 事前・事後学習等についての具体的な指示
- 授業計画
- テキスト
- 参考書等
- 成績評価の方法
- 使用言語
- 履修上の注意

本学では、単位制度の趣旨に照らし、学生の学修が行われるシラバスとなるよう、またシラバスに基づいた授業を展開するため、学部教授会が責任をもって恒常的かつ適切に検証を行い、改善につなげている。

#### 神学部

神学部では、授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ学生にあらかじめ公表している。【資料4-3-22、4-3-23、4-3-24】

シラバスの書式は、全学部統一されているため、記載項目は、既述のとおりである。

履修可能な全科目について詳細な説明を記入した「講義要綱」(シラバス)を配付するとともに、大学のホームページにおいて、学生へあらかじめ公表している。

神学部では、単位制度の趣旨に照らし、学生の学修が行われるシラバスとなるよう、またシラバスに基づいた授業を展開するため、神学部点検・評価委員会(教授会)が責任をもって恒常的かつ適切に検証を行い、改善につなげている。

#### 文学部

文学部では、授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ学生にあらかじめ公表している。【資料4-3-22、4-3-25、4-3-26、4-3-27】

シラバスの書式は、全学部統一されているため、記載項目は、既述のとおりである。

履修可能な全科目について詳細な説明を記入した「講義要綱」(シラバス)を配付するとともに、大学のホームページにおいて、学生へあらかじめ公表している。

文学部では、単位制度の趣旨に照らし、学生の学修が行われるシラバスとなるよう、またシラバスに基づいた授業を展開するため、文学部点検・評価委員会(教授会)が責任をもって恒常的かつ適切に検証を行い、改善につなげている。

#### **商学部**

商学部では、授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ学生にあらかじめ公表している。【資料4-3-22、4-3-28、4-3-29、4-3-30、4-3-31、4-3-32、4-3-33】

シラバスの書式は、全学部統一されているため、記載項目は、既述のとおりである。

履修可能な全科目について詳細な説明を記入した「講義要綱」(シラバス)を配付するとともに、大学のホームページにおいて、学生へあらかじめ公表している。

商学部では、単位制度の趣旨に照らし、学生の学修が行われるシラバスとなるよう、またシラバスに基づいた授業を展開するため、商学部点検・評価委員会(教授会)が責任をもって恒常的かつ適切に検証を行い、改善につなげている。

#### **経済学部**

経済学部では、授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ学生にあらかじめ公表している。【資料4-3-22、4-3-34、4-3-35】

シラバスの書式は、全学部統一されているため、記載項目は、既述のとおりである。

履修可能な全科目について詳細な説明を記入した「講義要綱」(シラバス)を配付するとともに、大学のホームページにおいて、学生へあらかじめ公表している。

経済学部では、単位制度の趣旨に照らし、学生の学修が行われるシラバスとなるよう、またシラバスに基づいた授業を展開するため、経済学部点検・評価委員会(教授会)が責任をもって恒常的かつ適切に検証を行い、改善につなげている。

#### **法学部**

法学部では、授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ学生にあらかじめ公表している。【資料4-3-22、4-3-36、4-3-37】

シラバスの書式は、全学部統一されているため、記載項目は、既述のとおりである。

履修可能な全科目について詳細な説明を記入した「講義要綱」(シラバス)を配付するとともに、大学のホームページにおいて、学生へあらかじめ公表している。

法学部では、単位制度の趣旨に照らし、学生の学修が行われるシラバスとなるよう、またシラバスに基づいた授業を展開するため、法学部点検・評価委員会(教授会)が責任をもって恒常的かつ適切に検証を行い、改善につなげている。

#### 人間科学部

人間科学部では、授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ学生にあらかじめ公表している。【資料4-3-22、4-3-38、4-3-39、4-3-40】

シラバスの書式は、全学部統一されているため、記載項目は、既述のとおりである。

履修可能な全科目について詳細な説明を記入した「講義要綱」(シラバス)を配付するとともに、大学のホームページにおいて、学生へあらかじめ公表している。

人間科学部では、単位制度の趣旨に照らし、学生の学修が行われるシラバスとなるよう、またシラバスに基づいた授業を展開するため、人間科学部点検・評価委員会(教授会)が責任をもって恒常的かつ適切に検証を行い、改善につなげている。

#### 国際文化学部

国際文化学部では、授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ学生にあらかじめ公表している。【資料4-3-22、4-3-41、4-3-42】

シラバスの書式は、全学部統一されているため、記載項目は、既述のとおりである。

履修可能な全科目について詳細な説明を記入した「講義要綱」(シラバス)を配付するとともに、大学のホームページにおいて、学生へあらかじめ公表している。

国際文化学部では、単位制度の趣旨に照らし、学生の学修が行われるシラバスとなるよう、またシラバスに基づいた授業を展開するため、国際文化学部点検・評価委員会(教授会)が責任をもって恒常的かつ適切に検証を行い、改善につなげている。

#### 大学院全体

本学大学院では、授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ学生にあらかじめ公表している。

シラバスの作成にあたって、毎年度12月上旬に大学院学務部長名で各教員に全研究科統一した書式を用いてシラバスを作成するように依頼【資料4-3-20】している。大学院事務室は、提出されたシラバスを確認し、項目への記載漏れ等の不備があれば、再度教員へ記載の依頼を行っている。

確認後は、大学院のホームページ【資料4-3-43】において、学生へあらかじめ公表している。

シラバスに記載する講義科目と担当教員名以外の項目としては、以下のとおりである。

- 講義の到達目標
- 講義概要
- 授業計画内容
- テキスト
- 参考書、参考資料等
- 事前学習等についての具体的な内容
- 事後学習等についての具体的な指示



- 成績評価方法・基準
- 履修上の注意
- 使用言語

#### 法学研究科

法学研究科では、授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ学生にあらかじめ公表している。【資料4-3-43、4-3-44】

シラバスの書式は、全研究科統一されているため、記載項目は、既述のとおりである。

履修可能な全科目について詳細な説明を記入した「講義要綱」(シラバス)を配付するとともに、大学のホームページにおいて、学生へあらかじめ公表している。

当該シラバスに基づいて講義ガイダンスを実施し、口頭で各教員が講義・演習内容の予定スケジュールを説明して、講義のねらいと毎回の授業内容を詳細に周知している。

シラバスは基本的には各担当教員の教育・研究指導に関する独自の方針・計画に基づいて作成されているが、受講予定学生の研究テーマの動向をも念頭に置いて、教育効果がより上がるものを作成している。

法学研究科では、単位制度の趣旨に照らし、学生の学修が行われるシラバスとなるよう、またシラバスに基づいた授業を展開するため、法学研究科点検・評価委員会(研究科委員会)が責任をもって恒常的かつ適切に検証を行い、改善につなげている。

#### 経営学研究科

経営学研究科では、授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ学生にあらかじめ公表している。【資料4-3-43、4-3-45】

シラバスの書式は、全研究科統一されているため、記載項目は、既述のとおりである。

履修可能な全科目について詳細な説明を記入した「講義要綱」(シラバス)を配付するとともに、大学のホームページにおいて、学生へあらかじめ公表している。

シラバスは基本的には各担当教員の教育・研究指導に関する独自の方針・計画に基づいて作成されているが、受講予定学生の研究テーマの動向をも念頭に置いて、教育効果がより上がるものを作成している。

個々の講義内容及び進行度合いを説明するには、個々に簡易性、詳細性等のばらつきがある。講義する個々の教員は、学生の志望と能力に叶うように、学生の意見を聞きながらこれを可能な限り補充、調整している。

経営学研究科では、単位制度の趣旨に照らし、学生の学修が行われるシラバスとなるよう、またシラバスに基づいた授業を展開するため、経営学研究科点検・評価委員会(研究科委員会)が責任をもって恒常的かつ適切に検証を行い、改善につなげている。

#### 文学研究科

文学研究科では、授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ学生にあ

らからはじめ公表している。【資料4-3-43、4-3-46、4-3-47】

シラバスの書式は、全研究科統一されているため、記載項目は、既述のとおりである。

履修可能な全科目について詳細な説明を記入した「講義要綱」(シラバス)を配付するとともに、大学のホームページにおいて、学生へあらかじめ公表している。

シラバスは基本的には各担当教員の教育・研究指導に関する独自の方針・計画に基づいて作成されているが、受講予定学生の研究テーマの動向をも念頭に置いて、教育効果がより上がるものを作成している。

講義内容については、毎年年度初めのオリエンテーションで学生に詳しく説明する機会を設けている。また、学生の要望により授業途中での若干の変更にも臨機応変に対応している。

文学研究科では、単位制度の趣旨に照らし、学生の学修が行われるシラバスとなるよう、またシラバスに基づいた授業を展開するため、文学研究科点検・評価委員会(研究科員会)が責任をもって恒常的かつ適切に検証を行い、改善につなげている。

#### **経済学研究科**

経済学研究科では、授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ学生にあらかじめ公表している。【資料4-3-43、4-3-48】

シラバスの書式は、全研究科統一されているため、記載項目は、既述のとおりである。

履修可能な全科目について詳細な説明を記入した「講義要綱」(シラバス)を配付するとともに、大学のホームページにおいて、学生へあらかじめ公表している。

シラバスは基本的には各担当教員の教育・研究指導に関する独自の方針・計画に基づいて作成されているが、受講予定学生の研究テーマの動向をも念頭に置いて、教育効果がより上がるものを作成している。

講義内容については、毎年年度初めのオリエンテーションで学生に詳しく説明する機会を設けている。また、学生の要望により授業途中での若干の変更にも臨機応変に対応している。

経済学研究科では、単位制度の趣旨に照らし、学生の学修が行われるシラバスとなるよう、またシラバスに基づいた授業を展開するため、経済学研究科点検・評価委員会(研究科委員会)が責任をもって恒常的かつ適切に検証を行い、改善につなげている。

#### **神学研究科**

神学研究科では、授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ学生にあらかじめ公表している。【資料4-3-43、4-3-49】

シラバスの書式は、全研究科統一されているため、記載項目は、既述のとおりである。

履修可能な全科目について詳細な説明を記入した「講義要綱」(シラバス)を配付するとともに、大学のホームページにおいて、学生へあらかじめ公表している。

シラバスは基本的には各担当教員の教育・研究指導に関する独自の方針・計画に基づいて作成されているが、受講予定学生の研究テーマの動向をも念頭に置いて、教育効果がよ

り上がるものを作成している。

講義内容については、毎年年度初めのオリエンテーションで学生に詳しく説明する機会を設けている。また、学生の要望により授業途中での若干の変更にも臨機応変に対応している。

大学院での授業は一方的なものではなく、対話と共同研究の中でなされるものであり、個別指導に近い少人数教育が多いこともあって、授業内容の修正・変更はある程度容認すべきものでもある。しかしそれがはなはだしくなると、授業そのものが内容の薄いものになりかねない危険をはらんでいる。シラバスとそれに沿った授業という基本線をいかにして確保するかが課題である。

神学研究科では、単位制度の趣旨に照らし、学生の学修が行われるシラバスとなるよう、またシラバスに基づいた授業を展開するため、経済学研究科点検・評価委員会（研究科委員会）が責任をもって恒常的かつ適切に検証を行い、改善につなげている。

#### **人間科学研究科**

人間科学研究科では、授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ学生にあらかじめ公表している。【資料4-3-43、4-3-50、4-3-51】

シラバスの書式は、全研究科統一されているため、記載項目は、既述のとおりである。

履修可能な全科目について詳細な説明を記入した「講義要綱」（シラバス）を配付するとともに、大学のホームページにおいて、学生へあらかじめ公表している。

シラバスは基本的には各担当教員の教育・研究指導に関する独自の方針・計画に基づいて作成されているが、受講予定学生の研究テーマの動向をも念頭に置いて、教育効果がより上がるものを作成している。

講義内容については、毎年年度初めのオリエンテーションで学生に詳しく説明する機会を設けている。講義などはシラバスに従って実施するが、受講学生の実力や研究分野に合わせて、弾力的に運用し効果を上げている。また、学生の受講計画を決める上で有効な情報源として活用している。

人間科学研究科では、単位制度の趣旨に照らし、学生の学修が行われるシラバスとなるよう、またシラバスに基づいた授業を展開するため、人間科学研究科点検・評価委員会（研究科委員会）が責任をもって恒常的かつ適切に検証を行い、改善につなげている。

#### **国際文化研究科**

人間科学研究科では、授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ学生にあらかじめ公表している。【資料4-3-43、4-3-52】

シラバスの書式は、全研究科統一されているため、記載項目は、既述のとおりである。

履修可能な全科目について詳細な説明を記入した「講義要綱」（シラバス）を配付するとともに、大学のホームページにおいて、学生へあらかじめ公表している。

シラバスは基本的には各担当教員の教育・研究指導に関する独自の方針・計画に基づいて作成されているが、受講予定学生の研究の動向をも念頭に置いて、教育効果がより上が

るものを作成している。

少人数の演習などの場合、シラバスの内容と、新たに進学してきた学生の研究テーマに齟齬がある事例が生じ、修正を行って実施することがあるが、学生にとって有益な改善と判断している。

国際文化研究科では、単位制度の趣旨に照らし、学生の学修が行われるシラバスとなるよう、またシラバスに基づいた授業を展開するため、人間科学研究科点検・評価委員会（研究科委員会）が責任をもって恒常的かつ適切に検証を行い、改善につなげている。

### （3）成績評価と単位認定は適切に行われているか。

#### 大学全体

本学では、授業科目の内容、形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿って、各授業科目の単位の計算基準を学則第17条に以下のとおり定めている。【資料4-3-53】

- （1）講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- （2）実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- （3）前号の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位数を定めるものとする。

成績評価に関しては、履修規程【資料4-3-54】に従って厳格な成績評価を行っている。

また、既修得単位の認定を大学設置基準等に定められた基準に基づいて、学則第42条2に以下のとおり定めて実施している。

大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学の第1年次に入学した学生の既修得単位については、30単位を超えない範囲で、本学において修得したものとして認定することができる。

#### 神学部

神学部では、学則第17条に基づき、授業科目の内容、形態等を考慮して単位を設定している。

成績評価に関しては、履修規程【資料4-3-54】に従って厳格な成績評価を行っている。また、成績確定後の成績訂正については、科目担当者の成績訂正願いの作成、教授会での各教員による精査など、非常に厳密に行っており、成績管理をめぐる不備や不正を抑止している。

また、学則第42条2に基づき、既修得単位を認定している。

特に学士入学者の多い神学部としては、「共通科目」等の認定において、編入生が「専攻科目」の学習に集中できるよう、配慮している。また、外国における語学研修で取得した語学単位については、全学の方針に従って本学部も認定している。

#### 文学部

文学部では、学則第17条に基づき、授業科目の内容、形態等を考慮して単位を設定している。

成績評価に関しては、履修規程【資料4-3-54】に従って厳格な成績評価を行っている。また、成績確定後の成績訂正については、科目担当者の成績訂正願いの作成、教授会での各教員による精査など、非常に厳密に行っており、成績管理をめぐる不備や不正を抑止している。

また、学則第42条2に基づき、既修得単位を認定している。

短期大学・高等専門学校当該教育施設で修得した単位の認定を、学科主任、専攻主任、当該科目の担当者などの意見を参考に、適切に、かつ編入学生が不利にならないように配慮し、単位認定を進めている。

海外派遣留学制度を利用する学生が留学先で取得した単位の本学の科目への換算、及び取得単位の成績の認定については、学科主任や専攻主任、演習担当教員が帰国留学生と個別に面談した上で、規程に基づいて換算原案を作成し、各協議会（英文学科協議会、英語専攻協議会、フランス語専攻協議会）での承認を得ることになっている。

また、短期の海外語学研修制度を利用した場合には、「海外語学学修Ⅰ」、「海外語学学修Ⅱ」としてそれぞれ2単位と認定される。

#### 商学部

商学部では、学則第17条に基づき、授業科目の内容、形態等を考慮して単位を設定している。

成績評価に関しては、履修規程【資料4-3-54】に従って厳格な成績評価を行っている。また、成績確定後の成績訂正については、科目担当者の成績訂正願いの作成、答案やレポートなどの証拠書類一式の提出、教授会での各教員による精査など、非常に厳密に行っており、成績管理をめぐる不備や不正を抑止している。

また、学則第42条2に基づき、既修得単位を認定している。

短期大学・高等専門学校当該教育施設で修得した単位の認定を、学科主任、当該科目の担当者などの意見を参考に、適切に、かつ編入学生が不利にならないように配慮し、単位認定を進めている。

海外派遣留学制度を利用する学生が留学先で取得した単位の本学の科目への換算、及び取得単位の成績の認定については、学科主任や演習担当教員が帰国留学生と個別に面談した上で、規程に基づいて換算原案を作成し、商学部教授会の承認を得ることになっている。

#### 経済学部

経済学部では、学則第17条に基づき、授業科目の内容、形態等を考慮して単位を設定している。

成績評価に関しては、履修規程【資料4-3-54】に従って厳格な成績評価を行っている。また、成績確定後の成績訂正については、科目担当者の成績訂正願いの作成、教授会での各教員による精査など、非常に厳密に行っており、成績管理をめぐる不備や不正を抑止している。

また、学則第42条2に基づき、既修得単位を認定している。

短期大学・高等専門学校当該教育施設で修得した単位の認定を、学科主任、当該科目の担当者などの意見を参考に、適切に、かつ編入学生が不利にならないように配慮し、単位認定を進めている。

海外派遣留学制度を利用する学生が留学先で取得した単位の本学の科目への換算、及び

取得単位の成績の認定については、学科主任や演習担当教員が帰国留学生と個別に面談した上で、規程に基づいて換算原案を作成し、経済学部教授会の承認を得ることになっている。

本学主催語学研修に参加・学修して修得した単位を英語は1単位、それ以外の言語（中・仏・独）は2単位まで認定している。

#### 法学部

法学部では、学則第17条に基づき、授業科目の内容、形態等を考慮して単位を設定している。

成績評価に関しては、履修規程【資料4-3-54】に従って厳格な成績評価を行っている。また、成績確定後の成績訂正については、科目担当者の成績訂正願いの作成、教授会での各教員による精査など、非常に厳密に行っており、成績管理をめぐる不備や不正を抑止している。

また、学則第42条2に基づき、既修得単位を認定している。

短期大学・高等専門学校当該教育施設で修得した単位の認定を、学科主任、当該科目の担当者などの意見を参考に、適切に、かつ編入学生が不利にならないように配慮し、単位認定を進めている。

海外派遣留学制度を利用する学生が留学先で取得した単位の本学の科目への換算、及び取得単位の成績の認定については、学科主任や演習担当教員が帰国留学生と個別に面談した上で、規程に基づいて換算原案を作成し、法学部教授会の承認を得ることになっている。

本学主催語学研修に参加・学修して修得した単位を英語は1単位、それ以外の言語（中・仏・独）は2単位まで認定している。

#### 人間科学部

人間科学部では、学則第17条に基づき、授業科目の内容、形態等を考慮して単位を設定している。

成績評価に関しては、履修規程【資料4-3-54】に従って厳格な成績評価を行っている。また、成績確定後の成績訂正については、科目担当者の成績訂正願いの作成、教授会での各教員による精査など、非常に厳密に行っており、成績管理をめぐる不備や不正を抑止している。

また、学則第42条2に基づき、既修得単位を認定している。

短期大学・高等専門学校当該教育施設で修得した単位の認定を、学科主任、当該科目の担当者などの意見を参考に、適切に、かつ編入学生が不利にならないように配慮し、単位認定を進めている。

海外派遣留学制度を利用する学生が留学先で取得した単位の本学の科目への換算、及び取得単位の成績の認定については、学科主任や演習担当教員が帰国留学生と個別に面談した上で、規程に基づいて換算原案を作成し、人間科学部教授会の承認を得ることになっている。

本学主催語学研修に参加・学修して修得した単位を英語は1単位、それ以外の言語（中・仏・独）は2単位まで認定している。

#### 国際文化学部

国際文化学部では、学則第17条に基づき、授業科目の内容、形態等を考慮して単位を設定している。

成績評価に関しては、履修規程【資料4-3-54】に従って厳格な成績評価を行っている。また、成績確定後の成績訂正については、科目担当者の成績訂正願いの作成、教授会での各教員による精査など、非常に厳密に行っており、成績管理をめぐる不備や不正を抑止している。

また、学則第42条2に基づき、既修得単位を認定している。

短期大学・高等専門学校当該教育施設で修得した単位の認定を、学科主任、当該科目の担当者などの意見を参考に、適切に、かつ編入学生が不利にならないように配慮し、単位認定を進めている。

海外派遣留学制度を利用する学生が留学先で取得した単位の本学の科目への換算、及び取得単位の成績の認定については、学科主任や演習担当教員が帰国留学生と個別に面談した上で、規程に基づいて換算原案を作成し、国際文化学部教授会の承認を得ることになっている。

本学主催語学研修に参加・学修して修得した単位を英語は1単位、それ以外の言語（中・仏・独）は2単位まで認定している。

#### 大学院全体

本学大学院では、授業科目の内容、形態等を考慮し、大学院設置基準第15条に基づき、西南学院大学大学院学則第12条において〈授業科目と単位数〉を定めており【資料4-3-55】、単位制度の趣旨に沿って各研究科の授業科目の単位を同別表第1【資料4-3-55】に規定している。

成績評価に関しては、西南学院大学大学院研究科規則【資料4-3-56】及び各研究科ごとに定める大学院研究科履修指導要領に従って厳格な成績評価を行っている。また、成績確定後の成績訂正については、科目担当者の成績訂正願いの作成、答案やレポートなどの証拠書類一式の提出、教授会での各教員による精査など、非常に厳密に行っており、成績管理をめぐる不備や不正を抑止している。

また、既修得単位の認定を大学院設置基準等に定められた基準に基づいて、他研究科の授業科目から演習担当教員及び当該授業科担当教員の教科を得て履修した場合（大学院学則第15条第1項）と他大学大学院との間で締結した学外単位互換制度により修得した場合の単位（大学院学則第15条第2項）について、8単位以内を修了要件単位に含めることができると規定している。現在、福岡大学大学院と単位互換に関する協定【資料4-3-57】を締結している（第8章に詳述）。その他、研究科規則第3条7項に科目等履修生として取得した単位は、8単位以内に限り、研究会委員会の審査を経て8単位以内を修了要件単位に含めることができると規定している。

上記以外の既修得単位の認定は、大学院学則第45条に定めて実施している。

#### 法学研究科

法学研究科では、大学院学則第12条に基づき、授業科目の内容、形態等を考慮して単位を設定している。

成績評価に関しては、研究科規則【資料4-3-56】及び大学院法学研究科履修指導要領【資料4-3-58p.100,101】に従って厳格な成績評価を行っている。また、成績確定後の成績訂正については、科目担当者の成績訂正願いの作成、答案やレポートなどの証拠書類一式の提出、研究科委員会での各教員による精査など、非常に厳密に行っており、成績管理をめぐる不備や不正を抑止している。

また、大学院学則第15条第1項、第15条第2項、研究科規則第3条第7項及び大学院学則第45条に基づき、既修得単位を認定している。

#### **経営学研究科**

経営学研究科では、大学院学則第12条に基づき、授業科目の内容、形態等を考慮して単位を設定している。

成績評価に関しては、研究科規則【資料4-3-56】及び大学院経営学研究科履修指導要領【資料4-3-59p.104,105】に従って厳格な成績評価を行っている。また、成績確定後の成績訂正については、科目担当者の成績訂正願いの作成、答案やレポートなどの証拠書類一式の提出、研究科委員会での各教員による精査など、非常に厳密に行っており、成績管理をめぐる不備や不正を抑止している。

また、大学院学則第15条第1項、第15条第2項、研究科規則第3条第7項及び大学院学則第45条に基づき、既修得単位を認定している。

#### **文学研究科**

文学研究科では、大学院学則第12条に基づき、授業科目の内容、形態等を考慮して単位を設定している。

成績評価に関しては、研究科規則【資料4-3-56】及び大学院文学研究科履修指導要領【資料4-3-60p.108,109】に従って厳格な成績評価を行っている。また、成績確定後の成績訂正については、科目担当者の成績訂正願いの作成、答案やレポートなどの証拠書類一式の提出、研究科委員会での各教員による精査など、非常に厳密に行っており、成績管理をめぐる不備や不正を抑止している。

また、大学院学則第15条第1項、第15条第2項、研究科規則第3条第7項及び大学院学則第45条に基づき、既修得単位を認定している。

#### **経済学研究科**

経済学研究科では、大学院学則第12条に基づき、授業科目の内容、形態等を考慮して単位を設定している。

成績評価に関しては、研究科規則【資料4-3-56】及び大学院経済学研究科履修指導要領【資料4-3-61p.111,112】に従って厳格な成績評価を行っている。また、成績確定後の成績訂正については、科目担当者の成績訂正願いの作成、答案やレポートなどの証拠書類一式の提出、研究科委員会での各教員による精査など、非常に厳密に行っており、成績管理をめぐる不備や不正を抑止している。

また、大学院学則第15条第1項、第15条第2項、研究科規則第3条第7項及び大学院学則第45条に基づき、既修得単位を認定している。



#### 神学研究科

神学研究科では、大学院学則第12条に基づき、授業科目の内容、形態等を考慮して単位を設定している。

成績評価に関しては、研究科規則【資料4-3-56】及び大学院神学研究科履修指導要領【資料4-3-62p.115,116】に従って厳格な成績評価を行っている。また、成績確定後の成績訂正については、科目担当者の成績訂正願いの作成、答案やレポートなどの証拠書類一式の提出、研究科委員会での各教員による精査など、非常に厳密に行っており、成績管理をめぐる不備や不正を抑止している。

また、大学院学則第15条第1項、第15条第2項、研究科規則第3条第7項及び大学院学則第45条に基づき、既修得単位を認定している。

#### 人間科学研究科

人間科学研究科では、大学院学則第12条に基づき、授業科目の内容、形態等を考慮して単位を設定している。

成績評価に関しては、研究科規則【資料4-3-56】及び大学院人間科学研究科履修指導要領【資料4-3-63p.120,121】に従って厳格な成績評価を行っている。また、成績確定後の成績訂正については、科目担当者の成績訂正願いの作成、答案やレポートなどの証拠書類一式の提出、研究科委員会での各教員による精査など、非常に厳密に行っており、成績管理をめぐる不備や不正を抑止している。

また、大学院学則第15条第1項、第15条第2項、研究科規則第3条第7項及び大学院学則第45条に基づき、既修得単位を認定している。

#### 国際文化研究科

国際文化研究科では、大学院学則第12条に基づき、授業科目の内容、形態等を考慮して単位を設定している。

成績評価に関しては、研究科規則【資料4-3-56】及び大学院国際文化研究科履修指導要領【資料4-3-64p.124,125】に従って厳格な成績評価を行っている。また、成績確定後の成績訂正については、科目担当者の成績訂正願いの作成、答案やレポートなどの証拠書類一式の提出、研究科委員会での各教員による精査など、非常に厳密に行っており、成績管理をめぐる不備や不正を抑止している。

また、大学院学則第15条第1項、第15条第2項、研究科規則第3条第7項及び大学院学則第45条に基づき、既修得単位を認定している。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

#### 大学全体

本学では、教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修・研究の機会を設けるために、全学FD・学士課程推進委員会及び各学部FD推進委員会が設置されている。

毎年7月に、各学部のFD委員会から全学FD・学士課程推進委員会へ下記内容が報告さ

れる。【資料4-3-65】 ①学部FD委員会名称・メンバー名、②これまでの学部でのFD活動内容・取組事例、③成果・改善点、④授業評価アンケート結果の活用方法、⑤今後の取組み  
この他にも以下のとおり、組織的な研修・研究の機会を設けている。

大学主催の夏期教職員懇談協議会では、毎年、テーマを設定して講演、シンポジウム、パネルセッション及びワークショップ等の各種形態において開催している。

2015（平成27）年9月には、「国際社会で活躍できる人材育成プログラム」の講演会を開催した。【資料4-3-66】

教育・研究推進機構主催の大学改革フォーラムは、毎年1、2回の頻度で、テーマを設定して講演、シンポジウム、パネルセッション及びワークショップ等の各種形態において開催しており、過去2年間の開催実績は、以下のとおりである。

2016（平成28）年11月：「協同学習による授業デザイン」（久留米大学 心理学科教授 安永悟氏）【資料4-3-67】

2015（平成27）年7月：「自己点検・評価を通じた教育・研究の質向上について」（大学基準協会 事務局長 工藤潤氏）

2015（平成27）年6月：「教育インキュベートプログラム報告会」（本学の教職員4名）

2014（平成26）年10月：「キャリア教育について～職業教育との違い～」（小樽商科大学 副学長 大矢繁氏）

2014（平成26）年7月：「学修支援の制度整備～初年次教育のあり方について～」（関西大学 助教 岩崎千晶氏）

フォーラム等の講演終了後には、満足度や感想等のアンケート【資料4-3-68】を行い、教育内容・方法の改善に結びつけている。

宗教部主催のファカルティ・リトリート【資料4-3-69】では、毎年、テーマを設定して講演、シンポジウム、パネルセッション及びワークショップ等の各種形態において開催している。

#### 神学部

毎年7月に、神学部FD委員会から全学FD・学士課程推進委員会へ下記内容が報告される。【資料4-3-65】 ①学部FD委員会名称・メンバー名、②これまでの学部でのFD活動内容・取組事例、③成果・改善点、④授業評価アンケート結果の活用方法、⑤今後の取組み

神学部では、大学主催の夏期教職員懇談協議会、教育・研究推進機構主催の大学改革フォーラム、宗教部主催のファカルティ・リトリートに積極的に参加している。

神学部独自の教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修・研究の機会として、授業評価アンケートの結果を参照して、授業とシラバスとの整合性の点検を行っている。

#### 文学部

毎年7月に、英文学科FD委員会、英語専攻FD委員会、フランス語専攻FD委員会から全学FD・学士課程推進委員会へ下記内容が報告される。【資料4-3-65】 ①学部FD委員会名称・メンバー名、②これまでの学部でのFD活動内容・取組事例、③成果・改善点、④授業評価アンケート結果の活用方法、⑤今後の取組み

文学部では、大学主催の夏期教職員懇談協議会、教育・研究推進機構主催の大学改革フォーラム、宗教部主催のファカルティ・リトリートに積極的に参加している。

英文学科独自の教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修・研究の機会として、前期と後期の終了後に、スキル系科目（「リーディングスキル」、「スピーキングスキル」、「ライティングスキル」、「CALL 演習」等）、キャリア系科目（「観光通訳基礎・実践」、「会議通訳基礎・実践」、「キャリアスピーキング」、「キャリアライティング」、「パブリックスピーキング」等）担当者によるアンケートを実施し、FD活動を推進している。アンケートで指摘された問題や要望について協議会で協議したり、申し合わせを更新したりすることで学科の教育内容の改善に努めている。専攻科目のなかでも、専任教員が担当するコア・カリキュラムである、1年次の「基礎演習」「英米文学・文化基礎講読」、2年次の「英米文学・文化講読」、3年次の「演習Ⅰ」、4年次の「演習Ⅱ」に関しては、学科協議会において授業内容や方法等について情報交換や調整を行うことによって、担当教員間で学習指標や評価基準を共有し、教育内容の改善に努めている。

英語専攻独自の教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修・研究の機会として、月に1、2度のペースで、主として各種業務の効率化と内容の改善及び教育の質的な改善を主眼としたFD活動を行っている。

フランス語専攻独自の教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修・研究の機会として、「フランス語教育を考える会」を開催しており、調査研究発表や、フランス語教育における目標設定についての提案・報告、そして共通科目フランス語の Semester制への移行に関する調査報告等が行われている。こうした取り組みにより、フランス語教育に携わるすべての教員が、日頃の教育活動で得た経験を共有し、学生への動機づけ、目標の設定といった未来志向の具体的な提案を真摯に捉え、活発で有益な議論を行うことができている。この議論を踏まえ各自の現場でいかに動機づけと目標設定を学生に促していくかが課題となる。

#### 商学部

毎年7月に、商学部FD委員会から全学FD・学士課程推進委員会へ下記内容が報告される。【資料4-3-65】 ①学部FD委員会名称・メンバー名、②これまでの学部でのFD活動内容・取組事例、③成果・改善点、④授業評価アンケート結果の活用方法、⑤今後の取組み

商学部では、大学主催の夏期教職員懇談協議会、教育・研究推進機構主催の大学改革フォーラム、宗教部主催のファカルティ・リトリートに積極的に参加している。

商学部独自の教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修・研究の機会として、授業評価アンケートに基づく授業とシラバスとの整合性の点検を行っている。

#### 経済学部

毎年7月に、経済学部FD委員会から全学FD・学士課程推進委員会へ下記内容が報告される。【資料4-3-65】 ①学部FD委員会名称・メンバー名、②これまでの学部でのFD活動内容・取組事例、③成果・改善点、④授業評価アンケート結果の活用方法、⑤今後の取組み

経済学部では、大学主催の夏期教職員懇談協議会、教育・研究推進機構主催の大学改革フォーラム、宗教部主催のファカルティ・リトリートに積極的に参加している。

経済学部独自の教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修・研究の機会として、年に最低2回、経済学部FD研究会を実施するよう努めている。直近では、「経済学部にお

ける開講科目の変遷」(2016年2月17日)と題し、①開講科目は理論経済学部門や経済政策部門など部門別に科目が分類されているが、科目配置の適切性に問題がある(科目の部門間移動の必要性)、②開講実績のない科目やかつて開講されていた科目の確認、③現行カリキュラムの見直しの必要性、について協議を行った。更に「今後の採用人事計画とカリキュラム改革の方向性(再考)」(6月1日)と題して、①カリキュラムマップの見直しから、新設科目の可能性を議論、②現在の世界情勢や学内事情を考慮して、現実的なカリキュラムのあり方を議論した。

経済学部独自の基礎教育である「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」の実施・運営の責任は経済学部教授会が持ち、実際の運営においては両学科の学科主任が教員間の連絡調整に当たっている。また、経済学部FD委員会が、授業方法の改善等の検討に当たっている。

#### 法学部

毎年7月に、法学部FD委員会から全学FD・学士課程推進委員会へ下記内容が報告される。【資料4-3-65】 ①学部FD委員会名称・メンバー名、②これまでの学部でのFD活動内容・取組事例、③成果・改善点、④授業評価アンケート結果の活用方法、⑤今後の取組み

法学部では、大学主催の夏期教職員懇談協議会、教育・研究推進機構主催の大学改革フォーラム、宗教部主催のファカルティ・リトリートに積極的に参加している。

法学部独自の教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修・研究の機会として、教員間で試験問題を回覧し、各科目の試験問題の工夫について情報交換を行っている。教育内容や方法のあり方が試験問題の作成にも反映されると考えるからである。一部の教員は試験問題についてのコメント、答案の講評等について学生向けに情報を公開している。この情報公開は年を追って充実してきている。また、基礎演習、導入科目においても教育内容、教育方法について担当教員間で話し合い、これらの科目についてある程度共通の認識を持って実施している。

#### 人間科学部

毎年7月に、人間科学部FD委員会から全学FD・学士課程推進委員会へ下記内容が報告される。【資料4-3-65】 ①学部FD委員会名称・メンバー名、②これまでの学部でのFD活動内容・取組事例、③成果・改善点、④授業評価アンケート結果の活用方法、⑤今後の取組み

人間科学部では、大学主催の夏期教職員懇談協議会、教育・研究推進機構主催の大学改革フォーラム、宗教部主催のファカルティ・リトリートに積極的に参加している。

人間科学部独自の教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修・研究の機会は、以下のとおりである。

児童教育学科では、主要科目担当教員による「演習打ち合わせ会」、「卒業論文発表会」を年1回行っている。「演習打ち合わせ会」では、「演習」の担当教員が授業内容、教授方法、クラス間の授業展開の平準化、各種問題点、改善方法また、問題のある学生の対応方法等について協議している。4年次には「卒業論文発表会」を行っているが、その実施にあたり、担当教員は実施要領、学生への指導等打ち合わせを行い、クラス間の平準化を図っている。在学生にも出席を促し「演習」希望の参考にさせている。

加えて、科目の運営及び教育内容評価及び検証のために、年に1回、オムニバス科目で

ある「教職実践演習」の担当者で保育学・教育学ベースの教員と、内容学ベースの教員が双方協力して学習内容と教授方法、評価方法等授業運営について協議を行っている。また幼稚園実習主任、小学校実習主任から教育実習の実態を聴く等の勉強会を実施している。

また、社会福祉学科と共同で、「自然科学系科目教員懇談会」を随時開催し、本学の自然科学系科目の構成、授業内容、教授方法等について定期的な会合を行い協議している。

同じく、社会福祉学科と共同で、保育士養成課程科目の教員による授業内容等の検証のために、「保育課程運営委員会」を年に1、2回開催し、保育士養成課程科目の構成、授業内容、教授方法等について協議している。また、保育士資格の今後に関する情報の共有と両学科の将来構想について、「保育教諭等免許資格に関する社会福祉学科との将来構想合同勉強会」を開催し、保育士資格の今後に関する情報を共有しながら、両学科の将来構想についての可能性を協議している。

更に、外部と連携し、「福岡市こども未来局子育て支援部との懇談会」を年1回実施し、福岡市の子ども・子育てを取り巻く現状について福岡市から情報提供を受けて大学側の抱える課題や共有できる情報について議論、意見交換を行っている。

社会福祉学科では、社会福祉士国家試験受験資格科目を基本に構成されているカリキュラムの主要科目である「ソーシャルワーク演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ」及び「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」の担当教員（社会福祉学科専任教員及び非常勤講師）が、学期終了時に「実習演習打ち合わせ会」を年2回開催している。この「実習演習打ち合わせ会」では毎回3、4時間をかけ、授業内容、教授方法、クラス間の授業展開の平準化、各種問題点、改善方法また、問題のある学生の対応方法等について協議している。

加えて、外部からの視点による教育内容評価及び検証のために、年に1回、「ソーシャルワーク実習担当者懇談会」を開催し、本学教員及びソーシャルワーク実習の実習先である施設等の実習指導者（学外）が、大学における実習前教育（「ソーシャルワーク演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ」や「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」その他社会福祉士関係科目）の学習内容と実習教育について報告と協議を行っている。

また、児童教育学科と共同で、「自然科学系科目教員懇談会」を随時開催し、本学の自然科学系科目の構成、授業内容、教授方法等について定期的な会合を行い協議している。

同じく、社会福祉学科と共同で、保育士養成課程科目の教員による授業内容等の検証のために、「保育課程運営委員会」を年に1、2回開催し、保育士養成課程科目の構成、授業内容、教授方法等について協議している。また、保育士資格の今後に関する情報の共有と両学科の将来構想について、「保育教諭等免許資格に関する社会福祉学科との将来構想合同勉強会」を開催し、保育士資格の今後に関する情報を共有しながら、両学科の将来構想についての可能性を協議している。

心理学科では、毎年行っている教育活動として、教員相互による授業参観が挙げられる。これは、各教員が、前期と後期に、各1回、他教員の授業に参観し、授業内容に関するフィードバックを行い、教員相互による授業参観（ピアレビュー）、教員によるアクティブラーニング勉強会の実施、教員による統計勉強会の実施、授業で実施した試験内容の教員間の共有を試みている。

また、複数の教員で担当している科目（オムニバス科目等）については、第一回の授業の開始前に、教員間で授業の進め方、指導について、話し合いを行っている。また、科目

によっては、学期中に適宜、進捗状況や指導内容などの確認を行っている。

更に、授業中に自らが行った小テストや試験問題を他教員に配布し、共有している。

これらの毎年の活動に加え、2015（平成27）年度においては、3つの研究・勉強会を実施した。まず、①アクティブラーニングの研究会と題し、他大学で行われているアクティブラーニングの実践例の紹介、心理学科教員によるアクティブラーニングの実践例の紹介、今後の自分の担当授業への取り組みの検討を行った。

加えて、②統計に関する勉強会と題し、近年、他大学でも多く利用されるようになったExcelを利用した統計ソフトHADの使い方を学んだ。また、③ループリックに関する検討も行い、ループリックの書き方についての情報交換、検討を行い、実際に、前期後期の基礎演習の科目のシラバスに、ループリックを記載した。

#### 国際文化学部

毎年7月に、国際文化学部FD・点検評価委員会から全学FD・学士課程推進委員会へ下記内容が報告される。【資料4-3-65】 ①学部FD委員会名称・メンバー名、②これまでの学部でのFD活動内容・取組事例、③成果・改善点、④授業評価アンケート結果の活用方法、⑤今後の取組み

国際文化学部では、大学主催の夏期教職員懇談協議会、教育・研究推進機構主催の大学改革フォーラム、宗教部主催のファカルティ・リトリートに積極的に参加している。

国際文化学部独自の教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修・研究の機会として、毎年、年度末に国際文化談話会を開催し、教員の最新の研究活動の報告を行うとともに、研究成果を教育に活用する方法などについて議論を重ねている。

#### 大学院全体

本学大学院では、教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修・研究の機会を設けるために、大学院学務部長を委員長とし各研究科長及び専攻主任を委員とする「大学院FD委員会」を設置しており、大学主催の夏期教職員懇談協議会、大学改革フォーラム及びファカルティ・リトリートへの出席を通じて研修・研究を進めている。

また、学生による授業評価アンケートを実施し、学生の意見を授業の改善に役立てている。しかし学生が少人数のため、学部と同様に授業時間の一部を活用して実施すれば、アンケート記入者が容易に特定され不利益に通じかねない。そこで自筆による回答を禁止するなどの配慮を行っている。現在、多くは授業のアンケート調査に止まっていて、授業参観などの教員相互の授業評価や研修会等の実施は一部に留まっている。

#### 法学研究科

法学研究科では、大学主催の夏期教職員懇談協議会、教育・研究推進機構主催の大学改革フォーラム、宗教部主催のファカルティ・リトリートに積極的に参加している。

法学研究科独自の教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修・研究の機会として、各授業担当者が日常の学生とのコミュニケーションの場で学生の意見を聴き、教育改善を図っており、学生と教員の間意思疎通は良好である。

#### 経営学研究科

経営学研究科では、大学主催の夏期教職員懇談協議会、教育・研究推進機構主催の大学改革フォーラム、宗教部主催のファカルティ・リトリートに積極的に参加している。

経営学研究科独自の教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修・研究の機会として、経営学研究科長と院生会長との意見交換の場として4月上旬に「院生フォーラム」【資料4-3-70】を開催しているので、教員と学生の意見交換もしながら、教員の指導内容・方法や修士論文スケジュール等について検討、これを審議している。

#### 文学研究科

文学研究科では、大学主催の夏期教職員懇談協議会、教育・研究推進機構主催の大学改革フォーラム、宗教部主催のファカルティ・リトリートに積極的に参加している。

文学研究科独自の教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修・研究の機会として、個別的に担当教員間で教育や研究、学生に関する情報の交換は頻繁に行っている。

#### 経済学研究科

経済学研究科では、大学主催の夏期教職員懇談協議会、教育・研究推進機構主催の大学改革フォーラム、宗教部主催のファカルティ・リトリートに積極的に参加している。

経済学研究科独自の教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修・研究の機会として、経済学研究科委員会で大学院FD委員会及び経済学部FD委員会で提案された事項についての審議や取組みを行うとともに、経済学部FD委員会と共同でFD研究会を毎年数回開催し、教員の教育内容や教育方法の改善を議論している。

#### 神学研究科

神学研究科では、大学主催の夏期教職員懇談協議会、教育・研究推進機構主催の大学改革フォーラム、宗教部主催のファカルティ・リトリートに積極的に参加している。

神学研究科独自の教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修・研究の機会では、オムニバス講義のあり方について、複数教員の指導制について、成績評価基準の統一についてなどを検討した。

大学院学生は、学部学生と共同で授業に関するアンケートを自主的に行い、その結果を神学部学生会でまとめて提出し、教員たちと懇談の時（カリキュラム懇談会）【資料4-3-71】を持っている。

#### 人間科学研究科

人間科学研究科では、大学主催の夏期教職員懇談協議会、教育・研究推進機構主催の大学改革フォーラム、宗教部主催のファカルティ・リトリートに積極的に参加している。

人間科学研究科独自の教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修・研究の機会として、2007（平成19）年度から院生が中心となって全院生対象に記述方式の授業評価調査【資料4-3-72】を実施している。授業評価によって教育・研究指導上の課題が指摘された場合には、研究科長が当該教員と懇談するなどの方法で、課題の解決が図られてきた。

**国際文化研究科**

国際文化研究科では、大学主催の夏期教職員懇談協議会、教育・研究推進機構主催の大学改革フォーラム、宗教部主催のファカルティ・リトリートに積極的に参加している。

国際文化研究科独自の教育内容・方法等の改善を図るための組織的な研修・研究の機会として、国際文化学部のFD委員会が組織されており、これらの委員会で提案された事項について、国際文化研究科委員会で審議や取り組みを行っている。

教員相互での意見の交換は行っているが、相互の授業参観などの本研究科としての組織的な取り組みは行っていない。

- (5) 教育内容・方法等の改善を図るための責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。[本学独自の点検・評価項目]

**大学全体**

本学では、教育内容・方法等の改善を図るための責任主体・組織、権限、手続きを西南学院大学自己点検・評価規程【資料4-3-73】及び西南学院大学自己点検・評価規程細則【資料4-3-74】に定めている。全学FD・学士課程教育推進委員会を、教育内容・方法等の改善を図るための責任主体・組織として規定しており、その権限も同規程に規定されている。学部については、学部長を委員長とする学部点検評価委員会、研究科については、研究科長を委員長とする大学院点検評価委員会で、教育内容・方法等を検証することとしている。

手続きに関しては、毎年度作成している「西南学院大学自己点検・評価実施要領」【資料4-3-75】に記載されている。毎年、目標設定シート【資料4-3-76】に目標を記載し、5月1日現在の根拠資料に基づいて事務局が点検・評価を行い、当該点検・評価結果(案)を個別点検・評価委員会である学部については、全学FD・学士課程教育委員会、研究科については、大学院点検評価委員会において検証し、抽出された課題を改善することとなっている。

**2. 点検・評価****「基準4-3の充足状況」**

以下のとおり、基準4-3を、充足していると判断する。

本学では、教育目標を達成するために必要となる授業の形態や必要単位数を明らかにし、適切な履修指導及び学習指導を行っている。授業の目的や到達目標、授業内容・方法、成績評価基準等を明らかにしたシラバスを作成して学生にあらかじめ公表している。授業科目の内容や形態を考慮し単位制度の趣旨に沿って各授業科目の単位の計算基準を学則に明確に定め、成績評価と単位認定を適切に行っている。また、教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけるために、授業の改善を目的として学生への授業評価アンケートの実施や大学全体で組織的な研修を行うほか、教育内容・方法等の改善を図るための責任主体・組織、権限、手続を明確にして、検証プロセスを適切に機能させ改善につなげている。



(1) 効果が上がっている事項

**神学部**

学内の「特色ある学部教育実施経費」(毎年度)や学内 GP (2015 年度まで)、教育 IP (2016 年度) などを利用し、神学部の教育課程・教育目標を達成するため、著名な外部講師を招いた講演会やシンポジウム、学生の国内外での研修旅行等、様々な取組みを実施している。

また、「ギリシア語」「ヘブライ語」で SA 制度を導入している。

単位の設定に関しては、授業の内容、形態に応じている。転・編入・学士入学の学生の国内外における他大学取得単位、国外派遣留学先での修得単位、福岡市西部地区五大学連携の単位互換科目の修得単位を含めた認定基準と方法を教職員が共有している。

全学 FD・学士課程教育推進委員会の審議内容は学部長を通して、学部教授会の折に神学部教員に伝えられている。大学改革フォーラム、夏期教職員懇談会、ファカルティ・リトリートに神学部教員は参加し、特にファカルティ・リトリートの参加度は高く、発題を務めることも多い。【資料4-3-77】

授業とシラバスとの整合性の点検は、授業評価アンケートや神学部独自のカリキュラム懇談会のために神学部学生会が行うアンケートの結果を参照して、前者は教員個人の責任において、後者は学部全体で行っている。カリキュラム懇談会は全学で授業評価が始まるよりずっと以前から行ってきた神学部の伝統行事である。

**法学部**

演習については、導入教育的な目的も持ち、ディベートにより論理的な説得力を持った議論ができる能力を身に付けさせるための 1 年次の基礎演習、本格的な分析やプレゼンテーションに取り組む 3 年次の専門演習Ⅱへの導入を図る 2 年次の専門演習Ⅰ、3 年次の専門演習Ⅱで身に付けた専門的な知識と分析力を基にゼミ論をまとめる 4 年次の専門演習Ⅲというように、位置付けの異なる演習科目を 1 年次から 4 年次まで配置しているが、学生へのアンケート調査においては、いずれの演習科目についても、履修者の満足度が高い。

【資料4-3-78p.81】

成績評価と単位認定については、各教員の定期試験の問題を法学部教員全員で共有し、試験のレベルをお互いに確認し、適切な単位認定となっているか、シラバスに基づいた授業を展開し、適切な授業レベルとなっているかを検証する仕組みを設けている。

(2) 改善すべき事項

特になし。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

**神学部**

2017 (平成 29) 年度は新たに教育支援プログラムを利用して、従来以上の多様な取組み

を実施する予定である。

また、従来の SA に加えて、2016（平成 28）年度後期からキリスト教人文科学コース向けに TA 制度を導入する予定である。

#### 法学部

専門演習の履修者の満足度は高いものの、4 年次の専門演習の履修率は低いことから、この履修率を上げるためのカリキュラムの見直し、再編を行う。

#### （2）改善すべき事項

特になし。

#### 4. 根拠資料

- 4-3-1 収容定員関係学則変更認可申請書 学則変更の趣旨等を記載した書類
- 4-3-2 西南学院大学履修規程別表（第 9 条関係）各年次別履修単位
- 4-3-3 卒業要件その他履修規程に関する概略説明（神学部）
- 4-3-4 卒業要件その他履修規程に関する概略説明（文学部英文学科・外国語学科）
- 4-3-5 卒業要件その他履修規程に関する概略説明（商学部）
- 4-3-6 卒業要件その他履修規程に関する概略説明（経済学部）
- 4-3-7 卒業要件その他履修規程に関する概略説明（法学部）
- 4-3-8 教職履修カルテ
- 4-3-9 卒業要件その他履修規程に関する概略説明（人間科学部児童教育学科）
- 4-3-10 卒業要件その他履修規程に関する概略説明（人間科学部社会福祉学科）
- 4-3-11 卒業要件その他履修規程に関する概略説明（人間科学部心理学科）
- 4-3-12 卒業要件その他履修規程に関する概略説明（国際文化学部国際文化学科）
- 4-3-13 法学研究科研究指導計画書
- 4-3-14 経営学研究科研究指導計画書
- 4-3-15 文学研究科研究指導計画書
- 4-3-16 経済学研究科研究指導計画書
- 4-3-17 神学研究科研究指導計画書
- 4-3-18 人間科学研究科研究指導計画書
- 4-3-19 国際文化研究科研究指導計画書
- 4-3-20 2016 年度 講義要綱（シラバス）作成について
- 4-3-21 講義要綱（シラバス）冊子について
- 4-3-22 大学ホームページ／シラバス（<http://esaints.seinan-gu.ac.jp/syllabus/controller1.php>）
- 4-3-23 2016 年度 神学部神学科授業時間割（15～19 期生）
- 4-3-24 2016 年度 神学部神学科授業時間割（20 期生）
- 4-3-25 2016（平成 28）年度 文学部英文学科授業時間割（12～20 期生）
- 4-3-26 2016（平成 28）年度 文学部外国語学科英語専攻授業時間割（13 期生～20 期生）
- 4-3-27 2016（平成 28）年度 文学部外国語学科フランス語専攻授業時間割（14 期生～20 期生）
- 4-3-28 2016（平成 28）年度 商学部商学科授業時間割（13～18 期生）
- 4-3-29 2016（平成 28）年度 商学部商学科授業時間割（19 期生）
- 4-3-30 2016（平成 28）年度 商学部商学科授業時間割（20 期生）

- 4-3-31 2016 (平成 28) 年度 商学部経営学科授業時間割 (13 期～18 期生)
- 4-3-32 2016 (平成 28) 年度 商学部経営学科授業時間割 (19 期生)
- 4-3-33 2016 (平成 28) 年度 商学部経営学科授業時間割 (20 期生)
- 4-3-34 2016 (平成 28) 年度 経済学部経済学科授業時間割 (13～20 期生)
- 4-3-35 2016 (平成 28) 年度 経済学部国際経済学科授業時間割 (13～20 期生)
- 4-3-36 2016 (平成 28) 年度 法学部法律学科授業時間割
- 4-3-37 2016 (平成 28) 年度 法学部国際関係法学科授業時間割
- 4-3-38 2016 (平成 28) 年度 人間科学部児童教育学科授業時間割 (13～20 期生)
- 4-3-39 2016 (平成 28) 年度 人間科学部社会福祉学科授業時間割
- 4-3-40 2016 (平成 28) 年度 人間科学部心理学科授業時間割 (16～20 期生用)
- 4-3-41 2016 年度 国際文化学部国際文化学科授業時間割 (12～19 期生)
- 4-3-42 2016 年度 国際文化学部国際文化学科授業時間割 (20 期生)
- 4-3-43 大学院ホームページ/大学院シラバス (<http://www.seinan-gu.ac.jp/gra/log/syllabus/>)
- 4-3-44 2016 (平成 28) 年度 大学院時間割 (法学研究科)
- 4-3-45 2016 (平成 28) 年度 大学院時間割 (経営学研究科)
- 4-3-46 2016 (平成 28) 年度 大学院時間割 (文学研究科英文学専攻)
- 4-3-47 2016 (平成 28) 年度 大学院時間割 (文学研究科フランス文学専攻)
- 4-3-48 2016 (平成 28) 年度 大学院時間割 (経済学研究科)
- 4-3-49 2016 (平成 28) 年度 大学院時間割 (神学研究科)
- 4-3-50 2016 (平成 28) 年度 大学院時間割 (人間科学研究科人間科学専攻)
- 4-3-51 2016 (平成 28) 年度 大学院時間割 (人間科学研究科臨床心理学専攻)
- 4-3-52 2016 (平成 28) 年度 大学院時間割 (国際文化研究科)
- 4-3-53 西南学院大学学則 (既出 1-2)
- 4-3-54 2016 (平成 28) 年度 学生便覧 (p.73～79 履修規程) (既出 1-8)
- 4-3-55 西南学院大学大学院学則 (既出 1-3)
- 4-3-56 西南学院大学大学院研究科規則
- 4-3-57 福岡大学大学院人文科学研究科と西南学院大学大学院文学研究科との単位互換に関する協定書
- 4-3-58 2016 (平成 28) 年度 大学院学生便覧 (p.100、101 法学研究科履修指導要領) (既出 1-9)
- 4-3-59 2016 (平成 28) 年度 大学院学生便覧 (p.104、105 経営学研究科履修指導要領) (既出 1-9)
- 4-3-60 2016 (平成 28) 年度 大学院学生便覧 (p.108、109 文学研究科履修指導要領) (既出 1-9)
- 4-3-61 2016 (平成 28) 年度 大学院学生便覧 (p.111、112 経済学研究科履修指導要領) (既出 1-9)
- 4-3-62 2016 (平成 28) 年度 大学院学生便覧 (p.115、116 神学研究科履修指導要領) (既出 1-9)
- 4-3-63 2016 (平成 28) 年度 大学院学生便覧 (p.120、121 人間科学研究科履修指導要領) (既出 1-9)
- 4-3-64 2016 (平成 28) 年度 大学院学生便覧 (p.124、125 国際文化研究科履修指導要領) (既出 1-9)
- 4-3-65 2015 年度学部 FD 活動報告
- 4-3-66 夏期教職員懇談協議会資料
- 4-3-67 大学改革フォーラム資料
- 4-3-68 大学改革フォーラムアンケート
- 4-3-69 西南学院宗教局報告 (既出 1-15)
- 4-3-70 経営学研究科院生フォーラム 開催資料
- 4-3-71 神学研究科カリキュラム懇談会 開催資料
- 4-3-72 2015 年度人間科学研究科大学院学生による授業評価アンケート
- 4-3-73 西南学院大学自己点検・評価規程 (既出 1-33)
- 4-3-74 西南学院大学自己点検・評価規程細則 (既出 1-34)
- 4-3-75 西南学院大学自己点検・評価実施要領 (既出 1-35)

- 4-3-76 大学ホームページ／自己点検評価活動（目標設定シート）（既出 1-36）  
（[http://www.seinan-gu.ac.jp/about/self\\_examination/report.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/about/self_examination/report.html)）
- 4-3-77 2016（平成 28）年度第 46 回ファカルティ・リトリート
- 4-3-78 法学部カリキュラム改正に伴うアンケート（既出 4-2-16）

以上



## 第4章 教育内容・方法・成果 4. 成果

---

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

**大学全体**

本学では、課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標として、文部科学省の各種資料を基にルーブリックを作成中であるが、評価の視点及び基準並びにその表現方法等、検討を要する課題が残っている。

作成中のルーブリックの検討を進め、学習成果を測定するための評価指標として機能するか否かを慎重に見極めるとともに、他の評価指標の検討も行い、採択した評価指標に基づいて適切に成果を測定する予定である。学習成果を測定するための評価指標【資料4-4-1】の開発について、2014（平成26）年12月に各学部において、中教審大学教育部会（2011（平成23）年12月9日）説明資料において用いられているルーブリックを参考とした。

現在、成績の採点基準は、S、A、B、C、D及びEで表示され、その内容は、以下のとおり示されている。

S 合格（単位修得）	100点から90点まで	D 不合格	59点以下
A 合格（単位修得）	89点から80点まで	E 不合格	受験せず
B 合格（単位修得）	79点から70点まで		
C 合格（単位修得）	69点から60点まで		

作成中のルーブリックは、学位授与方針に定める「課程修了にあたって修得しておくべき学習成果」を抽出し、当該学習成果がどのような状態になった時に、上記に示す採点基準のどの基準に該当するかを一覧にした表であり、以下に示す例のとおりである。

SEQ	能力	A	B	C	D
1	論理的思考力	英語と日本語のテキストを読解し、課題の探究と問題解決能力に優れている等、論理的思考力を期待以上に身に付けている。	英語と日本語のテキストを読解し、課題を探究することができる等、論理的思考力を期待通りに身に付けている。	英語と日本語のテキストを読解し、課題を探究することができない等、論理的思考力の修得が期待をやや下回る。	英語と日本語のテキストを読解し、課題を探究することができない等、論理的思考力の修得が不十分である。

学生自身が、学修成果を自己評価する機会として、「学生による授業評価アンケート」【資料4-4-2】及び「卒業生アンケート」【資料4-4-3】を行っている。

学生による授業評価アンケートでは、以下の5つの設問を設定している。

- Q. 各回の授業内容は理解できた
- Q. 学問的興味をかきたてられた
- Q. この授業を受講して、新しい知識や能力を向上させることができた
- Q. この授業から自分にとって新しい考え方・発想を得た
- Q. この授業を受講して、さらに学びたいと思った

卒業生アンケートでは、以下の7つの設問を設定している。

- Q. 専門的知識
- Q. 一般教養的知識
- Q. 論理的思考能力
- Q. コミュニケーション能力
- Q. 批判的能力
- Q. プレゼンテーション・表現能力
- Q. リーダーシップ能力

集計・分析したデータは、全学部の学部長が構成員である部長会議で報告され、学部・学科で教育の充実と改善に有効に活用している。【資料4-4-4】

#### 神学部

神学部では、課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標として、文部科学省の各種資料を基にループリックを作成中【資料4-4-5】であるが、評価の視点及び基準並びにその表現方法等、検討を要する課題が残っている。

作成中のループリックの検討を進め、学習成果を測定するための評価指標として機能するか否かを慎重に見極めるとともに、他の評価指標の検討も行い、採択した評価指標に基づいて適切に成果を測定する予定である。

学生自身が、学修成果を自己評価する機会として、「学生による授業評価アンケート」【資料4-4-2】及び「卒業生アンケート」【資料4-4-3】を行っている。

#### 文学部

文学部では、課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標として、文部科学省の各種資料を基にループリックを作成中【資料4-4-6】であるが、評価の視点及び基準並びにその表現方法等、検討を要する課題が残っている。

作成中のループリックの検討を進め、学習成果を測定するための評価指標として機能するか否かを慎重に見極めるとともに、他の評価指標の検討も行い、採択した評価指標に基づいて適切に成果を測定する予定である。各学科で、学修成果を測定するための評価指標に関して、ループリックの形式を参照して検討したが、評価指標の適切性や有効性については、さらなる検証が必要である。

学生自身が、学修成果を自己評価する機会として、「学生による授業評価アンケート」【資料4-4-2】及び「卒業生アンケート」【資料4-4-3】を行っている。

今後は、TOEFL、IELTS、TOEIC、DELTA、DALF など国際標準の語学技能検定試験の受験をさらに促進するなど、グローバル化に対応する教育の充実を図りたい。

#### 商学部

商学部では、課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標として、文部科学省の各種資料を基にループリックを作成中【資料4-4-7】であるが、評価の視点及び基準並びにその表現方法等、検討を要する課題が残っている。

作成中のループリックの検討を進め、学習成果を測定するための評価指標として機能す



るか否かを慎重に見極めるとともに、他の評価指標の検討も行い、採択した評価指標に基づいて適切に成果を測定する予定である。

学生自身が、学修成果を自己評価する機会として、「学生による授業評価アンケート」【資料4-4-2】及び「卒業生アンケート」【資料4-4-3】を行っている。

#### 経済学部

経済学部では、学修成果を測定するための評価指標の開発について、「新しい成績評価の試み」【資料4-4-8】と題し、①ルーブリック方式の導入は大人数の授業では難しいことから、少人数授業における、それに代わる成績評価の提案、②基礎演習Ⅰ・基礎演習Ⅱ、演習Ⅰ・演習Ⅱにおける、一貫した成績評価基準の設定と、学生の学力と学修態度の向上をめざした情報共有の構築、③学業面と学習態度面それぞれに評価項目を設け、教員の判断で評価し、教員側と学生側で相互確認を行うフィードバック体制の実施可能性を検討している。

他学部で検討しているルーブリック方式は経済学部の大講義には有効ではないという意見を受けて、それに代わる方式を現在検討中である。FD研究会で、学生の学習効果と学習態度も含めた総合的な新しい学習成果評価方式を提案しているが、改善途上である。その枠内で、1年生向けの学習効果測定についても現在検討中である。

経済学部個別点検評価委員会で引き続き、学修成果の測定のための指標を検討していく。

学生自身が、学修成果を自己評価する機会として、「学生による授業評価アンケート」【資料4-4-2】及び「卒業生アンケート」【資料4-4-3】を行っている。

#### 法学部

法学部では、課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標として、文部科学省の各種資料を基にルーブリックを作成中【資料4-4-9】であるが、評価の視点及び基準並びにその表現方法等、検討を要する課題が残っている。

作成中のルーブリックの検討を進め、学習成果を測定するための評価指標として機能するか否かを慎重に見極めるとともに、他の評価指標の検討も行い、採択した評価指標に基づいて適切に成果を測定する予定である。

学生自身が、学修成果を自己評価する機会として、「学生による授業評価アンケート」【資料4-4-2】及び「卒業生アンケート」【資料4-4-3】を行っている。

#### 人間科学部

人間科学部では、課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標として、文部科学省の各種資料を基にルーブリックを作成中【資料4-4-10】であるが、評価の視点及び基準並びにその表現方法等、検討を要する課題が残っている。

作成中のルーブリックの検討を進め、学習成果を測定するための評価指標として機能するか否かを慎重に見極めるとともに、他の評価指標の検討も行い、採択した評価指標に基づいて適切に成果を測定する予定である。

学生自身が、学修成果を自己評価する機会として、「学生による授業評価アンケート」【資料4-4-2】及び「卒業生アンケート」【資料4-4-3】を行っている。

**国際文化学部**

国際文化学部では、課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標として、文部科学省の各種資料を基にルーブリックを作成中【資料4-4-11】であるが、評価の視点及び基準並びにその表現方法等、検討を要する課題が残っている。

作成中のルーブリックの検討を進め、学習成果を測定するための評価指標として機能するか否かを慎重に見極めるとともに、他の評価指標の検討も行い、採択した評価指標に基づいて適切に成果を測定する予定である。学習成果の測定は大人数の講義科目と少人数の演習科目ではかならずしも有効性が均等にはならないため、それぞれの科目にあった成果測定の仕事みを現在検討中である。

学生自身が、学修成果を自己評価する機会として、「学生による授業評価アンケート」【資料4-4-2】及び「卒業生アンケート」【資料4-4-3】を行っている。

**大学院全体**

西南学院大学大学院では、課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標は、修士論文又は博士論文の審査基準【資料4-4-12p.86~97】に示す基準であると認識しており、当該基準に基づいて課程修了時の学生の学習成果を適切に測定している。

**法学研究科**

法学研究科では、課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標は、修士論文又は博士論文の審査基準【資料4-4-12p.86,87】に示す基準であると認識しており、当該基準に基づいて課程修了時の学生の学習成果を適切に測定している。

各授業科目が目指す教育効果、目標達成度及びそれらの測定方法は各教員がシラバスで学生に示しており、その効果の測定は、原則として演習は通年1回、講義は半期1回の成績評価で行っている。

**経営学研究科**

経営学研究科では、課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標は、修士論文又は博士論文の審査基準【資料4-4-12p.87~89】に示す基準であると認識しており、当該基準に基づいて課程修了時の学生の学習成果を適切に測定している。

各授業科目が目指す教育効果、目標達成度及びそれらの測定方法は各教員がシラバスで学生に示しており、その効果の測定は、原則として演習は通年1回、講義は半期1回の成績評価で行っている。

大学院で刊行している『西南学院大学大学院研究論集』【資料4-4-13】への学生の投稿状況も、課程修了時の学生の学習成果を測定するための評価指標だと認識している。

**文学研究科**

文学研究科英文学専攻では、課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標は、修士論文又は博士論文の審査基準【資料4-4-12p.89,90】に示す基準であると認識しており、当該基準に基づいて課程修了時の学生の学習成果を適切に測定している。

各授業科目が目指す教育効果、目標達成度及びそれらの測定方法は各教員がシラバスで

学生に示しており、その効果の測定は、原則として演習は通年1回、講義は半期1回の成績評価で行っている。

それぞれの分野の学会、研究会での研究発表、英文学専攻の学生によって10月に開催される学内研究会での研究発表、1月に提出した修士論文に関して複数の教員によって行われる口述試問、大学院研究論集や英文学専攻の学生の論文集 *QUEST* への論文投稿等も、課程修了時の学生の学習成果を測定するための評価指標だと認識している。

文学研究科フランス文学専攻では、課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標は、修士論文又は博士論文の審査基準【資料4-4-12p.90,91】に示す基準であると認識しており、当該基準に基づいて課程修了時の学生の学習成果を適切に測定している。

各授業科目が目指す教育効果、目標達成度及びそれらの測定方法は各教員がシラバスで学生に示しており、その効果の測定は、原則として演習は通年1回、講義は半期1回の成績評価で行っている。

大学院が刊行している『大学院研究論集』への論文投稿及び毎年一度行われる研究発表会での発表も、課程修了時の学生の学習成果を測定するための評価指標だと認識している。

#### 経済学研究科

経済学研究科では、課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標は、修士論文又は博士論文の審査基準【資料4-4-12p.91~93】に示す基準であると認識しており、当該基準に基づいて課程修了時の学生の学習成果を適切に測定している。

各授業科目が目指す教育効果、目標達成度及びそれらの測定方法は各教員がシラバスで学生に示しており、その効果の測定は、原則として演習は通年1回、講義は半期1回の成績評価で行っている。

#### 神学研究科

神学研究科では、課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標は、修士論文又は博士論文の審査基準【資料4-4-12p.93,94】に示す基準であると認識しており、当該基準に基づいて課程修了時の学生の学習成果を適切に測定している。

各授業科目が目指す教育効果、目標達成度及びそれらの測定方法は各教員がシラバスで学生に示しており、その効果の測定は、原則として演習は通年1回、講義は半期1回の成績評価で行っている。

博士後期課程学生の学会発表も、課程修了時の学生の学習成果を測定するための評価指標だと認識している。

#### 人間科学研究科

人間科学研究科では、課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標は、修士論文又は博士論文の審査基準【資料4-4-12p.94~96】に示す基準であると認識しており、当該基準に基づいて課程修了時の学生の学習成果を適切に測定している。

各授業科目が目指す教育効果、目標達成度及びそれらの測定方法は各教員がシラバスで学生に示しており、その効果の測定は、原則として演習は通年1回、講義は半期1回の成績評価で行っている。

### 国際文化研究科

国際文化研究科では、課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標は、修士論文又は博士論文の審査基準【資料4-4-12p.96,97】に示す基準であると認識しており、当該基準に基づいて課程修了時の学生の学習成果を適切に測定している。

各授業科目が目指す教育効果、目標達成度及びそれらの測定方法は各教員がシラバスで学生に示しており、その効果の測定は、原則として演習は通年1回、講義は半期1回の成績評価で行っている。

(2) 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。

### 大学全体

本学では、学則第19条及び第20条に卒業要件を明確に示し、学生便覧によってあらかじめ学生に明示している。【資料4-4-14】

本学では、学位授与にあたり西南学院大学学則第6条の3第3項において責任体制を明確にし、西南学院大学学則第27条、履修規程第2条及び西南学院大学学位規則第3条に学位授与の手続きを明文化しており、当該手続きに従って学位を授与している。【資料4-4-15】

### 神学部

神学部では、学則第19条及び第20条に卒業要件を明確に示し、学生便覧によって以下のとおり、あらかじめ学生に明示している。

神学部神学科神学コースの場合、専攻科目から60単位以上、専攻科目及び関連科目から22単位以上計82単位以上、共通科目から46単位以上を修得し、合計128単位以上を修得することが卒業要件となっている。また、キリスト教人文学コースの場合、専攻科目から44単位以上、専攻科目及び関連科目から38単位以上計82単位以上、共通科目から46単位以上を修得し、合計128単位以上を修得することが卒業要件となっている。

神学部では、学位授与にあたり西南学院大学学則第6条の3第3項において責任体制を明確にし、西南学院大学学則第27条、履修規程第2条及び西南学院大学学位規則第3条に学位授与の手続きを明文化しており、当該手続きに従って学位を授与している。

神学部では、「卒業論文」を必修としており、この作成要領については「履修規程」で明記するとともに、「学生便覧」p.89において「卒業論文審査基準」を明記している。

### 文学部

文学部では、学則第19条及び第20条に卒業要件を明確に示し、学生便覧によって以下のとおり、あらかじめ学生に明示している。

- (1) 英文学科の場合、専攻科目70単位以上、共通科目から20単位以上、専攻科目、関連科目及び共通科目から38単位以上を修得し、合計128単位以上を修得することが卒業要件となっている。
- (2) 外国語学科英語専攻の場合、専攻科目から70単位以上、共通科目から20単位以上、更に専攻科目、関連科目及び共通科目から38単位以上修得し、合計128単位以上を履修することが卒業要件となっている。

- (3) 外国語学科フランス語専攻の場合、専攻科目から70単位以上、共通科目から20単位以上、更に専攻科目、関連科目及び共通科目から38単位以上修得し、合計128単位以上を修得することが卒業要件となっている。

文学部では、学位授与にあたり西南学院大学学則第6条の3第3項において責任体制を明確にし、西南学院大学学則第27条、履修規程第2条及び西南学院大学学位規則第3条に学位授与の手続きを明文化しており、当該手続きに従って学位を授与している。

- (1) 英文学科では、「卒業論文」を卒業要件上必修としてはいないが、演習を3年次、4年次に修得し、演習担当教員の指導を継続的に受けた学生は、「卒業論文」を提出することができる。この場合の作成要領については「履修規程」で明記するとともに、「学生便覧」p.100において「卒業論文審査基準」を明記している。
- (2) 外国語学科英語専攻では、「卒業論文」を卒業要件上必修としてはいないが、演習を4年次に履修し、教員の指導を受けた学生は、「卒業論文」を提出することができる。この場合の作成要領については「履修規程」で明記するとともに、「学生便覧」p.109において「卒業論文審査基準」を明記している。
- (3) 外国語学科フランス語専攻では、「卒業論文」を卒業要件上必修としてはいないが、演習を3年次・4年次と修得し、教員の指導を継続的に受けた学生は、「卒業論文」を提出することができる。この場合の作成要領については「履修規程」で明記するとともに、「学生便覧」p.115において「卒業論文審査基準」を明記している。

#### 商学部

商学部では、学則第19条及び第20条に卒業要件を明確に示し、学生便覧によって以下のとおり、あらかじめ学生に明示している。

- (1) 商学科の場合、専攻科目から76単位以上、関連科目又は専攻科目から16単位以上、共通科目から28単位以上、さらに専攻科目、関連科目又は共通科目から8単位以上を修得し、合計128単位以上を修得することが卒業要件となっている。加えて、4年次においては専攻科目8単位を修得しなければ卒業することができない。

商学科では、「卒業論文」を卒業要件上必修としてはいないが、「演習ⅢB」を履修した学生は、「卒業論文」を提出することができる。「演習ⅢB」を履修するためには、「演習ⅠA」、「演習ⅡA」、「演習ⅡB」、「演習ⅢA」を同一教員にて必ず履修し、修得しておく必要があることから、演習においては継続的な指導が行われている。

- (2) 経営学科の場合、専攻科目から76単位以上、関連科目又は専攻科目から16単位以上、共通科目から28単位以上、更に専攻科目、関連科目又は共通科目から8単位以上を修得し、合計128単位以上を修得することが卒業要件となっている。加えて、4年次においては専攻科目8単位を修得しなければ卒業することができない。

経営学科では、「卒業論文」を卒業要件上必修としてはいないが、「演習ⅢB」を履修し、教員の指導を受けた学生は、「卒業論文」を提出することができる。「演習ⅢB」を履修するためには、「演習ⅠA」、「演習ⅡA」、「演習ⅡB」、「演習ⅢA」を同一教員にて必ず履修し、修得しておく必要があることから、演習においては継続的な指導が行われている。

商学部では、学位授与にあたり西南学院大学学則第6条の3第3項において責任体制を

明確にし、西南学院大学学則第27条、履修規程第2条及び西南学院大学学位規則第3条に学位授与の手続きを明文化しており、当該手続きに従って学位を授与している。

- (1) 商学科の「卒業論文」の作成要領については「履修規程」で明記し「学生便覧」p.129において「卒業論文審査基準」を明記している。「卒業論文」の作成には、演習担当教員の手厚い指導がある。「卒業論文」の審査は、演習担当教員が厳格に行っている。

卒業判定では、卒業要件の充足者を商学部教授会にて審議を経て、学位を授与している。

- (2) 経営学科の「卒業論文」の作成要領については「履修規程」で明記し「学生便覧」p.141において「卒業論文審査基準」を明記している。

卒業判定では、卒業要件の充足者を商学部教授会にて審議を経て、学位を授与している。

#### **経済学部**

経済学部では、学則第19条及び第20条に卒業要件を明確に示し、学生便覧によって以下のとおり、あらかじめ学生に明示している。

- (1) 経済学科では、専攻科目から76単位以上、関連科目及び専攻科目から24単位以上、共通科目から24単位以上を修得し、合計128単位以上を修得することが卒業要件となっている。加えて、4年次において専攻科目8単位を修得しなければ卒業することができない。
- (2) 国際経済学科では、専攻科目から76単位以上、関連科目及び専攻科目から24単位以上、共通科目から24単位以上を修得し、合計128単位以上を修得することが卒業要件となっている。加えて、4年次において専攻科目8単位を修得しなければ卒業することができない。

経済学部では、学位授与にあたり西南学院大学学則第6条の3第3項において責任体制を明確にし、西南学院大学学則第27条、履修規程第2条及び西南学院大学学位規則第3条に学位授与の手続きを明文化しており、当該手続きに従って学位を授与している。

- (1) 経済学科では、「卒業論文」を卒業要件上必修としてはいないが、「演習Ⅱ」を履修し、教員の指導を受けた学生は、「卒業論文」を提出することができる。「演習Ⅱ」を履修するためには、「演習Ⅰ」を履修しなければならず、同一教員による継続的な指導が行われている。

「卒業論文」の作成要領については「履修規程」で明記するとともに、「学生便覧」156項において「卒業論文審査基準」を明記している。こうした規程や基準に従い提出された「卒業論文」の審査は、指導教授が行い、必要があれば、これについて口頭試問を行うこととしている。

- (2) 国際経済学科では、「卒業論文」を卒業要件上必修としてはいないが、「演習Ⅱ」を履修し、教員の指導を受けた学生は、「卒業論文」を提出することができる。「演習Ⅱ」を履修するためには、「演習Ⅰ」を履修しなければならず、同一教員の継続的な指導が行われている。

「卒業論文」の作成要領については「履修規程」で明記するとともに、「学生便覧」p.156において「卒業論文審査基準」を明記している。こうした規程や基準に従い提出

された「卒業論文」の審査は、指導教授が行い、必要があれば、これについて口頭試問を行うこととしている。

卒業判定では、卒業要件の充足者を経済学部教授会にて審議を経て、学位を授与している。

#### 法学部

法学部では、学則第19条及び第20条に卒業要件を明確に示し、学生便覧によって以下のとおり、あらかじめ学生に明示している。

- (1) 法律学科の場合、専攻科目から78単位以上、関連科目及び専攻科目の中から8単位以上、共通科目から28単位以上を修得し、更に、専攻科目、関連科目及び共通科目の中から16単位以上を修得し、合計130単位以上を修得することが卒業要件となっている。加えて、4年次に専攻科目、関連科目及び共通科目の中から6単位以上を修得しなければ卒業することができない。
- (2) 国際関係法学科の場合、専攻科目から78単位以上、関連科目及び専攻科目の中から8単位以上、共通科目から28単位以上を修得し、更に、専攻科目、関連科目及び共通科目の中から16単位以上を修得し、合計130単位以上を修得することが卒業要件となっている。加えて4年次に専攻科目、関連科目及び共通科目の中から6単位以上を修得しなければ卒業することができない。

また、卒業判定では、卒業要件の充足者を法学部教授会にて審議を経て、学位を授与している。

法学部では、学位授与にあたり西南学院大学学則第6条の3第3項において責任体制を明確にし、西南学院大学学則第27条、履修規程第2条及び西南学院大学学位規則第3条に学位授与の手続きを明文化しており、当該手続きに従って学位を授与している。

#### 人間科学部

人間科学部では、学則第19条及び第20条に卒業要件を明確に示し、学生便覧によって以下のとおり、あらかじめ学生に明示している。

- (1) 児童教育学科の場合、専攻科目から80単位以上、共通科目から39単位以上、更に関連科目及び共通科目から12単位以上を修得し、合計131単位以上を修得することが卒業要件となっている。
- (2) 社会福祉学科の場合、専攻科目から90単位以上、共通科目から26単位以上、更に関連科目及び共通科目から8単位以上を修得し、合計124単位以上を修得することが卒業要件となっている。
- (3) 心理学科の場合、専攻科目から80単位以上、関連科目から6単位以上、共通科目から38単位以上を修得し、合計124単位以上を修得することが卒業要件となっている。

人間科学部では、学位授与にあたり西南学院大学学則第6条の3第3項において責任体制を明確にし、西南学院大学学則第27条、履修規程第2条及び西南学院大学学位規則第3条に学位授与の手続きを明文化しており、当該手続きに従って学位を授与している。

- (1) 児童教育学科では、「卒業論文」を必修としており、この作成要領については「履修規程」で明記するとともに、「学生便覧」p.195において「卒業論文審査基準」を明記し

ている。

学生は、6月末までに、この「題目届」を論文指導教員に提出し、論文中間発表会にて、他のゼミの研究内容を共有しながら、制作を進めている。

こうした規程や基準に従い提出された「卒業論文」の審査は、指導教授が行い、必要があれば、これについて口頭試問を行うこととしている。

- (2) 社会福祉学科は「卒業論文」を卒業要件上必修としてはいないが、各教員による少人数のゼミナールとして開講される「専門演習Ⅱ」を履修し、各自が課題を設定し、レポート作成、研究発表、グループ討議を通して課題の探求を行い、その成果を「卒業論文」として作成し提出することができる。

この場合の「卒業論文」の作成要領については「履修規程」で明記するとともに、「学生便覧」p.227において「卒業論文審査基準」を明記している。こうした規程や基準に従い提出された「卒業論文」の審査は、指導教授が行い、必要があれば、これについて口頭試問を行うこととしている。

- (3) 心理学科は「卒業研究A」「卒業研究B」を必修としてはいないが、「演習Ⅱ(A)」「演習Ⅱ(B)」を履修し、教員の指導を受けた学生は「卒業論文」を提出することができる。

この場合の「卒業論文」の作成要領については「履修規程」で明記するとともに、「学生便覧」p.246において「卒業論文審査基準」を明記している。こうした規程や基準に従い提出された「卒業論文」の審査は、指導教授が行い、必要があれば、これについて口頭試問を行うこととしている。

また、卒業判定では、卒業要件の充足者を法学部教授会にて審議を経て、学位を授与している。

#### **国際文化学部**

国際文化学部では、学則第19条及び第20条に卒業要件を明確に示し、学生便覧によって以下のとおり、あらかじめ学生に明示している。

国際文化学科は、専攻科目から78単位以上、共通科目から34単位以上を修得し、更に専攻科目、関連科目及び共通科目から16単位以上を修得し、合計128単位以上を修得することが卒業要件となっている。

国際文化学部では、学位授与にあたり西南学院大学学則第6条の3第3項において責任体制を明確にし、西南学院大学学則第27条、履修規程第2条及び西南学院大学学位規則第3条に学位授与の手続きを明文化しており、当該手続きに従って学位を授与している。

国際文化学科では、「卒業論文」を必修としており、この作成要領については「履修規程」で明記するとともに、「学生便覧」p.257において「卒業論文審査基準」を明記している。

「卒業論文」の指導教員は「卒論演習B」の担当教員となっており、「卒論演習B」を履修するためには、順次さかのぼって、「卒論演習A」、「専門演習ⅡB」、「専門演習ⅡA」、「専門演習ⅠB」「専門演習ⅠA」を同一教員にて必ず履修し、修得しておく必要があることから、2年次から4年次にいたるまで継続的な指導が行われている。

こうした規程や基準に従い提出された「卒業論文」の審査は、指導教授が行い、必要があれば、これについて口頭試問を行うこととしている。

また、卒業判定では、卒業要件の充足者を国際文化学部教授会にて審議を経て、学位を授



与している。

### 大学院全体

本学大学院では、大学院学則第17条、第18条及び第19条に修了要件を明確に示し、大学院学生便覧によってあらかじめ学生に明示している。【資料4-4-16】

本学大学院では、学位授与にあたり西南学院大学大学院学則第40条、第42条及び第43条において責任体制を明確にし、西南学院大学学位規則第3条から第32条の2に学位授与の手続きを明文化しており、当該手続きに従って学位を授与している。【資料4-4-17】

更に、学位審査の透明性・客観性を制度的に確保するため、学位申請に関する取扱い細則として、「学位授与基準に関する申し合わせ」を制定し、2010（平成22）年度から施行するとともに、大学院学生便覧に掲載して、あらかじめ学生に明示している。【資料4-4-12 p.86】

博士前期（修士）課程は、講義と演習を、各研究科の示す所定の条件を満たして合計30単位（人間科学研究科臨床心理学専攻36単位）以上修得する必要がある。そのうちの16単位以上は課程修了予定の1年前の学期末、すなわち1年次の学期末に修得しておく必要がある。これらの単位を修得すると共に、単位には計算されない修士課程の学位論文（修士論文）を提出し、最終試験である口述諮問を受ける。修士論文の審査は各研究科委員会で選出された教員3名からなる審査委員会で行うが、当該学生の指導教員が主査になり、論文内容に関連のある他の教員2名が副査となることが多い。修士論文審査委員会はその結果報告を文書で提出し、それを基礎資料として、研究科委員会で修士の学位の授与を議決する。

博士後期課程は、3年の課程で各年次研究指導4単位（国際文化研究科のみは3年次の研究指導を論文作成指導としている）、計12単位が設定されている。博士の学位論文は、後期課程に2年以上在学し、必要な研究指導を受けていれば提出できる。ただし、研究科委員会が特に優れた研究業績をあげていると認めた者については、これを短縮できる。

これらの条件を満たし学位論文を提出した者については、研究科長を経て学長が受理し、受理した学位論文については研究科委員会に審査を付託する。付託を受けた研究科委員会で選出された教員3名以上からなる審査委員会を設置する。審査委員会は提出された学位論文を中心に、これに関連する研究領域について、口述諮問を行い、その結果の要旨を、文書をもって、研究科委員会に報告し、研究科委員会はこの報告に基づき、博士の学位の授与を議決する。したがって、3年間在学し、所定の研究指導12単位を修得しても博士の学位論文を提出しなければ、博士後期課程は満期退学となる。

本学大学院では、博士後期課程において、研究科委員会において特に優れた研究業績をあげたと認められる者については、標準修業年限の短縮を認めている。

### 法学研究科

法学研究科では、大学院学則第17条、第18条及び第19条に修了要件を明確に示し、大学院学生便覧によってあらかじめ学生に明示している。

法学研究科では、学位授与にあたり西南学院大学大学院学則第40条、第42条及び第43条において責任体制を明確にし、西南学院大学学位規則第3条から第32条の2に学位授与の手続きを明文化しており、当該手続きに従って学位を授与している。

更に、学位審査の透明性・客観性を制度的に確保するため、学位申請に関する取扱い細則

として、「学位授与基準に関する申し合わせ」を大学院学生便覧に掲載して、あらかじめ学生に明示している。

法学研究科においては、修士論文の審査基準は、同申し合せの第5条、博士論文の審査基準は、同申し合せの第9条に明記している。

博士前期課程においては、研究科委員会で選出された3名の審査員（主査及び2名の副査）が修士論文を審査し、次に最終試験を実施し、最終的に3名が合議で評点を出す。その後、研究科委員会において、主査が審査報告（修士論文の要旨及び成績）を行い、質疑応答の手続を経て、最終的に成績が決定される。

博士後期課程においては、研究科委員会で選出された3名の審査員（主査及び2名の副査）が博士論文を厳格に審査し、次に最終試験を実施し、最終的に3名が合議で評点を出す。その後、研究科委員会において、主査が審査報告（博士論文の要旨及び成績）を行い、質疑応答の手続を経て、学位授与の可否の裁決がなされている。

学長は「大学院委員会」に報告すると共に、文部科学大臣に学位簿への登録を求めて、学位を授与した日から3か月以内に内容要旨と審査結果を公表している。

#### **経営学研究科**

経営学研究科では、大学院学則第17条、第18条及び第19条に修了要件を明確に示し、大学院学生便覧によってあらかじめ学生に明示している。

経営学研究科では、学位授与にあたり西南学院大学大学院学則第40条、第42条及び第43において責任体制を明確にし、西南学院大学学位規則第3条から第32条の2に学位授与の手続きを明文化しており、当該手続きに従って学位を授与している。

更に、学位審査の透明性・客観性を制度的に確保するため、学位申請に関する取扱い細則として、「学位授与基準に関する申し合わせ」を大学院学生便覧に掲載して、あらかじめ学生に明示している。

経営学研究科においては、修士論文の審査基準は、同申し合せの第5条、博士論文の審査基準は、同申し合せの第9条に明記している。

博士前期課程においては、研究科委員会で選出された3名の審査員（主査及び2名の副査）が修士論文を審査し、次に最終試験を実施し、最終的に3名が合議で評点を出す。その後、研究科委員会において、主査が審査報告（修士論文の要旨及び成績）を行い、質疑応答の手続を経て、最終的に成績が決定される。

博士後期課程においては、研究科委員会で選出された3名の審査員（主査及び2名の副査）が博士論文を厳格に審査し、次に最終試験を実施し、最終的に3名が合議で評点を出す。その後、研究科委員会において、主査が審査報告（博士論文の要旨及び成績）を行い、質疑応答の手続を経て、学位授与の可否の裁決がなされている。

学長は「大学院委員会」に報告すると共に、文部科学大臣に学位簿への登録を求めて、学位を授与した日から3か月以内に内容要旨と審査結果を公表している。

#### **文学研究科**

文学研究科英文学専攻では、大学院学則第17条、第18条及び第19条に修了要件を明確に示し、大学院学生便覧によってあらかじめ学生に明示している。

文学研究科英文学専攻では、学位授与にあたり西南学院大学大学院学則第40条、第42条及び第43において責任体制を明確にし、西南学院大学学位規則第3条から第32条の2に学位授与の手続きを明文化しており、当該手続きに従って学位を授与している。

更に、学位審査の透明性・客観性を制度的に確保するため、学位申請に関する取扱い細則として、「学位授与基準に関する申し合わせ」を大学院学生便覧に掲載して、あらかじめ学生に明示している。

文学研究科英文学専攻においては、修士論文の審査基準は、同申し合せの第5条、博士論文の審査基準は、同申し合せの第9条に明記している。

博士前期課程においては、研究科委員会で選出された3名の審査員（主査及び2名の副査）が修士論文を審査し、次に最終試験を実施し、最終的に3名が合議で評点を出す。その後、英文学専攻委員会及び文学研究科専攻主任会議において、主査が審査報告（修士論文の要旨及び成績）を行い、質疑応答の手続きを経て、最終的に成績が決定される。

博士後期課程においては、研究科委員会で選出された3名の審査員（主査及び2名の副査）が博士論文を厳格に審査し、次に最終試験を実施し、最終的に3名が合議で評点を出す。その後、研究科委員会において、主査が審査報告（博士論文の要旨及び成績）を行い、質疑応答の手続きを経て、学位授与の可否の裁決がなされている。

学長は「大学院委員会」に報告すると共に、文部科学大臣に学位簿への登録を求めて、学位を授与した日から3か月以内に内容要旨と審査結果を公表している。

文学研究科フランス文学専攻では、大学院学則第17条、第18条及び第19条に修了要件を明確に示し、大学院学生便覧によってあらかじめ学生に明示している。

文学研究科フランス文学専攻では、学位授与にあたり西南学院大学大学院学則第40条、第42条及び第43において責任体制を明確にし、西南学院大学学位規則第3条から第32条の2に学位授与の手続きを明文化しており、当該手続きに従って学位を授与している。

更に、学位審査の透明性・客観性を制度的に確保するため、学位申請に関する取扱い細則として、「学位授与基準に関する申し合わせ」を大学院学生便覧に掲載して、あらかじめ学生に明示している。

文学研究科フランス文学専攻においては、修士論文の審査基準は、同申し合せの第5条、博士論文の審査基準は、同申し合せの第9条に明記している。

博士前期課程においては、研究科委員会で選出された3名の審査員（主査及び2名の副査）が修士論文を審査し、次に最終試験を実施し、最終的に3名が合議で評点を出す。その後、研究科委員会において、主査が審査報告（修士論文の要旨及び成績）を行い、質疑応答の手続きを経て、最終的に成績が決定される。

なお、修士論文には、本文中フランス語の引用に関しては原文と訳文の両方を明記し、日本語論文ならば、フランス語のレジュメを付け、フランス語の論文ならば、日本語のレジュメを付けるという基本条件に則し、慎重に判断している。

博士後期課程においては、研究科委員会で選出された3名の審査員（主査及び2名の副査）が博士論文を厳格に審査し、次に最終試験を実施し、最終的に3名が合議で評点を出す。その後、研究科委員会において、主査が審査報告（博士論文の要旨及び成績）を行い、質疑応答の手続きを経て、学位授与の可否の裁決がなされている。

学長は「大学院委員会」に報告すると共に、文部科学大臣に学位簿への登録を求めて、学

位を授与した日から3か月以内に内容要旨と審査結果を公表している。

#### **経済学研究科**

経済学研究科では、大学院学則第17条、第18条及び第19条に修了要件を明確に示し、大学院学生便覧によってあらかじめ学生に明示している。

経済学研究科では、学位授与にあたり西南学院大学大学院学則第40条、第42条及び第43において責任体制を明確にし、西南学院大学学位規則第3条から第32条の2に学位授与の手続きを明文化しており、当該手続きに従って学位を授与している。

更に、学位審査の透明性・客観性を制度的に確保するため、学位申請に関する取扱い細則として、「学位授与基準に関する申し合わせ」を大学院学生便覧に掲載して、あらかじめ学生に明示している。

経済学研究科においては、修士論文の審査基準は、同申し合せの第5条、博士論文の審査基準は、同申し合せの第9条に明記している。

博士前期課程においては、研究科委員会で選出された3名の審査員（主査及び2名の副査）が修士論文を審査し、次に最終試験を実施し、最終的に3名が合議で評点を出す。その後、研究科委員会において、主査が審査報告（修士論文の要旨及び成績）を行い、質疑応答の手続きを経て、最終的に成績が決定される。

博士後期課程においては、研究科委員会で選出された3名の審査員（主査及び2名の副査）が博士論文を厳格に審査し、次に最終試験を実施し、最終的に3名が合議で評点を出す。その後、研究科委員会において、主査が審査報告（博士論文の要旨及び成績）を行い、質疑応答の手続きを経て、学位授与の可否の裁決がなされている。

学長は「大学院委員会」に報告すると共に、文部科学大臣に学位簿への登録を求めて、学位を授与した日から3か月以内に内容要旨と審査結果を公表している。

#### **神学研究科**

神学研究科では、大学院学則第17条、第18条及び第19条に修了要件を明確に示し、大学院学生便覧によってあらかじめ学生に明示している。

神学研究科では、学位授与にあたり西南学院大学大学院学則第40条、第42条及び第43において責任体制を明確にし、西南学院大学学位規則第3条から第32条の2に学位授与の手続きを明文化しており、当該手続きに従って学位を授与している。

更に、学位審査の透明性・客観性を制度的に確保するため、学位申請に関する取扱い細則として、「学位授与基準に関する申し合わせ」を大学院学生便覧に掲載して、あらかじめ学生に明示している。

神学研究科においては、修士論文の審査基準は、同申し合せの第5条、博士論文の審査基準は、同申し合せの第9条に明記している。

博士前期課程においては、研究科委員会で選出された3名の審査員（主査及び2名の副査）が修士論文を審査し、次に最終試験を実施し、最終的に3名が合議で評点を出す。その後、研究科委員会において、主査が審査報告（修士論文の要旨及び成績）を行い、質疑応答の手続きを経て、最終的に成績が決定される。

博士後期課程においては、研究科委員会で選出された3名の審査員（主査及び2名の副

査)が博士論文を厳格に審査し、次に最終試験を実施し、最終的に3名が合議で評点を出す。その後、研究科委員会において、主査が審査報告(博士論文の要旨及び成績)を行い、質疑応答の手続きを経て、学位授与の可否の裁決がなされている。

学長は「大学院委員会」に報告すると共に、文部科学大臣に学位簿への登録を求めて、学位を授与した日から3か月以内に内容要旨と審査結果を公表している。

#### 人間科学研究科

人間科学研究科では、大学院学則第17条、第18条及び第19条に修了要件を明確に示し、大学院学生便覧によってあらかじめ学生に明示している。

人間科学研究科では、学位授与にあたり西南学院大学大学院学則第40条、第42条及び第43において責任体制を明確にし、西南学院大学学位規則第3条から第32条の2に学位授与の手続きを明文化しており、当該手続きに従って学位を授与している。

更に、学位審査の透明性・客観性を制度的に確保するため、学位申請に関する取扱い細則として、「学位授与基準に関する申し合わせ」を大学院学生便覧に掲載して、あらかじめ学生に明示している。

人間科学研究科においては、修士論文の審査基準は、同申し合せの第5条、博士論文の審査基準は、同申し合せの第9条に明記している。

博士前期課程においては、研究科委員会で選出された3名の審査員(主査及び2名の副査)が修士論文を審査し、次に最終試験を実施し、最終的に3名が合議で評点を出す。その後、研究科委員会において、主査が審査報告(修士論文の要旨及び成績)を行い、質疑応答の手続きを経て、最終的に成績が決定される。

博士後期課程においては、研究科委員会で選出された3名の審査員(主査及び2名の副査)が博士論文を厳格に審査し、次に最終試験を実施し、最終的に3名が合議で評点を出す。その後、研究科委員会において、主査が審査報告(博士論文の要旨及び成績)を行い、質疑応答の手続きを経て、学位授与の可否の裁決がなされている。

学長は「大学院委員会」に報告すると共に、文部科学大臣に学位簿への登録を求めて、学位を授与した日から3か月以内に内容要旨と審査結果を公表している。

博士の学位論文審査については、研究科委員会が特に必要と認めたときには、大学院委員会の議を経て、本学及び他大学院又は研究所等の教員を審査委員として加えることができるようになっている。実際に、2012(平成24)年度に1名の審査委員を学外から迎え博士号の学位審査を行った。

#### 国際文化研究科

国際文化研究科では、大学院学則第17条、第18条及び第19条に修了要件を明確に示し、大学院学生便覧によってあらかじめ学生に明示している。

国際文化研究科では、学位授与にあたり西南学院大学大学院学則第40条、第42条及び第43において責任体制を明確にし、西南学院大学学位規則第3条から第32条の2に学位授与の手続きを明文化しており、当該手続きに従って学位を授与している。

更に、学位審査の透明性・客観性を制度的に確保するため、学位申請に関する取扱い細則として、「学位授与基準に関する申し合わせ」を大学院学生便覧に掲載して、あらかじめ学

生に明示している。

国際文化研究科においては、修士論文の審査基準は、同申し合せの第5条、博士論文の審査基準は、同申し合せの第9条に明記している。

博士前期課程においては、研究科委員会で選出された3名の審査員（主査及び2名の副査）が修士論文を審査し、次に最終試験を実施し、最終的に3名が合議で評点を出す。その後、研究科委員会において、主査が審査報告（修士論文の要旨及び成績）を行い、質疑応答の手続を経て、最終的に成績が決定される。

修士の学位授与は、修士論文の提出が授与の可否を審査する基礎資料となる。修士論文は枚数（400字詰原稿用紙換算）100枚以上の細かな提出の条件があり、この条件が満たされれば受理する。

博士後期課程においては、研究科委員会で選出された3名の審査員（主査及び2名の副査）が博士論文を厳格に審査し、次に最終試験を実施し、最終的に3名が合議で評点を出す。その後、研究科委員会において、主査が審査報告（博士論文の要旨及び成績）を行い、質疑応答の手続を経て、学位授与の可否の裁決がなされている。

学長は「大学院委員会」に報告すると共に、文部科学大臣に学位簿への登録を求めて、学位を授与した日から3か月以内に内容要旨と審査結果を公表している。

## 2. 点検・評価

### 「基準4-4の充足状況」

以下のとおり、基準4-4を、充足していると判断する。

本学では、課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標として、文部科学省の各種資料を基にルーブリックを作成中である。評価の視点及び基準並びにその表現方法等、検討を要する課題が残っているが、各学部研究科において対応している。

学位授与に関しては、卒業・修了要件を全学部及び研究科等において「学生便覧」に明示するとともに、履修指導等で繰り返し周知している。また、学位授与手続きは、大学学則及び学位規則に則り、各学部教授会において適切に行っている。

### （1）効果が上がっている事項

#### 法学部

成果について、評価指標の一つとして学生に対しGPAを用いることを明示している。このGPAの学部内順位を学生が確認できる仕組みを導入し、GPAが学部内上位5%以内であるか、又は10%以内であって応用法律学系の科目のうち3科目以上をA以上の成績を修め、本学の法科大学院又は法学研究科の入学を試験に合格し、入学手続をとった者で、3年次終了時で卒業要件を満たした者に対して認める早期卒業制度を2014年度に始めたが、同制度による法科大学院への入学者が、2014年度に3名、2015年度に2名出たことなどに表れているように、GPAの確認を可能とする仕組みによって、専門科目の教育における学生の学習意欲が高まった。

その他、毎年、別刷りで学生に配布している履修モデルの印刷物の中にチェックシートを

入れて、学生が卒業要件の充足を確認し易くしている。【資料4-4-18】

#### 経営学研究科

学位の授与に関する一連の手続は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の下、慎重に行われている。具体的には、修士の学位においては、5～6月に修士論文提出予定者に対する副査2名の決定と学生による「修士論文構想発表会」の実施、10～11月には「中間審査」【資料4-4-19】の実施、そして、2月に最終審査というように、副査が、最終審査の段階でしか修士論文に関わるのではなく、当該修士論文に関与する機会を複数回設けている。また、博士の学位についても、「学位論文指導」（2単位）科目の履修を義務付けており、指導教員ばかりではなく、「学位論文指導」科目の中で、将来、副査（2名）となる予定の教員と議論しながら作成している。このように経営学研究科では、修士論文・博士論文という学位論文の質保証が行われており、学位授与が安易に流れることのない仕組みが効果を上げている。【資料4-4-20】

#### 神学研究科

2007年度の博士課程開設以降、2015年度、初めての学位「博士（神学）」授与者が生まれた。

#### 人間科学研究科

人間科学専攻では、2005（平成17）年度研究科開設以来、院生による授業評価の導入方法を検討してきた結果、現在では毎年学年末の修士論文発表会前後に院生に匿名の自由記述方式による授業評価アンケートを実施し、院生会（院生の自主的組織）にその取りまとめを依頼して提出させ、その結果を人間科学研究科委員会で公表し、授業評価を様々な授業改善のための提案として活用している。

#### （2）改善すべき事項

特になし。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### （1）効果が上がっている事項

#### 法学部

GPAによる成績下位者の履修科目の追跡調査などを行い、カリキュラム・ポリシーに沿った履修が効果的になされているか検証を行う。

#### 経営学研究科

今後も学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）にしたがって、厳格な審査体制を維持したい。そのためには、「修士論文構想発表会」の開催はもちろん、「中間審査」を複数回にする等、学生の積極的な研究発表機会を増やし、論文執筆への動機づけとすることも必要である。

#### 神学研究科

今後も、これに続く良質の博士論文を作成する学位授与者を輩出すべく、研究科全体にわたっての神学的議論と考究の活発化を目指す。

#### 人間科学研究科

人間科学研究科では、研究科内の専任教員有志の寄附による奨学金や研究奨励金の制度を2014（平成26）年度に発足した。2016（平成28）年度からは新設された臨床心理学専攻にもこの制度を適用し、国際学会、国内学会及び学術論文の発表に、研究奨励金を支給できるようにしている。

また、人間科学専攻では、院生が研究調査を行う際には、アンケートやインタビューの内容、収集資料・データの利用、保管方法などに関して研究倫理上の問題がないかどうかを研究倫理委員会（研究科長、専攻主任などを中心に組織）によって事前に審査し確認している。この制度も、研究上のアドバイスの方法として効果をあげている。なお、臨床心理学専攻も同様な制度を設けておりその効果が期待される。

#### （2）改善すべき事項

特になし。

#### 4. 根拠資料

- 4-4-1 学生の学修成果を測定するための評価指標について（案）
- 4-4-2 学生による授業評価アンケート
- 4-4-3 卒業生アンケート
- 4-4-4 2015年度学生による授業評価アンケート 実施報告書
- 4-4-5 神学部 学生の学修成果を測定するための評価指標について
- 4-4-6 文学部 ルーブリック 検討資料
- 4-4-7 商学部 ルーブリック 検討資料
- 4-4-8 経済学部 新しい成績評価の試み
- 4-4-9 法学部 ルーブリック 検討資料
- 4-4-10 人間科学部 ルーブリック 検討資料
- 4-4-11 国際文化学部 ルーブリック 検討資料
- 4-4-12 2016（平成28）年度 大学院学生便覧（p.86～97 学位授与基準に関する申し合わせ）（既出1-9）
- 4-4-13 西南学院大学大学院研究論集
- 4-4-14 西南学院大学学則（既出1-2）
- 4-4-15 卒業判定〔大学データ表8〕（d-8）
- 4-4-16 西南学院大学大学院学則（既出1-3）
- 4-4-17 大学院における学位授与状況〔大学データ表9〕（d-9）
- 4-4-18 法学部履修ガイド
- 4-4-19 経営学研究科修士論文中間審査会日程表
- 4-4-20 シラバス 学位論文指導

以上



## 第 5 章 学生の受け入れ

---

## 1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

### 大学全体

本学は、その理念及び目的を、学則第1条に「キリスト教を教育の基本理念とし深遠な学術研究とそれに立脚した教育を基盤に、学術文化の向上に寄与するとともに、地域、日本、そして世界に貢献できる教養豊かで深い専門知識と創造性を備えた人材を育成することを目的とする」と定めている。【資料5-1】 上記の理念及び目的を踏まえて、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を、学部・研究科ごとに定めている。

2016（平成28）年3月31日に学校教育法施行規則の一部を改正する省令が公布され、2017（平成29）年4月1日から施行されることから、中央教育審議会大学分科会大学教育部会から出された「卒業認定・学位授与方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受け入れの方針の策定及び運用に関するガイドライン」を参考に、全学部及び全研究科において、以下のとおり、学生の受け入れ方針（求める学生像）を改正している。【資料5-2】

学生の受け入れ方針は、大学ホームページ等に掲載して、受験生を含む社会一般に公表している。なお、2016（平成28）年度に改正した学生の受け入れ方針については、2017（平成29）年1月に大学ホームページに掲載及び2017（平成29）年度学生便覧、2018（平成30）年度入学案内（2017（平成29）年5月発行予定）等に掲載して、受験生を含む社会一般に公表する予定である。

### 神学部

神学部神学科は、理念・目的及び教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、以下のとおり定めている。

#### 神学部 神学科

##### 1. 求める学生像

神学科は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた者を求める。

- (1) 神学コースは、キリスト教界における指導的な役割（伝道者・牧師、宣教師、教会主事など）を明確な目標に置く者。
- (2) キリスト教人文学コースは、幅広い教養を身に付け、社会奉仕の精神を持つことを目指す者。
- (3) 両コースに共通のこととして、基礎的な学力を有し、歴史的、人文・社会的、国際的な文化への関心のある者。

##### 2. 選抜方法

神学科では、前項で述べた資質を有する者を、以下の方法によって選抜する。

- (1) 一般選抜（一般入試）  
高等学校での学修の達成度をみるとともに、大学での学修に必要な基礎学力を有しているかを評価して判定する。
- (2) 特別選抜（指定校推薦入試、併設高校からの推薦入試）

特別選抜では、高等学校において一定の基準の学力を修得したと認められる生徒の推薦を求める。また、神学部独自の指定先として、キリスト教学校教育同盟加盟高校及び日本バプテスト連盟加盟教会から、神学部での学びに強い意欲と理解をもった者の推薦を受け入れる。特別選抜入試では受験者に小論文と面接を課しており、出願時の志望理由書を含めて、受験者の意欲・関心、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。

(3) その他の選抜（外国人入試、帰国生入試）

多様な学びの背景を持つ学生を受け入れるために、外国人及び帰国生のための入試を実施する。一定の語学力を有することを確認したうえで、外国人入試では日本語による作文と面接、帰国生入試では日本語による小論文と面接を課すことにより、受験者の意欲・関心、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。

**文学部**

文学部の各学科及び専攻は、理念・目的及び教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、以下のとおり定めている。

**文学部 英文学科**

1. 求める学生像

英文学科は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた者を求める。

- (1) 大学での学修に必要な基礎学力を有している者。
- (2) 英文学科のカリキュラムが提供する講義に積極的に参加できる者。
- (3) 英語の習得に高い関心を持つ者。
- (4) 英語圏の文学・文化、社会について知的好奇心を持つ者。

2. 選抜方法

英文学科では、前項で述べた資質を有する者を、以下の方法によって選抜する。

(1) 一般選抜（一般入試、大学入試センター試験利用入試（前期・後期）、一般・センター併用型入試）

高等学校での学修の達成度をみるとともに、大学での学修に必要な基礎学力を有しているかを評価する。また、一般入試では英語の配点比率を高くし、更に基準点を設けることにより、英文学科において専門知識を修得するための英語力を有しているかどうかも含めて判定する。

(2) 特別選抜（指定校推薦入試、公募制推薦入試、併設高校からの推薦入試）

特別選抜では、高等学校において一定の基準の学力を修得したと認められる生徒の推薦を求めるが、英文学科においては、更に英語の評定平均値や資格・検定試験のスコアなどを出願資格に加えることにより、特に英語に興味を持ち、その能力を維持発展させる意欲のある者を評価する。受験者には、小論文と面接を課しており、出願時の志望理由書を含めて、受験者の意欲・関心、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。

(3) その他の選抜（外国人入試、帰国生入試）

多様な学びの背景を持つ学生を受け入れるために、外国人及び帰国生のための入試を実施する。一定の語学力を有することを確認したうえで、外国人入試では日本語による作文と面接、帰国生入試では日本語による小論文と面接を課すことにより、受験者の意欲・関心、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。

#### 文学部 外国語学科 英語専攻

##### 1. 求める学生像

外国語学科英語専攻は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた者を求める。

- (1) 大学での学修に必要な基礎学力を有している者。
- (2) 英語の基礎力を修得し、英語学習に積極的に取り組める者。
- (3) 異文化の他者と積極的にコミュニケーションする意欲を持つ者。
- (4) 自らの人間関係に関する好奇心と向上心を持つ者。

##### 2. 選抜方法

外国語学科英語専攻では、前項で述べた資質を有する者を、以下の方法によって選抜する。

- (1) 一般選抜（一般入試、大学入試センター試験利用入試（前期・後期）、一般・センター併用型入試）  
高等学校での学修の達成度をみるとともに、大学での学修に必要な基礎学力を有しているかを評価する。また、一般選抜のすべての入試において英語の配点比率を高くし、更に一般入試では英語に基準点を設けることにより、英語専攻において専門知識を修得するための英語力を有しているかどうかも含めて判定する。
- (2) 特別選抜（指定校推薦入試、指定校選抜入試、AO 選抜入試、併設高校からの推薦入試）  
特別選抜では、高等学校において一定の基準の学力を修得したと認められる生徒の推薦を求めるが、英語専攻においては、更に英語の評定平均値や資格・検定試験のスコアなどを出願資格に加えることにより、英語に興味を持ち、その能力を維持発展させる意欲のある者を評価する。特に AO 選抜入試では、入学後にその能力を積極的に活用し、他の学生に刺激を与えることを期待して、高水準の英語能力を有することを出願条件としている。受験者には、小論文と面接を課しており、出願時の志望理由書を含めて、受験者の意欲・関心、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。
- (3) その他の選抜（外国人入試）  
多様な学びの背景を持つ学生を受け入れるために、外国人のための入試を実施する。一定の語学力を有することを出願要件としたうえで、日本語による作文と面接を課すことにより、受験者の意欲・関心、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。

#### 文学部 外国語学科 フランス語専攻

##### 1. 求める学生像

外国語学科フランス語専攻は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要

な、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた者を求める。

- (1) 大学での学修に必要な基礎学力を有している者。
- (2) 新しい言語にチャレンジする意欲のある者。
- (3) フランス語とフランス語圏の文化に高い関心をもつ者。
- (4) コミュニケーションを通して他者の存在を発見し相互理解を志向する多文化的想像力をもつ者。

## 2. 選抜方法

外国語学科フランス語専攻では、前項で述べた資質を有する者を、以下の方法によって選抜する。

- (1) 一般選抜（一般入試、大学入試センター試験利用入試（前期・後期）、一般・センター併用型入試）  
高等学校での学修の達成度をみるとともに、大学での学修に必要な基礎学力を有しているかを評価して判定する。
- (2) 特別選抜（指定校推薦入試、公募制推薦入試、併設高校からの推薦入試）  
特別選抜では、高等学校において一定の基準の学力を修得したと認められる生徒の推薦を求める。また、フランス語専攻独自の指定先として、フランス語又は英語以外の外国語を正課授業として開講する高校からの推薦を受け入れ、フランス語専攻での学びに強い意欲と理解をもった者を評価する。特別選抜入試では受験者に小論文と面接を課しており、出願時の志望理由書を含めて、受験者の意欲・関心、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。
- (3) その他の選抜（外国人入試、帰国生入試）  
多様な学びの背景を持つ学生を受け入れるために、外国人及び帰国生のための入試を実施する。一定の語学力を有することを確認したうえで、外国人入試では日本語による作文と面接、帰国生入試では日本語による小論文と面接を課すことにより、受験者の意欲・関心、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。

## 商学部

商学部の各学科は、理念・目的及び教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、以下のとおり定めている。

### 商学部 商学科

#### 1. 求める学生像

商学科は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた者を求める。

- (1) 大学での学修に必要な基礎学力を有している者。
- (2) 高度な倫理観に支えられた問題意識を持つ旺盛な知的好奇心のある者。
- (3) 商学や会計学などの諸領域について広範かつ専門的な知識の学修を通じて、自らが立てた将来の目標の実現を図る志の高い知的柔軟性のある者。

#### 2. 選抜方法

商学科では、前項で述べた資質を有する者を、以下の方法によって選抜する。

- (1) 一般選抜（一般入試、大学入試センター試験利用入試（前期・後期）、一般・センター併用型入試）  
高等学校での学修の達成度をみるとともに、大学での学修に必要な基礎学力を有しているかを評価して判定する。
- (2) 特別選抜（指定校推薦入試、公募制推薦入試、併設高校からの推薦入試）  
特別選抜では、高等学校において一定の基準の学力を修得したと認められる生徒の推薦を求める。また、公募制推薦入試では、日商簿記検定や全商簿記検定などの資格取得を出願資格に加えることにより、商学科での学びに強い興味を持ち、その能力を維持発展させる意欲のある者を評価する。特別選抜入試では受験者に小論文と面接を課しており、出願時の志望理由書を含めて、受験者の意欲・関心、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。
- (3) その他の選抜（外国人入試、帰国生入試）  
多様な学びの背景を持つ学生を受け入れるために、外国人及び帰国生のための入試を実施する。一定の語学力を有することを確認したうえで、外国人入試では日本語による作文と面接、帰国生入試では日本語による小論文と面接を課すことにより、受験者の意欲・関心、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。

#### 商学部 経営学科

##### 1. 求める学生像

経営学科は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた者を求める。

- (1) 大学での学修に必要な基礎学力を有している者。
- (2) 高度な倫理観に支えられた問題意識を持つ旺盛な知的好奇心のある者。
- (3) 経営学や経営情報学などの諸領域について広範かつ専門的な知識の学修を通じて、自らが立てた将来の目標の実現を図る志の高い知的柔軟性のある者。

##### 2. 選抜方法

経営学科では、前項で述べた資質を有する者を、以下の方法によって選抜する。

- (1) 一般選抜（一般入試、大学入試センター試験利用入試（前期・後期）、一般・センター併用型入試）  
高等学校での学修の達成度をみるとともに、大学での学修に必要な基礎学力を有しているかを評価して判定する。
- (2) 特別選抜（指定校推薦入試、公募制推薦入試、併設高校からの推薦入試）  
特別選抜では、高等学校において一定の基準の学力を修得したと認められる生徒の推薦を求める。また、公募制推薦入試では、ジュニアマイスターや情報技術検定などの資格取得を出願資格に加えることにより、経営学科での学びに強い興味を持ち、その能力を維持発展させる意欲のある者を評価する。特別選抜入試では受験者に小論文と面接を課しており、出願時の志望理由書を含めて、受験者の意欲・関心、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。
- (3) その他の選抜（外国人入試、帰国生入試）

多様な学びの背景を持つ学生を受け入れるために、外国人及び帰国生のための入試を実施する。一定の語学力を有することを確認したうえで、外国人入試では日本語による作文と面接、帰国生入試では日本語による小論文と面接を課すことにより、受験者の意欲・関心、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。

### 経済学部

経済学部の各学科は、理念・目的及び教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、以下のとおり定めている。

#### 経済学部 経済学科

##### 1. 求める学生像

経済学科は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた者を求める。

- (1) 基礎学力を身に付け、社会問題を分析する能力を持ち、経済学科への入学を強く志望する者。
- (2) 現代世界で起きている様々な政治的・経済的・社会的な諸問題に関心を持ち、論理的な判断力をもってその解決を目指そうとする意欲を持った者。
- (3) 日本や世界の歴史や現状に強い関心を持ち、未来を展望する視点を持つ者。

##### 2. 選抜方法

経済学科では、前項で述べた資質を有する者を、以下の方法によって選抜する。

- (1) 一般選抜（一般入試、大学入試センター試験利用入試（前期・後期）、一般・センター併用型入試）

高等学校での学修の達成度をみるとともに、大学での学修に必要な基礎学力を有しているかどうかを評価して判定する。また、一般・センター併用型入試では、合否判定に利用する科目として一般入試から必ず数学を選択するなど、経済学科において専門知識を修得するための数学的能力を有しているかどうかにも評価する。

- (2) 特別選抜（指定校推薦入試、公募制推薦入試、併設高校からの推薦入試）

特別選抜では、高等学校において一定の基準の学力を修得したと認められる生徒の推薦を求める。入試では受験者に小論文と面接を課しており、出願時の志望理由書を含めて、受験者の意欲・関心のみならず、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。

- (3) その他の選抜（外国人入試、帰国生入試）

多様な学びの背景を持つ学生を受け入れるために、外国人及び帰国生のための入試を実施する。一定の語学力を有することを確認したうえで、外国人入試では日本語による作文と面接、帰国生入試では日本語による小論文と面接を課すことにより、受験者の意欲・関心のみならず、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。

**経済学部 国際経済学科**

1. 求める学生像

国際経済学科は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた者を求める。

- (1) 基礎学力を身に付け、社会問題を分析する能力を持ち、国際経済学科への入学を強く志望する者。
- (2) 現代世界で起きている様々な政治的・経済的・社会的な諸問題に関心を持ち、語学力を基にその解決を目指そうとする意欲を持った者。
- (3) 日本や世界の歴史・伝統・文化を理解し、海外経験を通じて国際的な教養を身に付けたいと強く望む者。

2. 選抜方法

国際経済学科では、前項で述べた資質を有する者を、以下の方法によって選抜する。

- (1) 一般選抜（一般入試、大学入試センター試験利用入試（前期・後期）、一般・センター併用型入試）  
 高等学校での学修の達成度をみるとともに、大学での学修に必要な基礎学力を有しているかどうかを評価して判定する。また、一般・センター併用型入試では、合否判定に利用する科目として一般入試から必ず英語を選択するなど、国際経済学科において専門知識を修得するための語学力を有しているかどうかを評価する。
- (2) 特別選抜（指定校推薦入試、公募制推薦入試、併設高校からの推薦入試）  
 特別選抜では、高等学校において一定の基準の学力を修得したと認められる生徒の推薦を求める。入試では受験者に小論文と面接を課しており、出願時の志望理由書を含めて、受験者の意欲・関心のみならず、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。
- (3) その他の選抜（外国人入試、帰国生入試）  
 多様な学びの背景を持つ学生を受け入れるために、外国人及び帰国生のための入試を実施する。一定の語学力を有することを確認したうえで、外国人入試では日本語による作文と面接、帰国生入試では日本語による小論文と面接を課すことにより、受験者の意欲・関心のみならず、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。

**法学部**

法学部の各学科は、理念・目的及び教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、以下のとおり定めている。

**法学部 法律学科**

1. 求める学生像

法律学科は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備え、かつ、大学での学修に必要な基礎学力を有している者を求める。

- (1) 法学・政治学の専門学智、多様な価値観の理解、及び批判的思惟の力を修得できる



学習力を有する者。

- (2) 現代社会の動態をみつめ、あらたな秩序構成に寄与できる識見を修得できる学習力を有する者。
- (3) 多方面にわたる社会活動に貢献することに意欲的な者。

## 2. 選抜方法

法律学科では、前項で述べた資質を有する者を、以下の方法によって選抜する。

- (1) 一般選抜（一般入試、大学入試センター試験利用入試（前期・後期）、一般・センター併用型入試）

高等学校での学修の達成度をみるとともに、大学での学修に必要な基礎学力を有しているかを評価して判定する。また、一般・センター併用型入試では、合否判定に利用する科目として一般入試から必ず英語を、大学入試センター試験から数学科目を採用するなど、法律学科において専門知識を修得するための語学力及び数学的思考力を有しているかも併せて評価する。

- (2) 特別選抜（指定校推薦入試、公募制推薦入試、併設高校からの推薦入試）

特別選抜では、高等学校において一定の基準の学力を修得したと認められる生徒の推薦を求める。また、公募制推薦入試では、高等学校3年次でも数学科目を履修していることを出願資格に加えることにより、数学的思考力を有する者を評価する。特別選抜入試では受験者に小論文と面接を課しており、出願時の志望理由書を含めて、受験者の意欲・関心、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。

- (3) その他の選抜（外国人入試、帰国生入試）

多様な学びの背景を持つ学生を受け入れるために、外国人及び帰国生のための入試を実施する。一定の語学力を有することを確認したうえで、外国人入試では日本語による作文と面接、帰国生入試では日本語による小論文と面接を課すことにより、受験者の意欲・関心、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。

## 法学部 国際関係法学科

### 1. 求める学生像

国際関係法学科は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備え、かつ、大学での学修に必要な基礎学力を有している者を求める。

- (1) 法学・政治学の専門学智、多様な価値観の理解、及び批判的思惟の力を修得できる学習力を有する者。
- (2) 変容する国際社会の秩序構成に寄与できる識見及び国際化に起因する諸現象を法的・政治的観点から学術的に深く掘り下げて理解しうる識見を修得できる学習力を有する者。
- (3) 多様な文化を受容し、異文化交流に貢献することに意欲的な者。

### 2. 選抜方法

国際関係法学科では、前項で述べた資質を有する者を、以下の方法によって選抜する。

- (1) 一般選抜（一般入試、大学入試センター試験利用入試（前期・後期）、一般・センター

併用型入試)

高等学校での学修の達成度をみるとともに、大学での学修に必要な基礎学力を有しているかを評価して判定する。また、一般・センター併用型入試では、合否判定に利用する科目として一般入試から必ず英語を、大学入試センター試験から数学を採用するなど、国際関係法学科において専門知識を修得するための語学力及び数学的思考力を有しているかも併せて評価する。

(2) 特別選抜（指定校推薦入試、公募制推薦入試、併設高校からの推薦入試）

特別選抜では、高等学校において一定の基準の学力を修得したと認められる生徒の推薦を求める。また、公募制推薦入試では、高等学校3年次でも数学科目を履修していること、英語の資格・検定試験のスコアを出願資格に加えることにより、数学的思考力や語学力を有する者を評価する。特別選抜入試では受験者に小論文と面接を課しており、出願時の志望理由書を含めて、受験者の意欲・関心、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。

(3) その他の選抜（外国人入試、帰国生入試）

多様な学びの背景を持つ学生を受け入れるために、外国人及び帰国生のための入試を実施する。一定の語学力を有することを確認したうえで、外国人入試では日本語による作文と面接、帰国生入試では日本語による小論文と面接を課すことにより、受験者の意欲・関心、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。

**人間科学部**

人間科学部の各学科は、理念・目的及び教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、以下のとおり定めている。

**人間科学部 児童教育学科**

1. 求める学生像

児童教育学科は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた者を求める。

- (1) 大学での学修に必要な基礎学力を有している者。
- (2) 自分をとりまく諸世界（人間・社会・自然など）について学ぶことに関心を持ち、それらに対する基礎的知識を有する者。
- (3) 将来、保育・教育の現場で活動することに意欲を持ち、その活動に幅広く関わる内容への基本的な学習能力を有する者。
- (4) 社会性、規範意識があり、人や社会と関わることに意欲的な者。

2. 選抜方法

児童教育学科では、前項で述べた資質を有する者を、以下の方法によって選抜する。

(1) 一般選抜（一般入試、大学入試センター試験利用入試（前期・後期）、一般・センター併用型入試）

高等学校での学修の達成度をみるとともに、大学での学修に必要な基礎学力を有しているかを評価して判定する。また、一般・センター併用型入試では、合否判定に利用

する科目として、大学入試センター試験から必ず数学または理科を採用することなど、児童教育学科において専門知識を修得するための理数的能力を有しているかについても併せて評価する。

(2) 特別選抜（指定校推薦入試、併設高校からの推薦入試）

特別選抜では、高等学校において一定の基準の学力を修得したと認められる生徒の推薦を求める。また、受験者には小論文と面接を課し、出願時の志望理由書を含めて、受験者の意欲・関心、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。

(3) その他の選抜（外国人入試、帰国生入試）

多様な学びの背景を持つ学生を受け入れるために、外国人及び帰国生のための入試を実施する。一定の語学力を有することを確認したうえで、外国人入試では日本語による作文と面接、帰国生入試では日本語による小論文と面接を課すことにより、受験者の意欲・関心、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。

**人間科学部 社会福祉学科**

1. 求める学生像

社会福祉学科は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた者を求める。

- (1) 大学での学修に必要な基礎学力を有している者。
- (2) 人と環境について学ぶことに関心をもち、基本的な学習能力を有する者。
- (3) 将来、社会に貢献する意欲をもち、特に社会福祉分野に自らの課題を見出せる者。
- (4) 地域や社会に参画する能力が高く、倫理規範を備えた者。

2. 選抜方法

社会福祉学科では、前項で述べた資質を有する者を、以下の方法によって選抜する。

(1) 一般選抜（一般入試、大学入試センター試験利用入試（前期・後期）、一般・センター併用型入試）

高等学校での学修の達成度をみるとともに、大学での学修に必要な基礎学力を有しているかを評価して判定する。

(2) 特別選抜（指定校推薦入試、併設高校からの推薦入試）

特別選抜では、高等学校において一定の基準の学力を修得したと認められる生徒の推薦を求める。また、社会福祉学科として独自に、福祉科、介護福祉科等を設置する高校から福祉関係コースで学ぶ生徒の推薦を受け入れ、社会福祉学科での学びに強い関心を持ち、高校での学びを維持発展させる意欲のある者を対象とする。特別選抜入試では受験者に小論文と面接を課しており、出願時の志望理由書を含めて、受験者の意欲・関心、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。

(3) その他の選抜（外国人入試、帰国生入試）

多様な学びの背景を持つ学生を受け入れるために、外国人及び帰国生のための入試を実施する。一定の語学力を有することを確認したうえで、外国人入試では日本語による作文と面接、帰国生入試では日本語による小論文と面接を課すことにより、受験者の意欲・関心、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。

**人間科学部 心理学科**

1. 求める学生像

心理学科は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた者を求める。

- (1) 大学での学修に必要な基礎学力を有している者。
- (2) 自分をとりまく諸世界及び人間について学ぶことに関心を持ち、それらに対する基礎的知識を有する者。
- (3) 将来、心理の知識を活かして社会に貢献する事に意欲を持ち、自らの課題を見いだせる者。
- (4) 対人関係の支援に必要なコミュニケーション能力を身に付けることに意欲的な者。

2. 選抜方法

心理学科では、前項で述べた資質を有する者を、以下の方法によって選抜する。

- (1) 一般選抜（一般入試、大学入試センター試験利用入試（前期・後期）、一般・センター併用型入試）

高等学校での学修の達成度をみるとともに、大学での学修に必要な基礎学力を有しているかを評価して判定する。また、一般・センター併用型入試では、合否判定に利用する科目として、大学入試センター試験から必ず数学または理科を採用することなど、心理学科において専門知識を修得するための理数的能力を有しているかについても併せて評価する。

- (2) 特別選抜（指定校推薦入試、公募制推薦入試、併設高校からの推薦入試）

特別選抜では、高等学校において一定の基準の学力を修得したと認められる生徒の推薦を求める。また、公募制推薦入試では、数学科目の履修や英語の資格・検定試験のスコアを出願資格に加えることにより、数学的思考力及び語学力を有する者を対象とする。特別選抜入試では受験者に小論文と面接を課し、出願時の志望理由書を含めて、受験者の意欲・関心、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。

- (3) その他の選抜（外国人入試、帰国生入試）

多様な学びの背景を持つ学生を受け入れるために、外国人及び帰国生のための入試を実施する。一定の語学力を有することを確認したうえで、外国人入試では日本語による作文と面接、帰国生入試では日本語による小論文と面接を課すことにより、受験者の意欲・関心、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。

**国際文化学部**

国際文化学部国際文化学科は、理念・目的及び教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、以下のとおり定めている。

**国際文化学部 国際文化学科**

1. 求める学生像

国際文化学科は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる

知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた者を求める。

- (1) 大学での学修に必要な基礎学力を有している者。
- (2) 広く文化、社会、歴史について学ぶ積極的な意欲を持ち、その獲得のための基礎知識並びに一定の学力がある者。
- (3) 国際的関心を有し、思索に富み、異文化理解に積極的に関わることが出来る者。
- (4) 価値観の多様な社会の中にあつて将来も自己を失わずに積極的に活躍できる者。

## 2. 選抜方法

国際文化学科では、前項で述べた資質を有する者を、以下の方法によって選抜する。

- (1) 一般選抜（一般入試、大学入試センター試験利用入試（前期・後期）、一般・センター併用型入試）

高等学校での学修の達成度をみるとともに、大学での学修に必要な基礎学力を有しているかを評価して判定する。

- (2) 特別選抜（指定校推薦入試、併設高校からの推薦入試）

特別選抜では、高等学校において一定の基準の学力を修得したと認められる生徒の推薦を求める。また、指定校推薦入試では、国語の評定平均値を出願資格に加えることにより、国際文化学科において専門知識を修得するための国語力を有する者を評価する。特別選抜入試では受験者に小論文と面接を課しており、出願時の志望理由書を含めて、受験者の意欲・関心、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。

- (3) その他の選抜（外国人入試、帰国生入試）

多様な学びの背景を持つ学生を受け入れるために、外国人及び帰国生のための入試を実施する。一定の語学力を有することを確認したうえで、外国人入試では日本語による作文と面接、帰国生入試では日本語による小論文と面接を課すことにより、受験者の意欲・関心、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。

### 法学研究科

法学研究科は、理念・目的及び教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、以下のとおり定めている。【資料5-3 p.1】

#### 法学研究科

法学研究科での研究活動に要する基本的素養を有する者で、大学院での研究に対する意識が明確であり、かつ旺盛な知的探求心と、研究対象領域に対する広範な知的関心を有する者を受け入れる。

### 経営学研究科

経営学研究科は、理念・目的及び教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、以下のとおり定めている。【資料5-3 p.1】

#### 経営学研究科

大学院での研究に必要な基本的教養や知的探究心をもって、高い志と使命感をもつ研究者や高度専門職業人を目指しつつ、現実の産業、企業、ビジネス、経営に関する研究や実

践活動を通じて社会の成熟や人々の生活の安定と向上、ひいては世界の繁栄や地球環境の保全に貢献できるように、経営学、商学、会計学の高度で専門的な理論や知識を修得したり、創造したりしながら、先進的で総合的な課題に取り組むことのできる人を求めています。

### 文学研究科

文学研究科の各専攻は、理念・目的及び教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、以下のとおり定めている。【資料5-3 p.1】

#### 文学研究科英文学専攻

〔博士前期課程〕

- 1 英語を中心とする言語の高度の運用能力とその言語の意味と機能に関する広く深い知識の獲得に興味と関心がある者
- 2 英米の歴史、社会、文化及び英米人の人間観や世界観への関心、並びに、言語表象としての文学作品や文化・社会現象に対する学問的研究に興味と関心がある者
- 3 英語を初めとする言語の特性と機能についての学問的研究に興味と関心がある者
- 4 人と人とのコミュニケーションの在り方に関する学問的研究に興味と関心がある者

〔博士後期課程〕

- 1 高度で専門的な英文学専攻の4専攻の研究者を目指すにふさわしい基礎的語学力、文献整理力と分析力、論理的思考力等を有し、それらの能力を示す修士論文や学会発表等の実績を有する者。
- 2 研究対象に対する旺盛な探究心と強い意志を有し、良識ある行動のとれる者。

#### 文学研究科フランス文学専攻

文学研究科・フランス文学専攻は次のような方に向いています。

- (1) フランス語・文化についての基礎的知識をもち、さらに言語としてのフランス語のかたちや意味に関わる様々な現象、フランス文学・歴史・社会に関わるテキストの魅力に惹かれもっと深く追求したい人。
- (2) 自分なりの問題を設定し、一定の見通しと方法意識によってその問題を分析できるようになることを求める人。
- (3) 書き言葉、話し言葉を含む「テキスト」を多様な角度から読解することに意欲をもち、また並行してフランス語運用能力を高めたい人。

### 経済学研究科

経済学研究科は、理念・目的及び教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、以下のとおり定めている。【資料5-3 p.1】

#### 経済学研究科

経済学研究科は、本学の建学の精神を理解し、以下に掲げるような資質を有する人材を国内外から受け入れます。

〔博士前期課程〕

- 1 現実経済の研究者あるいは高度な職業人を目指すにふさわしい経済学の基礎学力と国際性を有する人
- 2 社会問題への強い関心と探究心を有し、知的好奇心の旺盛な人
- 3 社会人としての良識を堅持している人

〔博士後期課程〕

- 1 高度で専門的な経済学の研究者を目指すにふさわしい研究者としての基礎的能力と発展性を有し、その資質を示す修士論文等の実績のある人
- 2 専門の研究に邁進する強い意志を有し、良識ある行動のとれる人

**神学研究科**

神学研究科は、理念・目的及び教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、以下のとおり定めている。【資料5-3 p.2】

**神学研究科**

〔博士前期課程〕

以下の人を求めています。

- ・ キリスト教界における指導的な役割を明確な目標に置く人及び世界の精神文化形成に資することを志す人。
- ・ 神学研究科で学ぶために必要な基本的素養（語学、専門・専攻知識）を有する人。

〔博士後期課程〕

以下の人を求めています。

- ・ 先駆的の神学研究を推進する研究者及び専門職を志す人。
- ・ 神学研究科での研究活動に従事するために必要な学識（語学、専門・専攻知識）を有する人。

**人間科学研究科**

人間科学研究科の各専攻は、理念・目的及び教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、以下のとおり定めている。【資料5-3 p.2、5-4 p.1】

**人間科学研究科人間科学専攻**

〔博士前期課程及び後期課程〕

- 1 人間や社会に強い関心を持ち、教育、心理、福祉について実践的経験あるいは学問的基礎知識のある人。
- 2 教育、心理、福祉についての、高度な専門知識と理論・技能を習得して、研究活動や実践活動などを通じて社会に貢献したいと考えている人。
- 3 後期課程では教育学、心理学、社会福祉学のいずれかについて、専門的知識と研究方法を身に付けている人。

**人間科学研究科臨床心理学専攻**

〔修士課程〕

- 1 医療・保健、教育、福祉などの現場で臨床心理分野の専門職として支援を行うことに強い関心と意欲をもっている人。
- 2 人権意識、対人支援において必要とされる基本的倫理意識（観）を有する人。
- 3 学習能力、心理学および臨床心理学に関する基礎的な知識・技能・リサーチへの資質を有する人。
- 4 社会人としての常識、社会的スキル、対人関係能力（良好な人間関係を築き保つ能力）を有する人。

**国際文化研究科**

国際文化研究科は、理念・目的及び教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、以下のとおり定めている。

【資料5-3 p.2】

**国際文化研究科**

今日、私たちは、地域、国家、民族、文化、人種などの境界を越えて進行するグローバル化とそれに対するローカルな対応が複雑に絡み合いながら変動する複合的な世界に生きています。このような世界の中で生じる新たな問題を解決するには、伝統的な学問区分に基づく既成のディシプリンだけではなく、それらの学問区分を超えたグローバルで多学科総合的な視座と優れた語学力を重視する、新しい国際文化に関する教育と研究が必要となります。国際文化研究科では、上記のような教育および研究の視座に深い関心を有する熱意のある学生を広く求めています。

本研究科は、これまで母体である西南学院大学国際文化学部との適切な連携を維持しながら、学外の入学希望者にも門戸を開き、社会人や外国人留学生も広く受け入れてきました。本研究科は、以上のような開かれた受け入れ方針を今後より積極的に推進していきます。

**法務研究科(法科大学院)**

法務研究科は、理念・目的及び教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、以下のとおり定めている。【資料5-5 p.2】

**法務研究科(法科大学院)**

本学法科大学院で法曹養成に特化した高度専門職業教育を受けるために必要な資質を備えているか否かを多面的に測る。具体的には以下のとおり。

- 1 推理力や分析力等の論理的思考力並びに読解力、さらには、一般的な問題解決能力
- 2 学部段階で専門科目のみならず幅広く教養科目や語学科目を十分履修しているか否か
- 3 取得した資格の内容や検定試験の成績等
- 4 社会人・他学部出身者については、社会人としての経験や他学部において学んだ経験が本学法科大学院における学習にどのように活かされるか、また、どのような特色あるバックグラウンドを持った法曹となることが期待できるか
- 5 社会に生起する様々な問題に対して多様な観点から分析・検討を行い、説得力ある方法で論旨を展開できるか否か



- (2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

**大学全体**

本学では、各学部・学科・専攻が定める学生の受け入れ方針に基づき、入学者選抜のための多様な入試制度を整備して厳格に運用している。

この結果、本学の学生募集、入学者選抜の方法は、以下のとおり受験生に対して公正な機会を保証し、かつ大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものとなっており、学生の受け入れ方針との整合性もとれている。

本学の2016（平成28）年度入学試験への出願資格を有する者は、以下のいずれかに該当する者である。【資料5-6 p.46】

1. 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者および2016（平成28）年3月卒業見込みの者
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者および2016（平成28）年3月修了見込みの者
3. 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者および2016（平成28）年3月までにこれに該当する見込みの者
  - ア. 外国において学校教育における12年の課程を修了した者および2016（平成28）年3月までに修了見込みの者
  - イ. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者および2016（平成28）年3月までに修了見込みの者
  - ウ. 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定した者を文部科学大臣が定める日以降に修了した者および2016（平成28）年3月までに修了見込みの者
  - エ. 文部科学大臣の指定した者
  - オ. 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則不足第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規定（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む）および2016（平成28）年3月卒業見込みの者
  - カ. 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者および2016（平成28）年3月までにこれに該当する見込みの者で、18歳に達した者

本学の入試は、基礎学力を測る一般選抜と学力試験では測れない資質や意欲を問う特別選抜とに大別される。

一般選抜では、以下の種類の入学試験を実施して、大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定している。【資料5-7 p.110～111,126,138】

出題の質の検証のため、入試問題のチェックには第3者の機関に分析を依頼して公正かつ適切な入学者選抜となるよう万全の体制を敷いている。

## 第5章 学生の受け入れ

入試種別	内容
一般入試（A日程） （F日程：全学科対象）	「国語」「外国語」「地理歴史、公民又は数学」の3科目の総合点で合否を判定する。
入試センター試験利用入試（前期） （後期）	入試センター試験の得点のみで合否を判定する。
一般・センター併用型入試	一般入試と入試センター試験の最高得点科目の点数を組み合わせで合否を判定する。

特別選抜では、以下の種類の入学試験を実施して、大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定している。【資料5-7 p.127, 128】

入試種別	内容	対象
公募制推薦入試	学校長の推薦に基づき、小論文及び面接を実施した上、総合的に判定する。	英文学科 フランス語専攻 商学部 経済学部 法学部 心理学科
AO 選抜入試	提出書類、論文試験及び面接試験の結果を踏まえて、総合的に判断する。	英語専攻

その他の推薦入試制度では、以下の種類の入学試験を実施して、大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定している。【資料5-7 p.126】

入試種別	内容
指定校推薦入試	① 本学独自の基準により推薦依頼校を選定し、本学での勉学に強い意欲を持った優秀な学生を高等学校長の推薦により受け入れている。 ② 指定校は、過去の入試実績と入学者の大学成績、あるいは地域性を考慮して決定している。 ③ 小論文及び面接にて選考する。
学部・学科（専攻）独自の指定校推薦入試	① 学部・学科（専攻）独自の基準によって指定した高等学校から、本学の教育方針をよく理解し、本学で勉学することに強い意欲を有する者を受け入れている。 ② 小論文及び面接にて選考する。
西南学院高等学校からの推薦入試	① 建学の精神を一にする、西南学院高等学校から、本学で勉学することに強い意欲を有する者を受け入れている。 ② 小論文及び面接にて選考する。
西南女学院高等学校からの推薦入試	① 本学に近い教育方針を堅持している西南女学院高等学校から、本学で勉学することに強い意欲を有する者を受け入れている。 ② 小論文及び面接にて選考する。
文学部外国語学科英語専攻独自の指定校選抜入試	① 高等学校長の推薦を受け、当学科専攻において勉学することに強い意欲と優れた英語力を有する成績優秀な者を選考の上入学させる。 ② 当学科専攻への過去の入学実績及び当該入学者の大学在学成績などを考慮して指定校とする。 ③ 論文及び面接にて選考する。

## 第5章 学生の受け入れ

その他の入試制度では、以下の種類の入学試験を実施して、大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定している。【資料5-7 p.138, 139】

入試種別	内容	対象
帰国生入試	① 海外に在住していた帰国生を受け入れる。 ② 筆記試験及び面接にて選考する。	英語専攻以外の全学部・学科（専攻）
外国人入試	① 本学で学部教育を受けることに強い意欲を持つ外国人を受け入れる。 ② 筆記試験及び面接にて選考する。	全学部・学科（専攻）
3年次転・編入学 学士入学 専攻科入学	① 4年制大学2学年時修了者（転入学）、短期大学卒業者等（編入学）、4年制大学卒業者（学士入学）などを3年次に受け入れる。 ② 筆記試験及び面接にて選考する。	全学部・学科（専攻） 人間科学部社会福祉学科は、募集人員10名
2年次転・編入学	① 4年制大学1学年修了者（転入学）、短期大学卒業者（編入学）などを2年次に受け入れる。 ② 筆記試験及び面接にて選考する。	神学部神学科

このような多様な入学試験制度の実施にあたっては、各制度の学生の受け入れ方針や募集概要（出願資格、募集人員、試験日程、試験科目、選抜の方法等）についての周知に努めている。

障がいのある学生に対しては、受験に際しての特別措置に関する申請書を受け付けるとともに、入学後の体制について本人の希望により受験前や合格後の入学手続き期間中に面談を行い授業や学生生活にまつわるサポート等の情報提供を丁寧に行っている。このサポートに関しては、各種入学試験要項にて周知している。大学院についても同様の状況である。

留学生は、外国人入試で受け入れている。授業は日本語で行われるため相応の日本語能力が必要であることや独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学生試験の受験を条件と課している。大学院については、財団法人日本国際教育協会又は独立行政法人国際交流基金による日本語能力試験の合格証明をもって受験を認めている。

### 神学部

神学部の入学定員は10名と比較的小規模である。

（入学定員数は2016（平成28）年5月1日現在のものによる、以下他学部も同様。）

2015（平成27）年度中に実施した神学部の募集方法と選抜方法は、入試種別と募集人員一覧【資料5-8】に示すとおりであり、それらは受験生に対して公正な機会を保証し、かつ大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものとなっており、学生の受け入れ方針とも整合性がとれていると判断している。この他、2年次転・編入若干名と3年次転・編入若干名を募集している。独自指定校推薦入試では、キリスト教学校教育同盟加盟校推薦枠及び日本バプテスト連盟加盟教会推薦に基づき、2名程度を募集しており、2015（平成27）年度の志願者・合格者は3名であった。

### 文学部

英文学科の入学定員は100名である。

2015（平成27）年度中に実施した文学部英文学科の募集方法と選抜方法は、入試種別と募集人員一覧【資料5-8】に示すとおりであり、それらは受験生に対して公正な機会を保証し、かつ大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものとなっており、学生の受け入れ方針とも整合性がとれていると判断している。英文学科では、一般入試における外国語にかかる配点を150点とし、同一試験日に行われる他学科と同一問題で英語の合計点を1.5倍に換算している。

外国語学科英語専攻の入学定員は100名である。

2015（平成27）年度中に実施した文学部外国語学科英語専攻の募集方法と選抜方法は、入試種別と募集人員一覧【資料5-8】に示すとおりであり、それらは受験生に対して公正な機会を保証し、かつ大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものとなっており、学生の受け入れ方針とも整合性がとれていると判断している。英語専攻では、外国語にかかる配点を200点とし、同一試験日に行われる他学科と同一問題で英語の合計点を2倍に換算している。

外国語学科フランス語専攻の入学定員は50名である。

2015（平成27）年度中に実施した文学部外国語学科フランス語専攻の募集方法と選抜方法は、入試種別と募集人員一覧【資料5-8】に示すとおりであり、それらは受験生に対して公正な機会を保証し、かつ大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものとなっており、学生の受け入れ方針とも整合性がとれていると判断している。

また、文学部では、3年次転・編入学、学士入学、外国人入試、帰国生入試（英語専攻を除く）などを経て、若干名の入学を認めている。

### 商学部

商学部の入学定員は、商学科150名、経営学科150名の計300名である。

2015（平成27）年度中に実施した商学部の募集方法と選抜方法は、入試種別と募集人員一覧【資料5-8】に示すとおりであり、それらは受験生に対して公正な機会を保証し、かつ大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものとなっており、学生の受け入れ方針とも整合性がとれていると判断している。

また、商学部では、3年次転・編入学、学士入学、外国人入試、帰国生入試を実施しており、多様なバックグラウンドをもつ学生を毎年度受け入れる態勢を整えている。

### 経済学部

経済学部の入学定員は、経済学科200名、国際経済学科100名の計300名である。

2015（平成27）年度中に実施した経済学部の募集方法と選抜方法は、入試種別と募集人員一覧【資料5-8】に示すとおりであり、それらは受験生に対して公正な機会を保証し、かつ大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものとなっており、学生の受け入れ方針とも整合性がとれていると判断している。

また、商学部と同様に帰国生入試、外国人入試、3年次転・編入学、学士入学がありいずれも小論文と面接によって、若干名を選抜して多様なバックグラウンドをもつ学生を毎年

度受け入れる態勢を整えている

### 法学部

法学部の入学定員は、法律学科 270 名、国際関係法学科 80 名の計 350 名である。

2015（平成 27）年度中に実施した法学部の募集方法と選抜方法は、入試種別と募集人員一覧【資料 5-8】に示すとおりであり、それらは受験生に対して公正な機会を保証し、かつ大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものとなっており、学生の受け入れ方針とも整合性がとれていると判断している。

3 年次転・編入学、学士入学、外国人入試、帰国生入試を実施して、多様なバックグラウンドをもつ学生を毎年度受け入れる態勢の整備状況についても商学部と同様である。

### 人間科学部

人間科学部の入学定員は、児童教育学科 100 名、社会福祉学科 110 名、心理学科 100 名の計 310 名である。

2015（平成 27）年度中に実施した児童教育学科、社会福祉学科及び心理学科の募集方法並びに選抜方法は、入試種別と募集人員一覧【資料 5-8】に示すとおりであり、それらは入学者選抜の方法は、受験生に対して公正な機会を保証し、かつ大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものとなっており、学生の受け入れ方針とも整合性がとれていると判断している。人間科学部では、3 年次転・編入学、学士入学、外国人入試、帰国生入試を実施しており、多様なバックグラウンドをもつ学生を毎年度受け入れる態勢を整えている。

### 国際文化学部

国際文化学部の入学定員は 150 名である。

2015（平成 27）年度中に実施した募集方法と選抜方法は、入試種別と募集人員一覧【資料 5-8】に示すとおりであり、それらは、受験生に対して公正な機会を保証し、かつ大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものとなっており、学生の受け入れ方針とも整合性がとれていると判断している。

国際文化学部では、3 年次転・編入学、学士入学、外国人入試、帰国生入試の制度を実施し、いずれも若干名を募集して、多様なバックグラウンドをもつ学生を毎年度受け入れる態勢を整えている。

### 大学院全体

本学大学院では、各研究科・専攻が定める学生の受け入れ方針に基づき、入学者選抜のための多様な入試制度を整備して厳格に運用している。

この結果、本学大学院の学生募集、入学者選抜の方法は、以下のとおり受験生に対して公正な機会を保証し、かつ大学院教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものとなっており、学生の受け入れ方針とも整合性がとれている。

大学院博士前期課程（一般入試）の 2016（平成 28）年度入学試験への出願資格を有する者は、以下のいずれかに該当する者である。

1. 大学を卒業した者及び2016（平成28）年3月卒業見込みの者
2. 外国において学校教育における16年の課程又は15年の課程を修了した者及び2016（平成28）年3月までに修了見込みの者
3. 文部科学大臣が指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
4. 大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者及び2016（平成28）年3月までに授与される見込みの者
5. 大学に3年以上在学し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者（これを「飛び級進学出願者」という。）
6. 本学大学院において、事前に出願資格の個別審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2016（平成28）年3月31日までに22歳に達した者
7. 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上あることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者（平成17年文部科学省告示第138号）
8. その他本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

【資料5-3 p.7】

上記5.「飛び級進学出願者」の出願資格は、以下のとおりである。

- (1) 3年修了時まで110単位以上（卒業用県単位に含まれない教職及び学芸員課程の単位は除く。）を修得し、かつ優以上（A又はS）の単位の合計が次のとおりであること。

〔資格要件単位数〕

法学研究科	80単位以上
経営学研究科	修得単位合計の70%以上
神学研究科	修得単位合計の80%以上

- (2) 文学研究科（英文学専攻・フランス文学専攻）、国際文化研究科の出願要件は、以下のとおりである。

2017（平成29）年3月卒業見込みの者については、入学試験に加えて在学成績を考慮し、次の条件を満たさなかった場合、入学許可を取り消すものとする。

- ① 卒業に必要な単位の4分の3以上を修得し、
- ② その2分の1以上がA又はSであること。

なお、出願時における修得単位数についての制限はないが、3年次までの成績証明書を、原則として2016（平成28）年3月初旬までに提出すること。

- (3) 経済学研究科の出願要件は、以下のとおりである。

3年終了時まで96単位以上（卒業要件単位に含まない教職及び学芸員課程の単位は除く。）を修得し、かつ修得単位数の50%以上で優以上（A又はS）の成績を修めていること。【資料5-3 p.8】

大学院博士前期課程（外国人等入試）の2016（平成28）年度入学試験への出願資格を有する者は、以下のいずれかに該当する者である。

- ① 日本における16年の学校教育（小学校6年、中学校3年高等学校3年、大学4年）に相当する教育課程のうち、4年間又は年間の大学教育（学士号取得のこと）を含む10年以上の外国における教育課程を修了した者。（2016（平成28）

年3月までに修了見込みの者を含む。)

- ② 日本の大学を留学生として卒業した外国人。(2016(平成28)年3月卒業見込みの者を含む。)
- ③ 本学大学院において、事前に出願資格の個別審査による大学を卒業した者と同以上の学力があると認めた者で、2016(平成28)年3月31日までに22歳に達した者。【資料5-3 p.15】

大学院博士前期課程(社会人入試)の2016(平成28)年度入学試験への出願資格を有する者は、以下のいずれかに該当する者である。

- ① 大学を卒業した者
- ② 外国において学校教育における16年の課程又は15年の課程を修了した者
- ③ 文部科学大臣が指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- ④ 上記の①から③のいずれかに該当する者のうち、(1)入学時において大学卒業後3年を経過し、社会人としての経験を有する者、又は(2)出願を希望する研究科が(1)に準ずるものと認めた者。【資料5-3 p.21】

大学院博士後期課程(一般入試)の2016(平成28)年度入学試験への出願資格を有する者は、以下のいずれかに該当する者である。

- ① 修士の学位を有する者及び2016(平成28)年3月取得見込みの者
  - ② 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者及び2016(平成28)年3月までに授与される見込みの者
  - ③ 文部科学大臣が指定した者(平成元年文部省告示第118号)
  - ④ その他、修士の学位を有する者と同以上の学力があると認められる者
- なお、法学研究科博士後期課程においては、法科大学院を修了し、法務博士の学位を授与する者も出願を認める。【資料5-3 p.43】

大学院博士後期課程(外国人等入試)の2016(平成28)年度入学試験への出願資格を有する者は、以下のいずれかに該当する者である。【資料5-3 p.47】

- ① 日本における16年の学校教育(小学校6年、中学校3年、高等学校3年、大学4年)に相当する教育課程のうち、4年間又は3年間の大学教育(学士号取得のこと)を含む10年以上の外国における教育課程を修了した修士の学位を有する(2016(平成28)年3月までに修士の学位を取得見込みの者を含む。)者
- ② 日本の大学(学部)を留学生として卒業し、修士の学位を有する(2016(平成28)年3月までに修士の学位を取得見込みの者を含む。)者

大学院博士後期課程(社会人入試)の2016(平成28)年度入学試験への出願資格を有する者は、入学時において大学院博士前期(修士)課程修了後3年を経過し社会人としての経験を有する者若しくは当該研究科がそれに準ずると認めた者で、以下のいずれかに該当する者である。【資料5-3 p.51】

- ① 修士の学位を有する者

- ② 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- ③ 文部科学大臣が指定した者（平成元年文部省告示第118号）

大学院の入試は、基礎学力を測る一般入試と提出された小論文及び研究計画等についての口述諮問とに大別される。いずれの入学選抜においても、大学院教育を受けるための能力・適性等を適切に判定している。

**法学研究科**

法学研究科の入学定員は、博士前期課程10名、博士後期課程3名である。

2015（平成27）年度の法学研究科の募集方法と選抜方法は、以下のとおりである。法学研究科では、以下の学生募集、入学選抜の方法は、受験生に対して公正な機会を保障し、かつ大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものとなっており、学生の受け入れ方針とも整合性がとれていると判断している。

〔博士前期課程〕【資料5-3 p.10, 17, 22】

入試種別	入試方法	内容
一般入試	一般入試	(1) 外国語又は専門科目 英語、ドイツ語、フランス語のうち1か国語を選択（ただし、母語を除く。） ただし、下記の専修希望科目で出願する者は、外国語に代えて(2)で選択した科目以外の専門科目を選択することができる。 憲法、行政法、税法、民法、刑事法、社会法
		(2) 専修、専門科目 憲法、行政法、税法、民法、商法、民事訴訟法、刑事法、社会法、法哲学、法制史、国際法、国際民事法、国際政治学、政治・外交史、国際協力論のうち、2科目を選択。ただし、1科目は専修希望科目（演習のある科目）とすること。
		(3) 面接・総合 受験科目及び研究計画等についての口述試問
	特別選考	面接 提出された小論文及び研究計画等についての口述試問
外国人等入試		(1) 筆記試験 憲法、行政法、税法、民法、刑事法、社会法、法哲学、法制史、国際法、国際民事法、国際政治学、国際協力論のうち専修希望科目（演習のある科目）1科目を選択すること。
		(2) 面接・総合 受験科目及び研究計画等についての口述試問
社会人入試		(1) 外国語又は専門科目 英語、ドイツ語、フランス語のうち1か国語を選択（ただし、母語を除く。） ただし、下記の専修希望科目で出願する者は、外国語に代えて(2)で選択した科目以外の専門科目を選択することができる。 憲法、行政法、税法、民法、刑事法、社会法
		(2) 専修、専門科目 憲法、行政法、税法、民法、刑事法、社会法、法哲学、法制史、国際法、国際民事法、国際政治学、国際協力論のうち専修希望科目（演習のある科目）1科目を選択すること。
		(3) 面接・総合 受験科目及び研究計画等についての口述試問



## 第5章 学生の受け入れ

〔博士後期課程〕【資料5-3 p.44, 48, 51, 52】

入試種別	内容
一般入試	(1) 外国語 英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語のうち1か国語を選択。(ただし、母語を除く。)
	(2) 口述試問 修士論文又はそれに代わる研究論文及び専攻分野に関連した事項についての試問
外国人等入試	(1) 筆記試験(外国語等) 英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、日本語のうち、志願者の母語を除く1か国語を選択。
	(2) 口述試問 修士論文又はそれに代わる研究論文及び専攻分野に関連した事項についての試問
社会人入試	(1) 外国語 英語、ドイツ語、フランス語、中国語のうち1か国語を選択。(ただし、母語を除く。)
	(2) 口述試問 修士論文及び専攻分野に関連した事項、研究計画並びに社会人経験についての試問

### 経営学研究科

経営学研究科の入学定員は、博士前期課程10名、博士後期課程3名である。

2015(平成27)年度の経営学研究科の募集方法と選抜方法は、以下のとおりである。経営学研究科では、以下の学生募集、入学者選抜の方法は、受験生に対して公正な機会を保証し、かつ大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものとなっており、学生の受け入れ方針とも整合性がとれていると判断している。

〔博士前期課程〕【資料5-3 p.11, 17, 22, 23】

入試種別	入試方法	内 容
一般入試	一般入試	(1) 第1群 次の①又は②のいずれかを選択。ただし、英語を母語とする者は②を選択。 ①英語 ②専門科目：経営学、経営情報学、商学、会計学のうち1科目を選択。
		(2) 第2群 経営社会学、国際経営論、経営統計学、意思決定論、知識情報処理論、データベース論、流通論、多国籍企業論、銀行論、金融システム論、保健論、会計学原理、会計監査論、租税法論のうち専修希望科目(演習のある科目)1科目を選択。
	特別選考	(3) 面接 受験科目及び研究計画等についての口述試問 面接 提出された小論文及び研究計画等についての口述試問
外国人等入試		(1) 第1群 次の①又は②のいずれかを選択。ただし、英語を母語とする者は②を選択。 ①英語 ②専門科目：経営学、経営情報学、商学、会計学のうち1科目を選択。
		(2) 第2群 経営社会学、国際経営論、経営統計学、意思決定論、知識情報処理論、データベース論、流通論、多国籍企業論、銀行論、金融システム論、保健論、会計学原理、会計監査論、租税法論のうち専修希望科目(演習のある科目)1科目を選択。
		(3) 面接・総合 受験科目及び研究計画等についての口述試問

## 第5章 学生の受け入れ

社会人入試	(1) 第1群 次の①又は②のいずれかを選択。ただし、英語を母語とする者は②を選択。 ①英語 ②専門科目：経営学、経営情報学、商学、会計学のうち1科目を選択。
	(2) 第2群 経営社会学、国際経営論、経営統計学、意思決定論、知識情報処理論、データベース論、流通論、多国籍企業論、銀行論、金融システム論、保健論、会計学原理、会計監査論、租税法論のうち専修希望科目（演習のある科目）1科目を選択。
	(3) 面接・総合 受験科目及び研究計画等についての口述試問

### 〔博士後期課程〕【資料5-3 p.44, 48, 52】

入試種別	内 容
一般入試	(1) 英語（本学博士前期課程入学試験を英語で受験し、合格した者は免除する。）
	(2) 専修科目 経営社会学、経営統計学、意思決定論、知識情報処理論、流通論、多国籍企業論、銀行論、保健論、会計学原理、会計監査論、租税法論のうち専修希望科目1科目を選択。
	(3) 口述試問 修士論文及び専攻分野に関連した事項についての試問
外国人等入試	(1) 筆記試験（外国語等） 英語、日本語のうち1か国語を選択（ただし、母語を除く。）（本学博士前期課程入学試験を英語で受験し、合格した者は免除する。）
	(2) 筆記試験（専修科目） 経営社会学、経営統計学、意思決定論、知識情報処理論、流通論、多国籍企業論、銀行論、保健論、会計学原理、会計監査論、租税法論のうち専修希望科目1科目を選択。
	(3) 口述試問 修士論文及び専攻分野に関連した事項についての試問
社会人入試	(1) 英語（本学博士前期課程入学試験を英語で受験し、合格した者は免除する。）
	(2) 専修科目 経営社会学、経営統計学、意思決定論、知識情報処理論、流通論、多国籍企業論、銀行論、保健論、会計学原理、会計監査論、租税法論のうち専修希望科目1科目を選択。
	(3) 口述試問 修士論文及び専攻分野に関連した事項についての試問

### 文学研究科

文学研究科英文学専攻の入学定員は、博士前期課程 10 名、博士後期課程 3 名である。

文学研究科フランス文学専攻の入学定員は、博士前期課程 5 名、博士後期課程 3 名である。

2015（平成 27）年度の文学研究科の募集方法と選抜方法は、以下のとおりである。

文学研究科では、以下の学生募集、入学者選抜の方法は、受験生に対して公正な機会を保障し、かつ大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものとなっており、学生の受け入れ方針とも整合性がとれていると判断している。

### 〔博士前期課程〕【資料5-3 p.11, 17, 23】

#### (1) 英文学専攻：イギリス文学専修

入試種別	入試方法	内 容
一般入試	一般入試	(1) 英語
		(2) 専門科目 イギリス文学を選択
		(3) 面接 受験科目及び研究計画等についての口述試問

## 第5章 学生の受け入れ

	特別選考	提出された小論文及び研究計画等についての口述試問
外国人等入試		(1) 英語
		(2) 専門科目 イギリス文学を選択
		(3) 面接 受験科目及び研究計画等についての口述試問
社会人入試		(1) 英語
		(2) 専門科目 イギリス文学を選択
		(3) 面接 受験科目及び研究計画等についての口述試問

### (2) 英文学専攻：英語学専修・コミュニケーション学専修

出願時に TOEFL、又は TOEIC のスコアを提出する。なお、TOEFL は iBT に限る。ただし、本学で受験した ITP のスコアは可とする。

入試種別	入試方法	内 容
一般入試	一般入試	(1) 専門科目 英語学、コミュニケーション学のうち専修部門の1科目を選択。 (2) 面接 受験科目及び研究計画等についての口述試問
	特別選考	提出された小論文及び研究計画等についての口述試問
外国人等入試		(1) 専門科目 英語学、コミュニケーション学のうち専修部門の1科目を選択。 (2) 面接 受験科目及び研究計画等についての口述試問
		(1) 専門科目 英語学、コミュニケーション学のうち専修部門の1科目を選択。 (2) 面接 受験科目及び研究計画等についての口述試問

### (3) フランス文学専攻

入試種別	入試方法	内 容
一般入試	一般入試	(1) 専門科目 I フランス語学 (2) 専門科目 II フランス文学 (3) 面接 受験科目及び研究計画等についての口述試問
	特別選考	提出された小論文及び研究計画等についての口述試問
外国人等入試		(1) 専門科目 I フランス語学 (2) 専門科目 II フランス文学 (3) 面接 受験科目及び研究計画等についての口述試問
		(1) 専門科目 I フランス語学 (2) 専門科目 II フランス文学 (3) 面接 受験科目及び研究計画等についての口述試問
		(1) 専門科目 I フランス語学 (2) 専門科目 II フランス文学 (3) 面接 受験科目及び研究計画等についての口述試問

〔博士後期課程〕【資料5-3 p.44, 48, 52】

### (1) 英文学専攻

入試種別	入試方法	内 容
一般入試		(1) 専門科目 I 英語による文献読解と作文 (2) 専門科目 II 英語学、コミュニケーション学のうち専修希望科目1科目を選択 (3) 口述試問 修士論文等、選択した専攻分野及び研究計画についての試問
		(1) 専門科目 I 英語による文献読解と作文 (2) 専門科目 II 英語学、コミュニケーション学のうち専修希望科目1科目を選択 (3) 口述試問 修士論文等、選択した専攻分野及び研究計画についての試問
		(1) 専門科目 I 英語による文献読解と作文 (2) 専門科目 II 英語学、コミュニケーション学のうち専修希望科目1科目を選択 (3) 口述試問 修士論文等、選択した専攻分野及び研究計画についての試問

社会人入試		(1) 専門科目Ⅰ 英語による文献読解と作文
		(2) 専門科目Ⅱ 英語学、コミュニケーション学のうち専修希望科目1科目を選択
		(3) 口述試問 修士論文及び専攻分野に関連した事項、研究計画並びに社会人経験についての試問

(2) フランス文学専攻

入試種別	入試方法	内 容
一般入試	一般入試	(1) 専門科目Ⅰ フランス語運用能力
		(2) 専門科目Ⅱ フランス文学、フランス語額のうち専修希望科目1科目を選択
		(3) 口述試問 修士論文等、選択した専攻分野及び研究計画についての試問
外国人等入試		(1) 外国語等 英語、ドイツ語、日本語のうち1か国語を選択。(ただし、母語を除く。)
		(2) 面接 修士論文等、選択した専攻分野及び研究計画についての試問
社会人入試		(1) 専門科目Ⅰ フランス語運用能力
		(2) 専門科目Ⅱ フランス文学、フランス語額のうち専修希望科目1科目を選択
		(3) 口述試問 修士論文及び専攻分野に関連した事項、研究計画並びに社会人経験についての試問

**経済学研究科**

経済学研究科の入学定員は、博士前期課程7名、博士後期課程3名である。

2015(平成27)年度の経済学研究科の募集方法と選抜方法は、以下のとおりである。経済学研究科では、以下の学生募集、入学者選抜の方法は、受験生に対して公正な機会を保証し、かつ大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものとなっており、学生の受け入れ方針とも整合性がとれていると判断している。

〔博士前期課程〕【資料5-3 p.12, 18, 23】

入試種別	入試方法	内 容
一般入試	一般入試	(1) 外国語等 英語、ドイツ語、フランス語のうち1か国語を選択。(ただし、母語を除く。)
		(2) 専門科目 近代経済学、マルクス経済学、経済思想史、経済学史、西洋経済史、経済政策、世界経済論、国際金融論、統計学、社会保障論、金融論のうち1科目を選択。
		(3) 面接 受験科目及び研究計画等についての口述試問
	特別選考	面接 提出された小論文及び研究計画等についての口述試問
外国人等入試		(1) 筆記試験 近代経済学、マルクス経済学、経済思想史、経済学史、西洋経済史、経済政策、世界経済論、国際金融論、統計学、社会保障論、金融論のうち1科目を選択。
		(2) 面接 受験科目及び研究計画等についての口述試問
社会人入試		(1) 外国語等 英語、ドイツ語、フランス語のうち1か国語を選択。(ただし、母語を除く。)

## 第5章 学生の受け入れ

	(2) 専門科目 近代経済学、マルクス経済学、経済思想史、経済学史、西洋経済史、経済政策、世界経済論、国際金融論、統計学、社会保障論、金融論のうち 1 科目を選択。
	(3) 面接 受験科目及び研究計画等についての口述試問

### 〔博士後期課程〕【資料 5-3 p.44, 48, 52】

入試種別	内容
一般入試	(1) 筆記試験 理論経済学、経済思想史、西洋経済史、経済政策、世界経済論、国際金融論、統計学、社会保障論、金融論のうちから 1 科目を選択。
	(2) 口述試問 修士論文及び専攻分野に関連した事項並びに研究計画についての試問
外国人等入試	(1) 筆記試験 理論経済学、経済思想史、西洋経済史、経済政策、世界経済論、国際金融論、統計学、社会保障論、金融論のうちから 1 科目を選択。
	(2) 口述試問 修士論文及び専攻分野に関連した事項並びに研究計画についての試問
社会人入試	(1) 専門科目 理論経済学、経済思想史、西洋経済史、経済政策、世界経済論、国際金融論、統計学、社会保障論、金融論のうちから 1 科目を選択。
	(2) 口述試問 修士論文及び専攻分野に関連した事項、研究計画並びに社会人経験についての試問

### 神学研究科

神学研究科の入学定員は、博士前期課程 7 名、博士後期課程 2 名である。

2015（平成 27）年度の神学研究科の募集方法と選抜方法は、以下のとおりである。神学研究科では、以下の学生募集、入学者選抜の方法は、受験生に対して公正な機会を保障し、かつ大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものとなっており、学生の受け入れ方針とも整合性がとれていると判断している。

### 〔博士前期課程〕【資料 5-3 p.12, 18, 23, 24】

入試種別	入試方法	内容
一般入試	一般入試	(1) 外国語等 英語、ドイツ語、フランス語、ギリシア語、ヘブライ語、ラテン語のうち 1 か国語を選択。（ただし、母語を除く。）
		(2) 専門科目 聖書学、旧約学、新約学、教理史、バプテスト史、教義学、実践神学のうち 2 科目を選択。ただし、1 科目は専修希望科目（演習のある科目）とすること。
		(3) 面接 受験科目及び研究計画等についての口述試問
	特別選考	面接 提出された小論文及び研究計画等についての口述試問
外国人等入試		(1) 筆記試験 英語、ドイツ語、フランス語、ギリシア語、ヘブライ語、ラテン語のうち 1 か国語を選択。（ただし、母語を除く。）
		(2) 筆記試験 聖書学、教理史、バプテスト史、教義学、実践神学のうち専修希望科目（演習のある科目）1 科目を選択。
		(3) 面接 受験科目及び研究計画等についての口述試問
社会人入試		(1) 小論文又は外国語 （英語、ドイツ語、フランス語、ギリシア語、ヘブライ語、ラテン語のうち 1 か国語を選択。ただし、母語を除く。）

## 第5章 学生の受け入れ

	(2) 専修科目 聖書学、教理史、バプテスト史、教義学、実践神学のうち専修希望科目（演習のある科目）1科目を選択。
	(3) 面接 受験科目及び研究計画等についての口述試問

〔博士後期課程〕【資料5-3 p.44, 45, 49, 52】

入試種別	内容
一般入試	(1) 外国語 英語、ドイツ語、フランス語、ギリシア語、ヘブライ語、ラテン語のうち2か国語を選択。（ただし、母語を除く。） (2) 口述試問 修士論文及び専攻分野に関連した事項並びに研究計画についての試問
外国人等入試	(1) 筆記試験 英語、ドイツ語、フランス語、ギリシア語、ヘブライ語、ラテン語のうち志願者の母語を除く1か国語と日本語を選択。 (2) 口述試問 修士論文及び専攻分野に関連した事項並びに研究計画についての試問
社会人入試	(1) 外国語 英語、ドイツ語、フランス語、ギリシア語、ヘブライ語、ラテン語のうち2か国語を選択。（ただし、母語を除く。） (2) 口述試問 修士論文及び専攻分野に関連した事項、研究計画並びに社会人経験についての試問

### 人間科学研究科

人間科学研究科の入学定員は、博士前期課程10名、博士後期課程3名である。

2015（平成27）年度の人間科学研究科の募集方法と選抜方法は、以下のとおりである。人間科学研究科では、以下の学生募集、入学者選抜の方法は、受験生に対して公正な機会を保障し、かつ大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものとなっており、学生の受け入れ方針とも整合性がとれていると判断している。

〔博士前期課程〕【資料5-3 p.12, 19, 24】

入試種別	入試方法	内容
一般入試	一般入試	(1) 英語
		(2) 専門科目 教育学、心理学、社会福祉学のうち1科目を選択。
		(3) 面接 受験科目及び研究計画等についての口述試問
	特別選考	面接 提出された小論文及び研究計画等についての口述試問
外国人等入試		(1) 筆記試験 小論文又は英語
		(2) 筆記試験 教育学、心理学、社会福祉学のうち1科目を選択。
		(3) 面接 受験科目及び研究計画等についての口述試問
社会人入試		(1) 小論文又は英語
		(2) 専門科目 教育学、心理学、社会福祉学のうち1科目を選択。
		(3) 面接 受験科目及び研究計画等についての口述試問

〔博士後期課程〕【資料5-3 p.45, 49, 52, 53】

入試種別	内容
一般入試	(1) 英語
	(2) 専門科目 教育学、心理学、社会福祉学のうち1科目を選択。
	(3) 口述試問 修士論文及び専攻分野に関連した事項並びに研究計画についての試問
外国人等入試	(1) 筆記試験 英語、日本語のうち1か国語を選択。（ただし母語を除く。）
	(2) 専門科目 教育学、心理学、社会福祉学のうち1科目を選択。

	(3) 口述試問 修士論文及び専攻分野に関連した事項並びに研究計画についての試問
社会人入試	(1) 英語 (2) 専門科目 教育学、心理学、社会福祉学のうち1科目を選択。
	(3) 口述試問 修士論文及び専攻分野に関連した事項、研究計画並びに社会人経験についての試問

人間科学専攻では、飛び級進学の出願は、実施していない。当該研究科は、開設時には児童教育学科及び社会福祉学科を基礎として設置された経緯があり、いわゆる飛び級では、児童教育学科では教員免許が、社会福祉学科では社会福祉士の受験資格が、それぞれ得られないため、人間科学部では現実的でないとは判断したからである。

**国際文化研究科**

国際文化研究科の入学定員は、博士前期課程 10 名、博士後期課程 3 名である。

2015（平成 27）年度の国際文化研究科の募集方法と選抜方法は、以下のとおりである。国際文化研究科では、以下の学生募集、入学者選抜の方法は、受験生に対して公正な機会を保証し、かつ大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものとなっており、学生の受け入れ方針とも整合性がとれていると判断している。

〔博士前期課程〕【資料 5-3 p.13, 19, 24】

入試種別	入試方法	内容
一般入試	一般入試	(1) 文献読解 英語、中国語、フランス語、ドイツ語、韓国語、漢文、古文書のうち 1 科目を選択。(ただし、母語を除く)
		(2) 専門科目 東アジア思想文化論、東南アジア社会文化論、東アジア民族社会論、東アジア文化交流論、日本近世近代社会論、中国民族文化論、日本文化論、日本文化史論、中国近現代文化論、近現代思想論、西洋美術史論、西洋言語社会論、西洋文学、イタリア・地中海文化論、美学・芸術学、表象文化論、表象メディア論、文化人類学方法論、近代キリスト教文化史論、キリスト教思想論のうち 2 科目を選択。ただし、1 科目は専修希望科目（演習のある科目）とすること。
	特別選考	(3) 面接 受験科目及び研究計画等についての口述試問 面接 提出された小論文及び研究計画等についての口述試問
外国人等入試		(1) 筆記試験 英語、中国語、フランス語、ドイツ語、韓国語、日本語のうち 1 科目を選択。(ただし、母語を除く)
		(2) 筆記試験 東アジア思想文化論、東南アジア社会文化論、東アジア民族社会論、東アジア文化交流論、日本近世近代社会論、日本文化論、中国近現代文化論、近現代思想論、西洋美術史論、西洋言語社会論、美学・芸術学、表象文化論、文化人類学方法論、近代キリスト教文化史論、キリスト教思想論のうち専修希望科目（演習のある科目）1 科目を選択。
		(3) 面接 受験科目及び研究計画等についての口述試問
社会人入試		(1) 小論文又は外国語 (英語、中国語、フランス語、ドイツ語、韓国語のうち 1 か国語。ただし、母語を除く)
		(2) 専修科目 東アジア思想文化論、東南アジア社会文化論、東アジア民族社会論、東アジア文化交流論、日本近世近代社会論、日本文化論、中国近現代文化論、近現代思想論、西洋美術史論、西洋言語社会論、美学・芸術学、表象文化論、文化人類学方法論、近代キリスト教文化史論、キリスト教思想論のうち専修希望科目（演習のある科目）1 科目を選択。

	(3) 面接 受験科目及び研究計画等についての口述試問
--	-----------------------------

〔博士後期課程〕【資料5-3 p.45, 49, 53】

入試種別	内容
一般入試	(1) 第一科目 英語
	(2) 第二科目 フランス語、ドイツ語、中国語、韓国語、漢文、古文書のうち1科目を選択。(ただし、母語を除く)。
	(3) 口述試問 修士論文等、選択した専攻分野及び研究計画についての試問
外国人等入試	(1) 筆記試験 英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語のうち、志願者の母語を除く1か国語と日本語語
	(2) 口述試問 修士論文及び専攻分野に関連した事項並びに研究計画についての試問
社会人入試	(1) 第一科目 英語
	(2) 第二科目 フランス語、ドイツ語、中国語、韓国語、漢文、古文書のうち1科目を選択。(ただし、母語を除く)。
	(3) 口述試問 修士論文及び専攻分野及び研究計画並びに社会人経験についての試問

**法務研究科(法科大学院)**

大学院法務研究科法曹養成専攻(法科大学院)の2016(平成28)年度入学試験への出願資格を有する者は、以下のいずれかに該当する者である。

1. 大学を卒業した者及び2016(平成28)年3月31日までに卒業見込みの者(早期卒業見込みの者を含む)
2. 大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者及び2016(平成28)年3月までに授与される見込みの者(学校教育法第104条第4項)
3. 外国において学校教育における16年の課程を修了した者及び2016(平成28)年3月31日までに修了見込みの者
4. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び2016(平成28)年3月31日までに修了見込みの者
5. 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有する者として当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び2016(平成28)年3月31日までに修了見込みの者
6. 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上あることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び2016(平成28)年3月31日までに修了見込みの者
7. 文部科学大臣の指定した者
8. 大学院に飛び入学した者であって、法科大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると法科大学院教授会が認めたもの
9. 法科大学院教授会において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
10. 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定めるものを含



む。)であって、所定の単位を優れた成績をもって修得したと法科大学院教授会が認めた者

【資料5-5 p.1,2】

法務研究科（法科大学院）の入学定員は、20名である。

2015（平成27）年度の法務研究科（法科大学院）の募集方法と選抜方法は、以下のとおりである。法務研究科（法科大学院）では、以下の学生募集、入学者選抜の方法は、受験生に対して公正な機会を保証し、かつ大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものとなっており、学生の受け入れ方針とも整合性がとれていると判断している。

入試種別	内容
法学未修者入学試験	(1) 法科大学院全国統一適性試験の成績（第一部、第二部、第三部） (2) 学業成績及び志望理由・自己推薦書の内容 (3) 小論文試験
法学未修者入学試験（社会人・他学部出身者試験）	(1) 法科大学院全国統一適性試験の成績（第一部、第二部、第三部） (2) 学業成績及び志望理由・自己推薦書の内容 (3) 面接 志望理由・自己推薦書の内容、社会人としての経験・実績、法学以外の専門分野における経験・実績と志望動機との関連、論理的思考能力、判断力、分析力、コミュニケーション能力
法学未修者入学試験（適性第四部利用試験）	(1) 法科大学院全国統一適性試験の成績（第一部、第二部、第三部） (2) 法科大学院全国統一適性試験の成績（第四部 表現力を図る問題） (3) 学業成績及び志望理由・自己推薦書の内容
法学既修者入学試験	(1) 法科大学院全国統一適性試験の成績（第一部、第二部、第三部） (2) 学業成績及び志望理由・自己推薦書の内容 (3) 憲法に関する論述式試験 (4) 民法に関する論述式試験 (5) 刑法に関する論述式試験 (6) 商法に関する論述式試験

【資料5-5 p.3～5】

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

### 大学全体

本学では、学生の受け入れ方針に基づき、近年の社会情勢や受験者の志望状況等を考慮して、各学部・学科（専攻）の入学定員及び収容定員を適切に設定し、学則に定めている。学生の受け入れの際には、過去の志願者数、合格者数及び入学者数等のデータを基にして、当該年度の志願者数に対する合格者数を算定し、学長及び副学長（教育・研究担当）を含めた役職者数名にて厳正に検証、検討を行ったうえで、原案としてまとめている。

当該原案を部長会議に提案し、承認を経た後、連合教授会において決定しており、合理的かつ全学構成員の意見を反映できる仕組みを形成して、入学者比率（入学定員に対する入学者の割合）及び在籍学生比率（収容定員に対する在籍者数の割合）が適正に管理されるように努めている。

この結果、学部・学科における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、1.17倍である。また、学部・学科における2016年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、1.22倍である。【大学基礎データ表4】

本学では2016（平成28）年3月15日の定期理事会において、入学者選抜の機能が低下しない範囲で収容定員変更を行うことにより、教育機関としての使命と役割をより一層果たしていくための整備に取り組むことを決定した。この決定に基づき、文部科学省に学則変更認可申請し、文部科学大臣により8月31日付けで認可された。

現在は、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率が、1.00倍を超えているが、今回の収容定員の変更によって、収容定員の適正な管理に努める予定である。

### 神学部

神学部における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、0.98倍である。また、神学部における2016年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、1.23倍である。【大学基礎データ表4】

### 文学部

文学部における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、1.15倍である。また、文学部における2016年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、1.21倍である。

文学部英文学科における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、1.15倍である。また、文学部英文学科における2016年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、1.22倍である。

文学部外国語学科英語専攻における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、1.13倍である。また、文学部外国語学科英語専攻における2016年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、1.18倍である。

文学部外国語学科フランス語専攻における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、1.19倍である。また、文学部外国語学科フランス語専攻における2016年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、1.27倍である。【大学基礎データ表4】

### 商学部

商学部における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、1.16倍である。また、商学部における2016年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、1.23倍である。

商学部商学科における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、1.16倍である。また、商学部商学科における2016年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、1.23倍である。

商学部経営学科における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、1.15倍である。また、商学部経営学科における2016年5月1日現在の収容定員に対する在籍学

生数比率は、1.22 倍である。【大学基礎データ表4】

### 経済学部

経済学部における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、1.17 倍である。また、経済学部における2016年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、1.23 倍である。

経済学部経済学科における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、1.18 倍である。また、経済学部経済学科における2016年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、1.24 倍である。

経済学部国際経済学科における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、1.15 倍である。また、経済学部国際経済学科における2016年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、1.22 倍である。【大学基礎データ表4】

### 法学部

法学部における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、1.16 倍である。また、法学部における2016年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、1.21 倍である。

法学部法律学科における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、1.17 倍である。また、法学部法律学科における2016年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、1.21 倍である。

法学部国際関係法学科における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、1.13 倍である。また、法学部国際関係法学科における2016年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、1.21 倍である。【大学基礎データ表4】

### 人間科学部

人間科学部における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、1.17 倍である。また、人間科学部における2016年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、1.19 倍である。

人間科学部児童教育学科における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、1.16 倍である。また、人間科学部児童教育学科における2016年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、1.18 倍である。

人間科学部社会福祉学科における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、1.20 倍である。また、人間科学部社会福祉学科における2016年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、1.24 倍である。

人間科学部心理学科における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、1.15 倍である。また、人間科学部心理学科における2016年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、1.14 倍である。

社会福祉学科の編入学定員に対する編入学生比率（前回0.37倍）については、2016（平成28）年度は、0.45倍となっている。社会福祉学科では2012（平成24）年度から編入学定員を10名に削減している。その結果、改善の傾向が見られるが依然として未充足となっ

ている。【大学基礎データ表4】

### 国際文化学部

国際文化学部における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、1.20倍である。また、国際文化学部における2016年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、1.25倍である。【大学基礎データ表4】

### 大学院全体

大学院研究科における過去5年間の入学定員に対する入学者比率の平均は、修士課程で0.58倍、博士後期課程で0.32倍、専門職学位課程で0.53倍である。また、大学院研究科における2016年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生比率は、修士課程で0.59倍、博士課程で0.58倍、専門職学位課程（法科大学院）で0.52倍である。

なお専門職学位課程（法科大学院）においては、2010（平成22）年度から入学定員を50名から35名に、2015（平成27）年度から入学定員を35名から20名に変更している。

【資料5-9】

### 法学研究科

法学研究科における2016（平成28）年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生比率は、博士前期課程で0.20倍、博士後期課程では0.22倍である。【資料5-9】

### 経営学研究科

経営学研究科における2016（平成28）年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生比率は博士前期課程で0.90倍、博士後期課程では0.78倍である。【資料5-9】

### 文学研究科

文学研究科における2016（平成28）年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生比率は、博士前期課程で0.43倍、博士後期課程では0.50倍である。

文学研究科英文学専攻における2016（平成28）年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生比率は、博士前期課程で0.45倍、博士後期課程では0.78倍である。

文学研究科フランス文学専攻における2016（平成28）年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生比率は、博士前期課程で0.40倍、博士後期課程では0.22倍である。【資料5-9】

### 経済学研究科

経済学研究科における2016（平成28）年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生比率は、博士前期課程で0.36倍、博士後期課程では0.22倍である。【資料5-9】

### 神学研究科

神学研究科における2016（平成28）年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生比率は、博士前期課程で0.57倍、博士後期課程では0.33倍である。【資料5-9】

### 人間科学研究科

人間科学研究科における2016（平成28）年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生比率は、博士前期課程で0.71倍、博士後期課程では0.89倍である。

人間科学研究科人間科学専攻における2016（平成28）年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生比率は、博士前期課程で0.75倍、博士後期課程では0.89倍である。

同研究科臨床心理学専攻における2016（平成28）年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生比率は、修士課程で0.63倍である。【資料5-9】

### 国際文化研究科

国際文化研究科における2016（平成28）年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生比率は、博士前期課程で0.90倍、博士後期課程では1.11倍である。【資料5-9】

### 法務研究科(法科大学院)

法務研究科（法科大学院）における2016（平成28）年5月1日現在の収容定員に対する在籍学生比率は、0.52倍である。【資料5-9】

（4）学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

### 大学全体

本学では、学生の受け入れの適切性を検証するための責任主体・組織、権限を、西南学院大学自己点検・評価規程【資料5-10】及び西南学院大学自己点検・評価規程細則【資料5-11】（以下「本学の自己点検・評価規程等」という。）に定めている。

学生の受け入れの適切性を検証する責任主体として、入試センター点検評価委員会及び各学部の点検・評価委員会（学部教授会）を置き、本学の自己点検・評価規程等に、その権限、手続を明記している。

入試センター点検評価委員会及び各学部の点検・評価委員会（学部教授会）において、定期的に学生の受け入れの適切性を検証し、抽出された課題を改善している。

手続に関しては、毎年度作成している「西南学院大学自己点検・評価実施要領」【資料5-12】に記載されている。毎年、目標設定シート【資料5-13】に目標を記載し、5月1日現在の根拠資料に基づいて事務局が点検・評価を行い、当該点検・評価結果（案）を個別点検・評価委員会である入試センター点検評価委員会及び各学部の点検・評価委員会（学部教授会）において検証し、抽出された課題を改善することとなっている。

本学では、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が2016（平成28）年3月31日に公布される前から2016（平成28）年3月9日に全学FD・学士課程教育委員会【資料5-14】において、学生の受け入れ方針について改正の協議を行い、全学部で適切性の検証を行った。その後も2016（平成28）年7月12日の全学FD・学士課程教育委員会【資料5-15】において、再度、全学部において学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針について改正案を提示して協議を行った。協議の結果、改正案を各学部の点検・評価委員会（学部教授会）で審議し、同年11月に改正を行った。【資料5-2】

### 大学院全体

本学大学院では、学生の受け入れの適切性を検証するための責任主体・組織、権限を、本学の自己点検・評価規程等に定めている。

各研究科・専攻の学生の受け入れの適切性を検証する責任主体として、各研究科・専攻に点検・評価委員会（研究科委員会）を置き、本学の自己点検・評価規程等に、その権限、手続を明記している。

各研究科点検評価委員会において、定期的に学生の受け入れの適切性を検証し、抽出された課題を改善している。手続に関しては、毎年度、企画課が作成している「西南学院大学自己点検・評価実施要領」に記載されている。毎年、目標設定シート【資料5-13】に目標を記載し、5月1日現在の根拠資料に基づいて事務局が点検・評価を行い、当該点検・評価結果（案）を各研究科・専攻の点検・評価委員会（研究科委員会）において検証し、抽出された課題を改善することとなっている。

いずれの研究科においても入学者の質を落とすことなく、いかにして学生を確保するかという問題を抱えているが、法学研究科では、税理士試験の免除申請を目指す受験生をより多く確保すべく、当該分野の教員を手厚く配置するなどの改善策を講じている。

### 法務研究科(法科大学院)

法務研究科の学生の受け入れの適切性を検証するための責任主体・組織、権限は、本学の自己点検・評価規程等に定めている。

法務研究科の学生の受け入れの適切性を検証する責任主体として、法科大学院評価委員会を置き、本学の自己点検・評価規程等に、その権限、手続を明記しており、学生の受け入れの適切性の検証をふまえて、早期卒業制度を利用した学生を入学させている。

## 2. 点検・評価

### 「基準5の充足状況」

以下のとおり、基準5を、概ね充足していると判断する。

本学では、建学の精神と目的をふまえ、各学部研究科の学生の受入れ方針を教育課程の編成方針や学位授与の方針との一体的整備により刷新し、教職員・学生・受験生を含む社会一般に対して周知・公表しており、学生の受け入れ方針に基づき、入学者選抜のための多様な入試制度を整備して厳格に運用している。また、適切な定員を設定し学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適切に管理しており、学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にして、検証プロセスを適切に機能させ改善につなげている。

2016（平成28）年度は各学部における入学定員、収容定員を、入学者選抜の機能を低下させないこと及び学生に対する適切な教育環境を損なわない範囲とすることを前提とした見直しを行った。

(1) 効果が上がっている事項

**神学部**

ここ数年、一般入試の志願者数が顕著に増加しており、ホームページや神学部独自の「神学部報」の全国発送、出張公開講演会（全国各地）などを通じて積み重ねてきた情報発信が、少しずつ効果を現してきている。

(2011年度一般入試志願者数：34名 2016年度一般入試志願者数：83名)

**法務研究科(法科大学院)**

2015（平成27）年度入学者選抜より導入した早期卒業制度により2015（平成27）年度は3名、2016（平成28）年度は2名が入学し法曹を目指している。

(2) 改善すべき事項

**大学全体**

- ① 神学部を除くすべての学部・学科において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、1.00を超えている。
- ② すべての学部・学科において、収容定員に対する在籍学生数比率が1.00を超えている。

**人間科学部**

社会福祉学科の編入学定員に対する編入学生数比率は、1.00を充たしていない。

**大学院全体**

大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数比率は、1.00を充たしていない。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

**神学部**

今後も神学部独自の「神学部報」の全国発送、出張公開講演会（全国各地）などを通じて丁寧な情報発信を続けていくことにより、より多くの志願者確保に努める。

**法務研究科(法科大学院)**

本学学部生に向けた入試説明会の機会に、早期卒業制度により入学した法科大学院生と学部生との懇談の機会を設けるなどしてより丁寧な情報提供に努めていく。

(2) 改善すべき事項

**大学全体**

- ① 神学部を除くすべての学部・学科において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が1.00を超えている状況を踏まえ、合格者数を厳格に管理する。
- ② すべての学部・学科において、収容定員に対する在籍学生数比率が1.00を超えている状況を踏まえ、在籍学生数を厳格に管理する。

**人間科学部**

志願者確保のために編入学指定校を訪問して出願依頼を行うとともに、推薦依頼人数を増やしたり、指定校の追加を検討する。

**大学院全体**

大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数比率は、1.00を充たしていない状況を踏まえ、法学研究科と経済学研究科における学生確保の問題は、前回の認証評価においても指摘されたところであるが、学生募集等の定期的な検証に関して既述したように法学研究科においては、税理士試験の免除申請を目指す受験生をより多く確保すべく、当該分野の教員を手厚く配置するなどの改善策を講じている。経済学研究科においては、特に社会人や留学生に対する入試広報活動を強化することにより改善を図っていく。

4. 根拠資料

- 5-1 西南学院大学学則 (既出 1-2)
- 5-2 全学FD・学士課程教育推進委員会議事録 2016 (平成 28) 年 11 月 22 日開催分 (既出 4-1-10)
- 5-3 西南学院大学大学院学生募集要項
- 5-4 西南学院大学大学院学生募集要項 人間科学研究科 臨床心理学専攻
- 5-5 法科大学院入学試験要項
- 5-6 2016 (平成 28) 年度入学試験要項
- 5-7 西南学院大学入学案内 Prospectus for 2016 Entry (既出 1-1)
- 5-8 入試種別と募集人員一覧
- 5-9 大学院研究科における過去5年間の収容定員に対する在籍学生数比率
- 5-10 西南学院大学自己点検・評価規程 (既出 1-33)
- 5-11 西南学院大学自己点検・評価規程細則 (既出 1-34)
- 5-12 西南学院大学自己点検・評価実施要領 (既出 1-35)
- 5-13 大学ホームページ/自己点検評価活動(目標設定シート) (既出 1-36)  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/about/self\\_examination/report.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/about/self_examination/report.html))
- 5-14 全学FD・学士課程教育推進委員会議事録 2016 (平成 28) 年 3 月 9 日開催分 (既出 4-1-8)
- 5-15 全学FD・学士課程教育推進委員会議事録 2016 (平成 28) 年 7 月 12 日開催分 (既出 4-1-9)

以上





## 第 6 章 学生支援

---

1. 現状説明

- (1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

本学は、2014（平成26）年度に策定した「西南学院ビジョンと中長期計画 2016-2025」を踏まえ、以下を学生支援の方針として定めている。

「学生支援の方針」

西南学院大学では、学生の支援について次のような方針を定め、建学の精神に基づいた社会に貢献する人材を輩出するために大学全体で様々な取り組みを行います。

○ 修学支援の方針

すべての学生に等しく教育の機会を提供し、学生一人ひとりが意欲をもって学修に取り組むことができるよう、学修・生活環境を整備充実すると共に、関係教職員が相互に連携して次の支援を行う。

- ・修学に関する相談体制を整備し、相談・指導に取り組む。
- ・成績の修得状況及び学籍の異動状況を把握・分析し、適切な対応を行う。

○ 生活支援の方針

学生一人ひとりの人権を尊重し、心身ともに健康で、かつ安全で充実した学生生活を送るために必要な体制を整備するとともに、関係教職員が相互に連携して次の支援を行う。

- ・身体的・精神的に健康な状態を保持・増進し、事件や事故の防止に努める。
- ・家計の急変や社会環境の変化に対応できるように、本学独自の奨学金制度を充実し、経済的な支援を行う。
- ・学生が自主性を伸ばし、豊かな学生生活を送るための課外活動や社会活動などの正課外教育を整備・充実させる。

○ 障がいのある学生に関する支援方針

障がいのある学生一人ひとりの状態・特性に応じた合理的配慮を提供し、それぞれの人格や個性が尊重され、学生に適した包括的な支援・環境を実現する。

○ 進路支援の方針

世界に貢献する人材を育成するために、入学時から職業観を養い社会人として必要な資質能力を形成していくことができるよう、教育課程の内外にわたって共通教育や専門教育を中心に、進路・就職支援、自主的学習の促進を行う。段階に応じたオリエンテーションや情報提供等に積極的に取り組みながら、学生の自立を、教育活動全体を通じて支援する。

以上の方針は、「2016（平成28）年度 CAMPUS GUIDE 学生生活の手引き」【資料6-1p.4】及び大学ホームページ【資料6-2】に掲載して、学生及び教職員に公開するとともに共有している。

なお、この内、障がいのある学生に関しては「障がいのある学生の修学支援の方針」【資料6-3p.5】、進路支援に関しては「キャリアガイダンス」【資料6-4】を、別途、定めている。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

本学は、修学支援のための仕組みや組織体制として、教務部教務課、国際センター事務室及び言語教育センター事務室を設置している。【資料6-5】

教務部では、副学長（教育・研究担当）を委員長、教務部長を副委員長とした全学部長で構成する全学FD・学士課程教育推進委員会【資料6-6】及び学科主任や教職、博物館学芸員課程、言語教育センターの各主任で構成する教務部会議【資料6-7】を設置して、教務部教務課と共に教職員協働での修学支援体制を整備している。

国際センターでは、国際センター所長を委員長として国際センター主任及び国際センター委員で構成する国際センター委員会【資料6-8】を設置して、国際センター事務室と共に教職員協働での海外留学及び短期語学研修等への送り出し及び留学生の生活支援を行っている。

言語教育センターでは、言語教育センター長を委員長として、教務部長、言語教育センター主任2名、言語教育運営委員8名、言語教育検討委員長及び言語教育センター事務室長で構成する言語教育センター運営委員会【資料6-9】を設置して、言語教育センター事務室と共に教職員協働での全学的な言語教育の支援体制を整備している。

1. 学生の能力に応じた補習・補充教育の実施

本学では、以下のとおりの補習・補充教育を実施して、学生の能力の向上に努めている。

(1) 入学前教育

各種推薦入学試験に合格した者には、学部、学科、専攻ごとに以下のとおりの入学前教育を行っている。

学部・学科・専攻	入学前教育
神学部 神学科	指定書籍2冊についての読後レポートを提出（各2,000字以上）
文学部 英文学科	1. 入学前学習講座－時事英語－を受講 2. 2冊のグレイディッド・リーダーを読んで英語読後レポートを提出（各250～300語程度） 3. 選択した4冊の課題図書についての日本語読後レポートを提出（各1,600字以上）
文学部外国語学科 英語専攻	1. TOEICを受験して、テスト結果（原本）を提出 2. 数冊のグレイディッド・リーダーを読んでweb上でテストを受験
文学部外国語学科 フランス語専攻	入学前学習講座－国語標準、現代世界－を受講
商学部	1. 中級レベル英語入学前教育強化プログラムを受講 2. TOEICを受験して、テスト結果（原本）を提出 3. 選択した3冊の書籍についての読後レポートを提出（各2,000字程度）
経済学部	入学前学習講座を受講－中級英語、中級数学、ベーシック数学、現代世界、大学教養基礎講座 国語標準（要約編）－
法学部	1. 入学前学習プログラムを受講－初回テスト（初級国語、中級国語、初級英語1・2、中級英語）、心理テスト、小テスト、定点観測テスト1・2－ 2. 読書案内（別紙推薦図書リスト） 3. 希望者の大学講義聴講
人間科学部 児童教育学科	TOEICを受験して、テスト結果（コピー）を提出

人間科学部 社会福祉学科	1. TOEICを受験して、テスト結果（コピー）を提出 2. 選択した1冊の書籍についての読後レポートを提出（1,200字程度） 3. 入学前オリエンテーション ※自由参加／申込書提出 （3月5日（土）10時～12時30分 V-206教室）
人間科学部 心理学科	3冊の書籍についての読後レポートを提出（各600字～1,000字）
国際文化学部	西南高：1. 選択した3冊の書籍についての読書レポートを提出 （各2,000字以上3,000字以内） 2. TOEICを受験して、テスト結果（コピー）を提出 指定校：大学入試センター試験成績通知書（コピー）を提出

(2) 導入教育

各学部では、基礎演習を中心にして導入教育を行っているが、法学部では、補修及び補充教育として、以下の取組を行っている。

プログラム名	内 容
法律学入門ゼミ （民法・憲法勉強会）	法学部1年生を約8名の小グループに分け、SAが、当該小グループに対して授業での疑問及び文献検索方法のレクチャーを行う。
基礎演習	SAが、基礎演習の授業に補助として参加し、学生の授業理解を助ける。
法律学の基礎添削 SA	SAが、正課授業の課題の添削を行う。

(3) 図書館での文献検索、資料収集及びレポートの添削指導

図書館では、チューター（学生補助者）が、授業時間外に、受講生に対して図書館にある資料及びデータベースを使用した学修支援を行い、受講生本人に大学の学修に必要なスタディ・スキルの修得を促すサポート制度を実施している。

図書館では、主として以下の事項を支援している。

- ①チューターに対して、課題及び予定している学修活動に必要なデータベース及び資料の検索・収集方法の指導
- ②受講生から、学修において課題となっている点及び悩みを引き出すための質問方法、アドバイス方法の指導
- ③受講生、チューター及び教員の情報共有のための質問・情報交換用メーリングリストの作成及び運用

また、現在までの利用例としては、以下の事例がある。

- ①基礎演習 A・B（国際文化学部1年生全員対象の必修科目）：受講生は、ゼミ発表の前週に、チューターとレジュメ（案）を基に相談し、チェック及びアドバイスを踏まえて、必要に応じて修正を行う。

また、受講生は、教務課のSA制度を利用して発表の練習を行う。

この結果、毎回のゼミでの発表及び討議が円滑に展開できるようになった。また、チューターを体験した学生も内面的に成長し、就職活動及び進路選択の際に成果が見られる。

- ②英米文学・文化概説（英文学科1年生全員対象の必修科目）：受講生は、チューター

と学期末提出のレポートを基に相談し、チェック及びアドバイスを踏まえて、必要に応じて修正を行う。

チューター同士も互いに教え合うことで、成長していることがうかがえる。

- ③基礎統計学（経済学部）：受講生は、チューターとともに、数式による講義内容及び実習課題の対応関係の再確認を行う。また、チューターから、解答に必要なエクセル（表計算ソフト）の機能及び操作方法に関する説明を受ける。

## 2. 障がいのある学生に対する修学支援の実施【資料6-3】

本学では、先に掲げた「障がいのある学生に関する支援方針」である「障がいのある学生一人ひとりの状態・特性に応じた合理的配慮を提供し、それぞれの人格や個性が尊重され、学生に適した包括的な支援・環境を実現する。」を基に、更に具体的に、以下のとおりの方針を策定し、ポータルサイトに掲載して学生・教職員で共有している。【資料6-10】

### 「障がいのある学生に対する修学支援の方針」【資料6-3 p.5】

- 1 本学の障がい学生の修学支援は、障がいの有無に関わらず、修学意欲、能力のあるすべての学生に対して、共に学び合うことのできる教育・学習環境を提供し、一人ひとりの学生の成長及び自立を支援することを目指します。
- 2 学生及び教職員等に対して、障がい学生支援に関する理解の促進を図り、情報を公開する等障がいのある人に対して開かれた大学を目指します。
- 3 障がい学生に対する合理的配慮の決定及び実施においては、障がい学生本人の意思表示に基づき、主体的な問題解決への取り組みをサポートします。また、支援関係者及び関係部署においては、個々の学生の障がいの状態・特性、教育的ニーズ等を十分に把握し、検討した上で、支援内容・支援体制を整え、教育の質を保つことを目指します。
- 4 教育・学習環境の整備においては、全ての学生が安全かつ円滑に学生生活を送ることができるように、バリアフリー化を推進します。また、障がい学生が、個々の障がいの状態・特性等に応じ、その持てる能力を活用して学生生活ができるよう施設・設備の充実、人的支援体制を整えることを目指します。

修学支援は、在籍する学部学科の受入れのもと、学生部学生課（大学院・法科大学院の場合は、各大学院事務室）が主管し、障がい状態別に、身体障がい学生については、保健管理室が相談窓口となり、発達障がい・精神障がい学生については、学生相談室が相談窓口となる。支援の申出・相談から支援の実施までの具体的な流れは、以下のとおりである。

#### (1) 身体障がいの場合【資料6-3 p.8,12】

- ① 状況の把握
  - 支援の申出、相談
    - i. 学生、保証人からの申出、相談
    - ii. 教員、職員からの情報提供
    - iii. 健康診断の結果

iv. 特別措置による入学者

- ② 上記に基づく、相談の受付、助言及び修学支援申請書の作成
  - 保健管理室は、学生の相談を受け、助言を与える。
  - 学生は、修学支援申請書を作成する。
- ③ 障がい状態・支援必要性の確認
  - 保健管理室は、学生と面談する。
  - 保健管理室は、学医医証を作成する。(必要時)
- ④ 支援ニーズの把握
  - 保健管理室、学生課及び所属学部学生主任(必要に応じて関係部署を追加)は、学生と面談し、支援ニーズを把握する。
  - 上記の面談には必要に応じて関係部署を追加する。
- ⑤ 具体的支援の協議
  - 保健管理室、学生課、所属学部学生主任は、関係部署と具体的支援を協議する。
  - 上記の協議には、必要に応じて授業担当教員、職員等支援者を加える。
- ⑥ 支援方針・内容の決定
  - 所属学部学部長へ相談する。
  - 修学支援会議を開催する。
  - 保健委員会を開催する。(必要時)
  - 保健管理室は、学生と面談して決定内容を学生へ報告する。
- ⑦ 支援の依頼
  - 保健管理室は、修学支援依頼書を作成する。
  - 所属学部学生主任は、修学支援依頼書の内容を確認する。
  - 教務課は、支援依頼文書(教務部長名)を作成し所属学部及び関係部署へ配布する。
  - 所属学部学生主任は、所属学部教授会で報告する。
- ⑧ 支援の実施
  - 学生は支援者へ相談する。
  - 保健管理室及び所属学部学生主任は、随時学生相談に応じ、関係者へ対応する。
  - 関係部署、授業担当教員及び職員等支援者は、具体的支援を実施する。

(2) 発達障がい・精神障がいの場合【資料6-3 p.10, 19】

- ① 状況の把握
  - 学生、保証人からの申出、相談
  - 教員、職員からの情報提供
  - 健康診断の結果
  - 特別試験による入学者
- ② 支援内容の検討・妥当性の判断
  - 学生相談室カウンセラーは、学生と面談する。  
※学医(精神科医)、学外の医師による診察、診断書が必要な場合がある。
  - 学生相談室主任、学生相談室カウンセラー、所属学部学生主任、学生課及び教務

課は、具体的支援を協議する。

- 上記の協議には、必要に応じて授業担当教員、職員等支援者を加える。
- 支援内容の決定
- カウンセラー、学生相談室主任、教務課及び学生課は、学生と面談して支援内容を決定する。
- カウンセラーは、支援依頼文書（学生相談室主任名）を作成する。
- カウンセラーは、学生相談室主任、学生相談室運営委員、学生課長及び教務課長へ支援依頼文書（学生相談室主任名）を報告する。
- 教務課は、支援依頼文書（教務部長名）を作成し所属学部及び関係部署へ配布する。
- 所属学部学生主任は、所属学部教授会で報告する。

③ 支援の実施

- 学生は、支援者へ相談する。
- 学生相談室及び所属学部学生主任は、随時学生相談に応じ、関係者へ対応する。
- 関係部署、授業担当者及び職員等支援者は、具体的支援を実施する。

2015年度では、各学部、学科、専攻における当該支援を要する学生数は、以下のとおりとなっている。【資料6-11】

学部・学科・専攻	身体障がい	発達障がい・精神障がい
神学部 神学科	0	1
文学部 英文学科	1	3
文学部 外国語学科英語専攻	0	5
文学部 外国語学科フランス語専攻	0	1
商学部	0	10
経済学部	1	7
法学部	6	5
人間科学部 児童教育学科	0	3
人間科学部 社会福祉学科	2	6
人間科学部 心理学科	0	5
国際文化学部	3	9

3. 国際交流の推進 【資料6-12、6-13】

本学では、ビジョンのひとつとして「国際感覚：異文化を受容し、行動できる国際性の修得」を掲げ、国際交流を推進している。【資料6-14 p.5】

本学では、多くの学生に、世界の人々と相互理解を深め、国際社会の一員として意識を養うことを目的として、以下のとおり、諸制度に基づいて、学生の海外派遣や派遣に伴う奨学金の支給、様々なキャリアアップ海外研修、派遣の希望を叶え派遣先での活動を円滑に行うための多数の言語教育サポートプログラムの提供、及び学内での国際交流促進を行っている。



(1) 海外派遣留学生制度（奨学金制度を含む）【資料6-12 p.18】

海外派遣留学生の選考試験に合格し、約半年から10か月間各協定校で正課授業を学ぶ制度である。また、以下のような奨学金制度により、派遣先大学の授業料免除、留学奨励金又は留学支援金が支給され、学生の経済的負担が少ない。

[海外派遣留学協定校数、及び派遣学生数] 【資料6-15、6-16】

国名	実施校数	海外派遣学生数		
	2016年11月現在	2013年度	2014年度	2015年度
アメリカ合衆国	21	18	24	31
カナダ	3	1	0	3
イギリス	6	1	4	3
フランス	5	6	10	11
ノルウェー	1	3	2	2
フィンランド	2	2	2	2
アイスランド	1	0	0	0
イタリア	2	2	2	6
オランダ	1	0	1	1
デンマーク	1	0	0	0
ハンガリー	1	0	1	2
チェコ	2	0	1	0
ドイツ	2	0	0	4
ポーランド	2	0	0	0
オーストラリア	1	0	0	0
中国	3	4	2	2
台湾	3	0	2	1
韓国	5	7	9	10
フィリピン	1	0	0	0
マレーシア	1	0	0	0
ベルギー	1	—	—	—
計	21カ国、65校	44	60	78

[海外派遣留学生への奨学金] 【資料6-12 p.13、6-17】

奨学金名	給付内容	概要
海外派遣留学生奨学金 —留学奨励金（給付）—	アジア 15万円 北米 20万円 欧州 22万円	海外派遣留学生全員に派遣地域ごとに所定の奨学金を給付
海外派遣留学生奨励金 —留学支援金（給付）—	月額5万円	海外派遣留学生の過程の経済状況を審査の上、国際センター委員会で支給者を決定して給付（5名程度）
メアリー・エレン・ ドージャー奨学金	10～30万円	海外派遣留学生の選考試験の結果等を基に、国際センター委員会で支給者、金額を決定して給付
全額支給奨学金	寮費・食費の免除	ベイラー大学、ワシタ・バプテスト大学への派遣が決定した学生のうち各大学1名に支給

(2) 海外語学研修制度（奨学金制度を含む）【資料6-18】

春季・夏季の休暇を利用して3～4週間の語学研修を行い、集中的に語学を修得しスキルアップを図る制度である。研修中は、寮生活又はホームステイをしながら、現地の文化を知り各国からの留学生と交流を深めることができる。また、選考の上、以下の海外語学研修奨学金を給付している。

〔海外語学研修実施校数、及び派遣学生数〕

国名	実施校数 2016年度	派遣学生数		
		2013年度	2014年度	2015年度
アメリカ合衆国	3	82	85	13
カナダ	2	44	46	49
イギリス	1	30	27	38
フランス	1	8	15	10
ドイツ	1	0	3	0
イタリア	1	0	8	19
オーストラリア	1	57	41	63
ニュージーランド	1	21	9	17
中国	1	0	0	0
台湾	1	0	0	0
韓国	1	21	14	10
計	14	263	246	219

〔海外語学研修奨学金〕【資料6-12 p.14】

奨学金名	給付金額	目的	募集人数
海外渡航奨学金	5～12万円	自ら立てた研修計画を实践し、意欲的に海外での異文化理解を図ろうとする学生を支援する奨学金	80名程度
研修支援奨学金	10～35万円	在学中の成績が優秀で、かつ、経済的理由により留学が困難である者に支給する奨学金	30名程度

(3) キャリアアップ海外研修制度【資料6-12 p.37】

海外派遣留学制度及び短期語学研修以外の研修として、以下のキャリアアップ海外研修制度を展開し、海外派遣留学制度及び海外語学研修制度を補完している。

プログラム名	内容	利用者数（人数）		
		2013年	2014年	2015年
ティーチャーアシスタント研修	アメリカの小学校で3週間、教師の指導のもと、授業中の生徒のサポート、質問への回答、テストの採点、プリント配付及び教材作り等の授業運営を体験する。	5	1	1
ヨーロッパ国際機関研修	OECD、UNESCO、EUを訪問して、各機関の概要に関する調査及び法人職員への聞き取り調査を実施する。	10	8	テロにより中止

ツーリズム産業 海外研修	シンガポールの旅行会社、航空会社及びホテルで実地研修及び講義を受け、ツーリズム産業の海外業務と業界特有のホスピタリティを学修する。	14	18	定員満 たさず 中止
海外ボランティア・ワークキャンプ	日本・フィリピン国際飢餓対策機構の協力のもと、ボランティアワークを行いながら、地元の人たちとの交流及び貧困地域での奉仕活動を通してボランティア・マインドを育成する。	15	15	16
インターナショナル・サービスマーケティング (ISL)	法学部が設けている講義で、夏休みに国内外のボランティアやインターンシップに参加し、論文を作成することで、単位認定及び旅費の一部を補助するプログラムである。理論と実践の架橋を目的に、2012年度より実施している。	22	17	18
アジア太平洋カレッジ (日韓)	本学、九州大学及び鹿児島大学の学生並びに釜山大学校、延世大学校及びソウル大学校の学生が、韓国及び福岡で、特別講義、ディスカッション、インターンシップ及びフィールドワークを行う。	2014年 から 実施	15	20
アジア太平洋カレッジ (日韓米)	アジア太平洋カレッジ(日韓)に参加した学生から選抜された学生が、ハワイ大学の学生とともに、ハワイで、特別講義、ディスカッション、インターンシップ及びフィールドワークを行う。	2015年 から 実施	2015年 から 実施	2
釜山大学校サマースクール	本学の協定校である韓国の釜山大学校が、同大学の協定校に在籍する大学生を対象として、韓国語・文化講座、韓国学生との交流会等の韓国研修を行う。	3	3	実施案 内なし
日本・カナダ学術フォーラム	本学が加盟する日本の大学 12 大学とカナダの大学 10 大学からなる「日加戦略的留学生交流促進プログラム」の学生が一堂に会して、英語で日本とカナダの共通の課題について議論する。日本とカナダで交互に開催。	隔年 実施	1	隔年 実施
ACUCA スチューデント・キャンプ	本学が加盟するアジアのキリスト教大学 9ヶ国 60 大学からなる「アジアキリスト教大学協会」の学生が一堂に会して、英語で日本とカナダの共通の課題について議論する。隔年開催。	隔年 実施	2	隔年 実施

(4) 言語教育サポートプログラム

言語教育センターでは、当センターの外国語教員、大学院生及び留学生等が指導して、多数の課外プログラムを無料で提供している。以下は、語学実習の一例である。

• 語学実習（無料）【資料6-19】

プログラム名	内 容
TOEIC 対策	『新 TOEIC 公式問題集』の Vol.1～Vol.6 の中から抽出した問題を解きながら、TOEIC の特徴やスコアブックに必要な学習法、及びテクニックを伝授する。毎回 1 パートずつ極めていき、コース終了時に全パートのスコアアップにつなげる。

## 第6章 学生支援

英語ディスカッション	TOEIC550点以上の学生を対象として、社会問題及び自然科学等の事例を扱って、表現力を育成する。
英会話	英会話に有効な文法、語彙、表現力を育成する。
English Café	派遣留学経験者と英語でフリートークを行い表現力を育成する。
中国語会話	授業の疑問点をなくし、発音の練習及び中国文化の紹介を通じて、表現力を育成する。
実用中国語(中・上級)	会話練習、作文、中国語文章の朗読及び検定試験対策を通じて、実用的な中国語の能力を育成する。
スペイン語会話	スペインの文化やスペイン語の簡単な文法を通して、スペイン語のコミュニケーション力を育成する。
フランス語会話	フランス旅行及び日常生活における実践的な会話力を育成する。
フランス文化	映画及び音楽を中心に、フランスの文学及び文化を学び、語学力を育成する。
韓国語会話	韓国留学経験者とフリートークを行い、表現力を育成する。

### ・ 語学検定試験の受験料補助

言語教育センターでは、学部生（大学院生、科目等履修生、研究生及び選科生等は除く）が語学検定試験を受験する場合、以下のとおり受験料を補助している。【資料6-20】

試験名	補助回数	受験料	補助額	学生負担額
TOEFL-ITP テスト	6・11月	4,300円	4,300円	0円
	上記以外の3回	4,300円	3,300円	1,000円
TOEFL-iBT テスト	2回目まで	22,950円	14,000円	8,950円
TOEIC IP	5回	3,075円	2,075円	1,000円
TOEIC 公開	全て	4,645円	2,645円	2,000円
TOEIC SW	2回目まで	10,260円	5,500円	4,760円
IELTS テスト	2回目まで	25,380円	17,000円	8,380円
DELTA DALF		3,500～15,000円	受験料の半額	5,500～7,500円
HSK (中国語標準検定)		3,672～9,504円		1,836～4,752円
ハングル能力検定試験		3,200～10,000円		1,600～5,000円
CILS (イタリア語検定試験)		12,000～24,000円		6,000～12,000円
実用フランス語技能検定試験		3,500～17,000円		1,750～8,500円
ドイツ語技能検定試験		3,000～18,500円		1,500～9,250円
中国語検定試験		3,100～8,700円		1,550～4,350円
韓国語能力試験		3,500～7,500円		1,750～3,750円
実用イタリア語検定試験		4,000～22,000円		2,000～11,000円
スペイン語検定試験		8,800～18,500円		4,400～9,250円

### (5) キャンパスでの国際交流

留学生別科・学部・大学院を合わせて約100人の留学生在が学ぶ本学では、キャンパス

での国際交流も学生の国際感覚を磨き、視野を広げる体験になると位置付け、下記のような制度を設けるほか、積極的に国際交流イベントを開催している。

制度名称	内 容	2016年度 学生数
留学生 サポーター制度	留学生と友達になりたい学生や、国際交流の体験を希望する日本人学生が留学生サポーターに登録し、留学生の文化体験などを手助けする制度。登録者には、留学生別科に在籍する留学生の日本語授業の会話パートナーやボーリング大会・かるた大会等の交流イベント情報を事前に知らせて協力を呼びかける。本学の学生であれば誰でも登録可能で、日本語以外の語学力は問わない。	1,400人 登録
ウェルカム・ スタッフ制度	英語、フランス語、中国語、韓国語など語学力に自信のある学生が、海外からの来訪者や留学生を空港で出迎えたり、キャンパス案内などのサポートをするボランティア活動。	30人 登録
日本語学習 チューター制度	日本語学習チューターとして、授業外の時間帯にマンツーマンで留学生別科学生の日本語学習を支援する制度。日本語教師の指導の下で、日本語授業の復習や日本語会話、文書作成のサポートなどを行う。この制度が、留学生の日本語学習の支援であるという主旨を理解して、きちんとした日本語を話すことができる学生が対象であり、留学生と外国語で話すことは目的としていない。	40人 登録
インターナシヨ ナルハウス	大学キャンパスに隣接する外国人留学生・研究者等の寄宿施設。留学生や外国人研究者だけでなく、日本人学生も共に暮らし、その生活の中からお互いに異文化理解や友好親善を深めていくことを目指している。(第2章参照)	55人 居住

(6) 教育インキュベートプログラムの諸取組

このほか、教育インキュベートプログラムでは、下記のように、国際社会との積極的な交流を通じた取組も展開されている。

- アート生成現場での実習体験を重視するパリ芸術高等学院 (IESA) との学部間国際交流プログラムー留学生受け入れ可能なカリキュラムの再構築を目指して (国際文化学部)
- 〈海外体験型歴史教育講座〉世界遺産「ローマ歴史地区」のキリスト教考古学発掘参加 プログラム (国際文化学部・ゼミ)
- 途上国への国際教育協力ーカンボジア運動会プロジェクトー (人間科学部)

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

本学は、生活支援のための仕組みや組織体制として、学生部学生課を設置している。

【資料6-5】

学生部では、学生部長を委員長として学生主任で構成する学生部会議【資料6-7】を設置して、学生部学生課と共に教職員協働での生活支援体制を整備している。

学生課に並置して学生の保健管理を主管する保健管理室では、学生部長を委員長として学生主任、学生相談室主任、学医、常勤カウンセラー (事務局専門職員)、保健師のう

ちから学生部長が指名する者1名、学生部事務部長、学生課長及び大学院課長で構成する保健委員会【資料6-21】を設置して、教職員協働での生活支援体制を整備している。

保健管理室と同様に学生課に並置して本学学生が抱える諸問題について相談に応じ、学生生活が円滑に行われるよう支援する学生相談室では、学生部長を委員長として学生相談室主任、常勤カウンセラー（事務局専門職員）、学医及び保健師、学生部長の推薦に基づいて学長が委嘱する教員若干名、学生部事務部長及び学生課長で構成する学生相談室運営委員会【資料6-22】を設置して、教職員協働での生活支援体制を整備している。

1. 留年者及び休・退学者の状況把握と対処【資料6-23】

本学の過去三年間の留年率及び休・退学率の割合は、以下のとおりである。

	2013年	2014年	2015年
卒業延期率 (4年次の卒業延期者/卒業者+卒業延期者)	18.0%	19.8%	13.8%
休学率(休学者/全在籍者)	1.7%	1.7%	1.8%
退学率(退学者/全在籍者)	0.8%	0.9%	0.8%

(学生部会議資料より)

上記の留年、休学、退学の主たる理由は、以下のとおりである。

留年	休学	退学
(1) 単位不足 (2) 在学期間不足	(1) 留学研修 (2) 一身上の都合 (3) 病気	(1) 一身上の都合 (2) 他大学進学 (3) 就職

(学生部会議資料より)

本学では、留年、休学及び退学を可能な限り防止するために、以下の調査を実施している。調査の結果、該当者が抽出された場合には、調査種別ごとに以下の部署が面談を行い、その原因を確認するとともに、必要に応じて学生課及び教務課が協働して留年、休学及び退学を防止するための方策を学生とともに考え、支援を行っている。

2015年度の実績は、以下のとおりである。

	部署	実施時期	該当者数	面談者数
長期欠席調査	学生課	5月	97名	80名
		10月	203名	163名
履修規程第12条該当者通知	教務課	4月	133名	—
成績不良者調査	教務課	6月	66名	34名
		12月	29名	17名

(学生部会議資料より)

上記の調査を通じて、抽出された学生が援助を必要とする場合には、学部・学科ごとに、学生主任、学生相談室主任、学生課、教務課、保健管理室及び学生相談室で構成される支援会議を開催して、学修及び学生生活支援を行っている。

2. 奨学金等の経済的支援の実施

本学では、家庭の経済的理由により修学が困難な学生に対し、一定の金額を給付又は貸与することによって修学を支援し、勉学に専念できるように奨学金制度を整備している。

奨学金は、大別すると、以下の4つに区分できる。

- ① 学内関係奨学金
- ② 日本学生支援機構奨学金
- ③ 日本バプテスト連盟全国壮年会連合奨学金
- ④ 地方公共団体及び民間団体の奨学金

各奨学金の、2015年度の実績は、以下のとおりであり、日本学生支援機構奨学金に、在学生のうち約5割の学生が採用されているのをはじめ、在学生のうち約6割の学生がいずれかの奨学金を受給している。【資料6-24】

(1) 学内関係奨学金

名 称	種別	支給実績 (人数)
西南学院大学給付奨学金	給付	114
西南学院大学緊急支援特別奨学金	給付	21
西南学院大学教職員による奨学金	給付	8
西南学院大学成績優秀者奨学金	給付	73
C. K. ドージャー記念奨学金	給付	1
河田田鶴記念奨学金	給付	0
ジョイ・コーブランド奨学金	給付	0
泉昭雄記念奨学金	給付	0
メアリー・エレン・ドージャー奨学金	給付	0
留学奨励金	給付	71
留学支援金	給付	5
語学研修奨学金 (渡航支援奨学金)	給付	71
語学研修奨学金 (研修支援奨学金)	給付	30
ティーチャーアシスタント研修奨励金	給付	1
アジア太平洋カレッジ奨励金	給付	13

(2) 日本学生支援機構奨学金

名 称	種別	支給実績 (名)
日本学生支援機構奨学金 第一種 (無利子)	貸与	1,398
日本学生支援機構奨学金 第二種 (有利子)	貸与	2,177
日本学生支援機構奨学金 海外留学支援制度 (協定派遣)	給付	31
日本学生支援機構奨学金 海外留学支援制度 (協定受入)	給付	23
文部科学省外国人留学生学習奨励費	給付	1

(3) 日本バプテスト連盟全国壮年会連合奨学金

名 称	種別	支給実績 (名)
日本バプテスト連盟全国壮年会連合奨学金	貸与	21

(4) 地方公共団体及び民間団体の奨学金

• 主な地方公共団体奨学金

名 称	種別	支給実績 (名)
北九州市奨学資金	貸与	11
長崎県育英会	貸与	3
大分県奨学会	貸与	5
宮崎県育英会	貸与	7
鹿児島県育英財団	貸与	6
熊本県育英資金	貸与	1
都城育英会	貸与	1
沖縄県国際交流・人材育成財団	貸与	1
山口県ひとづくり財団	貸与	1
公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団 日本人大学生留学奨学金	貸与	2
公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団 福岡市レインボー留学生奨学金	給付	2 (大学院生 1 名含)

• 主な民間団体奨学金

名 称	種別	支給実績 (名)
樗山奨学財団	給付	4
藍教育振興会	—	—
九配記念育英会	給付	5 (留学生 2 名含)
三菱 UFJ 信託奨学財団	給付	4
金澤記念育英財団	給付	2 (留学生 1 名含)
二又教育文化振興奨学金	—	—
古屋亨記念奨学基金	—	—
中村積善会	給付	3
春秋育英会	給付/貸与	2
松藤奨学育成基金	—	—
江頭ホスピタリティ事業振興財団	給付	2
日本通運育英会	—	—
あしなが育英会	貸与	3
交通遺児育英会	貸与	2
公益信託池田育英会トラスト	—	—
朝鮮奨学会	給付	3
北田奨学会記念財団	給付	3
坂田育英会	給付	3
二階堂奨学会	給付	2

3. 学生相談室等、学生の相談に応じる体制の整備、学生への案内【資料6-25、6-26】

本学では、学生が抱える諸問題について相談に応じ、学生生活が円滑に行われるよう支援する学生相談室を設置している。

学生相談室の相談員としては、常勤カウンセラー（事務局専門職員）、常勤カウンセラー（事務局契約職員）及び非常勤カウンセラー3名、並びに非常勤インテーカー2名



(臨床心理士)を配置している。

また、学生相談室は、カウンセリングルーム A、B 及び C、待合室 A、B 及び C、グループカウンセリングルーム、並びにラウンジで構成されている。

学生相談室の運営は、学生部長を委員長として学生相談室主任、常勤カウンセラー(事務局専門職員)、学医及び保健師、学生部長の推薦に基づいて学長が委嘱する教員若干名、学生部事務部長及び学生課長で構成する学生相談室運営委員会が担っている。

学生相談室の開室時間は、月曜日から金曜日の 10 時 30 分から 17 時 30 分だが、予約制で 3 人のカウンセラーから個人カウンセリングを受けることが可能となっている。

個人カウンセリング以外には、以下のカウンセリング企画を実施しており、当該取組は、「学生相談室のご案内」への掲載及び配布、並びにポータル及びホームページへの掲載によって学生へ周知している。

2015 年度の実績は、以下のとおりである。

		面談者数・参加者数	開催数
個人カウンセリング	常時 2～3 名のカウンセラーがいて、相談に応じている。	2,933	
グループカウンセリング	カウンセラーも参加し、参加者の一人ひとりが自分のペースで語り合える場を設定	25	8
びゅあ(ピア)カウンセリング	精神的な悩みに関して、学生相互でサポートしあう少人数のグループ活動を設定	167	30
各種企画	リラクセス法や心の整理法など、学生に役立つ企画を設定(2015 年度はメンタルヘルスセミナーを実施)	54	5
寺小屋(メンター制度)	先輩に近い立場にいる学生(メンター)に、学業面を中心として、学生生活全般の困りごとを随時相談する窓口を設定	40	24
ラウンジの開設	ラウンジを学生の休憩スペースとして設置。誰でも自由に利用可能。お茶や雑誌、パソコンを用意している。	—	—

#### 4. 各種ハラスメント防止に向けた取り組み

本学では、以下のとおりの規程及びガイドラインを整備している。

- ① 西南学院ハラスメント防止・対策に関する規程【資料 6-27】
- ② 西南学院ハラスメント防止・対策ガイドライン【資料 6-28】

ハラスメントに伴う相談及び問題解決のプロセスは、以下の二通りを提示している。

##### (1) 調停

調停とは、ハラスメントの問題を当事者双方の話し合いで解決する手続きであり、以下のプロセスに従って調停が行われる。

- ① 相談者は、相談員に相談する。
- ② 相談員は、ハラスメント防止・対策委員会へ案件を上程する。
- ③ 当事者(申立人及び被申立人)と調停員とが話し合い、以下のいずれかを判断する。
  - A. 和解
  - B. 苦情申し立て

(2) 苦情申し立て

苦情申し立てとは、ハラスメントの被害にあった当事者が、学院に対して何らかの措置を求める手続きであり、以下のプロセスに従って執り行われる。

- ① 相談者は、相談員に相談する。
- ② 相談員は、ハラスメント防止・対策委員会へ案件を上程する。
- ③ ハラスメント・防止対策委員会は、調査委員会を設置して、当事者及び関係者を調査する。
- ④ 調査委員会は、ハラスメント・防止対策委員会へ調査結果を報告する。
- ⑤ ハラスメント・防止対策委員会は、院長へ審議結果を通知する。
- ⑥ 院長は、当事者及び関係者へ審議結果を通知する。

(3) 措置

調停及び苦情申し立てをされた者の行為が、ハラスメントと認定された場合は、必ずハラスメントに関する指導を受ける必要がある。また、ハラスメントと認定された行為が悪質であれば、その程度に応じて学則等及び就業規則によって処分されることとなる。

5. 課外活動支援のための取り組み

本学では、課外活動団体として、体育会、学術文化会、応援指導部、その他の公認団体、宗教部グループ活動及びスポーツ系愛好会がある。

団体名	団体数	所属学生数
体育会	36 団体	約 1,160 名
学術文化会	36 団体	約 1,830 名
応援指導部	3 団体	約 80 名
その他の公認団体	14 団体	約 290 名
宗教部グループ活動	9 団体	約 60 名
スポーツ系愛好会	36 団体	約 2,830 名
文化系愛好会	32 団体	約 760 名

【資料6-1、6-29】

上記の各団体は、体育会であれば各種公式試合及び大会への参加、学術文化会であれば各種発表会及び演奏会等へ参加するなど、活発に活動している。また、体育会では上級学年生を対象としたリーダーズキャンプや1回生を対象としたフレッシュマンキャンプなどの研修会を開催して、課外活動の意義及び今後の活動を行う上での心構え等について理解を深めている。

本学では、西南学院大学学生自治会から委託されて自治会費を徴収しており、当該自治会費を、体育会、学術文化会及び応援指導部の活動費用として提供している。

また、体育会に所属する各団体には、西キャンパスグラウンド、東キャンパスグラウンド及び田尻グリーンフィールドを活動場所として提供している。また、学術文化会に所属する各団体へは、西南会館を提供して、活発な活動を促している。

6. 課外教育プログラムの活性化

本学では、正課の授業及び通常のクラブ・サークル活動では経験できないこと、及び日

常生活において触れる機会の少ないものを、学生に提供することを目的とした課外活動プログラムを実施している。

2015年度は、以下の課外教育プログラムを実施した。

プログラム名	内 容	参加人数
大学生のための、だまされない！カードトラブルセミナー	実際に起こっているカードトラブル事例・対策方法・情報の確認方法を学び、カードトラブルに巻き込まれない知識を習得する。	2名
長崎ピースバスツアー ～平和のバトンタッチ～	原爆資料館見学及び被爆体験講話などを通して平和及び世界に求められていることを考える機会とする。	36名
C. K. ドージャーの生涯 (DVD 上映)	西南学院創立者 C. K. ドージャーの生涯を通じて建学の精神を学ぶ。	10名
ステンドグラス制作体験	教会とステンドグラスの歴史を知り、いろいろな形の自己表現を提供することで、自身にあった表現スタイルを身に付ける。	26名
女性ホルモンを味方につけて	ダイエットとキレイの関係、並びに月経痛と鎮痛剤について理解を深める。	77名
OISCA で国際交流	外国人研修生との農業体験及び交流を通して、国際感覚を養う。	10名
ハロー!! アニマル in 西南	捨てられた犬及び猫が置かれた現実、地域ねこ活動についての講義を受け、モデル犬とのふれあい体験を通して正しい散歩の仕方、しつけなどを学ぶ。	6名
安藤梢氏講演会	サッカー女子日本代表安藤氏の体験談及び異文化の中で生き抜いていくマインド等を学ぶ。	約 500名

【資料6-1】

#### (4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

本学は、本学学生に対する就職支援及び就職紹介並びに正課外のキャリア形成支援等に関する施策を推進することを目的として、キャリアセンター、及びキャリアセンター就職課を設置している。【資料6-30】

キャリアセンターでは、キャリアセンター長を委員長として各学部長及び専任教員、キャリアセンター事務部長、就職課長で構成するキャリアセンター委員会を設置して教職員協働での進路支援体制を整備している。

キャリアセンター就職課には、課長以下専任職員、東京地区担当就職コンサルタント、キャリアアドバイザーを配置し、日常の進路支援業務全般に対応している。

進路支援の方針としては、前述の「学生支援の方針」の中に位置付ける他、「キャリアガイダンス」【資料6-4】を作成し、全学及び各学部学科専攻の教育とキャリアのあり方について、定めている。「キャリアガイダンス」において本学では、世界に貢献する人材を育成することを目的とし、この目的を達成するために、入学時から職業観を養い社会人として必要な資質能力を形成していくことができるよう、教育課程の内外にわたって共

通教育や専門教育を中心に、進路・就職支援、自主的学習の促進を行い、段階に応じたオリエンテーションや情報提供等に積極的に取り組みながら、学生の自立を、教育活動全体を通じて支援することを示している。

### 1. 進路支援体制

- ① キャリアセンター長
- ② キャリアセンター事務部長
- ③ 就職課事務職員 専任職員 7名
  - 進路に関する相談（就職活動の方法及び企業選択等）への対応
  - 企業の採用活動情報の提供
  - 企業データの読み方、自己PR・志望動機の考え方の指導等
- ④ 東京地区担当就職コンサルタント 1名
  - 東京地区で就職活動を行う学生に対する現地での相談への対応
  - キャリア形成支援プログラムでの講演
  - 就職支援プログラム（就職説明会）での講演
- ⑤ キャリアアドバイザー 4名（1～2名/日の交代勤務による）
  - キャリア及び就職に関する相談・アドバイス
  - 模擬面談、履歴書・エントリーシートへのアドバイス
- ⑥ キャリアセンター委員会  
キャリアセンター長、各学部から学部長及び専任教員、キャリアセンター事務部長、就職課長で構成し、キャリアセンターの所管する事項全般について審議する。

### 2. 進路支援概要 【資料6-31、6-32、6-33、6-34、6-35、6-36、6-37、6-38、6-39、6-40、6-41、6-42】

- キャリア形成支援プログラム（1・2年生）
- 就職支援プログラム（3・4年生）
- 授業「基礎演習」におけるキャリア教育（商学部・社会福祉学科・心理学科）
- インターンシップ
- 試験対策講座
- 刊行物
- 各種相談（キャリアアドバイザー、東京地区担当就職コンサルタント、チュードントアドバイザー、就職課窓口）

### 3. 進路支援プログラム等実績

- 就職関係行事 【資料6-43】  
就職説明会、就職講座、就職相談会・面接会、業界・仕事研究セミナー、春季集中企業セミナー、学内採用セミナー、学内合同企業セミナー、公務員ガイダンス・対策講座・支援行事、教員・保育士・福祉ガイダンス・説明会、4年生対象行事、キャリア形成支援行事、EQコンピテンシー検査・SPI模試、業界対策・試験対策講座
- インターンシップ実施状況 【資料6-44】
- キャリアアドバイザー相談件数 【資料6-45】

4. 刊行物

- Career Design Guide (1・2年生)【資料6-46】
- 就職のしおり I・II (3・4年生)【資料6-47】
- 就職活動ハンドブック (3・4年生)【資料6-48】
- 企業向けパンフレット【資料6-49】
- 保護者向け冊子【資料6-50】

(5) 学生支援の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。[本学独自の点検・評価項目]

本学では、学生支援の適切性を検証するための責任主体・組織、権限を、西南学院大学自己点検・評価規程【資料6-51】及び西南学院大学自己点検・評価規程細則【資料6-52】に定めている。

学生部は、学生部点検評価委員会、キャリアセンター就職課は、キャリアセンター点検評価委員会、教務部は、教務部点検評価委員会及び国際センターは、国際センター点検評価委員会が適切性を検証するための責任主体・組織として規定されており、その権限も同規程に規定されている。

手続きに関しては、毎年度作成している「西南学院大学自己点検・評価実施要領」【資料6-53】に記載されている。毎年、目標設定シート【資料6-54】に目標を記載し、5月1日現在の根拠資料に基づいて事務局が点検・評価を行い、当該点検・評価結果(案)を個別点検・評価委員会である学生部点検評価委員会、教務部点検・評価委員会、国際センター点検評価委員会及びキャリアセンター点検・評価委員会において検証し、抽出された課題を改善することとなっている。

2015年度においては、学生支援の方針が明確ではないとの改善点が抽出されたことから、学生部会議等を経て学生支援の方針を改めて設定し、『2016(平成28)年度【20期生】キャンパスガイドー学生生活の手引き』に記載することとした。【資料6-1】

2. 点検・評価

「基準6の充足状況」

以下のとおり、基準6を充足していると判断する。

本学では、学生支援の方針、修学支援の方針、生活支援の方針、障がいのある学生に関する支援方針及び進路支援の方針を定めて、学生・教職員及び社会一般に対して周知・公表している。これらの方針に沿って、修学支援、生活支援、障がいのある学生に関する支援及び進路支援の仕組み及び組織体制を整備して適切に運用している。また、学生支援の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にして、検証プロセスを適切に機能させ改善につなげている。

(1) 効果が上がっている事項

**障がい学生に対する修学支援**

「西南学院大学における障がい学生修学支援ガイド～援助を必要とする学生のために～」に基づいて、各種の方策を用いて該当する学生を抽出し教職員が連携して支援を行っている点は、効果が上がっていると判断する。

**国際交流機会及び支援育成制度の提供**

海外派遣留学生制度、短期語学研修制度及びキャリアアップ海外研修制度を設けて、多くの学生に国際交流の機会を提供するとともに、資金面での支援、語学能力の育成機会を提供している点は、効果が上がっていると判断する。

**留年・休学・退学防止の対処**

留年者及び休・退学者の状況を把握するために、各種の調査を行い、調査種別ごとに関連部署が面談を行って、留年、休学及び退学を防止している点は、効果が上がっていると判断する。

**教職員による奨学金**

奨学金等の経済的支援の方策として、奨学金を受給できる学生を増やすために、「西南学院大学教職員による奨学金」制度を展開している点は、効果が上がっていると判断する。

**学生相談体制の充実**

学生相談室等、学生の相談に応じる体制を整備して、多種多様な悩み・相談に対応している点は、効果が上がっていると判断する。

**進路支援と学部教育との連携**

進路支援においては、キャリアセンター委員会を通じて、教員と就職課が連携して、学部教育と就職の関係を理解しながら、学部の要請に応じて授業の一部にキャリア教育を取り入れて両者を有効に進めている点は、効果が上がっていると判断する。

(2) 改善すべき事項

**補習・補充教育**

学生の能力に応じた補習・補充教育は、現状を基盤としつつ、学年及び科目の特性に応じた補習・補充教育を検討することも考慮の余地がある。

**インターナショナルハウス**

インターナショナルハウスの収容定員（学生単身用 55 室）に対して入居希望者がかなり上回るため、入居を希望する多くの日本人学生及び外国人留学生在が寮に住むことができ

ない。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### (1) 効果が上がっている事項

##### 障がい学生に対する修学支援

「西南学院大学における障がい学生修学支援ガイド～援助を必要とする学生のために～」を継続して検証し、より実態に即したガイドとして整備し、各種の方策を用いて該当する学生を抽出し、教職員の連携を密にして支援を行う予定である。また、大学での援助を必要とする受験生に当取組を知ってもらうため、入試課等と連携した広報を行うことも検討している。

##### 国際交流機会及び支援育成制度の提供

より多くの学生が、国際交流を経験することができるように、学生の能力育成、海外派遣制度の整備及び資金面の支援を行う予定である。

##### 留年・休学・退学防止の対処

留年者及び休・退学者の状況把握並びに留年、休学及び退学の防止のために、現在の調査方法を再検証し、より効果の高い調査方法を採用して、留年、休学及び退学のおそれがある者を抽出するとともに、関連部署間の協力を密にして学生が抱える問題の解消に努める予定である。

##### 教職員による奨学金

「西南学院大学教職員による奨学金」に賛同し、寄附を行う教職員を増やし、受給者の増加を図る。

##### 学生相談体制の充実

教職員に知識及び技能を修得する機会を提供して、より多くの教職員が多種多様な悩み・相談に対応できるように、学生の相談に応じる体制を再整備する予定である。

##### 進路支援と学部教育との連携

キャリアセンター職員の学部担当制を強化し、学部との連携を心掛けながら進路支援を行い、就職満足度につなげることを、中長期計画に掲げている。その際に、担当者が、「西南学院大学におけるキャリアガイダンス」【資料 6-4】などにより、各学部における教育とキャリアの関係を理解して、より良い進路支援を行う予定である。

#### (2) 改善すべき事項

##### 補習・補充教育

学年の進行に応じたアカデミック・スキル教育の制度を整備するとともに、各学部の特

性に応じた補習・補充教育の制度を整備する予定である。

### インターナショナルハウス

「西南学院ビジョンと中長期計画 2016-2025」【資料6-55】のうち、大学のアクションプランとなっている外国人留学生と日本人学生との混住型宿舎の確保について具体的な検討を開始することが望ましい。そこで、2016年度から副学長（教育・研究担当）を委員長として組織する「国際化に関する検討委員会」をはじめとする関係会議体にて、新たな混住型宿舎の確保についての協議を開始した。

#### 4. 根拠資料

- 6-1 2016（平成28）年度 CAMPUS GUIDE 学生生活の手引き
- 6-2 大学ホームページ／教育研究基本情報「学生支援の方針」  
(<http://www.seinan-gu.ac.jp/assets/users/8/files/gakuseisiennohousin.pdf>)
- 6-3 西南学院大学における障がい学生修学支援ガイド～援助を必要とする学生のために～
- 6-4 大学ホームページ／キャリアガイダンス（既出 2-20）  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/about/education/career\\_guidance.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/about/education/career_guidance.html))
- 6-5 西南学院本部・大学事務分掌規程
- 6-6 部長会議内各種委員会に関する内規（既出 2-44）
- 6-7 西南学院大学規程（既出 2-2）
- 6-8 西南学院大学国際センター規程（既出 2-12）
- 6-9 西南学院大学言語教育センター規程（既出 2-17）
- 6-10 障がいのある学生の皆さんの修学支援について（お知らせ）
- 6-11 2015（平成27）年度支援を要する学生一覧
- 6-12 国際交流のススメ冊子（既出 2-13）
- 6-13 大学間協定等締結概要（d-43）
- 6-14 学校法人西南学院ビジョンと中長期計画 2016-2025 パンフレット（既出 1-6）
- 6-15 協定校との交流実績（d-41）
- 6-16 学生の国別国際交流 [大学データ表 13]（d-13）
- 6-17 大学ホームページ／留学に関する奨学金  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/international/study\\_abroad/scholarship.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/international/study_abroad/scholarship.html))
- 6-18 語学研修及びその他海外研修参加者数（d-44）
- 6-19 大学ホームページ／言語教育センター／語学実習に参加しよう  
([https://w3.seinan-gu.ac.jp/learning/jissyuu/jissyuu\\_index.html](https://w3.seinan-gu.ac.jp/learning/jissyuu/jissyuu_index.html))
- 6-20 大学ホームページ／言語教育センター／外国語検定受験サポート  
([https://w3.seinan-gu.ac.jp/learning/kentei/kentei\\_support\\_index.html](https://w3.seinan-gu.ac.jp/learning/kentei/kentei_support_index.html))
- 6-21 西南学院大学保健管理規程
- 6-22 西南学院大学学生相談室運営委員会規程
- 6-23 学部・学科の退学者数 [大学データ表 15]（d-15）
- 6-24 奨学金給付・貸与状況 [大学データ表 16]（d-16）
- 6-25 学生相談室のご案内
- 6-26 学生相談室利用状況 [大学データ表 17]（d-17）
- 6-27 西南学院ハラスメント防止・対策に関する規程
- 6-28 大学ホームページ／ハラスメント防止・対策ガイドライン  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/assets/users/12/files/sexual\\_guideline.pdf](http://www.seinan-gu.ac.jp/assets/users/12/files/sexual_guideline.pdf))
- 6-29 課外活動学年別会員数（体育館・学術文化会・その他公認団体・愛好会）（d-80～83）



## 第6章 学生支援

- 6-30 西南学院大学キャリアセンター規程 (既出 2-19)
- 6-31 キャリアセンター就職課 2016 年度サービス概要
- 6-32 就職・大学院進学状況 [大学データ表 10] (d-10)
- 6-33 進路報告状況 2015 (平成 27) 年度 (d-69)
- 6-34 就職状況規模別 (資本金) (d-73)
- 6-35 就職状況規模別 (従業員) (d-74)
- 6-36 就職状況規模別 (上場) (d-75)
- 6-37 就職状況地区別 (d-76)
- 6-38 就職状況業種別 (d-77)
- 6-39 大学院博士前期 (修士) 課程修了生進路状況 (d-78)
- 6-40 国家試験合格率 [大学データ表 11] (d-11)
- 6-41 教員免許状取得状況 (d-45)
- 6-42 卒業者の教員就職状況 (d-46)
- 6-43 就職関係行事 (d-70)
- 6-44 インターンシップ実施状況 (d-72)
- 6-45 キャリアアドバイザー相談件数 (d-71)
- 6-46 Career Design Guide 2016
- 6-47 2016 (平成 28) 年度就職のしおり I・II
- 6-48 2017 就職活動ハンドブック
- 6-49 西南学院大学のご案内 (採用人事担当の方へ)
- 6-50 2016 就職情報のご案内 (保護者向け冊子)
- 6-51 西南学院大学自己点検・評価規程 (既出 1-33)
- 6-52 西南学院大学自己点検・評価規程細則 (既出 1-34)
- 6-53 西南学院大学自己点検・評価実施要領 (既出 1-35)
- 6-54 大学ホームページ/自己点検評価活動 (目標設定シート) (既出 1-36)  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/about/self\\_examination/report.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/about/self_examination/report.html))
- 6-55 2016 年度中長期計画管理シート【西南学院大学】

以上



## 第 7 章 教育研究等環境

---

## 1. 現状の説明

### (1) 教育研究環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

本学は「西南学院ビジョン 2016-2025」に定めた5つの視点の一つである「教育研究：確かな保育・教育力と新たな知と価値の創造」に基づき、真理の探究という使命のもと、研究と教育の有機的な循環により、教育力のさらなる充実と社会を先導する新たな知と価値の創造を目指している。また、福岡西部副都心という恵まれた立地条件を活かし、広く九州・アジアをはじめ世界にも貢献する学術研究拠点として、その機能の充実・強化を目指している。

このビジョンを実現するため、以下のとおり「教育研究等環境整備の方針」を定めている。

#### 「教育研究等環境整備の方針」

本学は教育研究のビジョンの実現に向けて、一人ひとりの個性を引き出す教育力の充実、総合的な「知」を志向した教育機会の提供、社会を先導し、社会に貢献することを目指した研究機能の充実・強化を目指す。この目標を達成するため、教育研究の質を保証し、学問分野の領域を超えて考え行動することのできる知識と能力を学生に身につけさせると共に、学術研究体制が十分に機能するように、施設、設備、環境の整備を行う。

以上の方針は、ポータルサイトに掲載して教職員で共有するとともに、大学ホームページに掲載して公開している。【資料7-1、7-2】

本学では、教育研究等環境の整備に関する方針に則り、施設・設備、機器・備品を整備している。

キャンパス整備については、2012（平成24）年度に3つのコンセプト「西南学院大学を発信する5つの“顔づくり”」「未来の大学インフラのあり方を提示するキャンパス」「地域に開かれ地域に貢献するキャンパス」を柱とした「キャンパスグランドデザイン」を部長会議、常任理事会、定期理事会などの承認を受けて策定した。【資料7-3】策定の過程においては、学生や教職員の意見収集や教職員説明会、ホームページでの情報公開などを行った。

今後は、キャンパスグランドデザインに基づき、老朽化や機能更新を必要とする校舎への対応と、新たな教育環境に対応した施設整備に取り組む予定である。

### (2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

#### 1. 校地・校舎の整備

##### (1) 概要【資料7-4、7-5、7-6、7-7】

本学の中心校地である西新キャンパスは、福岡県福岡市早良区西新に位置し、現在、校地面積 111,336.36 m<sup>2</sup>を有しており、学生の休息その他の利用のための適当な空地についても十分な確保がなされ、大学教育に相応しい環境を整えている。

運動場は、西新キャンパスから 12km ほど離れた福岡市西区田尻に 135,589.27 m<sup>2</sup>の面積を確保し、運動用施設として、陸上競技、野球、サッカー、アメリカン・フッ

トボールなど 8 つの専門競技場を有しているとともに、学生部室及び管理施設を備えている。

また、学生の利便性を考慮し、移動手段としてスクールバスを運行しているため、正課外活動に支障はないと考えている。なおスポーツ実技関連の授業については、西新キャンパスにある運動場及び体育館で行っていることから、教育活動に支障はない。

本学では、現在、13 棟の校舎等を有しており、その面積は 80,581.76 m<sup>2</sup>、主な施設内容としては、講義室 97 室、演習室 32 室、語学学習室 12 室、情報処理室 9 室、教員研究室 223 室を設けており、その他、講師室、図書館、体育館、学長室、会議室、事務室、保健室、学生自習室、学生食堂などを備えている。

(2) 法令上の基準の充足状況

2016 (平成 28) 年 5 月現在、本学の校地面積は、以下のとおり、法令上の基準 (大学設置基準等) を満たしており、かつ運動場等の必要な施設・設備を整備している。

【大学基礎データ表 5】

	本学の校地・校舎面積	大学設置基準
西新校地	100,283.88 m <sup>2</sup>	67,000.00 m <sup>2</sup>
田尻校地	123,706.27 m <sup>2</sup>	
校舎面積	68,866.55 m <sup>2</sup>	32,128.00 m <sup>2</sup>

2. 教育研究等環境整備への対応 (ICT 環境の整備)

教育研究等環境の施設整備面では、特に、情報処理教育・語学教育等に対応して、授業教室の配置や ICT 環境の整備に努めている。

(1) 情報処理センター 【資料 7-8、7-9、7-10】

情報処理センターでは、「SAINS」と称するネットワークシステムや以下に示すパソコン教室等の施設・機器を提供することにより ICT を活用した教育・研究及び学生の主体的な学びを支援している。

[教育環境]

① パソコン教室

- 1 号館 5 階に 6 教室、大学院棟に 1 教室を配置している。学生向けに設置しているパソコン総数は約 500 台。
- 授業での利用のほか、自学自習でも利用できる。
- 授業の規模により、複数の教室を統合できる仕組みを採用している。

② 学生貸出パソコン

- 授業や自学自習で利用できるよう 300 台用意している。

③ マルチメディア教室

- 各講義棟に分散してマルチメディア教室 (76 室) を配置している。なお、機器はすべてデジタル出力が可能であり、様々なコンテンツに対応している。

- ④ マルチメディア教材作成準備室
  - マルチメディアを使用した授業の教材作成のため、アドビ・クリエイティブ・クラウドなどの専用ソフトをインストールしたパソコンを準備している。
- ⑤ 有線／無線 LAN
  - 学内各所に情報コンセントや無線 LAN のアクセスポイントを整備し、自学自習やアクティブ・ラーニングに寄与している。
- ⑥ e-Learning システム
  - 授業支援、学修支援のため e-Learning システムとして Moodle 及び Toqlla のサーバーを導入している。

〔研究環境〕

- ① ウィルスチェック・スパムフィルターなどのサーバーを導入
  - 利用者が快適に、かつ、安心して利用できるよう、学外者とのメールだけでなく、学内者同士のメールもチェックできるシステムを構築し、国内のみならず国際的な研究交流活動の活性化に寄与している。
- ② VPN 接続環境の提供、eduroam サービスの提供
  - 学内学外を問わず、同じ環境で研究活動ができるように VPN 接続環境の整備、学会など研究活動でのゲスト用無線 LAN 環境として eduroam サービスを提供している。

〔人的支援〕

当センターの業務を管理・運営する情報処理センター事務室には、ICT に関する専門的な知識・技能を有する専任職員を配置し、環境全般の維持・管理はもちろん、教員や学生への技術支援、また、トラブルへの即時対応・復旧を実現できる体制を整備している。また、パソコン教室には、常時、学生スタッフを配置し、授業や自学自習を支援している。

(2) 言語教育センター 【資料7-11、7-12、7-13】

2012（平成24）年4月に運用開始した言語教育センター棟内に整備した CALL 教室、LL 教室、AV スタジオ教室、マルチメディア教室などの最新鋭の機器・環境を活用しながら、授業や同センター主催の語学実習等に幅広く利用されている。

授業支援、学修支援のための e-Learning システムとして、Net Academy2 及び Reallyenglish 等の e-Learning 教材を無料で提供している。また、言語教育サポートプログラムとして、語学実習の無料提供や、語学検定試験の受験料補助を行っている。（第6章参照）

このほか、同センター1階に設置したメディア学習室は学生の自学自習施設として多くの学生が利用しており、一層の利用者増を図るため、教材の充実、運営方法の改善などを行っている。

3. 教育研究等環境整備への対応（環境整備全般）

施設整備とともに、本学が力を注いでいる項目が以下の諸点である。

(1) 防災・防犯の体制

① 防災

防災については、「西南学院大学防火・防災管理規程」【資料7-14】に基づき防火・防災対策委員会を設置し、同委員会で決定した年間活動計画に基づき、以下のとおり対応している。

- 各建物内の消防設備点検や学生寮などを対象とした避難訓練の実施
- 大学自衛消防隊組織を実態に即した班に再編
- 学院と西新校区自治協議会との間で大規模地震等の災害時における大学施設の一時避難所利用に関する協定締結 【資料7-15】
- 学院と学内の食糧提供者2社との間で各々災害時における飲料及び食糧の提供等を内容とする災害時相互協力に関する協定締結 【資料7-16、7-17】
- 学院と福岡市との間で避難所利用、水、非常食、防寒具の備蓄等を内容とする災害時における施設等の利用協力に関する協定締結 【資料7-18】

② 防犯

- 警備業務を警備会社に委託し、巡回、巡視、交通整理等を行い安全確保に努めている。また、「西南学院における防犯カメラの設置及び運用に関する規則」【資料7-19】に基づき建物への防犯カメラの設置による不審者対応等の実施
- 新入生を対象に4月のオリエンテーションにおいて学生生活指導の一環として警察による説明の実施

(2) 安全・衛生の体制

安全・衛生については、「学校法人西南学院教職員安全衛生管理規程」【資料7-20】及び「大学衛生委員会規程」【資料7-21】に基づき、以下のとおり対応している。

- 大学衛生委員会の原則毎月1回開催
- 産業医や衛生管理者による定期的な職場巡視等を通じた職場環境の整備・改善
- 大学衛生委員会議事録の学内 SAINS ポータルサイトでの公開
- 前年度の労働安全衛生活動報告書の学内配付、及び学内 SAINS ポータルサイトでの公開

(3) 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止については、2016（平成28）年度に「西南学院大学受動喫煙防止対策に関する委員会規程」【資料7-22】を制定した。現在、以下のとおり対応している。

- 受動喫煙防止対策に関する委員会を年2回開催
- 受動喫煙防止キャンペーン実施や学生・教職員への禁煙教育・支援等

(4) 省エネルギーへの取組

省エネルギーへの取組については、「西南学院省エネルギー対策委員会規程」【資料7-23】に基づき、以下のとおり対応している。

- 「西南学院省エネルギー対策委員会」の設置
- 各設備の教室や事務室などの温度設定の基準の設定
- 既存の空調機の高効率機器への更新

- 経済産業省から省エネ法に基づく「第2種指定工場」としての対応；「第2種指定工場」に指定されていることから、原単位で年平均1%のエネルギー削減を求められている。2015年度は九州経済産業局の委託機関である省エネルギーセンターによる「省エネ特定事業者等現地調査」が実施され、総合評価点で93.5点となり、高評価となった。

(5) バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応

本学では、バリアフリー対策として、以下のとおり対応している。

- 各校舎に多目的トイレの設置
  - エレベータ入口への車いす優先の掲示
  - 車いす昇降機の設置（体育館）
  - 障害者専用駐車場の整備
  - 盲導犬用トイレの設置（2000年代に使用実績あり）
  - 2号館・4号館への自動ドア設置、及び両建屋間への点字ブロックの敷設
- なお、障がい学生からの要望は、以下の三つの機会を確認している。
- i. 保健管理室による障がい学生との入学時及び定期面談時
  - ii. 保健管理室及び学生課障がい学生コーディネーターへの障がい学生からの要望確認時
  - iii. 予算申請時

上記の要望は、施設課等の関係部署に提示され、施設改修時には、障がい学生と一緒に教室や通路等キャンパス内の動線を確認し、障がい学生の意向を反映して改善を図っている。【資料7-24 p.18】

また、ユニバーサルデザインの観点から、学外者の利用の多い西南コミュニティーセンターや西南子どもプラザでは「耳マークサイン」を表示し、耳の不自由な方は申し出されると筆談にて対応する旨を伝えている。

4. 教育研究等環境整備への対応（教育研究支援体制の整備）

(1) 研究専念時間の設定等、教員の研究機会の確保【資料7-25、7-26】

本学の専任教員は「西南学院大学教員就業規則」【資料7-27】及び「西南学院大学担当時間に関する規程」【資料7-28】に基づき授業の責任時間を定め、教員の研究機会を確保するために、以下のとおり工夫をしている。

- 「西南学院大学担当時間に関する規程」：35歳までの若手教員は、35歳以上の教員と比較して責任時間を少なくする旨、規定されている。
- 在外研究及び国内研究：在外研究は目的や期間によって3つの区分に分かれており、国内研究は学年暦による前期又は後期に該当する6か月間、通常の教務義務を免除し、専ら研究に従事することとなっている。

(2) ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の人的支援

本学では、2015（平成27）年4月1日に「西南学院学生アシスタントに関する規程」【資料7-29】を制定して、当規程に基づいて運用している。



学生アシスタントの職務内容は、以下のとおりである。

区 分	職務の内容
アルバイト	簡易な業務に従事する者
SA (スチューデント・アシスタント)	本学学部学生に対する実験、実習、演習等の教育的補助業務に従事する者
TA (ティーチング・アシスタント)	本学修士課程の大学院生及び学部学生に対する実験、実習、演習等の教育的補助業務に従事する者
RA (リサーチ・アシスタント)	本学の研究等において、必要な補助的作業を行う研究補助者として従事する者
その他	その他必要と認められる業務に従事する者

従前より、SA や TA、チューター等の名称で学生を採用し教育・研究支援を行っている業務は学内に数多く存在していたが、様々な職務内容 (SA ではなくアルバイト) が混在していたため、前述の規程を制定したものである。学生アシスタントの活用事例としては、「基礎演習」で実施するディベートのファシリテータ、レポート・プレゼン指導、1年生への課外での講義等が挙げられる。

法学部学内 GP「自主的学び力養成支援環境の体系的整備」【資料7-30】に関しては、「学習支援及び教育支援に関する実施要項」【資料7-31】を作成し、2016 (平成28) 年度から運用を開始した。なお、2017年度からはSA とチューターとで業務内容及び賃金を区分した上で、全学展開を進めていく予定である。

今後のSA・TAの活用については、SA・TAの育成と併せて2018 (平成30) 年度末までに改善することを、中長期計画に掲げている。【資料7-32 p.3】なお、当規程の下でのTA・RAの採用は発生していないが、法科大学院においては別途、いずれも実務家 (学生ではない) による授業補助制度 (TA)、及び院生勉強会学習支援制度 (チューター) が存在し、活用されている。【資料7-33】

### (3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

本学の図書館は、「図書館本館」及び法科大学院棟内にある「図書館分館」から構成されており、学部・研究科において十分な教育研究活動を行うために必要な質・量の図書、学術雑誌、電子媒体等を備えている。

#### 1. 図書館の概要【資料7-34、7-35、7-36】

図書館本館の概要は、以下のとおりである。なお、現在新図書館を建設中であり、以下に合わせて記載する。図書館本館機能は、2017 (平成29) 年4月より、新図書館に移転予定である。

新図書館は、建物の中心部分にブックツリーと呼ぶ吹き抜け書架空間を設けている。機能面では、「情報空間」「交流空間」「遊戯空間」「歴史空間」という新図書館の4つの基本理念をもとに、従来の図書館の基本的機能を充実させるとともに、いま新たに求められている学修空間を推進する機能を強化している。また、議論や発表が自由にできる空間として、グループ学習室やディスカッション・スペース、プレゼンテーション・スペース等の「ラーニング・コモンズ」を設置し、アクティブ・ラーニングを展

開する予定である。

〔図書館本館の概要〕

	現在の図書館 (2016年5月1日現在)	新図書館 (2017年4月利用開始予定)
規模	地上7階建て、延床面積 10,643 m <sup>2</sup>	地上7階建て、延床面積 11,715 m <sup>2</sup>
学生利用開架図書	1階～4階に配架	1階～6階に配架
閲覧席	808席	1,179席
国際機関資料室	国連寄託図書館、EU情報センター及びOECD協力資料館等を併置	国連寄託図書館、EU情報センター及びOECD協力資料館等を併置
グループ学習室	4室	10室
視聴覚ブース	11台	16台
パソコン室等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・132台のパソコンを設置</li> <li>・館内全域で無線LANの利用が可能</li> <li>・情報検索用パソコン(OPAC)13台</li> <li>・貸出用ノートパソコン50台</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・160台のパソコンを設置</li> <li>・館内全域で無線LANの利用が可能</li> <li>・情報検索用パソコン(OPAC)13台</li> <li>・貸出用ノートパソコン及びタブレット端末85台</li> </ul>

〔図書館分館の概要〕

規模	法科大学院棟の2階から4階までの3フロアの各一部分 延床面積は 1,017 m <sup>2</sup>
閲覧席	各階合計 138席のキャレル机
パソコン室等	<ul style="list-style-type: none"> <li>i. 学生用パソコン4台</li> <li>ii. 情報検索用(OPAC)パソコン3台</li> </ul>

2. 図書館資料整備の状況【資料7-37】

図書館本館及び図書館分館における図書、学術雑誌及び電子媒体等の整備状況は、以下のとおりである。

図書、学術雑誌及び電子媒体等は、図書館の専門的な知識を持った職員が総合的な分野を幅広く俯瞰して選書している。また、専門的分野の図書、学術雑誌及び電子媒体等は、図書館委員を中心に各学部等が自ら、各分野の要望に応じて選書している。

また、2015(平成27)年度からは、タイトル単位での電子ジャーナルの購入を行うこととし、各学部等に対して冊子体から電子ジャーナルへの媒体移行を積極的に呼びかけている。

その他、以下の制度を設けて、図書、学術雑誌及び電子媒体等を充実している。

- ① 授業の参考となる資料の提供を目的として、各教員からの申込を受ける指定図書制度
- ② 図書館に所蔵が無い資料の購入を目的として、学生等対象の(購入)希望図書制度
- ③ 学部へ配分した通常予算では購入が難しい大型資料の購入を目的とした高額図書購入制度

[図書館資料整備の状況] (図書館本館及び図書館分館の合計)

蔵書数	図書約 115 万冊、雑誌約 13,600 タイトル
視聴覚資料	約 33,500 点
年間受入冊数	i. 図書約 24,000 冊 (うち外国書約 6,000 冊) ii. 雑誌約 5,400 タイトル (うち外国雑誌約 1,200 タイトル) iii. 視聴覚資料約 500 点
電子書籍、電子ジャーナル	i. 個別契約、パッケージ契約、バックファイルの購入を体系的に実施 ii. 電子ジャーナルは、約 16,800 タイトルのフルテキストが閲覧可能
データベース	辞書、統計、新聞、法律・判例、文学、自然科学等の幅広い分野をバランスよく選択の上、52種の契約データベースを導入

### 3. 学術資料提供環境の整備

図書、学術雑誌及び電子媒体等は、ネットワークに対応した図書館システムを利用して全て一括して管理を行っている。

資料は、国立情報学研究所が提供する目録システム (NACSIS-CAT) を利用して整理している。この際、各種 MARC 等を活用することにより、電子資料も含めた、幅広い情報の登録を実現している。

電子資料も含めて登録した学術情報は、図書館システム内の蔵書検索システム OPAC 【資料 7-38】により検索が可能である。OPAC では、外部データからの取り込みにより、資料の一部には、書影、書籍内容、目次情報等が表示される。図書館の個別ホームページでは、テーマ別、学部別等でデータベース類を整理しており、目的や所属に応じた利用が可能である。また、OPAC では、外部システムの、CiNii Books、CiNii Articles、NDL サーチ、Amazon が検索可能である。これらの環境整備を通じて自館情報に留まらず、幅広い情報検索を可能としている。

また、電子資料については、リンクリゾルバ及び文献管理システムを整備している。特にリンクリゾルバの活用により、フルテキストへの到達が容易となり、発見した情報は、文献管理システムにより、整理、利用が可能である。

### 4. 図書館の開館時間

図書館本館及び分館の開館時間は、学生及び教職員の利用にかかる便宜を最大限に重要視し、以下のとおりとしている。

なお、新図書館開館後の、開館時間の変更の予定はない。

[本館の開館時間]

2015 年度開館日数 : 334 日

区分 \ 曜日	月 ~ 金	土	日・祝日
授業期間中	8:30~22:00	9:00~20:00	13:00~20:00
定期試験中	(貸出・返却は 8:45~)	9:00~22:00	
夏・冬・春季休暇中	9:00~20:00		

[分館の開館時間] (法科大学院棟内)

2015 年度開館日数 : 356 日

区分	曜日	月 ~ 土	日・祝日
通常		9:00 ~ 23:00	13:00 ~ 23:00
定期試験中		9:00 ~ 24:00	13:00 ~ 24:00

5. 国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

本学では、以下のとおり、国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムを整備して、学術情報へのアクセスの充実を図っている。

(1) ILL システム (NACSIS-ILL)

- ① 国立情報学研究所の ILL システム (図書館間相互貸借システム NACSIS-ILL ; Inter-Library Loan) の利用 : 本学図書館の所蔵情報を提供すると共に、国内の ILL を積極的に実施している。
- ② MyOPAC 機能及びリンクリゾルバの活用 : オンラインでの ILL 申込の促進を行っている。
- ③ 海外図書館への申込 : 必要に応じて、個別機関に対して、随時協力依頼を行っている。

(2) 機関リポジトリ 【資料7-39】

機関リポジトリを独自に整備して学内の学術情報の登録を進め、国立情報学研究所との連携を図ることによって研究成果を公開している。

現在、各学部から発行されている論集を中心として、約 1,000 コンテンツが登録されている。コンテンツの収集、リポジトリの運用は、教育・研究推進機構長を委員長とする運営委員会が行っている。

(3) 地域連携

地方公共団体との相互協力事業として、福岡市総合図書館と、相互貸借に関する申し合わせ書を締結し、相互の資料貸借を行っている。地理的に至近距離にあることから、それぞれの特徴を活かしたサービス提供を行い、両図書館による幅広い資料提供に繋がっている。

なお、学術情報提供以外の地域連携として、図書館施設の開放を行っている。(第8章に記述)

6. 図書館の人員体制と利用者教育

本学では、図書館、学術サービスを支障なく提供するために、専門的な知識を有する専任職員を配置している。

[図書館の人員体制]

専任職員	9 名 (司書資格者 5 名)
非専任職員	5 名 (司書資格者 3 名)
委託スタッフ	19 名 (司書資格者 14 名)

上記の職員は、利用者が整備した資料を積極的に活用できるように促進することを

目的として、利用者教育（ガイダンス）を提供している。

ガイダンスは、以下に区分しており、実施にあたっては授業との連動性を重視して、新入生の基礎演習、上級学年のゼミ形式の授業内において、各学部、教員と連携し、内容を調整した上で、必要に応じた内容のガイダンスを提供している。

〔図書館の利用者教育〕（ガイダンス）

初級編	ほぼ全学的な実施体制を確立し、約 70 クラスに実施
中・上級編	年間を通してサービスを提供し、状況に応じた学術情報のさらなる利用促進を図る。
テーマ別編	

図書館の利用者教育ガイダンスの開催数、及び参加人数が全体的に増加していることなどから、今後、利用者教育や蔵書構成の策定に対応可能な専門性の高い人材の配置及び育成の必要が増すことを想定し、中長期計画に掲げたアクティブ・ラーニング・スペースにおける運営スタッフの配置と合わせて、2020（平成 32）年度末までに検討する予定である。【資料 7-32 p.3】

（4）教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

本学では、下記のとおり、専任教員に対して、研究活動に必要な研究費及び研究室を確保している。

1. 研究費の確保 【資料 7-40、7-41、7-42、7-43、7-44、7-45】

本学では、専任教員に対して、「個人研究費規則」【資料 7-40 p.9】に基づき、年額 612,000 円の個人研究費を支給している。また、図書館資料費予算【資料 7-41】として個人研究図書費を年間 370,000 円配分している。更に、個人研究を更に助成すべく、次のような企画を提供し、研究の拡大、質の向上を財政的に支援している。

〔研究費〕（2015 年度実行額）

研究費	内 容	実行額 (2015 年度)
個人研究費	一人当たり年額 612,000 円。「個人研究費規則」 【資料 7-40 p.9】	106,430,746 円
個人研究図書費	一人当たり年額 370,000 円。「西南学院大学図書館資料費 予算配分・支出及び決算に関する内規」【資料 7-41】	51,026,016 円
国内研究費	・学年暦による前期又は後期に該当する 6 か月間、通常の 教務義務を免除し、専ら研究に従事する。 ・国内研究費 150,000 円を支給、住居地以外に海外に滞在 して研究をする場合は、別途研究費 100,000 円を支給。 「国内研究規則」【資料 7-40 p.30】	1,308,143 円
在外研究費	研究費及び渡航費を支給する在外研究は、目的や期間等 によって、a,b,c の 3 つの区分に分けられている。その他、渡 航費のみを支給する在外研究や、渡航費を支給しない在外 研究もある。「在外研究規則」【資料 7-40 p.32】	18,381,383 円

研究発表費	学会又は学内外の研究会において研究発表を行う場合に支給。「講演料及び学会発表準備費規則第2条」【資料7-40 p.18】	1,063,000 円
論文原稿準備費	学術研究所が発行する論集(神学論集、英語英文学論集、フランス語フランス文学論集、人間科学論集、国際文化論集、商学論集、経済学論集及び法学論集)に、研究論文、資料又は書評を投稿した場合に支給。「論集及び研究叢書刊行規則」【資料7-40 p.24】	2,432,040 円
論集出版費	論集及び研究叢書発刊のために支給。「論集及び研究叢書刊行規則」【資料7-40 p.24】	22,969,882 円
海外短期語学研修	語学習熟のため、海外で催される短期(15日以上45日以内)の研修会に参加した場合、参加費の2分の1(350,000円を限度)を補助する。「海外短期語学研修補助規程」【資料7-40 p.37】	0 円
全国的学会補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本学で開催される全国的学会、全国的学会に準ずる地方学会及び地方部会、地方学会、その他、これに準ずる学会においては、事業費・研究会費支給基準により、その規模・内容、出席者に応じて算出した補助金(12,000円を限度)を支給。【資料7-40 p.20】</li> <li>・全国的学会の本学での開催を事前に申請し認められた場合には、750,000円を支給限度とする補助制度を設定。</li> </ul> 「全国的学会等の開催に関する規則」【資料7-40 p.21】	396,000 円
出版助成金	給付制度、及び融資制度があり、給付の額は、1件につき100万円を限度とし、年4件とする。「出版助成規則」【資料7-40 p.27】	4,000,000 円
研究IP・助成制度	科研費の採択率の向上を図るため研究を助成する制度。	20,572,931 円
計		228,580,141 円

## 2. 研究室の確保【資料7-46】

西南学院大学は、研究設備利用規則【資料7-40 p.5】に則り、専任教員に個人研究室を提供している。床面積は19.44～21.19 m<sup>2</sup>である。

## 3. 教育研究支援体制の整備（教育IP・研究IP）

本学では、教育面の質の向上を目指して「教育インキュベートプログラム（教育IP）」を、研究面の質の向上を目指して「研究インキュベートプログラム（研究IP）」を行っており、いずれも、教育・研究推進機構が所管している。【資料7-47、7-48】

教育IPは、各学部等の特色ある取組をより良く育て、学生への教育を一層充実させることを目的とする制度として実施するもので、従前の学内GP（2006-2012年度19件採択）に代わり、2012（平成24）年度後期開始分から募集が始まったプログラムである。なお、本制度は2016（平成28）年度に募集を終了し、これまでに36件が採択されている。学内GPとの相違点は、教育IPでは短期間の取組やゼミ単位、事務局各部署単位での申請も可能となっていたことである。2017（平成29）年度からは各学部（学科・専攻）に予算を割り当て、その予算の範囲内で学部としてプログラムを実施するプログラム「教

育支援プログラム（A）」が教育 IP に代わって始動する。既に、5 つの学部・学科において 6 件のプログラムの採択が決まっており、2017（平成 29）年 4 月から実施予定である。

研究 IP は、複数の研究者が連携して共同研究を進め、学術研究の高度化とその成果の学内外への還元、そして同時に科研費等の外部研究助成資金への申請と獲得を目指す取組であり、従前の共同研究育成制度と特別研究制度を統合し、2013（平成 25）年度に新制度として開始した。当初は、A（個人研究）と B（共同研究）に分類されていたが、2014（平成 26）年度からは制度を一部改訂し、「研究インキュベート制度」と「研究助成制度」として継続している。

いずれも個人研究ならびに共同研究を選択できるが、「研究インキュベート制度」は外部の助成制度や科研費に申請する前段階の研究課題を支援するプログラムであり、「研究助成制度」は科研費に申請した研究課題で採択とならなかった研究課題を支援するプログラムである。

**（5）研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。**

本学では、研究倫理に関する規程の整備、研修会の開催、学内審査機関の設置等、研究倫理を浸透させるための措置を整備している。

- ①「西南学院大学公的資金管理規程」【資料 7-40 p.44】：公的研究費の不正使用を防止するための対応を規定（2007（平成 19）年 11 月制定）
- ②「研究活動の不正行為に関する取扱い規則」【資料 7-40 p.40】：研究活動の不正行為を防止し発覚した場合の対応措置を規定（2008（平成 20）年 7 月制定）

「西南学院大学公的資金管理規程」及び「研究活動の不正行為に関する取扱い規則」では以下のとおり責任体制を明確にし、適切な審査機関を組織して管理運営を行っている。

また、公的資金の申請に当たっては、研究倫理及び公的資金管理に関する説明会出席を義務付けている。

**西南学院大学公的資金管理規程（抜粋）**

第 3 条 公的資金を適正に管理及び執行するために、次に掲げる者を責任者とする。

- (1) 最高管理責任者 学長
- (2) 統括管理責任者 大学事務長
- (3) コンプライアンス推進責任者
  - ア 学部教育に関しては、教務部長
  - イ 研究に関しては、学術研究所長及び教育・研究推進機構長
  - ウ 大学院に関しては、大学院学務部長
  - エ 大学院法務研究科（以下「法科大学院」という。）に関しては、大学院法務研究科長（以下「法科大学院長」という。）

第 4 条 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的資金の運営・管理について、その重要性にかんがみて適正な措置を講じ、最終的な責任を負う。

- 2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的資金の運営・管理について本学全体を統括する。

3 コンプライアンス推進責任者は、公的資金の運営・管理の実務面について、所管する部局を統括する。

第5条 公的資金の適正な管理及び執行を促すために、西南学院大学公的資金管理・執行委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長（委員長）
- (2) 副学長
- (3) 教務部長
- (4) 学術研究所長
- (5) 大学院学務部長
- (6) 法科大学院長
- (7) 教育・研究推進機構長
- (8) 大学事務長
- (9) 教務課長
- (10) 学術研究所事務室長
- (11) 大学院課長
- (12) 経理課長
- (13) 総務課長
- (14) 教育・研究推進課長

第10条 内部監査室は、公的資金の管理及び執行の適正さを検証するために、原則として1年に1度、監査を行う。

#### 研究活動の不正行為に関する取扱い規則（抜粋）

第3条 第1条第1項の不正行為（以下「不正行為」という。）とは、発表された研究成果において次に掲げる行為があった場合をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

第4条 不正行為に対応するために、教育・研究推進機構長を部局管理責任者（以下「管理責任者」という。）とする。

第5条 管理責任者は、本学において行われる研究活動について、その重要性にかんがみ、適正な措置を講じ、最終的な責任を負う。

第10条 管理責任者は、本調査が必要と判断した場合は、学長及び被告発者へその旨を報告する。

第11条 前条の報告により、学長が必要と認めた場合は、調査委員会を設置する。

2 前項の調査委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。ただし、学長が指名した学外者を若干名加えることができるものとする。

- (1) 管理責任者（委員長）又はこれに代わる者
- (2) 学術研究所長又はこれに代わる者
- (3) 被告発者が所属しない学部又は研究科に属する部長会議構成員 1名
- (4) 外部有識者 3名



- (6) 教育研究等環境の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。[本学独自の点検・評価項目]

本学では、教育研究等環境の適切性を検証するための責任主体・組織、権限を、「西南学院大学自己点検・評価規程」【資料7-49】、及び「西南学院大学自己点検・評価規程細則」【資料7-50】に定めている。

教育研究等環境の整備の適切性を検証する責任主体として、施設・設備については基本問題点検評価委員会を、組織・制度面については教育研究推進機構点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」に、その権限、手続きを明記している。基本問題点検評価委員会、及び教育研究推進機構点検評価委員会において、定期的に教育研究等環境の適切性を検証し、抽出された課題を改善している。

手続きに関しては、毎年度作成している「西南学院大学自己点検・評価実施要領」【資料7-51】に記載されている。毎年、目標設定シート【資料7-52】に目標を記載し、5月1日現在の根拠資料に基づいて事務局が点検・評価を行い、当該点検・評価結果（案）を個別点検・評価委員会である基本問題点検評価委員会、及び教育研究推進機構点検評価委員会において検証し、抽出された課題を改善することとなっている。

2016（平成28）年1月には、基本問題点検評価委員会において、教育研究等環境整備の方針を定めた。

## 2. 点検・評価

### 「基準7の充足状況」

以下のとおり、基準7を充足していると判断する。

本学では、教育研究等環境整備の方針を定めて、学生・教職員及び社会一般に対して周知・公表している。この方針に基づき十分な校地校舎・施設設備の整備、図書館・学術情報サービス等を十分に機能させており、専任教員に対して、研究活動に必要な研究費、研究室及び人的支援等を行っている。また、研究倫理を遵守するために必要な措置をとっている。教育研究環境の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にして、検証プロセスを適切に機能させ改善につなげている。

### (1) 効果が上がっている事項

#### キャンパスグランドデザイン

教育研究環境の更なる向上のため、大規模建物の計画的な整備において、教育研究環境の充実を念頭に置いて策定した「キャンパスグランドデザイン」に基づいた施設・設備計画を実施している。

**施設・設備の安全性・利便性**

様々な防災・防犯・バリアフリー対策など、施設・設備の安全性・利便性を向上させるための取組を行っている。

**図書館の充実**

図書館の開館時間を、本館は授業期間中と定期試験中は22時まで、分館は通常23時、定期試験中は24時までとし、学生の学修に配慮した図書館利用環境を整備している。また、図書館の利用者教育も充実しており、全体として開催数及び参加人員が増加している。

**研究業績の公開**

教員の研究業績が、教員データベースにより公開されているほか、機関リポジトリのシステムを利用して、教員及び大学院生による論文を公開している。

**教育 IP、研究 IP の取組**

教育研究支援体制については、SA や TA 等の人的支援のほか、「教育インキュベートプログラム（教育 IP）」、及び「研究助成制度（研究 IP）」が定着し充実している。

**(2) 改善すべき事項**

特になし。

**3. 将来に向けた発展方策**

**(1) 効果が上がっている事項**

**キャンパスグランドデザイン**

今後もキャンパスグランドデザイン計画を継続し、財政的な面から法人部門と協議を行い、着実に教育研究環境の向上に寄与できるような体制を維持する。

**施設・設備の安全性・利便性**

今後も、施設・設備の安全性・利便性の確保や、大学の多様性に資するユニバーサルデザイン等を視野に入れ、財政状況や教育研究環境のトレンドを考慮し施設設備計画を進める。

**図書館の充実**

新図書館開館に伴い、利用者数や利用者教育希望者数の増加が見込まれる。蔵書構成を熟知した人材の育成を行うなどして、蔵書の整備や利用者教育、レファレンスサービスの更なる充実を計画的に行う。

### 研究業績の公開

今後は、教員データベースや機関リポジトリに掲載する情報の更なる充実及び学生や社会一般に対して、これらのシステムについての利活用に関する浸透を図っていく。

### 教育 IP、研究 IP の取組

今後も取組を継続し、全学的な教育支援の取組や科学研究費補助金の獲得に展開可能な研究活動の充実につなげる。

### (2) 改善すべき事項

特になし。

## 4. 根拠資料

- 7-1 2015 年度 自己点検・評価結果について（お知らせ）（既出 3-3）
- 7-2 大学ホームページ／教育研究基本情報「教育研究等環境整備の方針」  
(<http://www.seinan-gu.ac.jp/assets/users/8/files/kyouikukenkkyutoukankyouseibi.pdf>)
- 7-3 西南学院大学キャンパスグランドデザイン
- 7-4 主要施設の概況 [大学データ表 27] (d-27)
- 7-5 学部・研究科ごとの講義室、演習室等の面積・規模 [大学データ表 28] (d-28)
- 7-6 学部・研究科ごとの学生用実験・実習室の面積・規模 [大学データ表 29] (d-29)
- 7-7 学部・研究科ごとの規模別講義室・演習室使用状況一覧表 [大学データ表 30] (d-30)
- 7-8 SAINS 西南学院大学総合情報ネットワークシステムパンフレット（既出 2-11）
- 7-9 情報処理センター実習室・演習室利用状況 2016（平成 28）年度 (d-56)
- 7-10 パーソナルコンピュータ利用状況 (d-57)
- 7-11 言語教育センターガイドブック 2016 Center for Language Education（既出 2-18）
- 7-12 言語教育センター利用状況 (d-54)
- 7-13 メディア学習室利用者数等 (d-55)
- 7-14 西南学院大学防火・防災管理規程
- 7-15 大規模地震等の災害時における学校法人西南学院の所有する施設の一時避難所利用に関する協定書
- 7-16 学校法人西南学院と西南学院大学生協同組合との間における災害時の相互協力に関する協定書
- 7-17 学校法人西南学院と有限会社すずらんフーズとの間における災害時の相互協力に関する協定書
- 7-18 災害時における施設等の利用協力に関する協定（福岡市・学校法人西南学院）
- 7-19 西南学院における防犯カメラの設置及び運用に関する規則
- 7-20 学校法人西南学院教職員安全衛生管理規程
- 7-21 大学衛生委員会規程
- 7-22 西南学院大学受動喫煙防止対策に関する委員会規程
- 7-23 西南学院省エネルギー対策委員会規程
- 7-24 西南学院大学における障がい学生修学支援ガイド～援助を必要とする学生のために～（既出 6-3）
- 7-25 専任教員個別表 [大学データ表 1] (d-1)
- 7-26 専任教員の担当授業時間 [大学データ表 3] (d-3)
- 7-27 西南学院大学教員就業規則（既出 3-1）
- 7-28 西南学院大学担当時間に関する規程
- 7-29 西南学院学生アシスタントに関する規程

- 7-30 法学部学内 GP「自主的学び力養成支援環境の体系的整備」
- 7-31 学習支援及び教育支援に関する実施要項
- 7-32 2016 年度中長期計画管理シート【西南学院大学】（既出 6-55）
- 7-33 現在、SA や TA、チューターなどの名称で教育・研究支援を行っている業務一覧
- 7-34 大学ホームページ／図書館 (<http://www.seinan-gu.ac.jp/library/index.html>)
- 7-35 図書館利用状況 [大学データ表 32] (d-32)
- 7-36 学生閲覧室等 [大学データ表 33] (d-33)
- 7-37 図書、資料の所蔵数及び受け入れ状況 [大学データ表 31] (d-31)
- 7-38 大学ホームページ／図書館／OPAC ([https://opac.seinan-gu.ac.jp/opac/opac\\_search/](https://opac.seinan-gu.ac.jp/opac/opac_search/))
- 7-39 大学ホームページ／機関リポジトリ (<http://repository.seinan-gu.ac.jp/>)（既出 3-48）
- 7-40 西南学院大学 学術研究所規則集
- 7-41 西南学院大学図書館資料費予算配分・支出及び決算に関する内規
- 7-42 専任教員の研究費（実績） [大学データ表 20] (d-20)
- 7-43 専任教員の研究旅費 [大学データ表 21] (d-21)
- 7-44 学内共同研究費 [大学データ表 22] (d-22)
- 7-45 教員研究費内訳 [大学データ表 23] (d-23)
- 7-46 教員研究室 [大学データ表 26] (d-26)
- 7-47 大学ホームページ／教育 IP ([http://www.seinan-gu.ac.jp/education\\_research/gp.html#gp](http://www.seinan-gu.ac.jp/education_research/gp.html#gp))
- 7-48 大学ホームページ／研究 IP  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/education\\_research/cooperation\\_research.html#gaiyo\\_kenkyuincubate](http://www.seinan-gu.ac.jp/education_research/cooperation_research.html#gaiyo_kenkyuincubate))
- 7-49 西南学院大学自己点検・評価規程（既出 1-33）
- 7-50 西南学院大学自己点検・評価規程細則（既出 1-34）
- 7-51 西南学院大学自己点検・評価実施要領（既出 1-35）
- 7-52 大学ホームページ／自己点検評価活動（目標設定シート）（既出 1-36）  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/about/self\\_examination/report.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/about/self_examination/report.html))

以上



## 第8章 社会連携・社会貢献

---

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学は、2014（平成26）年度に、「西南学院ビジョン2016-2025」【資料8-1】を策定し、5つのビジョンのひとつに地域貢献を掲げた。更に2016（平成28）年1月に社会連携・社会貢献の方針を「西南コミュニティーセンター運営委員会」で以下のとおり定めた。

**「社会連携・社会貢献の方針」**  
 地域社会との協働、国際交流都市福岡への貢献、地域に開かれ貢献する空間づくりを目指し、生涯学習の機会提供や産官学連携による地域産業の活性化など、本学の知的資源の地域社会への還元を通じて、教育、研究とならぶ大学の重要な使命として、社会連携・社会貢献の推進に積極的に取り組む。

以上の方針は、ポータルサイトに掲載して、教職員で共有するとともに、大学ホームページに掲載して公開している。【資料8-2、8-3】

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

本学では、社会連携・社会貢献に関する方針に沿って、以下の4つの方法及び手段で、社会連携・社会貢献を進めている。

1. 教育研究の成果をもとにした社会へのサービス活動

(1) キリスト教教育に関する行事【資料8-4】

本学における教育の特色の1つであるキリスト教教育に関連する行事として、下記の行事を催している。

行事名	内容	対象	参加者 (2015年度)
西南学院大学クリスマスツリー・ディスプレイ点灯式	アドヴェント（待降節）直前の金曜日に、クリスマスシーズンの始まりを記念し、イルミネーションの点灯を行う	学生 教職員 一般市民	200名
西南学院大学公開演奏会（クリスマスコンサート）	クリスマスを祝うコンサート	一般市民	200名
西南学院コミュニティークリスマス	クリスマスの意義、意味を知る機会を提供する	一般市民	521名
西南学院コンサート（年間4回開催）	音楽等の文化振興に寄与する	一般市民	合計 1,809名
チャペル（年間90回開催）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大学チャペルにおいて毎週3回（1回25分間）、キリスト教の礼拝形式で、学内外の講師により週テーマに基づいた講話を行う</li> <li>• キリスト教フォーカス・ウィーク（春季・秋季）では、1時間のロングチャペルを実施する</li> <li>• キリスト降誕日（12/25）近傍の日程に「キャンドルサービス」として開催</li> </ul>	学生 教職員 一般市民	合計 22,204名

(2) 公開講座【資料8-5】

1994（平成6）年度から、一般市民を対象に、本学の教育・研究の成果を広く社会に還元し地域社会との交流を図ることを目的として、学部主催及び学部横断型の二通りで開講している。

年 度	講 座 数	受講者数
2013 年度	3 講座	合計 307 名
2014 年度	2 講座	合計 141 名
2015 年度	4 講座	合計 234 名

(3) リカレント講座【資料8-5】

2004（平成16）年度から、社会人を対象に、本学の教育・研究の成果を基に、最新の知識や技術を提供し、仕事や社会活動に活用していただくことを目的として開講している。

年 度	講 座 数	受講者数
2013 年度	2 講座	合計 101 名
2014 年度	3 講座	合計 99 名
2015 年度	7 講座	合計 101 名

(4) 出張講義

2002（平成14）年度から、高等学校の「総合的な学習の時間」等の一環として、高校からの依頼を受け本学教員を派遣して大学の講義を行っている。

年 度	高 校 数
2013 年度	42 校
2014 年度	36 校
2015 年度	47 校

(5) パートナーシップ・プログラム【資料8-6】

1998（平成10）年度から、官公庁や経済団体をはじめとする各種団体を対象に、産官学連携事業の推進を目的として、①講師、②会議構成員、③コンサルタント、④プランナー、⑤調査研究、⑥その他の形式で、本学教員を派遣している。

年 度	派 遣 数
2013 年度	17 件
2014 年度	9 件
2015 年度	10 件

(6) 神学部による全国展開の公開講演会【資料8-7】

神学部独自の取組として、日本バプテスト連盟全国壮年会連合と協力して全国展開の出張講義を行っている。毎年、全国13のバプテスト地方連合と沖縄を巡回する形で、神学部教員がそれぞれの専門分野についての公開講演を行うもので、全国の諸教会に神学部を身近に感じてもらう機会となっている。



年 度	派 遣 数	派 遣 先 (団体名称)
2013年度	1件	日本バプテスト連盟関西地方教会連合・壮年会
2014年度	1件	北海道バプテスト連合・壮年会
2015年度	1件	北海道バプテスト連合・壮年会

(7) 国や地方自治体、国際機関等の政策形成への寄与【資料8-8】

開学当初から、国や地方自治体・国際機関等を対象に、当該機関の政策形成支援を目的として本学教員を派遣している。2015（平成27）年度の実績（抜粋）は、以下のとおりである。

財務省特別研究官、厚生労働省労働政策審議会委員・社会福祉審議会委員、環境省アドバイザーボード委員、福岡県や福岡市をはじめとする地方自治体の監査委員、税制審議会、景気動向委員会、行政経営検討委員、環境審議会、労働政策審議会、個人情報保護審議会、公害審査会、情報公開審査会、保健福祉審議会、文化財保護委員会、国連政策部会。

(8) ボランティアセンター【資料8-9、8-10、8-11】

2012（平成24）年7月にボランティアセンターを設立し、福岡県、福岡市及び社会福祉協議会、各種団体、NPO団体などと連携し、研修会や講座等を実施して、学生へのボランティアマインドを養い、学外からの求めに応じて、ボランティアを派遣している。主な実施事例は、以下のとおりである。

項 目	内 容
東日本大震災ボランティア	日本バプテスト連盟や東北学院大学の大学間連携災害ボランティアネットワークと連携して被災地でボランティア活動を実施している。
熊本地震ボランティア	迅速で正確な情報の収集と発信を行い、ボランティア派遣及び事前事後の研修を実施し、ネットワークを構築しながら、継続的な支援活動を行っている。
東日本大震災義援金 熊本地震災害支援金	学内で、災害被災地へ届ける支援金を募集している。
ちょこボラ (ちょこっとボランティア)	弁当容器やペットボトルキャップ、古本、書き損じハガキなどを回収し若者の自立就労支援団体等へ寄附する。

※上記以外に、ボランティアセンターでは、福岡県や福岡市、社会福祉協議会、各NPO団体、NGO団体と連携して、以下の事業に取り組んでいる。

大学生災害サポーター養成講座、各種ボランティア講座、NGO団体合同説明会

※学外の施設や団体からの募集にも、登録学生たちに呼びかけ、さまざまな活動へとつながっている。

※後述の学生サポーター制度及び海外ボランティア・ワークキャンプ（第6章）も、ボランティアセンターの事業である。

(9) 聖書植物園【資料8-12】

1999（平成11）年に大学開学50周年の記念事業として、大学のキャンパス全体を植物園に見立て、聖書に登場する植物を日本で可能な限り収集・展示することを目的として、大学同窓会の寄付金を基に聖書植物園を開園した。

2016（平成28）年度に聖書植物園に関するハンドブックを刊行する予定である。これには、学名、由来を実際に栽培した植物の写真と共に載せ、聖書及び聖地の考古学の観点から解説し、本学の授業での使用も視野に入れている。また、学内外を問わず聖書植物園に興味をお持ちの方へ情報提供することになる。

なお、聖書植物園の整備にあたっては、月に1回、学生や卒業生、名誉教授をはじめとする旧現教職員がボランティアとして関わっている。

## 2. 学外組織との連携協力による教育研究の推進

### (1) 福岡市との連携【資料8-13】

2007（平成19）年2月に、本学が地域社会とともに発展することを目的として、福岡市と協力協定書を締結した。具体的な協力項目は、①子育て支援、②市民と大学との交流促進、③地域のまちづくり活動への支援である。

### (2) 西南子どもプラザ【資料8-14、8-15】

2007（平成19）年7月に、福岡市との協力協定の協力項目の1つである「子育て支援」を具現化することを目的として、「西南子どもプラザ」を開設した。

同プラザは福岡市が市内に14箇所設置する常設の子育て支援施設の1つであり、本学が福岡市の委託を受けて、専属のスタッフ及び一般市民・学生ボランティアにより運営している。施設概要及び事業内容は、以下のとおりである。

施設概要	ユニバーサルデザインによる設計に基づいて、遊具を常備したプレイルーム、砂場、ミニコンサートなどに対応できるホールなどを設置
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児親子の交流の場の提供</li> <li>・本学教員や退職教員による子育てに関する相談</li> <li>・保健師やスタッフによる育児相談</li> <li>・本学教員や自治体の職員等が講師となるミニ講座</li> <li>・International Day（外国人乳幼児親子への対応）</li> <li>・福岡市の「赤ちゃんの駅」登録施設（授乳やおむつ替えのみの使用も可能）</li> </ul>

同プラザは、学生の次世代育成支援を目的として、以下の点にも特徴があり、同プラザでの活動を卒業論文のテーマとする学生もいる。

- 学生ボランティアの積極的活用
- 授業での利用
- 学生課外活動団体の参加（茶道部、ハンドベルクワイア、チャペルクワイア、美術部、華道愛好会など）

また、本学学生だけでなく、他大学や看護学校・聴覚特別支援学校・高校の教職員及び学生・生徒が授業で見学したり、障がい者就労支援センターの方が一般就労に向けてジョブコーチと共に来て実習をすることもある。

2015（平成27）年度は、32,027人（一日平均109人）の乳幼児親子が利用した。

### (3) 西日本シティ銀行との連携【資料8-16】

2008（平成20）年9月に、本学は、産学連携事業の一環として、西日本シティ銀行と産学連携協力に関する協定書を締結した。

協力項目は、以下のとおりである。

- ①西日本シティ銀行の取引先企業の経営課題解決への支援等を通じた地域産業振興に関する連携・協力
- ②相互のノウハウ活用に関する連携・協力
- ③本学の学生や留学生の人材育成に関する連携・協力

2008（平成20）年11月から、協力項目②③の具現化として、商学部が実践的キャリア教育の一環とし主催・開講している「実践仕事塾」の「金融スペシャリスト養成講座」において、西日本シティ銀行の役職者等（本学卒業生）が講師を担当している。

2015（平成27）年度の参加者は20名、2016（平成28）年度の参加者は23名である。

(4) 寄附講座【資料8-17】

本学は、産学連携事業の一環として、本学の学生や留学生の人材育成を目的として、寄附講座を開講している。

2015（平成27）年度は、以下のとおり、6つのそれぞれ異なる事業体の協力を得て、6つの寄附講座を開講した。2016（平成28）年度も同6講座を継続開講している。

開設年度	講座名	事業体名	受講者数	
			2015年度	2016年度
2005年度	マスメディア実践論	朝日新聞社	45名	30名
2005年度	新・新聞学	西日本新聞社	98名	71名
2007年度	金融リテラシー講座	日興リサーチセンター株式会社	49名	119名
2011年度	ビジネス・スタディ特殊講義	野村證券株式会社	10名	17名
2011年度	警察活動の理論と実務	福岡県警察	53名	81名
2014年度	教養としての税金	日本税理士会連合会	284名	202名
6講座合計			539名	520名

(5) 福岡県弁護士会・福岡四大学との連携

2003（平成15）年6月に締結した「福岡県内4法科大学院及び福岡県弁護士会の間の教育連携に関する協定」に基づき、先端的な法律問題に最前線で取り組んできた弁護士により、本学では「消費者問題」、「高齢者・障害者問題」、「刑事弁護実務」（各2単位）を開講している。また、九州大学では「倒産法実務」、「ジェンダーと法」、福岡大学では「子どもの権利」、「民事執行・保全の実務」が開講されており、いずれの科目も他大学の学生の受講も可能であり、互換単位として所属大学において単位が認定される。なお、本学開講の3科目の2016（平成28）年度と2015（平成27）年度の受講者数は、以下のとおりである。

	消費者問題	高齢者・障害者問題	刑事弁護実務	受講者数合計
2015年度	6名	3名	3名	12名
2016年度	8名	9名	4名	21名

※2016（平成28）年度の「消費者問題」の受講者8名には、九州大学の1名を含む。

(6) 大学間連携

① 福岡西部地区五大学連携【資料8-18】

2006（平成18）年7月に、福岡西部地区に位置する本学、九州大学、中村学園大学、福岡大学、福岡歯科大学の五大学が、五大学に関連した情報の共有、連絡協議、調査、連携活動等の意見交換等を行い、地域への貢献及び五大学の発展に寄与する目的で、「西部地区五大学連携懇話会」を設置した。

2010（平成22）年度から、「五大学間の単位互換に関する覚書」に基づく、西部地区五大学連携開講事業により、単位互換科目及び共同開講授業科目を設定している。

[単位互換科目]

単位互換科目については、各大学が開講・提供する連携授業科目を五大学の学生が履修することを可能としているが、修得単位の取り扱いはいずれの大学の定めによる。

2015（平成27）年度と2016（平成28）年度の実績は、以下のとおりである。

	連携授業科目 (五大学合計)	本学提供科目	受講者数 (五大学合計)	受講者数 (本学合計)
2015年度	75科目	27科目	5,199名	1名
2016年度	85科目	30科目	(未集計)	0名

[共同開講授業科目]

共同開講授業科目では、五大学が連携して、1つの科目「博多学」を開講している。この科目は、4月から5月にかけて4回行う実地見学（それぞれテーマとコースが異なる）のうち、学生はいずれか1回に参加し、8月に3日間（各日3時限）の集中講義を受けるとともに、最終時限では5大学の学生全員でグループディスカッションを行うものである。

2015（平成27）年度と2016（平成28）年度の実績は、以下のとおりである。

	共同開講授業科目	受講者数（五大学合計）	受講者数（本学合計）
2015年度	博多学	124名	1名
2016年度	博多学	108名	8名

② 福岡大学大学院との連携【資料8-19】

2011（平成23）年度より本学大学院文学研究科フランス文学専攻博士前期課程と福岡大学大学院人文科学研究科仏語学仏文学専攻博士前期課程との間において単位互換制度が始まり、4単位までの履修が認められ、その単位を修了要件単位に含めることができる。

③ Q-Links（九州地域大学教育改善FD・SDネットワーク）【資料8-20】

2009（平成21）年10月に、福岡県内の6大学；九州大学、中村学園大学、福岡大学、福岡歯科大学、福岡女子大学、本学でスタートした。Q-Links（九州地域教育改善FD・SDネットワーク）は、人的ネットワークの構築や情報共有を通じて、各大学の教育の充実・発展に寄与することを目的としている。現在、幹事校5大学、賛同校が北九州から沖縄までの19大学が加盟している。直近の取組としては2016（平成28）年9月に、「SDの義務化」をテーマとして、課題に直面している現場の大学関係者を訪問し、情報交換や意見交換を行う「Learning Journey」を実施した。

④ 大学間連携災害ボランティアネットワークとの連携【資料8-9 p.9】

東日本大震災発災後、2011（平成23）年から、東北学院大学が主体となって実施している大学間連携災害ボランティアネットワークに加入し、全国の大学生と一緒に活動している。

2016（平成28）年7月現在、107校が加盟しているネットワークである。この連携により、自然災害が起きた時も、あらゆる方面からの情報を集めることが可能となり、お互いに支援しあう関係性を築いている。

(7) 学生サポーター制度【資料8-9 p.14、8-21】

2004（平成16）年度から、本学は、福岡市教育委員会と協定を結び、小中学生の教育活動を支える地域支援活動である学生サポーター制度に協力している。

学生は、市立の小中学校や幼稚園に派遣され、授業の補助や課外活動の支援、教材作成の手伝いや昼休みの遊びなど、様々な教育活動に参加し教育現場を体験できる貴重な機会となっている。現在、毎年、約100人の学生たちが活動している。

3. 大学の施設を活用した地域貢献活動の充実

本学では、下記のとおり、諸施設の開放及び大学の施設における地域貢献活動を充実させることによって、地域との交流強化を図っている。

(1) 西南コミュニティーセンター【資料8-22、8-23】

2007（平成19）年4月に、大学の知的資源、情報、施設・設備等を社会、特に地域社会に提供し、また、社会の大学に対する要請やニーズに適切に応えることを目的として、西南コミュニティーセンターを開設した。

施設概要は、以下のとおりであるが、2015（平成27）年度の利用実績は、2814件である。

ホール	コンサートや講演会等を開催
会議室・多目的室	生涯学習や同窓会の集まりなどに利用
茶室	立礼式にも対応

なお、西南コミュニティーセンターの運営は、センター施設内のエクステンション課が、前述の公開講座、パートナーシップ・プログラム、及び後述の西南コミュニティーセンター主催講座等と併せて行っている。2003（平成15）年7月に大学の事務組織として学外連携推進室（2012（平成24）年からエクステンション課）を設置して以来、大学と地域社会との連携活動が促進され、外部との交流事業も活発化しており、システム化・体系化された様々な取り組みが展開されている。

(2) 大学博物館【資料8-24、8-25】

2006（平成18）年に、キリスト教文化・教育文化・地域文化・西南学院史等に関する博物館資料の収集、調査研究、及び本学学生・教職員等の本学院関係者並びに一般市民等の教養及び調査研究に資することを目的として、西南学院大学博物館を設置した。

年2回の特別展や企画展・公開講演会・学会・音楽会、年に数回の「こどもワークショップ」など、地域に根差した施設として地域文化の向上と生涯学習の実践に貢献

している。ちなみに、2015（平成27）年度の来館者は合計10,870人で、7割が学外者の利用であった。

2012（平成24）年2月に、九州国立博物館と連携協力に関する協定書を締結し、以下の事項で連携協力している。

- 九州国立博物館との間の博物館活動に関する事項や教育研究活動に関する事項
- 地域社会との連携に関する事項や国際交流に関する事項

また、九州国立博物館からの客員教員の受入れ、及び本学からの客員研究員の派遣によって九州国立博物館の調査研究や博物館教育実践の発展に寄与し、他の大学等の教育研究機関との連携協力を推進している。

2016（平成28）年は、春季には開館10周年記念特別展を開催し、秋季には特別展で福岡市博物館との連携事業を行うなど、例年以上の充実した活動を展開している。

(3) 臨床心理センター【資料8-26】

2015（平成27）年7月に、地域住民に対する臨床心理相談及び臨床心理に関する援助活動並びに教育・研究を行うことを目的として、「西南学院大学附属臨床心理センター」を開設した。

事前予約制で、外部の方からの相談を有料で受けており、現在までの実績は、以下のとおりである。

期間	相談者数（のべ人数）	合計（のべ人数）
2015年7月－12月	19名	43名
2016年1月－6月	24名	

(4) コイノニア法律事務所【資料8-27】

2013（平成25）年4月、本学院における教育の向上とともに地域社会への貢献を目的として、本学法科大学院棟内に法律事務所を設立した。

同年5月1日から、本学院との協定に基づき、弁護士法人コイノニア（福岡県弁護士会所属）が同所において、弁護士活動を開始した。無料法律相談として、以下の特色ある取組を行っている。

西南卒業生の日	本学院卒業生を対象
地域の日	早良区在住か若しくは早良区内に勤務先のある方を対象

同事務所は、講義棟内に設置している点をはじめ、以下に特色がある。

- 同事務所の弁護士のTAやチューターとしての教育参加
- 法曹になった本学出身の新米弁護士の育成の場

(5) 新図書館【資料8-28】

2014（平成26）年7月から、西南学院高校3年生への特別利用を施行し、2015（平成27）年度は年間120名が登録（のべ利用者2,020名）した。

新図書館1階の一角には、カフェを設置し、一般開放を行う予定である。3階には、従来の図書館本館同様に国際機関資料室を置き、国連寄託図書館・EU情報センター・OECD協力資料館、国際協力プラザコーナーの機能を持たせて、従来どおり一般開放を行う。九州地区大学図書館協議会に加盟している機関（大学等）に所属している学

生や教職員に対する本学の図書館利用についても、従来どおり、所属する大学図書館等で利用指導を受けた上で、本学図書館の利用を可能とする。

また、地方公共団体との相互協力事業として、福岡市総合図書館と相互貸借に関する申し合わせ書を締結し、相互の資料貸借を行っている。(第7章に記述)

(6) 田尻グリーンフィールド【資料8-29 p.24】

2009(平成21)年10月に、正課教育と正課外教育の振興、並びに地域社会への積極的な貢献を目的として、大学総合グラウンド「田尻グリーンフィールド」の供用を開始した。

当グラウンドには、7つの競技場、多目的広場、合宿施設、そして「環境保全ゾーン」といった多彩な施設を配置しており、2015(平成27)年度は、学外の15団体による延べ100件の使用があった。

(7) 元寇防塁遺跡【資料8-30】

1999(平成11)年に、元寇防塁研究に新たな視点を提供する貴重な史料を保存することを目的として、本学の教室棟である1号館の新築にあたって検出された元寇防塁を移築復元して一般公開している。現在は、小中学生が総合学習で見学することもある。

(8) 西南クロスプラザ【資料8-31】

2004(平成16)年10月に、大学学生、大学教職員の福利厚生及び親睦の場を提供することを目的として、食堂を中心とした西南クロスプラザを開設した。食堂は、毎日(日曜日等を除く)多くの地域の方々にも利用されている。また、階上のレセプションホールやゲストルームは、大学行事の他、地域の学校及び住民の交流にも利用されている。

(9) 災害時における施設等の利用協力【資料8-32】

2016(平成28)年4月に、西南学院は、福岡市と「災害時における施設等の利用協力に関する協定」を締結した。本学は本協定に基づき、地震などの災害時に本学体育館を避難所として地域住民に開放するほか、飲料水を6,000本、非常食6,000食、防寒具1,000人分を順次備蓄する予定である。

4. 各種講座・プログラムを通じた社会連携・社会貢献活動

(1) 西南コミュニティーセンター主催講座【資料8-5】

当講座は、本学と地域の方々の交流の場である西南コミュニティーセンターが主催する講座であり、さまざまなテーマであらゆる世代へ学びの場を提供している。

過去3年間の開講実績は、以下のとおりである。

年度	講座数	受講者数
2013年度	3講座	合計 131名
2014年度	11講座	合計 303名
2015年度	20講座	合計 447名

(2) 資格取得支援講座【資料8-33】

本学では、各種資格取得を支援する講座を開講しており、本学学生の他、一般の方も受講が可能である。

2015（平成27）年度の一般の方の受講実績は、10講座（受講者合計223名）のうち、2講座3名である。

(3) 教育インキュベートプログラムの諸取組【資料8-34】

2006（平成18）年度から、特色ある取組をより良く育て学生への教育を一層充実させることを目的として、教育インキュベートプログラム（当初の名称；学内GP）を展開している。（第7章に詳述）

本プログラムでは、地域社会との積極的な交流を通じた以下のような取組が数多く展開されている。

- 姪浜西南大学まち～地域連携による実践コミュニティの教育効果～（経済学部・ゼミ）
- 博多マルイとの産学連携プロジェクト（商学部・ゼミ）
- PBLに基づいた読書推進と企画力育成のための産学協同の人材育成プロジェクト（図書情報課・広報課）
- BRED JUNCTION・福岡市役所との産官学連携プロジェクト（商学部・ゼミ）
- PBLの実践：東日本大震災被災地とのコミュニケーション的問題解決（文学部・ゼミ）

(3) 社会連携・社会貢献の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。[本学独自の点検・評価項目]

本学では、社会連携・社会貢献の適切性を検証するための責任主体・組織、権限を、西南学院大学自己点検・評価規程【資料8-35】及び西南学院大学自己点検・評価規程細則【資料8-36】に定めている。

社会連携・社会貢献の適切性を検証する責任主体として、基本問題点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」に、その権限、手続を明記している。基本問題点検評価委員会において、定期的に社会連携・社会貢献の適切性を検証し、抽出された課題を改善している。

手続に関しては、毎年度作成している「西南学院大学自己点検・評価実施要領」【資料8-37】に記載されている。毎年、目標設定シート【資料8-38】に目標を記載し、5月1日現在の根拠資料に基づいて事務局が点検・評価を行い、当該点検・評価結果（案）を個別点検・評価委員会である基本問題点検評価委員会において検証し、抽出された課題を改善することとなっている。

2016（平成28）年1月には、基本問題点検評価委員会での趣旨説明を経て、西南コミュニティセンター運営委員会において、社会連携・社会貢献の方針を定めた。

以上のとおり、適切性の検証を行っている。今後、学外組織との連携協力による教育研究を推進していくためには、外部評価制度の必要性も含めた具体的な検討を、進めていかなければならないと考えている。（第10章に詳述。）



## 2. 点検・評価

### 「基準8の充足状況」

以下のとおり、基準8を充足していると判断する。

本学では、社会連携・社会貢献に関する方針を定めて、学生・教職員及び社会一般に対して周知・公表している。この方針に基づき、①教育研究の成果をもとにした社会へのサービス活動、②学外組織との連携協力による教育研究の推進、③大学の施設を活用した地域貢献活動の充実、④各種講座・プログラムを通じた社会連携・社会貢献活動という4つの方法及び手段で社会連携・社会貢献を進めている。社会連携・社会貢献の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にして、検証プロセスを適切に機能させ改善につなげている。

### (1) 効果が上がっている事項

#### 公開講座等の実施

公開講座やリカレント講座、西南コミュニティーセンター主催講座を開設し、着々と講座数を増やしている。大学ホームページや大学広報誌 SEINAN Spirit、福岡市政だより等を通じて積極的な広報にも努めており、地域社会に向けた生涯教育の機会提供を推進している。

#### ボランティア活動の充実

学生等の活動を社会へのサービス活動に繋げるボランティアセンターの諸活動が、年々充実している。

#### 西南子どもプラザの諸取組

西南子どもプラザでは、多様な人が関わることのできる場を目指して、施設のユニバーサルデザインその他、英語・中国語・韓国語のパンフレットの作成【資料8-39】や、International Day、「おとうさん、きんしゃい！」の日を設けて、実際に外国人親子や父親の利用のきっかけ作りをする等、多くの取組を行っている。これらの取組が、地域貢献と学生の教育（次世代育成支援）の好循環をもたらしており、子どもプラザでの活動を、卒業論文のテーマにする学生もいる。

#### 諸施設を活用した地域貢献

西南コミュニティーセンターや大学博物館、西南クロスプラザ等その他、近年設置した臨床心理センターやコイノニア法律事務所等により、地域社会に貢献している。また、災害時における施設等の利用協力協定を福岡市と結んだことにより、災害時に本学体育館を避難所として地域住民に開放するほか、飲料水、非常食等を備蓄する。

### (2) 改善すべき事項

特になし。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### (1) 効果が上がっている事項

##### 公開講座等の実施

エクステンション講座の充実を更に進め、より一層、教育研究の成果を通じた地域社会へのサービス活動を行う。更に、学術研究所事務室などの関係部署と連携し、教員の研究成果について、情報の発信、今後のエクステンション講座充実の礎とする。

##### ボランティア活動の充実

ボランティアセンターでは、福岡県、福岡市及び社会福祉協議会、各種団体、NPO 団体などと連携事業並びに各大学とボランティアネットワークを継続的に構築しながら、地域社会との連携を更に深めている。ボランティアリーダーの育成、海外ボランティア活動の強化等についても中長期計画に具体的なアクションプランを掲げている。

##### 西南子どもプラザの諸取組

西南子どもプラザでは、2014（平成 26）年度に開始したスタッフによる「子育てワンポイント講座」が好評であったため、2016（平成 28）年 9 月の「おとうさん、きんしゃい！」の日に、初めてお父さんのためのワンポイント育児講座を開催したが大変好評であった。多様な人との関わりの中で、より良い子育て支援を提供できる場を目指し、また、学生の次世代育成支援を体現する場として、現場とプラザ長をはじめとする学内の組織、福岡市や早良区等と協議しながら日々改善を加えている現在の取組を今後も進める。

##### 諸施設を活用した地域貢献

大学の諸施設の活用を通じて、今後も地域に貢献する。災害時における施設等の利用協力協定を福岡市と結んだことにより、今後も飲料水や非常食等の備蓄を行う。

#### (2) 改善すべき事項

特になし。

### 4. 根拠資料

- 8-1 学校法人西南学院ビジョンと中長期計画 2016-2025 パンフレット（既出 1-6）
- 8-2 2015 年度 自己点検・評価結果について（お知らせ）（既出 3-3）
- 8-3 大学ホームページ／教育研究基本情報「社会連携・社会貢献の方針」  
(<http://www.seinan-gu.ac.jp/assets/users/8/files/syakairenkeisyakaikouken.pdf>)
- 8-4 西南学院宗教局報告（既出 1-15）
- 8-5 エクステンション講座の開設状況 [大学データ表 12] (d-12)
- 8-6 大学ホームページ／パートナーシップ・プログラム  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/community\\_connect/industry/partnership\\_program.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/community_connect/industry/partnership_program.html))
- 8-7 神学部（出張）公開講演会
- 8-8 学術研究所報（2016 年度）（既出 3-47）

- 8-9 西南学院大学ボランティアガイドブック (既出 1-17)
- 8-10 東日本大震災ボランティア参加者一覧表 (d-86)
- 8-11 ボランティア活動実績一覧表 (d-87)
- 8-12 大学ホームページ/聖書植物園 (<http://www.seinan-gu.ac.jp/shokubutsu/>)
- 8-13 大学ホームページ/福岡市との連携  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/community\\_connect/industry/320.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/community_connect/industry/320.html))
- 8-14 大学ホームページ/西南子どもプラザ  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/community\\_connect/public\\_place/childrenplaza/](http://www.seinan-gu.ac.jp/community_connect/public_place/childrenplaza/))
- 8-15 子どもプラザ利用状況 (d-90)
- 8-16 大学ホームページ/西日本シティ銀行との連携  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/community\\_connect/industry/321.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/community_connect/industry/321.html))
- 8-17 寄附講座の開設状況 (d-40)
- 8-18 大学ホームページ/福岡西部地区五大学連携  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/community\\_connect/university/west\\_cooperation.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/community_connect/university/west_cooperation.html))
- 8-19 大学院ホームページ/大学院と福岡大学大学院との連携  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/gra/log/daigakukan\\_renkei/](http://www.seinan-gu.ac.jp/gra/log/daigakukan_renkei/))
- 8-20 大学ホームページ/Q-Links (九州地域大学教育改善 FD・SD ネットワーク)  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/community\\_connect/university/cooperation.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/community_connect/university/cooperation.html))
- 8-21 学生サポーター一覧表 (d-88)
- 8-22 大学ホームページ/西南コミュニティーセンター  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/community\\_connect/public\\_place/communitycenter.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/community_connect/public_place/communitycenter.html))
- 8-23 西南コミュニティーセンター利用状況 (d-89)
- 8-24 大学ホームページ/大学博物館 (<http://www.seinan-gu.ac.jp/museum/>)
- 8-25 博物館の概要 (d-84)
- 8-26 大学ホームページ/臨床心理センター ([http://www.seinan-gu.ac.jp/clinical\\_psychology.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/clinical_psychology.html))
- 8-27 大学ホームページ/コイノニア法律事務所 (<http://koynonia.sakura.ne.jp/index.html/index.html>)
- 8-28 大学ホームページ/図書館 (<http://www.seinan-gu.ac.jp/library/index.html>) (既出 7-34)
- 8-29 西南学院大学入学案内 Prospectus for 2016 Entry (既出 1-1)
- 8-30 大学ホームページ/元寇防塁遺跡  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/community\\_connect/public\\_place/facility.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/community_connect/public_place/facility.html))
- 8-31 大学ホームページ/西南クロスプラザ  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/community\\_connect/public\\_place/crossplaza.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/community_connect/public_place/crossplaza.html))
- 8-32 災害時における施設等の利用協力に関する協定 (福岡市・学校法人西南学院) (既出 7-18)
- 8-33 大学ホームページ/資格取得支援講座  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/community\\_connect/lifelong\\_learning/qualification.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/community_connect/lifelong_learning/qualification.html))
- 8-34 大学ホームページ/教育インキュベートプログラム・学内 GP  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/education\\_research/gp.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/education_research/gp.html))
- 8-35 西南学院大学自己点検・評価規程 (既出 1-33)
- 8-36 西南学院大学自己点検・評価規程細則 (既出 1-34)
- 8-37 西南学院大学自己点検・評価実施要領 (既出 1-35)
- 8-38 大学ホームページ/自己点検評価活動 (目標設定シート) (既出 1-36)  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/about/self\\_examination/report.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/about/self_examination/report.html))
- 8-39 早良区子どもプラザ・西南子どもプラザリーフレット (英語・中国語・韓国語)

以上



## 第9章 管理運営・財務

### 1. 管理運営

---

## 1. 現状の説明

### (1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

本学は、2014（平成26）年度に策定した「西南学院ビジョンと中長期計画」【資料9-1-1】を踏まえ、2016（平成28）年6月に、基本問題点検評価委員会において、管理運営の方針を以下のとおり定めた。

#### 管理運営の方針

持続的な変革と発展を支える柔軟な組織を構築するために、迅速かつ効果的な意思決定に向けたガバナンス体制の強化を行う。そのために、下記の取組を行う。

《大学（教学組織）》

##### ◇学長支援体制の強化

- ・大学運営の中で生じる様々な課題の迅速かつ効果的な解決に向けて、学長支援体制を強化する。

##### ◇各種会議体や委員会のあり方の見直しと役割や権限の明確化

《学院（法人組織）》

##### ◇理事会体制等の見直し（中計 学院 アクションプラン）

- ・最終意思決定機関として、学院や各学校・園・保育所に関する実質的な経営判断が迅速かつ効果的になされるよう理事会体制等を見直す。

以上の方針は、ポータルサイトに掲載して教職員で共有するとともに、大学ホームページに掲載して公開している。【資料9-1-2、9-1-3】

### (2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

本学では、「西南学院大学学則」【資料9-1-4】「西南学院大学規程」【資料9-1-5】に、学長をはじめとする所要の職を置き、また、教授会、理事会等の組織を設け、これらの権限、及び意思決定のプロセス等を明確にしている。

## 1. 学長等役職者

本学には、学長以下、副学長、宗教部長、各学部長、学生部長、教務部長、大学院学務部長、法科大学院長などの役職を置いている。

学長は、「西南学院大学規程」【資料9-1-5】及び「西南学院大学学長に関する規程」【資料9-1-6】の規定に従い、「西南学院大学学長推薦規程」【資料9-1-7】及び「西南学院大学学長推薦に伴う予備選挙実施規則」【資料9-1-8】に基づき推薦された者を理事会において選任する。

学長の権限と責任については、「西南学院大学規程」【資料9-1-5】及び「西南学院大学学長に関する規程」【資料9-1-6】に定めている。

副学長は、「西南学院大学規程」【資料9-1-5】及び「西南学院大学副学長に関する規程」【資料9-1-9】の規定に従い、本学専任教授の中から学長が推薦し、部長会議、連合教授会の議を経て、理事会において選任する。

副学長の権限と責任については、「西南学院大学規程」【資料9-1-5】及び「西南学院大学副学長に関する規程」【資料9-1-9】に定めている。

宗教部長は、「西南学院大学規程」【資料9-1-5】の規定に従い、専任の教授（キリスト者）の中から連合教授会の推薦に基づき、学長が任命する。

学部長は、「西南学院大学規程」【資料9-1-5】の規定に従い、専任の教授の中から学部教授会の推薦に基づき、学長が任命する。

学生部長は、「西南学院大学規程」【資料9-1-5】の規定に従い、専任の教授の中から連合教授会の推薦に基づき、学長が任命する。

教務部長は、「西南学院大学規程」【資料9-1-5】の規定に従い、専任の教授の中から連合教授会の推薦に基づき、学長が任命する。

大学院学務部長は、「西南学院大学規程」【資料9-1-5】の規定に従い、大学院担当資格のある専任の教授の中から連合教授会の推薦に基づき、学長が任命する。

法科大学院長は、「西南学院大学規程」【資料9-1-5】の規定に従い、法科大学院教授会の構成員である教授の中から法科大学院教授会の推薦に基づき、学長が任命する。

宗教部長、各学部長、学生部長、教務部長、大学院学務部長、法科大学院長などの役職の選任方法及び権限と責任については、「西南学院大学規程」【資料9-1-5】に定めている。

上述のように、各役職者の権限と責任は規程として明確に定められており、それらに則って適切な運営がなされている。

## 2. 教授会等の組織

本学では、全学に関する事項を審議する組織として、部長会議及び連合教授会を設けている。

部長会議及び連合教授会の構成員、審議事項、議決要件は、「西南学院大学学則」【資料9-1-4】及び「西南学院大学規程」【資料9-1-5】に明記され、それによって運営されている。なお、各会議体の審議事項の実施においては、学長の承認を得る必要がある。

部長会議は、学長を議長とし、学長、副学長、各学部長、その他の部長を構成員としており、院長、副院長、宗教局長及び事務局長がこれに出席し、表決に加わることができる。部長会議では、主として、連合教授会への議案に代表される全学的な諸問題や、大学の対外的な諸問題等の案件を審議している。

連合教授会は、学長を議長とし、専任教員全員を構成員としており、主な審議事項は以下のとおりである。

- 学則や大学規程の改正など全学的な教務及び学生に関する取り決め
- 学部長及びその他の部長等を理事会に推薦する選挙
- 入試判定等

本学では、各学部及び大学院研究科に関する事項を審議する組織として、学部教授会、大学院委員会、研究科委員会及び法務研究科委員会を設けている。

学部教授会、大学院委員会、研究科委員会及び法務研究科委員会の構成員、審議事項、議決要件は、「西南学院大学学則」【資料9-1-4】、「西南学院大学大学院学則」【資料9-1-10】、「西南学院大学大学院法務研究科学則」【資料9-1-11】、「西南学院大学規程」【資料9-1-5】、「西南学院大学大学院に関する会議規程」【資料9-1-12】、「西南学院大学大学院法務研究科委員会規程」【資料9-1-13】に明記され、それによって運営されている。

学部教授会は、学部長を議長とし、それぞれの学部に所属する専任教員を構成員とし

ており、教育課程に関わる事項の審議や教員の任免等を審議し、必要事項については部長会議、連合教授会の議を経て、理事会へ上程している。【資料9-1-5 第51～55条】

大学院委員会は、大学院学務部長を議長とし、学務部長、研究科長及び各研究科において選出されたそれぞれ2名の委員を構成員としており、教育課程に関わる事項や学位授与の承認に関する事項について審議し、必要事項については部長会議、連合教授会の議を経て、理事会へ上程している。【資料9-1-12 第2～6条】

研究科委員会は、研究科長を議長とし、それぞれの研究科に所属する専任教員を構成員としており、教育課程に関わる事項の審議等を審議し、必要事項については部長会議、連合教授会の議を経て、理事会へ上程している。【資料9-1-12 第7～11条】

法務研究科委員会は、法務研究科長を議長とし、それぞれの研究科に所属する専任教員を構成員としており、教育課程に関わる事項の審議や教員の任免等を審議し、必要事項については部長会議、連合教授会の議を経て、理事会へ上程している。【資料9-1-13】

### 3. 理事会等の組織

理事会等の組織については、「学校法人西南学院寄附行為」【資料9-1-14】に規定している。

理事会構成員は、以下のとおりである。【資料9-1-15】

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 院長、学長、高等学校長、中学校長及び小学校長</li> <li>(2) 事務局長</li> <li>(3) 副学長2名</li> <li>(4) 大学部長会議構成員のうちから理事会において選任した者3名</li> <li>(5) 宗教法人日本バプテスト連盟加盟教会の牧師のうちから理事会において選任した者4名</li> <li>(6) 第29条第2項第2号、第6号、第7号、第8号及び第9号の評議員のうちから理事会において選任した者1名</li> <li>(7) 本学校法人の設置する学校の卒業生で、年齢25歳以上の者のうちから理事会において選任した者2名</li> <li>(8) 学識経験者のうちから理事会において選任した者4名</li> </ol> |
|--|

理事会の審議事項は、以下のとおりである。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 予算及び決算</li> <li>• 資産の管理及び処分</li> <li>• 債務の負担</li> <li>• 行為その他本学校法人の諸規則の制定及び改廃並びに本学校法人の経営する学校等の組織変更</li> <li>• その他本学校法人の業務に関する事項</li> </ul> |
|---|

理事のうち院長たる理事を含む理事若干名が常任理事となり、理事長及び常任理事により常任理事会が構成され、日常の業務が処理されている。【資料9-1-14】  
常任理事会構成員は、以下のとおりである。【資料9-1-16】

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 院長</li> <li>(2) 学長</li> <li>(3) 高等学校長及び中学校長</li> <li>(4) 小学校長</li> <li>(5) 事務局長</li> <li>(6) 寄附行為第18条第2項第4号による理事の互選による1名（部長理事）</li> <li>(7) 理事長と院長が協議して推薦する理事のうちから理事会が承認した者若干名</li> </ol> |
|--|

常任理事会の審議事項は、以下のとおりである。【資料9-1-16】

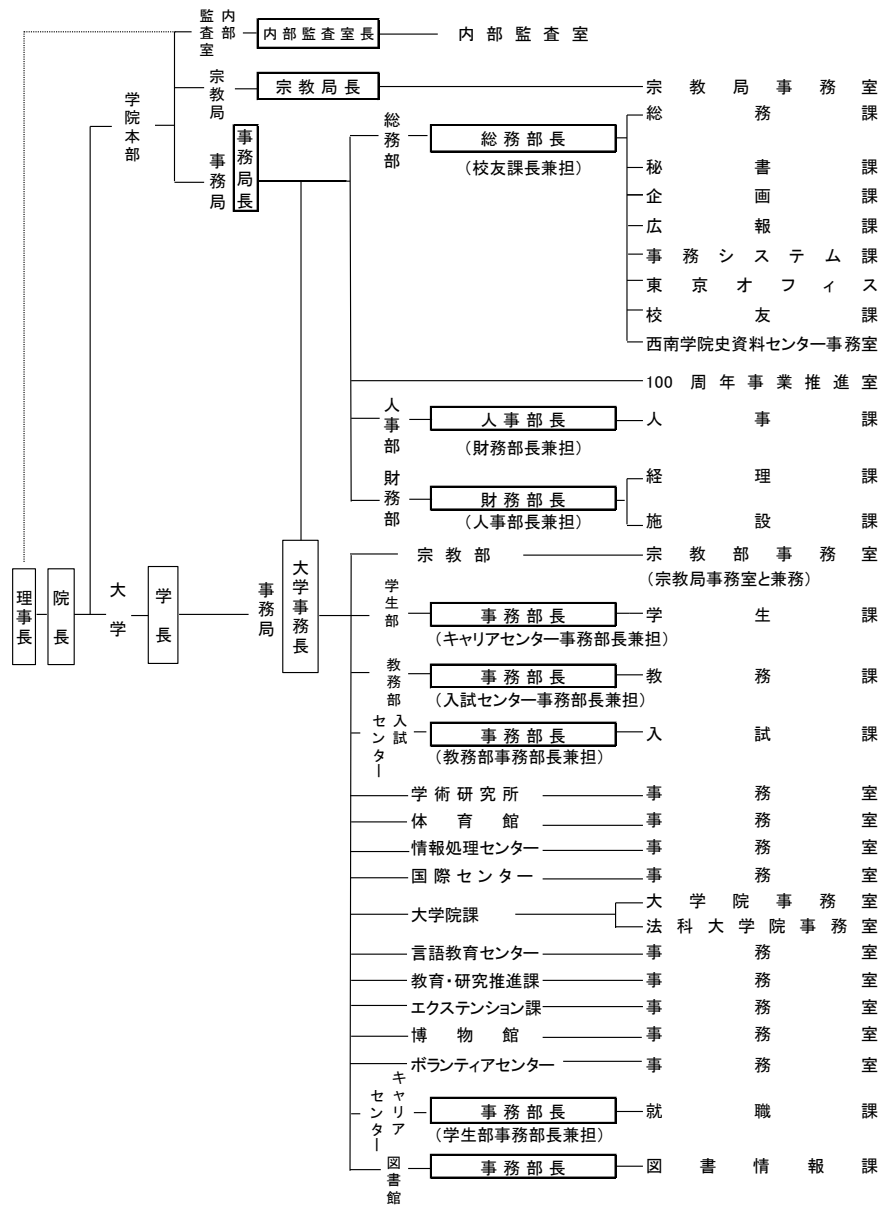


- 理事会に付議する原案検討及び作成に関する事項
- 理事会から委任を受けた事項
- 理事会の諮問事項
- 理事会の処理事項の研究調査及び企画立案に関する事項
- 理事長が必要と認めた運営に関する重要事項
- 非常事態発生の場合の緊急対策に関する事項

上記のとおり、理事会及び常任理事会の構成は、学院に属する各教育機関の意思が尊重されるように配慮されている。

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

本学では、法人・大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務等を行うために、以下のとおり事務組織を設けている。【資料9-1-17】



上記の組織及び各部署の担当業務は、「西南学院本部規程」【資料9-1-18】、「西南学院大学規程」【資料9-1-5】、「西南学院本部・大学事務分掌規程」【資料9-1-19】に規定しており、社会情勢の変化に伴う業務環境の変化に対応し、円滑な運営が可能なように、継続して見直しが図られている。

2016（平成28）年度は、「西南学院ビジョン及び中長期計画」【資料9-1-1】の実現や組織効率及び組織統制の向上を見据え、事務局組織の全体的見直しにおける方針を以下のよう  
に定めて、事務組織の全体的見直しを検討している。

- ① シンプルかつスリムな組織体系及び指揮命令系統
- ② 戦略立案や改善改革の促進に向けた企画機能の強化
- ③ 利便性の向上に向けた業務体制の充実

各部署における適正人員及び人員配置等については、事務局長、大学事務長、事務部長で構成される人事検討委員会【資料9-1-20】で検討し、決定している。適正人員は、既存部署については現状維持を前提とした上で、人的措置が必要な場合は要望を受け付け、人事検討委員会にてその妥当性を検討している。人員配置は、部署が要望する人材の要件に職員の適性や育成の観点を加味した上で、人事異動案を作成し、人事検討委員会で検討している。新設部署については、人事検討委員会で業務規模を踏まえ適正人員を検討している。

2012（平成24）年から2014（平成26）年までの各年度において、管理職による自己評価形式で各部署の業務量と質の両面を踏まえた適正人員の検証を行った。その内容を踏まえ、人事検討委員会で検討し、人員の増加、業務委託化等の措置を講じた。また、専門職については、既存の部署・新設部署を問わず、必要性に応じて配置している。

本学では、事務局職員の採用及び昇格に関しては、以下のとおり運用している。

## 1. 採用

「西南学院課長会議規程」【資料9-1-21】に事務局専任職員、嘱託職員及び契約職員を採用する場合の選考手続き等が規定されており、当該規程に従って、採用試験委員会で募集要項及び選考方法を検討し、課長会議の承認を得た上で採用活動を行っている。

従来は、面接を中心とした選考方法であったが、学校法人の事務組織に勤務する職員として必要な能力を可能なかぎり選考段階で評価することが必要であるとの認識から、2015（平成27）年4月採用の選考から新方式で運用している。

- ① 集団の中でのコミュニケーション特性を評価することを狙いとしたグループディスカッションの導入
- ② 事務組織に勤務する職員として必要な「読む、書く」という基礎的なリテラシーを評価することを狙いとした小論文の導入

今後数年間は、年度ごとの退職者数の均衡を欠いた状態で、比較的多くの退職者が出る予定である。この状況を踏まえ、人員構成の平準化を図るために、採用シミュレーションに基づく計画的な採用を進めて行く予定である。

2. 昇格等

「事務局職員人事考課規程」【資料9-1-22】に基づき人事考課を実施し、その結果を元に昇格者を決定している。

人事考課制度は、2002（平成14）年4月の職能資格の仮格付けを経て2003（平成15）年度から正式に運用している。2009（平成21）年には、副課長制度を導入したが、当制度は、人事考課の精度の向上及び人事考課を通じた人材育成の実効性の向上を目的としており、継続して改正を施しながら、現在に至っている。

また、昇格については中途採用者と新卒採用者との取扱いの整合を図る特例の制定、副課長への役職位任用については職能資格要件を緩和する運用を行う等、実態に即した運用を行っている。【資料9-1-23】

（4）事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

本学では、スタッフ・ディベロップメント；SDについては、「西南学院事務局職員研修規程」【資料9-1-24】に規定し、各選出母体から選出された委員で構成される職員研修制度運営委員会が実施主体となり運用している。

職員研修制度運営委員会では、「職員研修ガイド2016」【資料9-1-25 p.4】を作成し、以下のとおり「職員に求められる資質及び姿勢」を定めて、職員に公表している。

<p><b>求められる資質（意識面）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神的基盤 学院における建学の精神や教育理念について深い理解と認識をもつこと</li> <li>・基礎的基盤 教育及び教育機関に関する見識並びに学生・生徒等に対する理解をもつこと</li> <li>・環境認識力 教育事情の動向や教育機関を取り巻く社会環境の変化とそれに伴う業務の高度・複雑化から生じる諸問題を的確に認識すること</li> </ul>
<p><b>求められる姿勢（行動面）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的視野 学院の意思決定を効率よく執行するために、組織全体を踏まえた総合的視野をもつこと</li> <li>・進取の姿勢 環境や状況の変化に対して前例踏襲によることなく、新しいものを客観的に評価し、積極的に取り入れようとする</li> <li>・問題解決 直面する問題点の本質を把握し、創造的発想のもとに問題解決をはかること</li> <li>・協調と対話 多様化が進む組織にあって、他人の考えも客観的に尊重すると同時に、自己の考えを他人が理解できるように説明し、意思の疎通をはかること</li> <li>・使命感 学院の掲げる理想と目標の達成のため、最善の努力を行おうとする</li> </ul>

本学の職員研修計画の概要【資料9-1-25 p.6】は、以下のとおりである。研修区分は、職場研修、職場外研修、外部団体研修、自己啓発研修の4種に大別され、職場外研修は更に職掌・職能資格別研修、職位別研修、目的別研修の3種に分類される。研修内容については、それぞれの研修の目的に応じて研修制度運営委員会で協議し、検討されている。

当該職員研修計画に従って研修を実施し、その記録は、研修年報【資料9-1-26】に記載し、職員に公表している。

研修区分	内容
I. 職場内研修 (所属部署での研修)	年2回以上実施し、必ず2回は、他部署職員を受け入れ
II. 職場外研修(所属部署以外での研修)	
1. 職掌・職能資格別研修	主事を対象とした集合研修若しくはワークショップ型研修を実施。他は、目的別研修の全体研修で代替。新規昇格者研修を実施(副主査、主事、副主事)
2. 職位別研修	
a 管理職位研修	集合研修、新規監督職位就任者の通信教育研修の実施及び第二種衛生管理者試験の受験
b 監督職位研修	集合研修、新規管理職位就任者の通信教育研修の実施及び第二種衛生管理者試験の受験
c 専門職位研修	受講対象の研修について個別に通知する。
3. 目的別研修	
a 全体研修	夏期修養会時に実施予定の研修
b 実務研修	メンタルヘルス研修(総務課・人事課) パソコン・スキルアップ研修(事務システム課)
c 国内・海外研修	実施要項(10月配付)に基づき募集
d 新任職員研修・二年目職員研修・三年目職員研修	新任職員研修(就任後の採用時研修は実施済み) フォローアップ研修、他部署の職場内研修を受講
	二年目職員研修 モラルアップ研修及び他部署の職場内研修を受講
	三年目職員研修 プレゼンテーション研修及び他部署の職場内研修を受講
e キャリア開発研修	派遣・調査研修、大学間連携研修及び教職員連携研修を実施
f ライフサポート研修	外部機関が提供する講師派遣型の講座を受講
III. 外部団体研修	主管部署が取りまとめ窓口となって実施
IV. 自己啓発研修	申請、審査を経て補助を行う

(5) 管理運営に関する検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。[本学独自の点検・評価項目]

本学では管理運営の適切性を検証するための責任主体・組織、権限を、西南学院大学自己点検・評価規程【資料9-1-27】及び西南学院大学自己点検・評価規程細則【資料9-1-28】に定めている。

管理運営の適切性を検証する責任主体として、基本問題点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」と「西南学院大学自己点検・評価規程細則」に、その権限、手続を明記している。基本問題点検評価委員会において、定期的に管理運営の適切性を検証し、抽出された課題を改善している。

手続きに関しては、毎年度作成している「西南学院大学自己点検・評価実施要領」【資料9-1-29】に記載されている。毎年、目標設定シート【資料9-1-30】に目標を記載し、5月1日現在の根拠資料に基づいて事務局が点検・評価を行い、当該点検・評価結果(案)を個別点検・評価委員会である基本問題点検評価委員会において検証し、抽出された課題を改善することとなっている。

2016(平成28)年6月には、基本問題点検評価委員会において、管理運営の方針を定めた。

## 2. 点検・評価

### 「基準9-1の充足状況」

以下のとおり、基準9-1を充足していると判断する。

本学では、管理運営方針を定めて、学生・教職員及び社会一般に対して周知・公表しており、学長等の役職者や教授会、理事会等に関しては、明文化された規定に基づいて管理運営を行っている。法人・大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等を行うために事務組織を設置し、各部署には適正な人員の配置を施し、公正な人事を執り行っている。事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策として、職員に求められる資質及び姿勢を定め及び研修制度の整備を行っている。管理運営の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限・手続を明確にして、検証プロセスを適切に機能させ改善につなげている。

### (1) 効果が上がっている事項

#### 大学運営全般

「西南学院大学学則」「西南学院大学規程」をはじめとする諸規程に、学長等役職者や教授会、理事会等の権限、責任、審議事項等を明示し、大学の管理運営全般が適正に行われている。

#### スタッフ・ディベロップメント

スタッフ・ディベロップメント（SD）については、研修制度が整備されてから年々見直しが行われ、制度として成熟化してきている状況にある。研修制度運営委員会が実施する研修については、研修の目的を明確化することはもちろん、手法についても事前課題を課して意識を高めたり、研修時にはワークや実習を盛り込んだりするなどして工夫を凝らしている。

### (2) 改善すべき事項

特になし。

## 3. 将来に向けた発展方策

### (1) 効果が上がっている事項

#### 大学運営全般

大学を取りまく諸状況の変化に応じて、現在の態勢を見通しながら、法人組織や教学組織の適正な管理運営を継続する。

#### スタッフ・ディベロップメント

更に SD を機能させるためには、研修制度の枠組みで実施する研修内容の充実だけでなく、重要な役割を果たす OJT の位置付けを再考する取り組みを実施する。

(2) 改善すべき事項

特になし。

4. 根拠資料

- 9-1-1 学校法人西南学院ビジョンと中長期計画 2016-2025 パンフレット (既出 1-6)
- 9-1-2 2015 年度 自己点検・評価結果について (お知らせ) (既出 3-3)
- 9-1-3 大学ホームページ/教育研究基本情報「管理運営の方針」  
(<http://www.seinan-gu.ac.jp/assets/users/8/files/kanriunnei.pdf>)
- 9-1-4 西南学院大学学則 (既出 1-2)
- 9-1-5 西南学院大学規程 (既出 2-2)
- 9-1-6 西南学院大学学長に関する規程
- 9-1-7 西南学院大学学長推薦規程
- 9-1-8 西南学院大学学長推薦に伴う予備選挙実施規則
- 9-1-9 西南学院大学副学長に関する規程
- 9-1-10 西南学院大学大学院学則 (既出 1-3)
- 9-1-11 西南学院大学大学院法務研究科学則 (既出 1-4)
- 9-1-12 西南学院大学大学院に関する会議規程 (既出 3-69)
- 9-1-13 西南学院大学大学院法務研究科委員会規程 (既出 3-39)
- 9-1-14 学校法人西南学院寄附行為
- 9-1-15 理事・監事・評議員一覧
- 9-1-16 学校法人西南学院常任理事会規程
- 9-1-17 事務組織 [大学データ表 34] (d-34)
- 9-1-18 西南学院本部規程
- 9-1-19 西南学院本部・大学事務分掌規程 (既出 6-5)
- 9-1-20 事務局職員人事検討委員会規程
- 9-1-21 西南学院課長会議規程
- 9-1-22 事務局職員人事考課規程
- 9-1-23 事務局職員職能資格規程
- 9-1-24 西南学院事務局職員研修規程
- 9-1-25 職員研修ガイド 2016
- 9-1-26 研修年報 2015
- 9-1-27 西南学院大学自己点検・評価規程 (既出 1-33)
- 9-1-28 西南学院大学自己点検・評価規程細則 (既出 1-34)
- 9-1-29 西南学院大学自己点検・評価実施要領 (既出 1-35)
- 9-1-30 大学ホームページ/自己点検評価活動 (目標設定シート) (既出 1-36)  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/about/self\\_examination/report.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/about/self_examination/report.html))

以上



## 第9章 管理運営・財務 2. 財務

---



## 1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

## 1. 財政基盤の確立

本学では、教育、研究及び社会貢献の3つの機能を果たすために、「西南学院の使命」【資料9-2-1】、「西南学院ビジョン2016-2025」【資料9-2-2】及び「中長期計画2016-2025」【資料9-2-2】を定めて、「西南学院ビジョン2016-2025」及び「中長期計画2016-2025」の実現のために、必要な財政基盤を確立し、効率的な予算配分に努めている。

上記の「ビジョンと中長期計画」において「健全な財政基盤の確立に向けた点検と改善検討」をアクションプランとし、補助金の獲得強化及び計画的なキャンパス整備を重点課題として謳っている。【資料9-2-2】

財政基盤を確立し、安定的な財政運営を行うために、長期、中期及び短期に区分して、以下のとおり対応する方針である。

- (1) 長期：収入と支出の均衡に努め、より安定的な財政基盤を確立する。
- (2) 中期：定期的に策定する財政計画において、計画された事業の確実かつ円滑な実施のために、収入の増加と支出の抑制に努める。
- (3) 短期：財政計画中に発生する事案及び変更に対処するために、補正予算の編成等の柔軟な財政運営に努める。

## 2. 中・長期の財政計画の立案及び財政確保

本学では、「西南学院ビジョン2016-2025」【資料9-2-2】及び「中長期計画2016-2025」【資料9-2-2】を踏まえ、一定期間ごとに財政計画を策定している。

現在は、実施期間を2014（平成26）～2017（平成29）年度の4年間として、事業計画をまとめた第12次財政計画【資料9-2-3】を遂行している。

第12次財政計画の策定においては、大学教職員及び学生からの意見の徴収をはじめ学内外から収集した情報に基づいて、大学総合計画委員会【資料9-2-4】が、大学学費及び事業計画の検討を重ね、2012（平成24）年7月末に「さらなる国際化の推進」というテーマで策定した。期間中に実施予定の事業概要は以下のとおりである。

- 新図書館の建設
- 国際化のさらなる展開
- 国際交流システムの構築
- 教育・学習支援制度の充実
- 教育・研究の質的向上を図る資金
- その他の施設設備整備

第12次財政計画では、大学の財政基盤を安定させるために、入学志願者の質及び量を維持するために毎年入試制度の見直しや改善を行う他、2013（平成25）年には学院創立100周年記念募金事業【資料9-2-5】を開始した。事務局各部署におい

ては、経常費補助金に関する施策の検討や、コストセーブとコスト意識の徹底を行っている。

### 3. 教育研究の十全な遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

前述のとおり、本学では、「西南学院ビジョン 2016－2025」【資料 9-2-2】及び「中長期計画 2016－2025」【資料 9-2-2】を踏まえ、一定期間ごとに財政計画を策定している。

また第 1 章で記述したとおり、「中長期計画 2016－2025」は、大学をはじめとして各学校・園・保育所の構成員が各組織において検討を重ね、各構成員の意向を可能な限り反映して、実現可能性を重視した計画である。

「中長期計画 2016－2025」を基礎として、2014（平成 26）～2017（平成 29）年度の 4 年間の大学の事業計画を抽出して、改めて大学教職員及び学生からの意見の聴取をはじめ学内外から収集した情報を基に実現可能性を検討して大学総合計画委員会がまとめた計画が、第 12 次財政計画である。第 12 次財政計画の策定に当たっては、大学の財政基盤を安定させるために、入学志願者の質及び量を維持するとともに毎年入試制度の見直しや改善を行うことが強調されている。

### 4. 文部科学省科学研究費補助金、外部資金（寄付金、受託研究費、共同研究費等）、及び資産運用等の状況

#### (1) 文部科学省科学研究費補助金

本学では、教育研究の活性化を図るうえで、科学研究費助成事業（以下「科研費」という）等の外部資金の獲得は、大学にとって財政基盤の確立の観点からも重要であると認識している。

科研費の申請、受入れ及び管理は、教育・研究推進課が所管している。教育・研究推進課では、説明会の開催をはじめとする申請の支援体制を強化するとともに、部長会議及び学内ポータル等を通じて、科研費の申請を教員に促している。

その結果、下記に示す通り、新規応募件数は漸増傾向にあり、新規採択件数も安定的に推移している。【資料 9-2-5】

〔研究代表者数〕

採択年度	研究代表者数
2011 年度	21
2012 年度	24
2013 年度	18
2014 年度	27
2015 年度	29

※採択年度：交付決定を受けた年度（2013 年度に応募し、2014 年度に交付決定を受けた研究課題は 2014 年度に計上）

〔研究費受入額〕 【資料9-2-6】

採択年度	研究代表者		研究分担者		合 計		
	直接経費	間接経費	直接経費	間接経費	直接経費	間接経費	直接経費 + 間接経費
2011年度	20,520,000	6,156,000	10,380,000	3,099,000	30,900,000	9,255,000	40,155,000
2012年度	20,360,000	6,108,000	7,795,000	2,338,500	28,155,000	8,446,500	36,601,500
2013年度	22,790,000	6,837,000	9,265,000	2,779,500	32,055,000	9,616,500	41,671,500
2014年度	22,400,000	6,687,000	9,787,500	2,936,250	32,187,500	9,623,250	41,810,750
2015年度	18,622,000	5,595,000	8,940,000	2,682,000	27,562,000	8,277,000	35,839,000

※採択年度：交付決定を受けた年度（2013年度に応募し、2014年度に交付決定を受けた研究課題は2014年度に計上）

※受入額は他大学に配分した額は除いている。

(2) 寄付金【資料9-2-7】

本学院は、2013（平成25）年7月から創立100周年記念募金事業を開始した。本募金事業は、創立100周年記念募金事業推進委員会のもと、グローバル人材育成、奨学金基金の創設、学院内各学校の施設設備・教育環境の充実、キャンパスグランドデザインの推進などを募金対象事業とし、30億円を目標に推進している。募金期間は2017（平成29）年3月までである。これまでの実績は以下のとおりである。

〔創立100周年記念募金実績〕（学院入金分）

2013年度	52,240,101円
2014年度	197,446,511円
2015年度	336,730,602円
計	586,417,214円

(3) 受託研究費及び共同研究費

受託研究及び共同研究は、エクステンション課が主管するパートナーシップ・プログラム【資料9-2-8】に基づいて実施している。

パートナーシップ・プログラムにおいては、官公庁及び民間諸団体へ、本学の教員の教育・研究分野並びに社会貢献が可能な分野及び具体的な内容を記載したパンフレットを配布し、先方からの依頼に基づいて事業を展開している。

しかし、本学が文学、社会科学及び教育学等の学問分野を中心とした大学であるため、受託研究及び共同研究の依頼は少なく、実績は以下のとおりである。

〔受託研究〕

採択年度	採択件数	助成額	備 考
2011年度	0	0	
2012年度	0	0	
2013年度	0	0	
2014年度	0	0	
2015年度	0	0	

## 〔共同研究〕

採択年度	採択件数	助成額	備 考
2011年度	0	0	
2012年度	0	0	
2013年度	0	0	
2014年度	0	0	
2015年度	1	0	福岡県リサイクル総合研究事業化センター（小出）→助成金無し

## 〔民間助成財団等の研究助成〕

採択年度	採択件数	助成額	備 考
2011年度	0	0	
2012年度	1	600,000	放送文化基金（田村）
2013年度	0	0	
2014年度	1	1,200,000	放送文化基金（田村）
2015年度	1	940,000	メルコ学術振興財団（福島）

## (4) 資産運用

資産運用については、「西南学院資金運用委員会内規」【資料9-2-9】、及び「資金運用・管理に関する基準（ガイドライン）」【資料9-2-10】に基づき、安全かつ効果的な運用を行っている。

毎年度、上記の内規及び基準に基づいて策定した当該年度の資金運用方針案を資金運用委員会において検討し、常任理事会で承認を受けた上で、運用している。

運用状況については、経理課長が1か月に一度「資金運用状況報告書」を作成し、理事長に提出している。

## 5. 消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率の適切性

西南学院では、消費収支計算書関係比率寄附及び貸借対照表関係比率については、以下の5つの項目について指標を定めている。

- ① 人件費比率（人件費÷帰属収入）
- ② 教育研究経費比率（教育研究経費÷帰属収入）
- ③ 管理経費比率（管理経費÷帰属収入）
- ④ 帰属収支差額比率〔(帰属収入－消費支出) ÷ 帰属収入〕
- ⑤ 内部留保資産比率〔(運用資産\*－総負債) ÷ 総資産〕

\*運用資産＝その他の固定資産＋流動資産

人件費比率については、2015（平成27）年度決算において57.5%となっており、前年度の59.0%からは1.5ポイント減少している。これは、学納金、寄付金の増加により、帰属収入全体が増加したことが要因である。ただし、過去5年間の平均では59.9%であり全国平均（文系学部を複数設置する学校法人）の55.9%と比べると4.0ポイント上回っている状況であるため、今後も人件費を抑制する方策を実施していく。

教育研究経費比率については、2015（平成27）年度決算において26.2%である。過去5年間の平均でも26.9%であり全国平均に比べて低い水準である。予算

編成においては、全国平均以上を指標としており、2015（平成 27）年度予算においては 30%、2016 年度予算においては 30.1%、過去 5 年間の平均でも 30.4% となっており全国平均を上回っている。予算編成時に比べて帰属収入が増加して比率が下がることもあるが、予算執行残もかなりあるため、本学の財務比率で問題はないのか、更に内容を精査していく。

管理経費については、2015（平成 27）年度決算において 7.7%、2014（平成 26）年度決算で 7.9%と 2013 年度以前の 3 年間と比べて 0.8 ポイント増加しており、2016（平成 28）年度予算において 10.2 となっている。2016（平成 28）年度は学院創立 100 周年であり、ここ数年これに関連した記念事業の支出が多くなっているが、やむを得ない部分もあるため、臨時的なものを除いて適切な財務比率を目指していく。

帰属収支差額比率については、2015（平成 27）年度決算において 7.5%、過去 5 年間の平均で 4.7%である。経常的な運営には支障のないレベルであるが、今後長期的に計画されているキャンパスランドデザインの実施のための資金計画や教育・研究等を充実させるためには、十分ではない。このため、さらなる財政改善策の検討を行っていく。

内部留保資産比率については、2015（平成 27）年度決算において 29.6%、過去 5 年間の平均で 29.8%であり、全国平均を 3.5 ポイント上回っている。今後の施設・設備整備により一時的には減少していくことも想定されるが、引き続き良好な水準を保つことができるようにしていく。

## （2）予算編成および予算執行は適切に行っているか。

### 1. 予算配分と執行プロセスの明確性及び透明性

本学では、既述の「西南学院ビジョン 2016－2025」【資料 9-2-2】、「中長期計画 2016－2025」【資料 9-2-2】及び第 12 次財政計画【資料 9-2-3】を踏まえつつ、以下の手順で予算を編成している。

[予算編成の手順]

- ① 常任理事会で予算編成方針を審議・承認し、理事会で決議する。
- ② 各部署が予算要求原案を作成する。
- ③ 経理課が予算要求原案を基に予算編成資料を作成し、経理検討委員会の協議を経て、学校毎に予算査定会議で査定する。
- ④ 常任理事会が予算要求原案を審議・承認し、評議員会に諮問し、理事会が決議する。

また、補正予算は、当初予算編成時からの学生数及び教職員数の変更、所要経費等の追加・削減、前年度決算数値との関連を中心に、原則として人事（人件費に関する補正予算）、施設（施設・設備及び修繕に関する補正予算）及び編成作業を行う経理課の 3 課で行う。

補正予算編成前に新たな追加事業等が発生した場合は、特別予算申請により経

理検討委員会及び常任理事会の承認を得れば執行可能となる。この金額は補正予算として計上する。

補正予算確定後に緊急かつ突発的事項が発生した際には、予算超過申請により経理検討委員会及び常任理事会の承認を得た上で、原則として予備費の範囲内で執行を認める。

上記のとおり、予算編成方法は、明確であり、透明性を確保している。

承認された予算の執行については、以下の役職者ごとに金額に基づく上限を設定した承認権限を設けて各部門・部署で行っている。

- 各部門・部署事務責任者
- 経理課副課長
- 経理課長
- 財務部長
- 経理責任者（事務局長）

予算の範囲内で対応ができない場合、特別予算申請による案件以外は、一定のルールを設けて予算科目間の流用を認めている。

財務監査については、経理の適正を担保するため、私立学校法第37条第3項及び学校法人西南学院寄附行為第20条第7項【資料9-2-11】に基づき理事会において選任された監事2名による監査と、私立学校振興助成法第14条第3項に基づく監査法人による監査を実施している。

## 2. 適切な体制及び手続きに基づく財務監査

現在は、決算時の監査のみ監事による監査を行っているが、監事監査機能の強化のため「監事監査規程」を整備して、2017（平成29）年度以降は、期中監査も行う予定である。【資料9-2-12】

監事は、監査に際して事務局長や財務部部門より決算内容や財産目録などの説明を受ける他、監査法人とも連携し、意見を聴取して報告書を作成している。また、理事会・評議員会に出席して監査結果の報告を行っている。

監査法人による監査は、年間延べ89日間（2015（平成27）年度監査実績）実施している。会計処理の適切性、現金、預金、証憑との整合性について監査するだけでなく、システム監査やそれぞれの業務の流れ、決済手順についての適切性、関係書類との整合性等についても監査が行われている。定期監査以外でも電話等により適宜相談を行い、適切な会計処理を進められるように連携している。

また、2008（平成20）年10月の内部監査室設置に伴い、2009（平成21）年度から内部監査が実施されたことにより、公認会計士、監事及び内部監査室それぞれの役割に応じた所謂三様監査が行われており、その連絡会議として三様監査連絡会議が年間3回（5月、10月、3月）開催され、それぞれの監査の視点から報告や意見交換が行われている。2016（平成28）年度は、12月現在のところ5月と10月の2回開催されており、これらを含めて例年通り年度内に3回行われる予定である。【資料9-2-13,15条】

### 3. 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立

各予算執行部門・部署において、事務責任者及び所管事務部長名で予算・決算の差異について予算実績対比表を作成し、差異が一定の基準を超える科目については、予算残高理由書を添えて提出する仕組みとなっている。これを基に各部署の予算執行状況等を把握し、次年度予算編成時の査定に反映させている。更に今後は、将来的なリスク要因の分析による改善項目の整理を行い、実行可能なものから年度毎の予算編成方針に反映させていく。

### (3) 予算配分と執行プロセスの明確性・透明性及び監査の方法・プロセス等の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。[本学独自の点検・評価項目]

本学では、予算配分と執行プロセスの明確性・透明性及び監査の方法・プロセス等の適切性を検証するための責任主体・組織・権限を、西南学院大学自己点検・評価規程【資料9-2-14】及び西南学院大学自己点検・評価規程細則【資料9-2-15】に定めている。

検証の責任主体として、基本問題点検評価委員会を置き、「西南学院大学自己点検・評価規程」及び「西南学院大学自己点検・評価委規程細則」に、その権限、手続きを明記しており、上記委員会において、定期的に予算配分と執行プロセスの明確性・透明性及び監査の方法・プロセス等の適切性を検証し、抽出された課題を改善している。

手続きに関しては、毎年度作成している「西南学院大学自己点検・評価実施要領」【資料9-2-16】に記載されている。毎年、目標設定シート【資料9-2-17】に目標を記載し、5月1日現在の根拠資料に基づいて事務局が点検・評価を行い、当該点検・評価結果(案)を個別点検・評価委員会である基本問題点検評価委員会において検証し、抽出された課題を改善することとなっている。

2016(平成28)年6月には、基本問題点検評価委員会において、大学の財務関係比率に対する自己点検・評価における指標を定めた。

## 2. 点検・評価

### 「基準9-2の充足状況」

以下のとおり、基準9-2を充足していると判断する。

安定した学生確保の状況などから、本学の事業推進と使命達成が可能となる安定した財政基盤が確立されている。また、中長期的な教育研究計画と財政計画の立案を関連させることにより、財政に裏打ちされた教育研究の十全な計画と遂行がなされている。また、外部資金等を積極的に獲得し、財政基盤を更に確立させるための安全かつ効果的な資産運用を行っている。なお、大学の財務関係比率に対する自己点検・評価における指標や目標を示しており、財務関係比率が自己点検・評価における指標や目

標に照らして十分に達成されている。予算編成や予算執行については、承認権限や手順を明確に示しており、透明性を確保している。また、財務監査を適切な体制・手続により行い、予算配分と執行プロセスの明確性・透明性及び監査の方法・プロセス等の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にして、検証プロセスを適切に機能させ改善につなげている。

(1) 効果が上がっている事項

**財務全般**

教育研究計画と財政計画の立案を関連させることにより、財政に裏打ちされた教育研究の十全な遂行がなされている。

(2) 改善すべき事項

特になし。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

**財務全般**

今後も、中長期的な教育研究計画と財政計画の関連の適切性を検証する。

(2) 改善すべき事項

特になし。

4. 根拠資料

- 9-2-1 学校法人西南学院倫理綱領 (既出 1-5)
- 9-2-2 学校法人西南学院ビジョンと中長期計画 2016-2025 パンフレット (既出 1-6)
- 9-2-3 大学第 12 次財政計画
- 9-2-4 部長会議内各種委員会に関する内規 (既出 2-44)
- 9-2-5 科学研究費の採択状況 [大学データ表 24] (d-24)
- 9-2-6 学外からの研究費 [大学データ表 25] (d-25)
- 9-2-7 西南学院創立 100 周年記念募金事業募金趣意書
- 9-2-8 大学ホームページ/パートナーシップ・プログラム (既出 8-6)  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/community\\_connect/industry/partnership\\_program.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/community_connect/industry/partnership_program.html))
- 9-2-9 資金運用委員会内規
- 9-2-10 資金運用・管理に関する基準 (ガイドライン)
- 9-2-11 学校法人西南学院寄附行為 (既出 9-1-14)
- 9-2-12 学校法人西南学院監事監査規程制定
- 9-2-13 学校法人西南学院内部監査規程
- 9-2-14 西南学院大学自己点検・評価規程 (既出 1-33)



- 9-2-15 西南学院大学自己点検・評価規程細則 (既出 1-34)
- 9-2-16 西南学院大学自己点検・評価実施要領 (既出 1-35)
- 9-2-17 大学ホームページ/自己点検評価活動(目標設定シート) (既出 1-36)  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/about/self\\_examination/report.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/about/self_examination/report.html))
- 9-2-18 2015(平成27)年度事業報告書
- 9-2-19 2015(平成27)年度財産目録
- 9-2-20 2015(平成27)年度監事監査報告書
- 9-2-21 2015(平成27)年度 監査法人の監査報告書
- 9-2-22 5ヵ年連続資金収支計算書(大学部門)[資料 9-2]
- 9-2-23 5ヵ年連続資金収支計算書(法人全体)[資料 10-2]
- 9-2-24 5ヵ年連続事業活動収支計算書(大学部門)[資料 11-2]
- 9-2-25 5ヵ年連続事業活動収支計算書(法人全体)[資料 12-2]
- 9-2-26 5ヵ年連続貸借対照表[資料 13-2]
- 9-2-27 財務計算書類(写:文部科学省提出分)2011(平成23)年度
- 9-2-28 財務計算書類(写:文部科学省提出分)2012(平成24)年度
- 9-2-29 財務計算書類(写:文部科学省提出分)2013(平成25)年度
- 9-2-30 財務計算書類(写:文部科学省提出分)2014(平成26)年度
- 9-2-31 財務計算書類(写:文部科学省提出分)2015(平成27)年度
- 9-2-32 財務計算書類(写:文部科学省提出分)2016(平成28)年度

以上



## 第 10 章 内部質保証

---

## 1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

### 1. 自己点検・評価の実施と結果の公表

本学では、2011（平成 23）年度に「西南学院大学大学院法務研究科自己点検・評価規程」【資料 10-1】、2012（平成 24）年度に「西南学院大学自己点検・評価規程」【資料 10-2】及び「西南学院大学自己点検・評価規程細則」【資料 10-3】を制定し、自己点検・評価を行う責任主体・組織、権限を、西南学院大学自己点検・評価規程【資料 10-2】に定めている。

企画課では、毎年、「西南学院大学自己点検・評価実施要領」【資料 10-4】を作成している。

本実施要領には、以下項目が記載されており、各学部・研究科及び部局等は、本実施要領に基づいて自己点検・評価を行っている。

具体的には、5 月 1 日現在の根拠資料に基づいて事務局が点検・評価を行い、当該点検・評価結果（案）を個別点検・評価委員会において検証し、抽出された課題を改善する仕組みを展開している。

[西南学院大学自己点検・評価実施要領の記載内容]

- (1) 自己点検・評価の進め方
- (2) 過年度の自己点検・評価
  - a 目標設定シートの記入方法
  - b 自己点検・評価全体の流れ
- (3) 当年度の目標設定
  - 目標設定シートの修正（到達目標、評価指標、行動計画の追加・修正）

2013（平成 25）年度以降、自己点検・評価は毎年度実施し公開している。

なお、2005（平成 17）年度以降の自己点検・評価報告書は、大学ホームページに掲載し、構成員だけでなく広く社会一般の人々が常時確認できる状態にしている。掲載項目等については、次頁に後述する。

## 2. 情報公開

本学では、1996（平成 8）年の大学ホームページ開設と同時に「大学の概要－情報公開」サイトを設けて、受験生を含む社会が必要な情報を、分かりやすく速やかに発信することを基本方針として、情報公開の充実に努めている。

2011（平成 23）年 4 月 1 日施行の学校教育法施行規則等の一部を改正する省令に基づき、本学は、前述の情報公開のサイト内に「教育研究基本情報」及び「財政公開並びに事業報告」としたページを設け、及び、「ビジョン並びに事業計画」等のページを加えた。

「大学の概要－自己点検評価活動」のサイトにも、自己点検評価結果及び認証評価結果を掲載し、学校教育法に定められた基準を超える質と量の情報を公表している。

各ページの掲載項目は、以下のとおり。

## 第10章 内部質保証

1. 教育・研究基本情報 【資料10-5】	
教育研究上の目的	教育研究上の基本組織
教員組織、教員数、各教員の学位・業績	入学者受入方針、入学者数、学生数、卒業生数、 進学・就職状況
授業科目、授業内容、年間授業計画	
校地、校舎等の施設及び設備	取得可能な学位、卒業・修了の認定に当たって の基準
学生の修学、進路状況、心身の健康等に係る支援	
	授業料・入学金等

※文部科学省への設置認可申請書／届出書・計画履行状況報告書を含む

2. ビジョン並びに事業計画 【資料10-6】	
西南学院ビジョン 2016－2025	中長期計画 2016－2025
各年度事業計画書	

3. 財政公開並びに事業報告（各年度に以下項目を報告） 【資料10-7、10-8】	
事業報告書	決算書
西南学院の予算概要について	財産目録
予算書	監事監査報告書
西南学院の決算概要について	

※財務諸表の数値の経年比較及び全国平均値との比較データを提示して、数値を用いて本学の課題・改善点を明らかにするなど、分かりやすい説明を付している。

4. 認証評価 【資料10-9】	
西南学院大学に対する大学評価結果	
資料（評価組織体制・評価委員会名簿）	
〔2010（平成22）年度認証評価用〕 2009（平成21）年度点検評価報告書	

5. 自己点検評価 【資料10-10】	
自己点検評価に関する基本方針	
2005（平成17）年度以降の自己点検評価結果	

上記の情報を含む大学ホームページ上の全情報は、毎年5月の年度更新をはじめ、各部署が適宜更新し、常に最新の情報に更新している。

また、大学ポータル（2014（平成26）年 日本私立学校振興・共済事業団により設置）に参加している。【資料10-11】

なお、2015（平成27）年度末にホームページのリニューアルを行い、スマートフォン対応も充実させた。四半期に一度実施しているアクセス解析をもとに、受け手にわかりやすいホームページ制作を行うことで、内容は年々充実しアクセス数も増加している。

3. 情報公開請求への対応

本学の学生、教職員等本人が届け出た個人情報の開示又は閲覧の請求については、「西南学院個人情報保護規程」に基づき、本人であることを証明するなど適正な手続きを経た上で開示することが定められている。一般入試の成績開示についても、希望する受験者本人に限り開示すること及びその手続等について、入試要項で周知している。その他の情報開示について、明記した規程はない。請求が発生した時点で広報課が対応するが、2016（平成 28）年度の請求の実績はなかった。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

1. 内部質保証の方針

本学は、2012（平成 24）年度に制定した「西南学院大学自己点検・評価規程」【資料 10-2】及び「西南学院大学自己点検・評価実施要領」【資料 10-4】に基づいて、内部質保証に関する方針を、下記のとおり定めている。

西南学院大学自己点検・評価規程（抜粋）

〔目的〕

第 1 条

西南学院大学は、教育研究水準の向上に努め、教育研究活動の活性化を図るとともに、その社会的責務を果たしていくために、教育研究及び大学管理運営の状況について、自己点検・評価を行うことを目的とする。

西南学院大学自己点検・評価実施概要（抜粋）

〔活動の目的（何のために行うのか）〕

本学の目指す姿の追求と教育・研究の質向上に資する改善・改革を、自己点検・評価活動を通じて強く促進し、本学の永続的発展に寄与するとともに活動を通じて社会的信頼を獲得する。

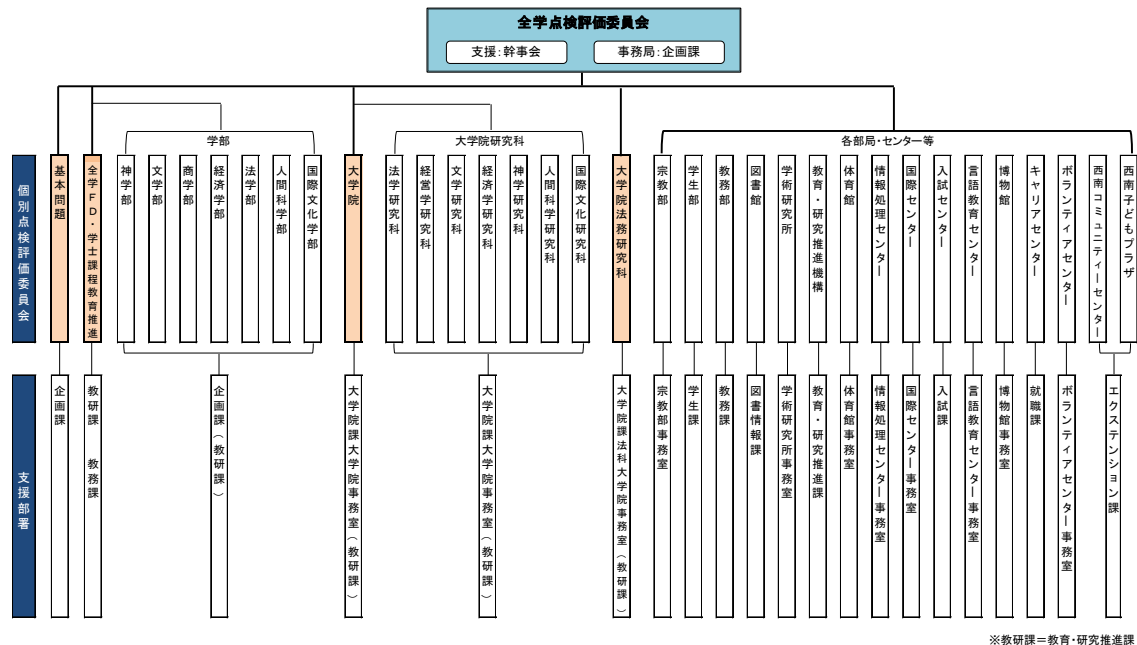
〔活動の基本方針〕

- (1) 本学の理念・目的の達成に向けた活動
- (2) 自主的な取組
- (3) 第三者評価の尊重
- (4) 内部質保証の重視
- (5) 大学設置基準等教育関連法の遵守
- (6) 積極的な情報公開と説明責任の履行
- (7) 公益財団法人大学基準協会による認証評価との連動

2. 内部質保証を掌る組織の整備

本学では、以下のとおり、全学的な見地からの対応と各部門単位での対応を可能とするように点検評価部門を組織化している。【資料 10-4 p.17】

西南学院大学 自己点検・評価体制



※教研課＝教育・研究推進課

(1) 全学点検評価委員会

本学の自己点検・評価の実施及びその結果の公表並びに学校教育法が定める認証評価への対応に関して総括し、本学の自己点検・評価活動の推進・発展を図る。並びに全学点検評価委員会は、個別点検評価委員会の自己点検・評価を総括する。学長が委員長となり、副学長、各学部長、各研究科長、各センター長、事務局長、大学事務長等、大学の主たる役職者総勢 38 名で構成する。

(2) 全学点検評価委員会幹事会

全学点検評価委員会が掌る諸事項の支援を行う。副学長（総務担当）が幹事長となり、大学事務長、企画課長及び学長が委嘱する者で構成する。

(3) 個別点検評価委員会

個別の到達目標、評価指標、行動計画等に従って、当該個別評価委員会が所管する事項について、点検・評価を行う。各個別評価委員会の概要は下記のとおり。

- 基本問題点検評価委員会（委員長：学長）  
大学の理念、組織、人事、財政、施設等、大学の管理運営に関する基本的事項について全学的な立場から点検・評価を行う。
- 学部点検評価委員会（委員長：各学部長 学部毎に設置）  
当該学部の教育研究等に関して点検評価を行う。
- 大学院点検評価委員会（委員長：大学院学務部長）  
大学院の教育研究等について、大学院全体の見地から点検・評価を行う。
- 大学院研究科点検評価委員会（委員長：各研究科長；研究科毎に設置）  
当該研究科の教育研究等に関して点検・評価を行う。
- 法科大学院点検評価委員会（委員長：法科大学院長）

法科大学院の教育研究等に関して点検・評価を行う。

- その他の個別点検評価委員会（委員長：各部長またはセンター長等 機関毎に設置）  
当該機関（宗教部、学生部、教務部、図書館、学術研究所、教育研究推進機構、体育館、情報処理センター、国際センター、入試センター、言語教育センター、博物館、キャリアセンター、ボランティアセンター、西南コミュニティーセンター、西南子どもプラザ、全学FD・学士課程教育推進）の教育研究等に関して点検・評価を行う。

### 3. 内部質保証の手続き【資料10-4】

毎年度の自己点検・評価に際しては、大学基準協会の点検評価項目を基準として、本学独自の到達目標のもと、上記の個別点検評価委員会が目標設定シート【資料10-12】に目標を記載し、5月1日現在の根拠資料に基づいて事務局が点検・評価を行い、当該点検・評価結果（案）を個別点検・評価委員会において検証し、抽出された課題を改善することとなっている。なお、自己点検・評価の効果的な実施のために、2014（平成26）年度から「自己点検・評価システム」を活用しているが、2015（平成27）年度に改修を行い、総括的で根拠の明確な形式に修正した。

上記の個別点検評価委員会の点検・評価結果は、全学点検評価委員会幹事会において検証され、その後、全学点検評価委員会に置いて確認されている。検証及び確認の際には、全学の点検・評価結果一覧【資料10-13】を用いて、全学的な現状や課題を俯瞰し、大学全体としてどのようにマネジメントするかという視点を持てるようにしている。

以上、本学では、毎年の点検評価による課題の抽出と達成計画の作成、そして実行という自律的な点検評価と改善活動を組織的に推進している。

### 4. 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立

本学では、2010（平成22）年度に「大学評価」を大学基準協会に申請し、同協会の大学基準に適合しているとの認定を受けたが、同時に11項目の助言が付された。【資料10-9】付された項目については、全学点検評価委員会、部長会議、連合教授会、常任理事会、課長会議等で、報告するとともに、毎年の自己点検評価活動で改善への取り組みを続け、その対応を自己点検・評価の目標設定シート【資料10-12】に掲載し、改善状況の把握並びに共有化【資料10-14】を図っている。

### 5. 構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底

構成員のコンプライアンスに関しては、本法人に勤務する者が、学院の目的と使命を理解して学院の教育、研究、その他の諸活動に従事し、目的達成と使命遂行に倫理観を持って貢献することを促すため2007（平成19）年に制定した「学校法人西南学院倫理綱領」【資料10-15】をはじめ、「西南学院大学公的資金管理規程」【資料10-16】「西南学院ハラスメント防止・対策に関する規程」【資料10-17】「研究活動の不正行為に関する取扱い規則」【資料10-18】等に定められており、これらの規程は、大学ホームページの「大学概要－西南学院大学の取り組み」のサイト【資料10-19】で公表されている。また、学院の組織



としても内部監査室が機能しており、意識の徹底がなされている。コンプライアンス体制を更に強化するため、個人情報の管理体制の強化、人権侵害（アカハラ・パワハラ・セクハラ等）についての継続的な対応強化、及びホームページ上の公益通報窓口の設置を、中長期計画のアクションプランに位置付けて、遅くとも2019（平成31）年度末までに完了させる計画を進めている。

### （3）内部質保証システムを適切に機能させているか。

#### 1. 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実

本学院に勤務する者は、学院の目的と使命を理解して、教育・研究その他の諸活動に従事し、目的達成と使命遂行に倫理観を持って貢献することが求められている。（学校法人西南学院倫理綱領【資料10-15】）

このうち、教員については、第3章で述べた通り、大学及び学部研究科等毎に、求める教員像及び教員組織の編制方針を定めて教職員で共有し、募集・採用・昇格については、基準・手続きを明文化している。また、事務職員については、第9-1章で述べた通り、2003（平成15）年度から職員人事制度を導入している。この人事制度において職員は、求められる職員像〔個人〕が、事務局・各部署の目指す姿〔所属組織〕や学院の使命〔全体〕に繋がることに留意して、個人の目標を定めることを求められている。

教員の殆どがいずれかの個別点検評価委員会の委員を務め、直接的に自己点検・評価活動に関わり、職員についても、個人のPDCAサイクルが組織のPDCAサイクルに奏効する仕組みとなっている。

#### 2. 教育研究活動のデータベース化の推進

本学は、公的な教育機関として充実した情報の提供を行い社会に対する説明責任を果たすことを目的として、2011（平成23）年度より、教育研究活動等の研究者情報を、「西南学院大学研究者情報管理システム（Seinan Gakuin University Education and Research Information Database：以下「教員データベース」という。）【資料10-20】で一元管理し、様々な用途に活用できるシステムを構築するとともに、大学ホームページを通して公開している。また、本学の研究成果や教育成果の収集・公開・発信を通じて、成果の社会への還元及び学術情報の流通促進に寄与することを目的とした電子アーカイブシステム（西南学院大学機関リポジトリ：以下「リポジトリ」という。）【資料10-21】を、2014（平成26）年度より運用し、大学ホームページを通して公開しており、2016年度現在は、教員や大学院生の論文等1,016件を掲載している。なお、教員データベースとリポジトリは相互に連携しており、例えば、リポジトリに掲載された論文から研究者情報や業績の参照等が、及び教員データベースの教員情報からリポジトリに掲載された論文等の参照が可能となっている。

#### 3. 学外者の意見の反映

本学では、内部質保証の取り組みの客観性・妥当性を高めるための工夫として、2011（平成23）年度から法科大学院に「西南学院大学大学院法務研究科外部評価委員会」【資

料10-22】を設置し、学外の識者による外部評価制度を導入している。また、監事監査においては、外部の会計監査法人と連携し計算書類について検討するなどの監査手続きを実施している。

しかし、法科大学院を除いては、2016（平成28）年度時点では、常設の自己点検・評価組織に外部評価者を含めてはいない。2009（平成21）年度に設置したアドバイザーボードは、委員構成が企業や行政のトップが中心で経営戦略的テーマに強い一方で教育・研究については弱いことや、受けた助言を現場にどう生かすかなどのプロセスが明確になっていない等の理由から、外部評価組織として活用するには、その構成に無理があるとして、2015（平成27）年度に解散した。【資料10-23】 2016（平成28）年度現在は、外部者の意見を公的に得られる組織として、西南コミュニティーセンター協議会【資料10-24 第4条】、西南学院大学博物館協議会【資料10-25】が存在しているが、積極的な学外者の意見の反映の場とは成り得ていない。言うまでもなく、理事会や評議員会の構成員である学外者の意見は聞いているが、一構成員としての意見であり外部評価として特化したものではない。また、入試課、就職課、広報課、校友課、及び100周年事業推進室等、日常的に学外者の意見を業務に活用する部署もあるが、組織としての活用は、現状では、本学が維持会員校である大学基準協会による認証評価（2010（平成22）年度受審（結果は「適合」）、及び2017（平成29）年度受審予定）を学外者の意見として活用しているのみである。今後は、法科大学院と同様に、外部評価制度の必要性も含めた具体的な検討を行う予定である。

#### 4. 認証評価機関からの指摘事項への対応

本学では、2010（平成22）年度に「大学評価」を大学基準協会に申請し、同協会の大学基準に適合しているとの認定を受けたが、同時に11項目の助言が付された。【資料10-9】

付された項目については、全学点検評価委員会、部長会議、連合教授会、常任理事会、課長会議等で報告するとともに、毎年の自己点検評価活動で改善への取り組みを続け、その対応を自己点検・評価の目標設定シート【資料10-12】に掲載し、改善状況の把握並びに共有化を図っている。

具体的には、指摘事項については、2014（平成26）年7月に改善報告を行った。2015（平成27）年4月、大学基準協会からの改善報告書検討結果において、同協会からの概評として、「助言を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることが確認できる。ただし、取り組みの成果が十分に表れていない事項については、引き続き一層の努力が望まれる。」とされ、再度報告を求められる事項はなかった。成果が十分に表れていないとされた項目については、引き続き改善の取組を続けている。【資料10-14】

#### 5. 今後の内部質保証への対応

前述のとおり、現在、本学では、内部質保証体制を整備し内部質保証システムを機能させているが、第3期認証評価における変更点にも見られるように、内部質保証が今後更に重視されていくことを認識している。本学においても、教育研究及び大学運営の改善のために、評価体制のあり方等（既述の外部評価制度の必要性の検討や、個別の点検

評価委員会の見直し等を含めて) について、再考する予定である。

## 2. 点検・評価

### 「基準 10 の充足状況」

以下のとおり、基準 10 を、概ね充足していると判断する。

「西南学院大学自己点検・評価規程」及び「西南学院大学自己点検・評価実施要領」に従って自己点検・評価を定期的実施しており、学生・教職員及び受験生を含む社会一般に対して、公的な刊行物、ホームページ等によって、法令を上回る質及び量の情報（学校教育法によるもの、財務関係書類、自己点検・評価の結果等）を、公開している。内部質保証を積極的に行うための大学の姿勢を明らかにし、内部質保証システムを整備し適切に機能させており、学外者や文部科学省及び認証評価機関からの指摘事項に対しては適切に対処し、全学点検評価委員会及び個別点検評価委員会を通じて、大学の諸活動における検証と見直しのシステムが実行されていることを、全学で把握している。

### (1) 効果が上がっている事項

#### 自己点検・評価体制の整備

全学的な自己点検・評価体制を整備し、毎年の自己点検や基礎データの作成等においても、担当部局の協力が得られている。

#### 財務情報の公開

財務情報をホームページで公開し、財務諸表の数値の経年比較や、全国平均値との比較を行うことによって、本学の課題・改善点を数値上明らかにしている。

#### 法科大学院における外部評価制度の導入

法科大学院に 2011（平成 23）年度に「西南学院大学大学院法務研究科外部評価委員会」を設置し、学外の識者による外部評価制度を導入している。

### (2) 改善すべき事項

#### 外部評価制度の検討

大学における学外者の意見の活用については、外部評価制度の必要性も含めた具体的な検討を、今後進めていかねばならない。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### (1) 効果が上がっている事項

##### 自己点検・評価体制の整備

今後、自己点検・評価を改革・改善につなげるために、個々の部門の自律的な評価活動を促し定着させるサイクルの確立、例えば改善の度合いが可視化され自己点検しやすい方法や、大学の諸活動に関するデータを自己点検・評価の枠組みだけでなく施策の策定に自発的に活用するような取組の体制の整備を検討する。

##### 財務情報の公開

財務情報を公開する際に、分かりやすい説明文を付記しているが、今後は、現状の課題・改善点の検討を行い、これについても公開することを検討する。

##### 法科大学院における外部評価制度の導入

「2015年度西南学院大学法科大学院外部評価報告書」に見られるように、外部評価における助言・提案・講評が改善のきっかけになる事例が多い。この法科大学院の外部評価制度を継続させつつ、法科大学院の外部評価の構成や役割等を、大学全体の外部評価制度を検討する際の参考にする。

#### (2) 改善すべき事項

##### 外部評価制度の検討

学外者の意見の活用については、「西南学院大学自己点検・評価実施概要」に第三者評価の尊重について規定しており、2015（平成27）年度に定めた「西南学院中長期計画2016－2025」においても、2018（平成30）年度までに検討するべき課題として挙げている。

外部評価制度の必要性も含めた具体的な検討を、今後進めていかねばならない。なお、検討の際には、法科大学院の外部評価制度を参考としたい。

### 4. 根拠資料

- 10-1 西南学院大学大学院法務研究科自己点検・評価規程（既出 1-37）
- 10-2 西南学院大学自己点検・評価規程（既出 1-33）
- 10-3 西南学院大学自己点検・評価規程細則（既出 1-34）
- 10-4 西南学院大学自己点検・評価実施要領（既出 1-35）
- 10-5 大学ホームページ／教育研究基本情報  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/about/public\\_information/seinan\\_basic/](http://www.seinan-gu.ac.jp/about/public_information/seinan_basic/))
- 10-6 大学ホームページ／ビジョン並びに事業計画  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/about/public\\_information/groundplan.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/about/public_information/groundplan.html))
- 10-7 大学ホームページ／財政公開並びに事業報告  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/about/public\\_information/public\\_financial.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/about/public_information/public_financial.html))
- 10-8 財政公開状況 [大学データ表 35] (d-35)

- 10-9 大学ホームページ／認証評価  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/about/self\\_examination/mutualrating.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/about/self_examination/mutualrating.html))
- 10-10 大学ホームページ／自己点検評価  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/about/self\\_examination/report.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/about/self_examination/report.html))
- 10-11 大学ポर्टレート（私学版）／西南学院大学／基本情報  
(<http://up-j.shigaku.go.jp/school/category08/00000000673401000.html>)
- 10-12 大学ホームページ／自己点検評価活動（目標設定シート）（既出 1-36）  
([http://www.seinan-gu.ac.jp/about/self\\_examination/report.html](http://www.seinan-gu.ac.jp/about/self_examination/report.html))
- 10-13 2015 年度自己点検・評価一覧
- 10-14 2010 年度認証評価結果、及び対応状況
- 10-15 学校法人西南学院倫理綱領（既出 1-5）
- 10-16 西南学院大学公的資金管理規程
- 10-17 西南学院ハラスメント防止・対策に関する規程（既出 6-27）
- 10-18 研究活動の不正行為に関する取扱い規則
- 10-19 大学ホームページ／大学概要（西南学院大学の取り組み）(<http://www.seinan-gu.ac.jp/about/>)
- 10-20 大学ホームページ／教員データベース (<http://seis-trinf.seinan-gu.ac.jp/>)（既出 3-45）
- 10-21 大学ホームページ／機関リポジトリ (<http://repository.seinan-gu.ac.jp/>)（既出 3-48）
- 10-22 西南学院大学大学院法務研究科外部評価委員会規程
- 10-23 西南学院アドバイザーボード内規の廃止について
- 10-24 西南コミュニティーセンター規程（既出 2-21）
- 10-25 西南学院大学博物館協議会規則

以上

## 終章

---

西南学院は2016（平成28）年度、創立100周年の節目を迎えた。昨今、大学を取り巻く状況は急速に変化し、近年は一段とそのペースを上げている。しかし、本学が建学の精神に基づき輩出を目指す人物像は、時代を超え一貫している。まずは、そのような人物こそが、自己の生涯を、そうでなかった場合よりもはるかに豊かなものにし、そしてそのような彼らこそが、平和で安定した社会を維持し、発展させるリーダーになってくれると信じるからである。学院創立以来、大学を含む学院構成員の思いは、一にこの点に集約される。

教育研究、これは各教職員が単独で行う仕事ではなく、大学という組織として体系的に行わなければならない事業である。教室で一人で行う授業も、また研究室で一人行う研究さえも、それがいかに他の多くの教職員に支えられた組織的営みであるか、思い至るにさして多くの時間はいらぬ。一人でいくら努力しても達することのできないパフォーマンスを、組織でなら発揮できる。マンパワーを、どのような環境のもとで、いかに連携・協力させれば、われわれの目的を最適に実現できるのか、試行錯誤を繰り返しながらもこれを追求し続けることはわれわれの責務であり、このチャレンジの姿勢を持ち続けることが、西南学院大学に集う者としての条件である。

「大学評価」は、まさにこのための欠くべからざるツールであり、自らを振り返るだけでなく、他者とどう協力し、組織としてどう取り組めば良かったのか、これからどうすれば良いのかを考えさせてくれる貴重な機会となる。これに第三者の目も加わり、さらにわれわれが現状をよりの確に把握し、取り組むべき課題をより客観的に捉えることができることに繋がっていくことを切に願っている。

以下、まず、各章の要約を行い、次いで、自己点検・評価を踏まえた今後の発展計画について述べる。

### 1. 各章の概要

#### 基準1 理念・目的

西南学院は創立100周年を迎えるに先立ち、2014（平成26）年度から2015（平成27）年度にかけて、「西南学院ビジョンと中長期計画2016-2025」を策定した。これにより、建学の精神である「キリスト教主義に基づく人格教育」を現代の視点で見つめ直し、学生を含む全構成員が、建学の精神と教育研究等の現場業務に一貫性を確保しながら、共通の目標を持って前進している。

#### 基準2 教育研究組織

創立期より、建学の精神であるキリスト教精神に基づいて、大学、大学院をはじめとする多様な教育研究組織を設置している。これらの組織の充実に努め、時代の要請に応じて、新增設や改組などの見直しを行っている。新分野の教育研究組織や新研究科、共通教育センターの設置などのように、随時検討を行いつつ、本学独自の教育プログラムであるチャペルアワーを、建学の精神に触れる機会として永きにわたって大切にはぐくむなどしている。

### 基準3 教員・教員組織

西南学院ビジョンのひとつに「人間育成」を掲げ、平和をつくりだす人間教育を行う本学では、教員・教員組織に関しても、「教員として採用される者は、建学の精神を理解し、これに協力する決意を有する者でなければならない。」と、基本的な姿勢に関わる事項を定めている。この考えのもとに、大学全体及び学部・学科等ごとに大学として求める教員像を定めて、教職員で共有するほか、大学ホームページの教員採用のサイトに掲載して公開している。また、教員組織の編制方針を定めて、多様な教育研究のニーズに応えている。教員の採用や昇格については、基準を定めて公正な人事を執り行い、大学主催及び教員間の自主的な資質向上のための様々な取組を行っている。

### 基準4 教育内容・方法・成果

#### (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

本学の学部及び研究科では、学則に明示している教育目標に基づいた学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を定めている。これらの方針については、随時、適切性の検証を行っており、2016(平成28)年3月に学校教育法施行規則の一部を改正する省令が交付されたことをきっかけに、全学部において、学生が「何ができるようになるか」ということを重視して、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の改定を行った。これらの方針に基づいて、大学ではカリキュラム・マップや履修基準等を作成し、方針と共に学生に明示して、方針と教育課程を関連させている。

#### (2) 教育課程・教育内容

教育課程の編成・実施方針に基づいて、大学では、授業科目を、専攻科目、関連科目、共通科目に区分して開設し、科目の対応関係や履修順序、配当年次などに配慮して体系的に教育課程を編成するとともに、履修モデルを提示している。これらの科目を体系的に履修することによって、学生は、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することが可能となっている。大学院では、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせて教育を行い、教育課程の編成・実施方針に基づき、全ての研究科において、教育課程及び教育内容の適切性を、履修モデルとして明確に示している。

#### (3) 教育方法

本学の学部及び研究科では、学士課程における教育目標を達成するために必要となる授業の形態を明らかにして、学生に示している。学部・研究科ともに、教育課程の編成・実施方針に基づき、各授業科目においては、少人数教育を基本として、学生と教員との人格的なふれあいや双方向の対話を重視する教育方法を大切にしており、学力だけでなく人間関係力を培っている。成績評価と単位認定については、学則に明示しており、シラバスは、統一した書式を用いて作成し、学生にあらかじめ公表している。教育成果については、全学及び各学部研究科等が自主的に行うFD委員会で定期的に検証を行ったり、大学主催のファカルティ・リトリートや夏期教職員懇談協議会、大学改革フォーラム等を通じて情報共有や資質向上を行い、その結果をより良い教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけている。



### (4) 成果

本学の学士課程では、教育目標に沿った成果をはかる手段の一つとして、学生自身が学修成果を自己評価する「学生による授業評価アンケート」及び「卒業生アンケート」を行い、集計・分析したデータは、全学部の学部長が構成員である部長会議で報告され、教育の充実と改善に有効に活用している。課程修了時における学生の学修成果を測定するための評価指標については、文部科学省の各種資料を基にループリックを作成中であり、今後の検討課題としている。研究科では、課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標は、修士論文及び博士論文の審査基準に示す基準であると認識し、これに基づいて学生の学習成果を適切に測定している。学位授与に関しては、学位授与方針並びに卒業及び修了要件を学則に明示して、適切に行っている。

### 基準 5 学生の受入れ

本学の学部及び研究科では、理念・目的及び教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定めて、この方針に基づき、入学者選抜のための多様な入試制度を整備して厳格に運用している。本学では、障がいのある者への特別な措置等を含んだ多様な入学試験制度を整備しており、学生募集、入学者選抜の方法は、受験生に対して公正な機会を保障し且つ大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものとなっており、学生の受け入れ方針との整合も取れている。過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が 1.00 を超えているが、2016（平成 28）年度に、各学部における入学定員及び収容定員を、入学者選抜の機能を低下させないこと及び学生に対する適切な教育環境を損なわない範囲とすることを前提とした見直しを行った。このため、2017（平成 29）年度以降は、改善が見込まれる。

### 基準 6 学生支援

本学では、「西南学院ビジョンと中長期計画 2016-2025」を踏まえて、学生支援の方針を定めている。この方針には、修学支援の方針・生活支援の方針・障がいのある学生に関する支援方針・進路支援の方針を内包しているが、障がいのある学生に関しては「障がいのある学生の修学支援の方針」を、進路支援に関しては「キャリアガイダンス」を、別途定めている。これらの方針に基づいて、様々な学生支援を行っている。学生支援には、本学の特長の一つで西南学院ビジョンに「国際感覚」として掲げ、異文化を受容し行動できる国際性の修得に資するための国際交流の支援も含んでいる。

### 基準 7 教育研究等環境

西南学院ビジョンのひとつに「教育研究」を掲げ、確かな教育力と新たな知と価値の創造を目指す本学では、このビジョンを実現するために、「教育研究等環境整備の方針」を定めて、この方針に則り、施設設備や環境整備、学術情報サービス、研究室や研究費、人的支援等ソフト・ハードの両面から、教育研究環境を整備している。

### 基準 8 社会連携・社会貢献

西南学院ビジョンのひとつに「地域貢献」を掲げ、進化する福岡とともに歩む自覚と協働を目指す本学では、このビジョンを実現するために、「社会連携・社会貢献の方針」を定めて、①教育研究の成果をもとにした社会へのサービス活動、②学外組織との連携協力による教育研究の推進、③大学の施設を活用した地域貢献活動の充実という切り口で、教育研究の成果を社会に還元している。これらの取組を通じて、学生と教職員間だけに留まらない、乳幼児から高齢者まで年齢や性別、職業、国籍、宗教等の属性を問わない多様な人々が、キャンパスやそれぞれの地域で交流し、好循環を生んでおり、キリスト教精神に基づいた隣人愛の実践と言える。

### 基準 9 管理運営・財務

#### (1) 管理運営

西南学院ビジョンのひとつに「経営基盤」を掲げ、永続的な変革と発展を支える柔軟な組織の構築を目指す本学では、このビジョンを実現するために、「管理運営の方針」を定めた。管理運営に関しては、学則や大学規程に、学長をはじめとする所要の職を置き、また、教授会や理事会等の組織を設け、これらの権限、及び意思決定のプロセス等を明確にしている。大学業務を支援する事務組織を設置し、事務職員の採用・昇格等を適切に行い、また、事務職員の意欲・資質の向上を図るために、体系化した職員研修計画を整備して、組織的にスタッフ・ディベロップメントを行っている。

#### (2) 財務

本学では、「西南学院ビジョンと中長期計画 2016-2025」の各計画の実現のために、同「ビジョンと中長期計画」内の「経営基盤」のビジョンの中に、健全な財政基盤の確立に向けた点検と改善検討をアクションプランに掲げ、補助金の獲得強化及び計画的なキャンパス整備を重点課題としている。現在は、安定した学生確保の状況などから、本学の事業推進と使命達成が可能となる安定した財政基盤が確立されており、中長期的な教育研究計画と財政計画の立案を連関させることにより、財政に裏打ちされた教育研究の十全な計画と遂行がなされている。また、財務監査を適切に行っている。

### 基準 10 内部質保証

2013（平成 25）年度以降、本学では毎年、自己点検・評価を実施し公開している。また、学生・教職員及び受験生を含む社会一般に対して、ホームページ等によって、多くの情報を公開している。内部質保証の体制に関しては、規程の整備を行い、適切に検証を行っている。

## 2. 自己点検・評価を踏まえた今後の発展計画

毎年度、各個別の点検評価委員会が行う評価結果を、全学点検評価委員会で審議する前の下作業として、全学点検評価委員会幹事会において一つ一つ確認する作業を行っている。今回は、各個別点検評価委員会が行った前年度（2015（平成 27）年度）の点検評価結果をもとに、各学部研究科や部局センターの各点検評価委員会と全学点検評価委員会幹事会

とで協力して、認証評価用の 2016（平成 28）年度点検評価報告書を作成した。今回、報告書を作成するにあたり、数年前から準備をして、必要な方針を策定したり、必要な情報を教職員で共有、あるいは社会に公表するなどの対応をすることができたのは良い機会であった。一方で、報告書作成にあたり、考えさせられたのが、「全学的観点」である。個別の目標に対して個別の点検評価委員会が出す評価結果に、可否を決めることはできても、それら多くの課題を全学的な視点で捉えて、例えば優先順位を付すようなところまで、自己点検できているのか、そのような視点に欠けているのではないかと感じた。第 3 期認証評価では、内部質保証が今後更に重視されていくことを認識している。本学においても、教育研究及び大学運営の改善のために、「全学的観点」で教育活動のマネジメントができるよう、評価体制のあり方等について、再考する予定である。

2017（平成 29）年 3 月 27 日

副学長（総務担当）

全学点検評価委員会幹事長

石 森 久 広



大学基準協会提出資料

## 評定一覧表 [様式 3]

---

評定一覧表

[様式3]

基準名		大学全体の評定	学部の評定							研究科の評定							
			神学部	文学部	商学部	経済学部	法学部	人間科学部	国際文化学部	法学研究科	経営学研究科	文学研究科	経済学研究科	神学研究科	人間科学研究科	国際文化研究科	法務研究科(法科大学院)
1	理念・目的	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
2	教育研究組織	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	教員・教員組織	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
4-(1)	教育内容・方法・成果 (教育目標、学位授与方針、 教育課程の編成・実施方針)	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	-
4-(2)	教育内容・方法・成果 (教育課程・教育内容)	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	-
4-(3)	教育内容・方法・成果 (教育方法)	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	-
4-(4)	教育内容・方法・成果 (成果)	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	-
5	学生の受け入れ	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
6	学生支援	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	教育研究等環境	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	社会連携・社会貢献	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9-(1)	管理運営・財務 (管理運営)	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9-(2)	管理運営・財務 (財務)	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	内部質保証	A	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

[注]

- 1 : 評定の欄には、以下の基準を目安に評定を付してください。  
 S- 方針に基づいた活動が行われ、理念・目的・教育目標の達成度が極めて高い。  
 A- 概ね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的・教育目標もほぼ達成されている。  
 B- 方針に基づいた活動や目的・教育目標の達成がやや不十分である。  
 C- 方針に基づいた活動や理念・目的・教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。
- 2 : \*印の欄については、評定は任意となっておりますので、必要に応じてご記入ください。
- 3 : 複教学部または研究科を設置している場合は、適宜、表を増やしてください。  
 また、印刷する際は、できるだけ1ページに収まるよう用紙のサイズや方向を変更してください。